

平成12年3月2日(木曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
20番	井上勝・	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

19番	松田伸一	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	丹野敏幸	庶務主査
柴崎良子	調査主査		

議事日程第1号

第1回定例会

平成12年3月2日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について
- ” 5 議第 1号 寒河江市収入役の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第 2号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 議第 3号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 14 議案説明
- ” 15 委員会付託
- ” 16 質疑、討論、採決
- ” 17 議第 4号 平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- ” 18 議第 5号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算
(第5号)
- ” 19 議第 6号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- ” 20 議第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- ” 21 議第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 22 議第 9号 平成11年度寒河江市病院事業会計補正予算(第3号)
- ” 23 議第 10号 平成12年度寒河江市一般会計予算
- ” 24 議第 11号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 25 議第 12号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 26 議第 13号 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 27 議第 14号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 28 議第 15号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 29 議第 16号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 30 議第 17号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 31 議第 18号 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算

日程第 3 2	議第	1 9 号	平成 1 2 年度寒河江市立病院事業会計予算
"	3 3	議第	2 0 号 平成 1 2 年度寒河江市水道事業会計予算
"	3 4	議第	2 1 号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
"	3 5	議第	2 2 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
"	3 6	議第	2 3 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
"	3 7	議第	2 4 号 寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について
"	3 8	議第	2 5 号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
"	3 9	議第	2 6 号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
"	4 0	議第	2 7 号 寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
"	4 1	議第	2 8 号 寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について
"	4 2	議第	2 9 号 寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について
"	4 3	議第	3 0 号 寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について
"	4 4	議第	3 1 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
"	4 5	議第	3 2 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
"	4 6	議第	3 3 号 寒河江市介護保険条例の制定について
"	4 7	議第	3 4 号 寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について
"	4 8	議第	3 5 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
"	4 9	議第	3 6 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
"	5 0	議第	3 7 号 寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
"	5 1	議第	3 8 号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
"	5 2	議第	3 9 号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
"	5 3	議第	4 0 号 寒河江市市税条例の一部改正について
"	5 4	議第	4 1 号 寒河江市手数料条例の全部改正について
"	5 5	議第	4 2 号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
"	5 6	議第	4 3 号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
"	5 7	議第	4 4 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
"	5 8	議第	4 5 号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
"	5 9	議第	4 6 号 寒河江市防災会議条例の一部改正について
"	6 0	議第	4 7 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
"	6 1	議第	4 8 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
"	6 2	議第	4 9 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
"	6 3	議第	5 0 号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
"	6 4	議第	5 1 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

- 日程第 6 5 議第 5 2 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について
- ” 6 6 議第 5 3 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
- ” 6 7 議第 5 4 号 寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更
について
- ” 6 8 議第 5 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- ” 6 9 議第 5 6 号 土地の取得について
- ” 7 0 議第 5 7 号 市道路線の廃止について
- ” 7 1 議第 5 8 号 市道路線の認定について
- ” 7 2 請願第 1 号 年金制度改善に関する請願
- ” 7 3 請願第 2 号 「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意
見書提出に関する請願
- ” 7 4 請願第 3 号 雇用安定創出を求める請願
- ” 7 5 施政方針説明
- ” 7 6 議案説明
- ” 7 7 質疑
- ” 7 8 予算特別委員会設置
- ” 7 9 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会

午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 これより平成 12 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はおりません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、松村助役は、公務のため途中からの出席になるとの報告を受けておりますので、御了承をお願いします。

また、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

本定例会の運営につきましては、2 月 28 日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、7 番柏倉信一議員、18 番内藤 明議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議の結果に基づき、本日から 3 月 22 日までの 21 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 21 日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成12年3月2日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、収入役選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、監査委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
3月 3日(金)	休 会			
3月 4日(土)	休 会			
3月 5日(日)	休 会			
3月 6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(水)	休 会			
3月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月11日(土)	休 会			
3月12日(日)	休 会			
3月13日(月)	午前9時30分	文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室

		建設委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月14日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月15日(水)	午前9時30分	文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月16日(木)	休 会			
3月17日(金)	休 会			
3月18日(土)	休 会			
3月19日(日)	休 会			
3月20日(月)	休 会			
3月21日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
3月22日(水)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告申し上げます。

本計画は、国の示しているゴールドプラン 21 のほか、山形県保健医療計画及び村山地域保健医療計画、本市の第 4 次振興計画と整合性を図った上でこれまで本市が実施してきた多様な保健と福祉、医療にわたる施策を充実、発展させるために、老人保健法及び老人福祉法に基づく老人保健福祉計画と、平成 12 年 4 月 1 日からスタートする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものであります。

計画の策定に当たり、高齢者等の実態や介護サービスに関する利用意向などを把握し、ニーズを的確に反映するため高齢者等実態調査を実施したほか、市内 69 カ所において説明会を行い、貴重な御意見を拝聴しております。さらに、保健・福祉・医療分野の関係者初め市民各層から成る「寒河江市高齢社会総合推進検討委員会」において協議、検討いただき、策定したものであります。

この計画では、介護保険制度を円滑に実施し、充実した福祉サービスを提供することはもとより「寒河江型ケアシステム」を発展させ、高齢者の生きがいのある、自立した暮らしを生涯にわたり総合的に支援、推進していく「寒河江型ライフサポートシステム」の確立に努めていくこととし、計画のキャッチフレーズを「生き生きハートフル寒河江」として、健康・長寿のまちづくりを進めていくことを基本理念としているものであります。また、すべての高齢者が生きがいを持って、住みなれた地域で豊かに安心して暮らせる地域社会を創造していくための、市民と行政の行動計画を明らかにすることを目的としているものであります。

具体的な内容につきましては、さきで開催していただきました全員協議会において御説明申し上げ、御協議をいただいたところでありますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 5、議第 1 号寒河江市収入役の選任についてを議題といたします。

この際、渋谷勝吉監査委員の退席を求めます。

〔渋谷勝吉監査委員 退席〕

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 1 号寒河江市収入役の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって任期満了となります寒河江市収入役に渋谷勝吉氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

内藤 明議員。

内藤 明議員 採決の方法であります、議長において投票による採決をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 記名ですか、無記名ですか。

内藤 明議員 事の性格からして無記名をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 ただいま内藤 明議員より、議第 1 号の採決については、無記名投票の要求がありました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成 5 名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については、無記名投票をもって行います。

これより議第 1 号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は 22 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 私から点呼申し上げます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で記載の上、投票箱に投票願います。

2 番松田 孝議員、3 番猪倉謙太郎議員、4 番石川忠義議員、5 番荒木春吉議員、6 番安孫子市美夫議員、7 番柏倉信一議員、8 番鈴木賢也議員、9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、11 番高橋勝文議員、12 番渡辺成也議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、15 番伊藤 諭議員、16 番佐藤暘子議員、17 番川越孝男議員、18 番内藤 明議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、23 番伊藤昭二郎議員、24 番佐藤 清議員。

〔投 票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に松田 孝議員、伊藤忠男議員、井上勝・議員を指名したいと思えます。

よって、3 議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20 票

反 対 2 票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議第 1 号はこれに同意することに決しました。

ここで、渋谷勝吉監査委員の着席を求めます。

〔渋谷勝吉監査委員 着席〕

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 9、議第 2 号寒河江市監査委員の選任について議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって任期満了となります寒河江市監査委員に安孫子雅美氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、お願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号について質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 市長に質問というのなんですが、実は、こうした人事案件、議題として出されるたびに、私ども面識のない方ですと、どういう方かほとんどわからないんですね。それで、できれば、当局の方でその方に当たられまして大体内諾を得られているという状況にあるというふうに思いますが、その段階で、例えば今回の場合は監査委員でありますけれども、どのような御認識をお持ちなのか、ぜひ知る手段が欲しいというふうな形をお願いをしておったんですが、残念ながらそれが実現しませんでした。こうした人事案件、市長が出されるときに、法的には問題はないというふうに思いますが、議会に対して適切な示し方があってしかなるべきだというふうに思いますが、市長、その辺、どのようにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 監査委員の場合ですと、地方自治法に、人格が高潔な方で知識もあり、そしてまた全般的な視野で市の行政というものを見ることができると、こういうことが書いてあるわけございまして、そういうことで、それに合致したところの適任者をお願いしてきたわけございまして。

そして、手続といたしましても、議長、副議長に「人事案件の提案をするからこういう方で」と、こういうことでお話しして、会派の皆さん方にはそれぞれ議長の方からお諮りしていただいております。そういう中で、どういうお人柄とか、ああいう経験者というようなことでお尋ねがあるわけございしますが、それにつきましては、十分お答え申し上げてきたところございまして、それで皆様方の御理解を得てきているのではないかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 内藤議員。

内藤 明議員 市長の御認識、若干違うのではないかなというふうに思っているんです。私どものこうした質問に対して「十分お答えをしてきた」というような答弁でありますけれども、そうした十分なお答えがあれば、何もこんなところでもう一度、わざわざ立って質問をするようなものではないんですね。したがって、そうした市長の認識をやはり改めていただきたいなというふうに思っているんです。難しい問題はあろうかというふうに思いますが、できるだけわかりやすいような提起をしていただくということが望ましいと思えますし、今回示されたのは経歴ですね。経歴は確かにわかりました。しかし、監査委員というのは、行政を担う行政当局とはまた違うものがあって、したがって、そうした御認識、どのようなことをお持ちなのか、やはり私どもは一番知りたいというふうに思っておりますし、また、それが市民に対する責任だと私は思っておりますので、こうしたことをお尋ねしたところであります。

これ以上のこと、市長から答弁があればぜひ、どういう人柄なのかも含めて教えていただきたいというふうに思えます。

なお、今後こうした人事案件を出される際に、どういうふうなことが望ましいのか、もう一回改めて御検討いただくことをぜひお願いしておきたいと思えます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 先ほども申し上げましたように、議長を通して議会に内協議とかするわけございまして、議員の皆さんの御意向を承るわけございまして、議長等の方から、履歴はもちろんでございまして、どんなお考えを持っているかと。その辺、市長が接触してどのような感じであったかということにつきましての御意向がございましたならば、十分私から議長を通してお話し申し上げたいと、かように思っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 先ほど内藤議員からも質問があったわけですが、この寒河江市議会での人事案件について、この間いろいろ議論をしてきた経過があるわけでありまして。そして、きょうこの議場にも出席している教育委員長が97年2月18日に議会の同意を得ているわけでありまして、その際も教育委員長自身から教育行政にかかわる基本的な考え方が示されました。また、97年12月5日の山内教育委員が選任同意される際も、同様の考え方が議会に対して示されて、そして同意をしてきたという経過があります。その後の98年8月31日に大沼教育委員が議会の同意を得る際は、たまたまといいますか、議会が改選される時期の議会というふうなこともありまして、その際は議会の中で議論がなかったんですが、この間ずっと、人事案件については、その役職に臨むに当たっての考え方を示していただきたいということが、議会側の総意として出されてきていると、こういう歴史的な経過がありますので、十分その辺を御認識していただいて、先ほど内藤議員から質問があったことについて、市長の御見解を改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

また、この間、今回の安孫子さんの選任同意に当たっても、私どもは基本的にそういう考え方を持っておったわけでありまして、そのことが市長の方まで届かなかったということがあるようではありますが、このことについての今回の考え方と、それから今後、これまでの経過も踏まえていただきまして、人事案件についての市長が提案する際の基本的な考え方をぜひお聞かせをいただきたいと、このように思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど内藤議員にお答え申し上げたとおりでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 議会としてのこれまでの経過もありますので、ぜひ今後十分議会の意向に対して対応されるように強く要望して終わります。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。内藤 明議員。

内藤 明議員 この人事案件についても、重要な人事案件でありますので、投票による採決を求めたいと思います。

佐竹敬一議長 無記名ですか、記名ですか。

内藤 明議員 これも、事の性格からして無記名の投票でお願いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 ただいま内藤議員より、議第2号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成3名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については、無記名投票をもって行います。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 議事進行についてですけれども、今のは動議ですよ。動議ではないんですか。(「要求」の声あり)要求でもいいんですけれども、方法としては、記名か無記名かということでの問題と、それから投票による採決と、この二つが今出されたわけですが、それは議場では今、例えば3名の賛成があったということで、動議というのかわからない、要求として取り上げるということであって、議会の意思としてどちらを選択するかという挙手による採決はとらなくていいのかどうか。先ほどの進行を見ていて疑問に思ったんですけれども、ぜひそこ辺をはっきりしていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 会議規則第70条、「議長が必要であると認めるとき、または出席議員3人以上から要求が

あるときは、記名または無記名の投票を表決する」と。(「表決」の声あり)これは「要求があったとき」と書かれております。(「だから、全体としての意思確認はしなくていいのかということ」の声あり)「3人以上の要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる」ということになっております。無記名ということで要求がございまして、今度はその反対に記名投票という要求がございませぬので、そのまま無記名でいくということになるんだそうです。遠藤議員。

遠藤聖作議員 「表決をとらなければいけない」となっているわけでしょう。つまり、3名以上の賛成というのは動議なんです。動議の採用なんです。だとしたら、「それでは、記名による投票に対する御意見はありませんか」というふうに当然議長としては聞かなければいけない。それでなければ、全体について決をとらなければいけないのではないのかというふうに私は思いますけれども、結局、動議3人の賛成でそのまま通ってしまうという進め方がいいのかどうか、ちょっと疑問に思ったんです。

佐竹敬一議長 暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時07分
再 開 午前10時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第2号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 私から点呼いたします。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で記載の上、投票箱に投票をお願いします。

3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤穎男議員、15番伊藤諭議員、16番佐藤陽子議員、17番川越孝男議員、18番内藤明議員、20番井上勝・議員、21番那須稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤清議員。

〔投票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に荒木春吉議員、高橋秀治議員、伊藤 諭議員を指名いたします。

よって、3 議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20 票

反 対 1 票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議第 2 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 13、議第 3 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 14、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 3 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち柏倉 實委員が、本年 3 月 27 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、お願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 17、議第 4 号から日程第 74、請願第 3 号までの 58 案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第 75、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 12 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 12 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を申し上げる次第であります。

私は、2000 年という節目の年を迎え、21 世紀の寒河江市が麗しい活力にあふれる都市としてさらなる発展されるよう、全力を傾けて市政運営に努めていかなければならないとの思いを新たにしているところであります。

市政の重責を担って以来、市民の皆様の負託におこたえするため、一貫して市民との対話を重視し、市民の立場に立った市政の運営を基本に、清潔で信頼される市政の実現と、市民が誇りと愛着の持てる都市づくりに全力を傾注してまいりました。この間、地域特性を十分発揮した「さくらんぼにこだわったまちづくり」や、自然と景観を大切にした「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を市政執行の基本理念として諸施策を進めてまいりました。とりわけ、昨年度は、山形自動車道西川月山間の開通、山形新幹線新庄延伸、寒河江サービスエリアのオープン、白岩、金谷バイパス開通などが相次いだ年でありました。

これら施策が順調に推進しておりますことは、ひとえに議員各位を初め多くの市民の皆様からの御支援、御協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

2000 年は、地方行政の分野でも大きな変革を迫られる時期でもあります。介護保険制度が本年 4 月からスタートいたしますし、地方分権一括法も 4 月に施行され、地方自治も新世紀を控えた新しい時代を迎えます。地方分権は、地方公共団体の自己決定権を高めることにより、総合的な行政主体として、みずからの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりに取り組むことが求められてくることとなります。

昨年受賞した、全国花いっぱいコンクールの自治大臣賞においても、市民の主体的、市民挙げての美しいまちづくりの実践の賜物であり、また、グラウンドワークの取り組みやみこしの祭典等においても、本市は地方分権下におけるまちづくりを一步先んじて取り組んできたとの感を強くいたしております。市民の口から、自然に「花と緑、せせらぎ」という言葉が出てくるようになり、「花と緑、せせらぎ」が市民にしっかりと定着し、市民の主体的な参画によるまちづくりが、確実に具現化しているものと実感しているところであります。

一方、地方を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況のもとでの地方公共団体は、みずから徹底した行財政改革に取り組むなど、経費支出の効率化に徹する一方で、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、地域経済の再生、介護保険の実施など、少子・高齢社会への対応、自主的・主体的な地域づくり、環境の保全等の政策課題に積極的に対応することが求められております。

このような時代の状況、時流を十分に念頭に置きながらも、平成 12 年度は、本県の急速に整備されつつある高速交通体系の恩恵を享受できる本市の地の利を最大に生かしたまちづくりを一層推進してまいるとともに、住民ニーズに応じたきめ細かい福祉サービスを提供しつつ、行財政改革を一層推進し、行財政基盤の強化を図りながら、21 世紀につなげるための発展基盤を整備していく決意でありますので、議員各位並びに市民の皆様のお一層の御協力をお願いするものであります。

さて、本年度は、第 4 次振興計画の計画期間である平成 8 年から 17 年度の間を迎え、計画で示した将来都市像「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の構築に向け、計画的に主要プロジェクトを

着実に実施し、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりに努めてまいります。

取り組みに当たっての平成 12 年度の主要課題として、まず、駅前を中心とする中心市街地の活性化であります。本市においては、交流拠点にふさわしいまちづくりとして、駅前を核とする中心市街地、チェリークア・パーク、チェリーランド、慈恩寺の四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成を推進しておりますが、中でも本市の玄関口であり、顔である駅前地区については、土地区画整理事業により、にぎわいと魅力ある町並みの形成及び商業機能の再構築に取り組んできているところであります。昨年度一部仮換地指定を行い、去る 1 月 24 日には本工事の起工式を行ったところであります。引き続き順次仮換地を行い、計画的に工事を進めてまいります。

中心市街地の活性化として、P A O 二丁目ビルについて市が取得し、再整備を行い、中心商店街活性化の起爆剤とするとともに、公共的施設を付加して市民の憩いの場を創出し、本市の新たな魅力ある顔として整備を行ってまいります。

快適な居住環境の整備といたしましては、3カ所の住宅団地を造成してまいるとともに、新たに西根・下釜地区に住居用の土地区画整理事業を展開してまいります。

また、平成 14 年度に開催される「第 19 回全国都市緑化やまがたフェア」に向け、いよいよ本格的な準備に取りかかることとなりますが、単に会場を花と緑で飾り立てるということでなく、本市の農業、商業、工業などあらゆる産業分野が連携とかかわりを持ち、新しい寒河江市の土台を築き、それを全国にアピールしていくという気概で精力的に取り組んでまいります。

緑化フェアの開催に合わせて、高速道路と温泉、花、フルーツ、そして最上川を初めとする美しい自然を結びつけたチェリークア・パークの整備をより積極的に進めてまいります。幸い、昨年オープンした、全国で初めてとなる第三セクター運営の寒河江サービスエリアが非常に活況を呈しており、今後のクア・パーク整備にとって大きな励みとなっているところであります。

2000 年は、福祉の面でも大きな変革の年となります。本格的な高齢社会を迎え、社会全体で介護を支える社会へ変革する介護保険制度が、いよいよ 4 月 1 日からスタートします。

本市におきましては、これまで保健・福祉・医療が三位一体となった「寒河江型福祉」を推進してきましたが、介護保険制度導入を機会に、福祉サービスの見直しの中で、介護保険とは別枠の独自サービスも提供しながら、さらに充実、拡大を図り、「やさしさあふれる高福祉社会」を形成してまいります。

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、集落営農システムの構築と高収益作物の拡大による農業経営基盤の強化を図るとともに、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」を積極的に推進してまいりました。

その中で、さくらんぼとともに寒河江のバラを積極的に支援してまいりましたが、平成 9 年度、10 年度のバラの生産額が、愛知県などの先進地を押さえて日本一になりました。さくらんぼに続き、農業では二つ目の日本一の勲章を得たこととなりますが、このことをステップに「寒河江型農業」のより一層の推進に努めてまいります。

昨年、新しい農業基本法が制定され、農業を暮らしと命の安全と安心の礎として大きな役割を果たすものと位置づけ、農業の持続的な発展を基本理念の一つに掲げておりますが、農地の有する力、農村の魅力をもっと掘り下げ、景観も含めて農業のよさ、農地の力を発揮させ、農業者が自信と誇りを持てる農業を推進してまいりたいと考えております。

諸般の事業を具現化するための平成 12 年度予算について申し上げます。

最近の我が国の経済状況は、民間の回復力がいまだ弱く、厳しい状況を脱していないものの、国の景気対策により、金融再編成の進捗、産業競争力の強化、企業体質の改善などが図られ、平成 11 年度の国内総生産の実質成長率が 0.6% のプラスに転じる見込みであるなど、緩やかながら回復の兆しが見えてきている状況にあ

ります。

このような景気動向を踏まえるとともに、本市の中・長期的な財政運営を視野に入れた上での財政の健全化維持を基調としつつ、第4次振興計画並びにその実施計画にのっとり、重要課題への効率的・重点的配分を行い、国の示した

地方財政計画を指針としながら、国庫補助制度、有利な地方債などの弾力的かつ有効活用を図り、第4次振興計画の「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」を目指し、四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成、快適環境の創造に配慮し、環境整備事業、教育文化、福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。

この結果、平成12年度の当初予算は、一般会計において146億4,000万円で、対前年比2.7%の増となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は321億5,961万1,000円で、対前年比13.3%の増となるものであります。

続きまして、施策の概要について、第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

本市が交流の拠点となるためには、寒河江市の地域特性に立脚した個性ある都市基盤の整備が必要であり、今年度も引き続き積極的に対応してまいります。

国・県道の整備について申し上げます。

地域の経済、文化の発展に重要な役割を果たしている国道の整備促進は、主要都市間を結ぶ幹線道路の整備を図る上でも必要不可欠であります。

本市都市軸の根幹を成す国道112号につきましては、昨年白岩バイパスが完成し、道路交通機能の格段の向上が図られました。寒河江バイパスについては、渋滞の解消を図るため、4車線工事が進められており、この3月には、下高屋入口～主要地方道天童大江線区間の約2キロメートルが完成いたしますが、引き続き長崎大橋からチェリーランドまでの整備促進を要望し、円滑な交通機能の確保を目指してまいります。

また、国道458号につきましては、幸生～大蔵村肘折の未改良区間と中郷～左沢間の最上橋の整備促進を引き続き要望してまいります。

県道の整備であります。慈恩寺への重要なアクセス道路となる日和田松川線の慈恩寺バイパスにつきましては、順調に工事が進められており、12年度の完成を目指してまいります。

また、田代白岩線の留場バイパスにつきましては、引き続き整備促進を要望していくとともに、白岩バイパスまでの延伸と、田代地内の未改良区間の整備について早期着手を働きかけてまいります。

さらに、主要地方道寒河江西川線と一般県道元町高屋線との交差点改良についても、整備促進を要望してまいります。

寒河江駅前土地区画整理事業は、本市中心市街地の顔の再生と、交流拠点にふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、百年の大計に立って最も重要な事業と位置づけ、推進しております。

本年度は、駅前広場の築造に取り組むとともに、JR施設の補償業務及び自由通路の詳細設計に取り組んでまいります。また、地区住民等の合意形成を図りつつ、詳細な土地利用規制を行う地区計画を策定し、潤いのある美しい景観のまちづくりの実現と商業施設等の誘導を図ってまいります。さらに、建物移転を計画的に進めるとともに、引き続き仮換地の指定を行ってまいります。

市勢発展を望む上で少子化時代にあっても人口の増を期待しなければなりません。そのためには、良質な居住空間の供給など定住環境の整備が不可欠であります。そこで、組合施行で土地区画整理事業を行おうとしている西根・下釜地区において、本年度は、事業区域の設定や現況測量など組合設立に向けた準備に取り組んでまいります。また、白岩金谷地区、日和田、横道地区においては、土地開発公社の活用を図り、快適な居住環境の宅地造成を進めてまいります。

さらに、近年の市街化区域の拡大にこたえ、魅力ある市街地を形成するため、都市計画区域の拡大に取り組むとともに、用途地域や都市計画道路の見直しなどを行ってまいります。

次に、都市計画道路の整備であります。本年度は、市施行の山西米沢線緑町地内と緑町米沢線緑町地内を完成させ、本市の内環状道路の機能充実と工業団地内のアクセス機能充実を図ってまいります。また、山西鶴田線についても、引き続き整備を進めてまいります。

県施行の柴橋日田線につきましては、JR左沢の跨線橋の上部工事の着手など、事業促進を要望してまいります。さらに、上町地内から六供町までの区間についても、地元の事業促進の機運が高いことから、早期事業化を要望してまいります。

次に、市道の整備であります。交流拠点であるチェリークア・パークへのアクセス道路については、これまで計画的に整備を進めており、本年度は柴橋平塩線を完成させていくほか、駅南高瀬山線を中心市街地とチェリークア・パークをダイレクトに結ぶ重要幹線と位置づけ、工事に着手するとともに、既設歩道の段差解消工事を実施してまいります。さらに、これに接続する島落衣線についても事業着手するなど、緑化フェア開催を視野に入れた基盤整備を図ってまいります。

また、工業団地柴橋線、三泉堤防線及び浦小路高屋線横道地内の建設促進を初め、市民生活に密着した生活道路である市道の改良や側溝整備、舗装整備、交通安全施設整備など、安全快適な道路交通網の整備に努めてまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備について申し上げます。

「第19回全国都市緑化やまがたフェア」につきましては、基本計画が策定されたところでありますが、本年度は、実施体制である「都市緑化やまがたフェア実行委員会」を設立し、本格的に取り組んでまいります。本市においても、「寒河江市推進委員会(仮称)」を設立し、花の植栽やPRなど啓蒙活動を行ってまいります。

本市を花のまちとしてイメージさせるまでになった市民手づくりのフラワーロードにつきまして、今年度から八楸、高松地区約1キロメートルにつきましても、フラワーロード推進協議会に加入していただき、延長してまいります。また、引き続き街路樹の植栽ますやロータリーへ花を植栽し、美しいまちづくりを進めるとともに、長岡山のつつじ園やワイルドフラワー園など、市民が花に親しむ憩いの場の提供に努めてまいります。

本市は、せせらぎ宣言のまちとして、生活に潤いをもたらす水辺空間の整備に積極的に取り組んでいるところであります。二の堰親水公園につきまして環境整備を図るとともに、市街地までの下流部について、二ノ堰第2地区水環境整備事業により、引き続きポケットパーク等の整備を進めてまいります。

農業用水路の持つ多面的機能の増進と用水の安全確保を図るため、市街地内の幹線用水路の整備に取り組んでまいります。また、寒河江川桜づつみモデル事業について、桜回廊を延伸し、潤いの川づくりを推進してまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

新しい農業基本法である「食料・農業・農村基本法」の制定に伴い、多くの基本的政策が見直されてきており、農業は大きな変革期を迎えています。本市におきましては、国、県に歩調を合わせた新たな施策に取り組むとともに、引き続き地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開してまいります。

本市では、これまで農業構造改善事業等を活用し、ミニライスセンターや観光農業施設整備を推進してまいりましたが、これら施設の有効活用により、一層の大規模経営体の育成と観光農業の充実を図ってまいります。さらに、園芸銘柄産地育成事業等による施設化の推進と、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による農業経営の安定確立を図り、施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業をより一層推進してまいります。

特に、本市において、まちづくりのシンボルと位置づけているさくらんぼについては、新たに市独自のさくらんぼ生産振興事業により、雨よけテント整備を支援するほか、加温ハウスや無加温ハウスなどの施設化を推

進し、気象条件に左右されない安定生産に努めるとともに、機械導入による作業の省力化に努めてまいります。

花卉については、これまで積極的に生産振興を図ってきたことにより、日本一となったバラのほか菊、ストック、トルコギキョウ、啓翁桜などの生産も盛んで、県内最大の花卉の産地となっております。花はさくらんぼと並び本市のイメージづくりに大きな役割を果たしていることから、より一層の生産拡大を図るとともに、本市独自のフラワーフェスティバルの開催や、JR東京駅の待ち合わせ場所である「銀の鈴」、「スクエアプラザ」に本市の花卉を展示する「さわやか花広場事業」に取り組み、「花のまち さがえ」を全国にアピールしてまいります。

米については、依然として需給ギャップが生じております。このため、今年度から新たに水田農業経営確立対策が実施されることになり、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図るため、米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に取り組んでまいります。

本年度、本市においては 657 ヘクタールの水田で生産調整が実施されることになっておりますが、これまで同様に、生産調整は農業者みずからの取り組みを基本としながら、それが円滑かつ確実に実施されるよう、「地域とも補償事業」を支援してまいります。

中山間地域の農地は、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成など多面的なすばらしい機能を有しております。そこで、中山間地域における耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するため直接支払い事業を実施し、中山間地域において適切な農業生産活動が維持されるよう支援してまいります。

また、平成 9 年度から取り組んでいる中山間地域活性化推進事業についても、引き続き「農林業等活性化基盤整備計画」による基金を活用し、新規作物の導入や農業担い手の育成を図るための事業を支援してまいります。

さらに、牧歌的な風景を求めて年々訪れる人がふえている葉山高原牧場について、引き続き公共牧場機能強化事業に取り組み、牧場の有効利用による畜産振興を図るとともに、市民の憩いの場を提供してまいります。

土地基盤整備事業について申し上げます。

寒河江川下流地区国営かんがい排水事業について、昨年度に引き続き高松堰幹線と昭和堰頭首工、昭和堰幹線の整備が継続され、用水の安定供給と潤いのある水辺空間の創出が進展いたします。

県営土地改良事業については、長峰地区及び寒河江中央地区、寒河江中央第 2 期地区の農免農道整備事業、ため池等整備事業、三泉地区の寒河江地区ふるさと農業緊急整備事業、新田堰地区及び留場地区の中山間地域総合農地防災事業などを推進してまいります。

さらに、中山間地域の農業・農村の活性化と農業振興を図るため、昨年度に実施計画を策定した葉山の里地区中山間地域総合整備事業に着手するなど、地域の農業振興と活性化に努めてまいります。

林道整備については、平野山といこいの森の総合的な利活用を促進するため、引き続き平野山線の整備を推進するとともに、岩木田代線の舗装整備に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、緩やかな改善が続いているというものの、依然として個人消費や設備投資などは低水準のまま推移している状態にあります。

本市においても、市内企業 200 社を対象とした「業況調査」では、2 年ぶりに回復を示す数値を示したものの、なお低い水準にあることには変わりなく、依然厳しい状態にあると認識しております。

こうした状況を受けて、本市では、これまで国の緊急経済対策で創設された中小企業金融安定化特別保証制度や、県の緊急経営安定保証制度の積極的な運用を図り、企業の経営安定化と経営基盤の充実に取り組んでおります。

今年度も、現下の最大の懸案である景気回復のための中小企業金融安定化対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の積極的な運用による金融円滑化事業、企業経営研修や経営診断指導事業、技術交流プ

ラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに取り組んでまいります。

本市の商業については、開店や出店表明が相次ぎ活況を呈しておりますが、他市同様、商業施設の集積が郊外に偏りがちで、中心市街地の商業機能の相対的な低下を招いております。

このため、中心市街地の活性化を図るため策定した「寒河江市中心市街地活性化基本計画」に基づき、拠点駐車場である本町駐車場を設置したところであり、本年は、寒河江ショッピングセンタービルについて、中心市街地の活性化拠点施設として、公共の活用も含め最も有効に活用されるよう整備してまいります。さらに、駅前土地区画整理事業や都市計画道路整備事業の推進とあわせて、商店街等の活性化事業を支援するほか、市街地の商店街活動や青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、中心市街地の商業活性化を図ってまいります。

工業基盤の整備については、これまで本市の産業経済の基盤確立と若者の定住を目指し、寒河江中央工業団地の整備と優良企業の誘致を積極的に実施してきたところであります。

全国的に企業の設備投資意欲が低迷しておりますが、本年度も、市民の雇用の場の確保を図るため、企業誘致をさらに強力に展開してまいります。

次に、観光物産の振興について申し上げます。

長らく不況や雇用情勢の悪化の影響を受けて、国内の著名な観光地は入り込み客数の大幅な減少に悩んでいますが、長期的に見れば、余暇時間の増加、高速交通網の拡充、健康な高齢者の増加などを背景に観光の需要は高まることが想定されます。

本市においては、観光を地域活性化につながる重要な産業と位置づけ、「日本一さくらんぼの里」としての個性的なまちづくりと、情報発信による地域イメージの明確化に努めるとともに、高速交通網の整備進展にいち早く対応し、観光拠点施設チェリーランドの開設、さらには滞在型観光拠点施設チェリークア・パークの整備と、着実に観光基盤施設の整備に取り組んでまいりました。

本年度は、山形自動車道の延伸効果により入り込み客の確実な増加が見込まれ、引き続きさくらんぼをイメージリーダーとして、周年観光農業やチェリーランド、慈恩寺、寒河江温泉などへの誘客をルート化による周遊性を高めながら進めていくとともに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用したひな祭りや、JRなどとともに進める「小さな旅」、二ノ堰、寒河江城址など市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりに努め、激化する地域間競争や観光客の価値観の変化、多様化に対応してまいります。

さらに、県を挙げ、JR 6社との共同で行う「ディスティネーション・キャンペーン」に参加し、全国に向けた誘客宣伝活動を展開してまいります。

祭りやイベントの実施は、市民意識の高揚や一体感の醸成に大きな役割を果たすとともに、観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効であることから、引き続き地域特性に根ざした多様な祭りやイベントを展開してまいります。

チェリークア・パーク事業については、国、県、道路公団、民間、市が一体となって、寒河江SA地域拠点整備事業として取り組みを行っており、市では、周辺のアkses道路の整備やライフラインの整備を進めてまいりました。

昨年秋には、全国初の第三セクターによる運営となる寒河江サービスエリアがオープンしたところであり、民活エリアについては、さがえ西村山農協が総合交流ターミナル施設整備に着手しております。他の事業者においても、平成12年度から平成13年度にかけて、おのおの着工の予定であり、全体としては、平成14年度の「全国都市緑化フェア」に向け整備が進められるものと思っております。

水辺プラザ整備事業につきましても、昨年より階段護岸の整備や遊歩道の整備など、河川空間の環境整備が進められており、本年度完成の予定となっております。

さらに、最上川ふるさと総合公園が「全国都市緑化フェア」の主会場に決定されて以来、公園整備に拍車が

かけられてきており、本年度には、イベント広場やフラワーガーデンとともに、公園駐車場のオープンが予定されるなど、より一層の整備促進が図られるものと考えております。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

急速に進展する高齢社会が到来した現在、市民一人ひとりが自分の住みなれたところで、生涯を通じて生きがいと尊厳を持って安心して暮らせる社会環境づくりが重要となっております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、保健・福祉・医療が三位一体となった「寒河江型ケアシステム」を構築し、健康づくりから疾病の予防、リハビリ訓練、さらには在宅サービスに至るまでの一貫したサービス提供に努めてまいりましたが、この「寒河江型ケアシステム」を発展させ、自立した暮らしを総合的に支援、推進していく「寒河江型ライフサポートシステム」を確立するため、生きがいや生活の支援サービスの充実を図り、より一層ハートフルなまちづくりを推進していきます。

本年度は、4月から介護保険制度が導入され、社会保障制度に新たな分野が切り開かれる節目の年であります。そこで、利用者の立場に立ったサービス基盤の整備、介護保険給付を補完する市の独自サービスの充実などを図り、介護保険制度の円滑な推進に取り組んでまいります。

特に、介護保険事業の運営に当たっては、介護保険運営協議会を設置し、被保険者などの意見を反映するよう努めるほか、市民の在宅介護に関する相談窓口となる在宅介護支援センターを4カ所配置するとともに、総合調整機能を担う基幹型在宅介護支援センターをハートフルセンターに設置し、いつでも相談に応じられる体制を整えてまいります。

また、要介護者が安心して介護支援を受けられるよう、市内にある社会福祉法人などへの指導とともに、多様な介護保険サービス提供事業主体の参入を図り、より質の高いサービスを提供できる環境づくりに努めてまいります。

現在、本楯地区に建設中であり、老人保健施設「寒河江やすらぎの里」の開所により、本市のサービス提供基盤は、施設、在宅の両面にわたって飛躍的に充実するものと期待しておりますので、施設整備について、これを支援してまいります。

今後、高齢者が安心して暮らせる生活の支援、高齢者の生きがいづくりに対する重点的な取り組みが求められますので、本市独自の介護支援サービスの実施や外出支援事業、生きがい活動支援通所事業などを新規に実施するとともに、「高齢者ふれあいサロン」を設置し、高齢者の自主的な生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

健康づくりについて申し上げます。

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防は、健康寿命を延ばしていくことや疾病の予防、介護予防の上で今後ますます重要な課題となります。

このため、本年度は、年の節目となる方々への受診勧奨を実施するなど、がん検診、人間ドック、骨粗鬆症検診などの受診率の向上に努めて、市民の健康チェック機能の充実を図ってまいります。また、今年度から幼児を対象としたブラッシング指導、食生活指導とあわせ、新たにフッ素塗布を実施し、健康な歯の基礎づくりを行ってまいります。

さらに、新たに幼児の肥満を対象とした「肥満予防教室」を実施するほか、健康教室や栄養指導、訪問指導活動を通して、健康を守るための生活習慣の普及啓発に努めてまいります。

今後とも市民の健康チェック機能の充実に努め、「運動・栄養・休養」のバランスのとれた健康づくりを支援し、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識が涵養され、それが地域ぐるみの活動になるよう推進してまいります。

市立病院につきましては、これまでも地域の中核医療機関として施設整備やMRI、ヘリカルCTなどの高度医療機器等の導入を行い、機能の充実と良質な医療の供給に努めてまいりました。

本年度も、乳がんの早期発見を目的とした、乳房エックス線撮影装置の新規導入など、より高度な医療の提供と患者サービスの向上を通じ、多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。また、4月からの介護保険サービスでは、訪問リハビリ、訪問看護を引き続き行うとともに、市民向け介護教室や糖尿病教室の開催など、地域に開かれた保健事業を進めてまいります。

近年、医療を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、病院経営基盤の健全化に努め、市民がいつでも、だれでも安心して受診できる、「親しみやすく、明るい親切な病院」づくりに一層努力してまいります。

子育て支援対策として、国の少子化対策臨時特例交付金を活用した少子化対策子育て支援事業により、市内にある私立幼稚園や民間保育園の施設や遊具等の整備を引き続き支援するとともに、本市の保育所施設等の充実を図り、市全体の就学前子育て支援施設の環境整備に努めてまいります。

また、「寒河江子どもプラン」に基づき、市立保育所における延長保育の拡大や障害児保育の充実を図っていくとともに、無認可保育園の運営補助や放課後学童クラブの支援、短期的に子育てできない親の子育て支援事業を充実するなど、地域の子育て機能の向上を図ってまいります。

次に、「さくらんぼ共生園」についてであります。

新設される「さくらんぼ共生園」は、これまで建設用地の選定も含めて積極的に支援してきたところでありますが、国際ライオンズ財団の支援を受けて建設している多目的ホール棟との複合的な活用により、知的障害者の生活支援や社会参加の促進が飛躍的に高まることが期待されます。本年度は、国、県の補助を受けて建設する知的障害者通所更生施設整備を支援してまいります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

グラウンドワークの推進について申し上げます。

本市においては、「市民参加による麗しい快適環境づくり」を目的に、グラウンドワークを推進しておりますが、田沢川のホタルの養殖地づくりや美原町の公園づくり、また、市民と企業のパートナーシップによる「水辺の夜会」や「花いっぱいコンサート」の開催など、市内各所でグラウンドワークの取り組みが行われ、「自分のまちは自分でつくる」という機運が高まりを見せております。

また昨年、市民による「寒河江グラウンドワーク研究会」が組織され、その活動に注目しているところであります。

本年度も、南新町や新山地区の公園づくりなど、市民の活動を積極的に支援し、寒河江の人のパワー、市民力によるまちづくりを推進してまいります。

花と緑、せせらぎのまちづくりについては、これまでフラワーロードや中央通りのフラワーポットの設置など、公的空間を利用した花の植栽や緑化を図り、あわせて「花・緑・せせらぎニュース」や「美しい景観づくりの集い」などによる意識啓発を図ってまいりました。その結果、市民の中に花と緑を愛する意識がすっかり定着し、一般家庭においても、花の飾りつけが随分と多く見受けられるなど、「美しいまち寒河江」がさらに美しくなっていると感じられます。

本年度も、こういった市民の花や緑・せせらぎに対する意識のさらなる高揚を図っていくとともに、平成14年度の「全国都市緑化フェア」の開催の雰囲気盛り上げるため、積極的な取り組みを展開してまいります。

廃棄物処理対策につきましては、「ごみ処理基本計画」に基づき、効率的な収集運搬を行うとともに、容器包装リサイクル法の完全施行に伴う新たな分別収集の細分化に向けた取り組みを実施してまいります。

また、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進するため、分別有料化の成果を踏まえ、家庭や事業所との連携のもと、適正かつ効率的な分別収集に努めるとともに、生ごみ処理機等の購入や集団資源回収に対する支援を行うなど、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、主要排水路の堆積物処理及び通年通水により生活雑排水による水質汚濁の軽減を図るとともに、合

併処理浄化槽の普及推進により公共用水域の水質保全に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に、交通安全教育の強化に努めるとともに、生涯を通じた交通安全教育の体系化を図り、市民と一体となった交通事故の防止対策事業を展開してまいります。特に、高齢者と子供のとうとい人命を交通事故から守るために、高齢者交通安全教室、交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、耐震性防火水槽や軽積載車の計画的な配備を進めるとともに、急傾斜地崩壊防止対策やがけ地近接危険住宅移転事業を引き続き実施いたします。また、総合的な防災対策の基本となる地域防災計画を策定するほか、市独自の地域防災訓練を行うなど、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道の整備について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境を確保する上で、また、公共用水域の水質保全を図り、良好な水環境をつくるために必要不可欠な施設であり、その整備については、全市において強く求められております。

本市においては、「寒河江市生活排水処理施設整備計画」に基づき、全市下水道化を目指して計画的に整備を進めており、本年度は、仲田、緑町、石持、日田地内の幹線整備と仲谷地、高田、新山、日田地内の面整備、そして、特定環境保全公共下水道で事業を進めている三泉地区の早期供用開始に向け、幹線、枝線の工事を実施してまいります。

さらに、仲田、緑町地内の洪水対策として、雨水管渠整備を引き続き実施するとともに、処理場建設については、汚水量の増大に伴う水処理設備増設工事及び汚水ポンプ設備増設工事を実施し、適正な水処理に努めてまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であることから、安全で安定した水道水の供給が強く求められております。

このため、水道管路近代化推進事業による石綿セメント管更新事業の完了を目指すとともに、下水道工事等に連携する配水管網の整備、強化を一層図ってまいります。

また、自己水源の保全確保と水道施設の適切な維持管理に努めながら、水道事業の健全経営を促進し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」^{じだい}について申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく 21 世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各教育機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで 自ら学び たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力を持つ人間の育成を目指しながら、感性教育、情報教育、外国語指導助手を配置しての国際理解教育、特色ある学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいります。

平成 14 年度からの完全学校週 5 日制への移行と新教育課程の完全実施に向けて、各学校に対して趣旨徹底を図り、さらに、それをより具体的な形で研究推進していくために、教育研究所の各部会で研究を深めてまいります。これらの研究成果を学校教育に生かすことによって、みずから学び、みずから考え、主体的に行動するとともに、感性あふれ、心豊かで心身ともに健康な「生きる力」に満ちた児童生徒の育成が図られるものと考えております。

また、関係機関との連携を図りながら、子供たちの教育について市民参加型の集いを計画し、学校教育を支える家庭、地域社会との関係も密にしながら、子供の健全育成を推進してまいります。

醍醐小学校改築事業について、今年度は、用地の地質調査と基本設計を実施してまいりますが、その基本設計に当たっては、特別教室などの地域開放をも念頭に置いた「地域に融け込む施設づくり」、バリアフリーや温かな木の素材を生かした「子供にやさしい環境づくり」、そして、トイレや散水への中水利用など、「エコスクール」を目指したものを検討してまいります。

既設校につきましても、安全で快適な施設整備を推進し、ゆとりある教育環境の創出に力を注いでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

市民一人ひとりが生涯にわたって明るく、楽しく学び、生きがいを持って元気に地域社会の中で自己実現を図っていくことが生涯学習であり、その学習成果を生かすことが、活力あるまちづくりにつながっていきます。

昨年度から「生涯学習まちづくり出前講座」をスタートさせ、市民の団体、サークルが企画した事業に職員が講師として出向き、学習機会の提供に努めてまいりましたが、講座の内容は「介護保険制度」、「ごみ問題」などに要望が集中し、身近でタイムリーな行政課題に対する市民の関心の高さを感じたところであります。

本年度も、市民の積極的活用を呼びかけ、市民のニーズにこたえつつ、市民とともにまちづくりを考えるなど、市民参加の市政運営に努めてまいります。

昨年6月に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、国及び県の動向を見ながら、基本計画の策定など男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

市立図書館は、多くの市民に親しまれ、生涯学習の拠点施設として機能を十分に発揮しております。

本年は、国際子ども図書館の開館を記念した「子ども読書年」であり、国を挙げて子どもの読書活動を支援することにしております。本市におきましても、「図書館子どもまつり」など、図書に親しむ機会づくりの充実を図り、子供のころから本に親しむ環境整備に努めてまいります。また、昨年度から取り組んでいる「子ども放送局」についても事業を継続し、映像を通じた「心の教育」を実施してまいります。

一般利用者に対しては、「第2回さがえ図書館フェア」を開催し、日常生活に役立つ図書館を広く市民にアピールするとともに、「ブックテーマコーナー」を数多く開催し、そのときどきの話題に合わせた図書館資料の展示と貸し出しを行うなど、生活文化の情報発信基地として、生活に密着した情報を提供してまいります。

市民の芸術文化活動に関心が深まっている今日、質の高い、すぐれた芸術文化に触れる機会を持つことは、生活の質を高め、新たな文化を創造する力を生み出すもとなりになります。

本年度は、由紀さおり・安田祥子による童謡コンサートや、劇団四季によるファミリーミュージカルを実施するほか、好評を得ている名刹慈恩寺における「野外演奏会」や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「ジャックと豆の木」などを実施し、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を多く提供してまいります。

昨年、日和田弥重郎花笠田植踊保存会が、姉妹都市の安東市で国際マスク・ダンスフェスティバルに参加して好評を得ましたが、本年度は、安東市の民俗芸能団体が本市において公演を予定しており、姉妹都市交流をより深めるとともに、歴史ある韓国芸能文化を理解するよい機会と考えております。

また、社会人音楽祭や芸術文化団体等の活動発表会場の提供、各団体が主催する鑑賞活動を支援するなど、「市民参加型」の芸術文化の創造を支援し、本市の芸術文化がさらに発展するよう努めてまいります。

文化財の保護については、本年度も、県指定文化財「旧西村山郡会議事堂」の外壁塗装工事を実施するとともに、慈恩寺の県指定文化財「木造如来坐像及両脇侍像」の修理を支援いたします。また、市道改良事業に伴う高瀬山遺跡の発掘調査を実施するとともに、旧石器時代遺跡である金谷原遺跡の範囲確認調査を引き続き実施してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康保持と体力増進が図られるだけでなく、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。このため、地域に根差した継続的な活動のできる指導体

制の一層の充実を図るとともに、「ニュースポーツ出前教室」、「スポーツ面白講座」の開催を通じて生涯スポーツの定着を推進してまいります。

さらに、本年度は、良好な施設状態の中で市民が利用できるよう、テニスコートの改修など体育施設の整備を行い、ソフト、ハードの両面からスポーツの普及振興に努めてまいります。

さて、昨年度は、本市のスポーツ界にとってうれしいニュースが相次いだ年でありました。第12回スポーツ・レクリエーション祭「スポレクやまがた 99」は、大きな触れ合いの輪とさわやかな感動を残して大成功のうちに終了することができました。全国から訪れた選手、役員の皆さんから「花と緑にあふれた寒河江に来てよかった」という声が至るところで聞こえ、「美しい交流拠点都市」から多くの情報を発信できたと思っ

ているところであります。また、寒河江高等学校の白田亜弓選手が、日本水泳選手権大会女子 200メートル平泳ぎで見事3位に入賞したのを初め、数々の大会で大活躍されました。白田選手の活躍は、私たちのスポーツに対する意識の高揚をもたらすとともに、郷土の誇りとして明るい話題を提供し、スポーツの振興にも大きな意義を持つものであります。今後も、白田亜弓選手の健闘を市民の皆さんと一緒に見守り続けてまいりたいと思っております。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

昨年、姉妹都市ギレスン市のあるトルコや台湾が大地震に見舞われました。この災害に対しまして、市民の皆様を初め各種団体、町内会、小学校児童会、中学校生徒会、高等学校生徒会など、たくさんの皆様から多くの義援金をいただき、この場で改めて御協力に感謝申し上げます。

さて、本市においては、姉妹都市交流を初め各団体や個人での交流など、市民主導の国際交流も活発に行われており、国際化の波は近年著しく進展しております。

昨年は、駐日トルコ大使によるまちづくり視察や安東国際マスク・ダンスフェスティバルへの本市芸能団体の参加、ハンガリーからの「さくらんぼ交流団」の訪問、市柔道連盟のハンガリー合宿など、さまざまな国際交流事業が積極的に行われました。本年度も、安東市の仮面劇団寒河江公演や、トルコの国立交響楽団寒河江公演などを開催するなど国際交流事業を実施し、市民の各層、各分野における国際化に対応したまちづくりを進めてまいります。

国際化に対応した人材育成といたしまして、本年度から、外国語指導助手を配置するとともに、引き続き国際交流事業補助金による外国語教室への助成など、外国人との触れ合いの場をつくり、相互理解の醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

在住外国人の数は年々増加しており、特に国際結婚による外国人女性が増加しております。そこで、関係各課から成る国際結婚定住者支援庁内連絡会議において、身近な生活の支援のため情報交換会を開催し、暮らしのガイドブック作成を行うなど、外国人を優しく迎えらるるようなまちづくりを進めてまいります。

ボランティアやNPO活動の推進については、平成10年度に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、本市においても二つの団体が法人格を取得し、積極的な活動を行っております。

今後ともボランティアセンターを拠点に市民へのボランティアに関する情報提供を行い、だれでも気軽に参加、活動できる環境づくりに努めてまいります。また、県などとともに、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどさまざまな分野において活動している団体のネットワーク化を支援してまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況はかつてない厳しい状況となっており、このような状況の中で財政の健全化を維持するため、本市では「寒河江市行政改革大綱」を平成8年度に策定し、これをより一層計画的に推進するため、平成10年度から大綱の実施計画に基づき行政改革に取り組んでいるところであります。

本年度も、市民の皆様の理解を得ながら引き続き行財政改革を推進していくとともに、経費全般の節減合理

化と将来の財政運営を考慮しつつ、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」の実現に向け、これまで以上に重点的かつ効率的な事業の展開に努めてまいります。

地方分権の推進につきましては、本年4月から施行される地方分権一括法による事務移譲や県から市町村への事務移譲により、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村で行われることとなります。このようなことから、市民の皆様の行政に対するニーズに瞬時におこたえできるように、住民本位の行政を積極的に推進してまいります。

昨年、住民基本台帳法が改正され、国において住民基本台帳ネットワークの整備に取り組むことになっております。本市におきましても、国、県におけるネットワーク整備に連動した事務を実施していくこととなりますが、今後とも窓口業務の改善に努め、効率的できめ細かな行政サービスの提供を図ってまいります。

本年度は5年に1度の国勢調査が行われます。国勢調査は、種々の行政課題に取り組む上での基礎となるデータを得るための重要な調査でありますので、個人情報の保護に十分留意しつつ、万全の態勢で臨んでまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について広く市民に周知を図るため、より一層の充実に努めてまいります。特に、広報活動の中心をなす「市報さがえ」につきましては、常に「よりわかりやすく、親しみやすく」を心がけ、市民に信頼される広報紙づくりを目指してまいります。

また、広聴活動の一環として、昨年度から市庁舎を初め9カ所の市の施設に設置しております「市政ポスト」には、市民からの建設的な意見等が寄せられており、今後とも明るく住みやすいまちづくりを目指して市政ポストを活用してまいります。

このほか本市からの情報発信としては、市報を初めとする各種事業、情報などをインターネット上のホームページに掲載し、市内外を初め世界じゅうの人々に本市をPRしております。これには、開設以来、月に約1,000人の皆様にごらんいただいております。

以上、平成12年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げましたが、21世紀の本市の輝かしい未来に向け、誠心誠意努力してまいりますので、議員各位と市民の皆様の御協力と御理解をお願い申し上げます。

以上です。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時40分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 76、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、次年度以降の財源調整を図るために、財政調整基金積立金を追加計上するほか、介護保険円滑導入基金積立金及び公債費負担の抑制のため高利率債の繰り上げ償還費等を計上するものであります。

その結果、2 億 4,063 万 1,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 152 億 1,826 万 2,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第 2 款総務費については、財政調整基金積立金を 1 億円、ふるさと創生基金積立金を 1,200 万円それぞれ追加計上するものであります。

第 3 款民生費については、介護予防拠点整備事業用備品購入費 175 万円、及び介護保険円滑導入基金積立金 3 億 153 万 4,000 円をそれぞれ計上するとともに、老人保健特別会計繰出金を 1,701 万 8,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 4 款衛生費については、共立伝染病院組合整備負担金を 206 万 7,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、園芸銘柄産地育成事業費補助金を 9,174 万 5,000 円減額し、県営土地改良事業費の確定に伴い、県営事業費負担金を 2,668 万 6,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、山形県信用保証協会保証料補給金を 320 万円追加計上し、地域総合整備資金貸付金を 2 億 2,700 万円減額するのが主なものであります。

第 8 款土木費については、公共下水道事業特別会計繰出金を 2,016 万 3,000 円、県営街路事業費の確定に伴い、柴橋日田線整備事業費負担金を 2,300 万円それぞれ減額するのが主なものであります。

第 9 款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 1,233 万 3,000 円、地域防災計画改訂業務委託料を 290 万円それぞれ減額するものであります。

第 10 款教育費については、介護予防拠点整備事業として、地区公民館の冷房設備等を整備するため 1,865 万円を計上するのが主なものであります。

第 12 款公債費については、高利率債の繰り上げ償還費として 2 億 328 万円を計上するのが主なものであります。

第 14 款予備費については、5,444 万 7,000 円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方特例交付金 1,811 万 2,000 円、基金繰入金 1 億 7,000 万円、市債 2 億 3,640 万円をそれぞれ減額し、市税 2 億 5,700 万円、地方交付税 1 億 3,669 万 1,000 円、国県支出金 2 億 4,425 万 9,000 円などを追加し、対応することにいたしました。

第 2 表地方債補正については、農林業基盤整備事業債外 2 事業債の限度額を変更するものであります。

第 3 表繰越明許費については、介護予防拠点整備事業、柴橋平塩線整備事業及び下釜地区土地区画整理事業について、年度内の工事完成等が不可能なために翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第 5 号平成 11 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）について御説明

申し上げます。

このたびの補正予算は、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議第6号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末に当たり、公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算を精査、調整するとともに、工事費の一部について所要額を翌年度へ繰り越すものであります。

その結果、773万3,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ32億2,166万7,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策として実施された高利率の起債の借りに伴う償還利子の不用額773万3,000円を減額するものであります。

歳入予算については、平成10年度消費税の確定申告に伴う還付金2,043万円を追加するとともに、下水道使用料を減額調整して、一般会計からの繰入金を2,016万3,000円減額するものであります。

第2表の繰越明許費については、公共下水道管渠布設工事及び処理場水処理施設増設工事の一部について年度内に完了することが不可能な状況にあるため、所要額を繰り越すものであります。

次に、議第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、高齢者の薬剤一部負担金に関する臨時特例措置に伴う老人保健医療費拠出金713万4,000円及び市立病院への保健事業等繰出金230万8,000円をそれぞれ追加し、さらに、保険給付費について過不足額の補正を行うものであります。

これら歳出予算に対する歳入は、国庫支出金713万4,000円、一般会計繰入金295万7,000円の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出それぞれに1,009万1,000円の追加となり、予算総額は25億8,222万5,000円となるものであります。

次に、議第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療費の増高による不足額1億592万4,000円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金4,122万7,000円、国庫負担金3,616万3,000円、県支出金858万5,000円、一般会計繰入金1,701万8,000円などで対応するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ37億482万4,000円となるものであります。

次に、議第9号平成11年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、外来患者数の増加に伴う外来収益の追加、並びに診療材料費の追加や医療器械購入事業に対する国庫補助金を追加するなど、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について外来患者数を改めるものであります。

第3条については、収益的収入及び支出について、医業収益の外来収益を2,000万円追加し、医業費用の診療材料費を2,000万円追加するものであります。

第4条については、資本的収入及び支出について企業債を1,050万円減額し、国庫補助金を1,050万円追加するものであります。

第5条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額を改め、第6条は、棚卸し資産の購入限度額を改めようとするものであります。

その結果、予算総額は、収益的収入及び支出について24億4,721万円となるものであります。

次に、議第 10 号平成 12 年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、金融システムに対する信頼の低下や、雇用不安などを背景として厳しい経済状況の中にあったわけであり、こうした状況から脱却するため、財政、税制、金融、法制のあらゆる分野の施策を総動員して、金融危機、経済不況の克服に取り組むとともに、さまざまな構造改革に努めてきた結果、民需の回復力がいまだ弱く、厳しい状況をなお脱していないものの、緩やかな改善を続けており、今後経済新生対策を初め必要な諸施策を推進することにより、平成 12 年度後半には民需中心の本格的回復軌道に乗ると見通されているところであります。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が依然として低迷する一方で、公債費の累増が見込まれるほか、景気対策への取り組み、生活関連社会資本の整備、介護保険制度の実施を初めとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処することが必要であることから、平成 11 年度に引き続き、大幅な財源不足が生じることとなったものであります。そのため、平成 12 年度の地方財政対策では、引き続き実施される恒久的な減税に伴う減収分については、平成 11 年度と同様の措置で減収分を補てんすることとし、また、通常収支に係る不足額については、交付税特別会計の借り入れによる地方交付税の増額、さらに建設地方債の増発などによって財源不足を補てんすることになったものであります。

平成 12 年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また、今後における中・長期的な財政運営を勘案しつつ、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化、重点化に努め、市債や各種基金の弾力的かつ有効利用を図りながら、第 4 次振興計画の「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」を目指し、四つの核の構築とそれらを結ぶ都市軸の形成、快適環境の創造に配慮し、環境整備事業、教育文化・福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。

その結果、平成 12 年度一般会計当初予算規模は 146 億 4,000 万円となり、平成 11 年度当初予算と比較して 2.7%の伸びになったものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成 11 年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第 1 款市税については、法人市民税において国税の法人税率引き下げの影響から大幅な減額となり、さらに、固定資産税においても評価がえの影響から減額が見込まれることとなったために 1.0%減の 47 億 9,665 万 8,000 円を計上いたしました。

第 3 款利子割交付金については、前年度に比較して 215.8%の大きな伸びになっておりますが、これは高利率の定額貯金が平成 12 年から 13 年にかけて大量に満期を迎え、近年にない高額の子所得が発生することによるものであります。

第 4 款地方消費税交付金については、平成 11 年度と同額の 4 億円を計上いたしました。

第 5 款特別地方消費税交付金については、特別地方消費税が平成 12 年 3 月 31 日で廃止されることになっておりますが、平成 12 年 3 月以降に申告納入された分が平成 12 年度に交付されることから 150 万円を見込み、計上いたしました。

第 7 款地方特例交付金については、恒久的な減税の補てん対策として平成 11 年度から創設されたものであります。1 億 2,960 万円を見込み、計上いたしました。

第 8 款地方交付税については、地方財政計画上では総額で前年度比 2.6%の伸びとなっておりますが、普通交付税の基準財政需要額において起債の元利償還額に係る事業費補正の伸びを見込み、さらに、特別交付税額のこれまでの実績を勘案して 5.7%伸びの 46 億 7,000 万円を計上いたしました。

第 10 款分担金及び負担金については、特別養護老人ホーム入所措置費等が介護保険制度に移行することにより、これらに係る負担金が減額となるため、38.5%減の 1 億 6,499 万 3,000 円を計上いたしました。

第 12 款国庫支出金については、分担金及び負担金と同様に、介護保険制度に移行する分の減額があり、

7.8%減の7億 4,028万 8,000円を計上いたしました。

第13款県支出金については、園芸銘柄産地育成事業費補助金の減額などにより、18.4%減の4億 2,707万 3,000円を計上いたしました。

第16款繰入金については、149.9%伸びの5億 6,527万 8,000円の計上となりましたが、その主なものは、財政調整基金より4億 8,000万円、減債基金より3,000万円、少子化対策基金より3,475万 7,000円などです。

第18款諸収入については、市中小企業振興資金貸付金収入及び落衣前区画整理精算金の減額などにより、25.1%減の4億 8,427万 3,000円を計上いたしました。

第19款市債については、13.6%伸びの16億 4,950万円の計上となりましたが、その内容は、土木債を初めとした投資的事業に係る分として12億 6,130万円、地域総合整備資金貸付事業債として2億円、市民税減税補てん債として5,000万円です。さらに、平成12年度において、公営企業金融公庫資金の臨時特例借りかえ債が創設されたために1億 3,820万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

地方行財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方分権や市民ニーズの高度化、多様化などに適切に対処するためには、健全財政の維持と行政のスリム化、効率化を図らなければなりません。そのため、本市では、行政改革大綱の実施計画に基づき、平成10年度から3カ年にわたって行財政改革に全力で取り組んでいるところであり、平成12年度においても、市民の御理解を得ながら引き続き行財政改革を推進し、経費の徹底した節減、合理化を図って、都市基盤の整備や少子化・高齢化対策事業、教育文化関連事業の充実などに積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については、退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送り、さらに、介護保険特別会計への移行などにより2.3%減の32億 7,754万 2,000円を計上いたしました。

物件費については、少子化・高齢化対策の充実や小・中学校のパソコン整備経費の増額などにより、6.2%伸びの16億 719万 8,000円を計上いたしました。

扶助費については、特別養護老人ホーム入所措置費などが介護保険制度に移行することにより、42.8%減の8億 126万 2,000円を計上いたしました。

補助費等については、5.4%伸びの16億 9,890万 2,000円の計上となりましたが、これは市単独補助金、交付金の削減を図ったものの、西村山広域行政事務組合分担金が大幅な増額となり、さらに、平成14年度に開催が決定した「全国都市緑化やまがたフェア」関連負担金が新たに必要となったためです。

投資的事業については、実施計画に基づき事業の適切な選択を行いつつ、市民生活環境の向上に直結する市道整備事業や街路整備事業に積極的に取り組むとともに、重要課題である中心市街地活性化事業などにも取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、民生費では、少子化対策事業として市立保育所及び民間幼稚園などの施設整備事業に2,860万 4,000円を計上いたしました。

衛生費では、新規事業として合併処理浄化槽設置補助事業に1,302万 6,000円を計上し、住環境の整備に取り組むことといたしました。

農林水産業では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に2,525万円、園芸銘柄産地育成事業に3,245万 4,000円を計上し、さらに、新規事業としてさくらんぼ生産振興事業に1,000万円、二ノ堰水環境整備事業に4,750万円を計上いたしました。

商工費では、本市の重要課題である中心市街地活性化事業として、寒河江ショッピングセンター建物用地取得事業に3億 7,700万円を計上いたしました。

土木費では、駅南高瀬山線を初めとした道路改良事業に4億 3,400万円、山西米沢線外2路線の街路整備

事業に4億5,700万円、街並み環境整備事業に1億3,700万円、さらに、市民生活環境整備事業として、側溝、舗装、用悪水路整備事業に1億4,000万円を計上いたしました。

教育費では、小・中学校施設整備事業に3,087万5,000円を計上し、さらに、市民テニスコート整備事業を初めとした体育館整備事業に8,470万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は22億8,507万6,000円で、20.1%の伸びとなるものであります。

公債費については、9.8%伸びの20億5,507万2,000円の計上となりましたが、この中には公営企業金融公庫資金の臨時特例借りかえ債分として1億3,820万円が含まれております。

積立金については、1,048万2,000円の計上となりましたが、そのうち地域福祉基金積立金として1,000万円を計上しております。

貸付金については、23.6%減の5億6,435万8,000円の計上となりましたが、これは、市中小企業振興資金貸付金及び地域総合整備資金貸付金の減額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に5億6,579万9,000円、公共下水道事業特別会計に9億9,215万2,000円、国民健康保険特別会計に1億536万8,000円、老人保健特別会計に1億8,999万8,000円を計上し、さらに、本年4月に創設する介護保険特別会計に2億6,777万5,000円を計上したのが主なものであります。

第2表は、高齢者居室整備資金融資斡旋利子補給事業を初め6件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など16億4,950万円の地方債の限度額などを定めたものであります。また、短期融資を受け一時借入金の限度額を14億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能の事項についても、あらかじめ議決を経ておこうとするものであります。

次に、議第11号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成のため、都市整備を進めております。平成12年度につきましては、仮換地の指定に伴う建物移転を計画的に進めるとともに、駅前広場の整備工事を初めとする本格的な工事を行い、事業の推進を図ってまいります。

これに伴う平成12年度歳入歳出予算総額は、それぞれ23億150万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、第1款の市街地整備費については、駅前広場、丑町橋、本町駅前線など整備工事請負費に2億3,139万6,000円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当地取得費及びJR駅舎を含む建物等地区内移転補償費として18億9,305万円、自由通路詳細設計業務委託料などに2,872万5,000円のほか、事務費等を合わせて22億2,240万3,000円を計上いたしました。

第2款公債費については、市債の償還金7,859万7,000円を計上し、第3款については、予備費として50万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、土地区画整理事業費国庫支出金4億5,120万円、県支出金として公共施設管理者負担金及び橋梁工事負担金1,470万円、一般会計繰入金5億6,579万9,000円を計上したほか、公共団体施行土地区画整理事業に対する県道路整備負担金等300万1,000円、市債12億6,680万円を計上いたしました。

次に、議第12号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、良好な環境の基盤として、また豊かさを実感できる住みよいまちづくりのための都市施設として、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、より充実した整備促進が望まれているところであります。

全市の生活排水については、健康で快適な市民生活の確保のため、生活排水処理施設整備計画に基づき効率的な整備を行っているところであり、これまでの建設投資事業による起債の元利償還金の増嵩など厳しい財政状況下にあります。普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節

減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 28 億 9,690 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算については、建設総務費に 1 億 2,384 万 9,000 円を計上いたしました。これは、職員の人件費、及び排水設備等設置改造資金利子補給金など義務的経費に対する所要額を見込んだものであります。

公共下水道管渠建設費は 8 億 600 万 5,000 円で、公共下水道事業の汚水・雨水管渠工事費等及びこれらに関連する事務費を見込んだものであります。

このうち補助事業は、工事費等 3 億 3,171 万 1,000 円と、建設総務費に計上している事務費の人件費 828 万 9,000 円を加え、3 億 4,000 万円を見込んだものであります。

また、単独事業は、末端管渠工事費など 4 億 2,859 万 4,000 円と、事務費の人件費 2,140 万 6,000 円を加え、4 億 5,000 万円としました。

特定環境保全公共下水道管渠建設費は 3 億 2,522 万 9,000 円で、特定環境保全公共下水道事業の汚水管渠工事費等及びこれらに関連する事務費を見込んだものであります。

このうち補助事業は、工事費など 2 億 2,922 万 8,000 円と、建設総務費に計上している事務費の人件費 677 万 2,000 円を加え、2 億 3,600 万円を見込んだものであります。

また、単独事業は、工事費など 9,580 万 1,000 円と、事務費の人件費 419 万 9,000 円を加え、1 億円としました。

管渠維持管理費は、1,115 万 6,000 円を計上し、管渠及び施設の機能の保全を図ろうとするものであります。

浄化センター管理費は、1 億 9,809 万 7,000 円であります。主な内容は、維持管理業務委託、汚泥処分・運搬業務委託及び機械設備の法定点検業務委託などの委託料に 1 億 2,095 万 9,000 円、電気料などの需用費に 5,584 万 3,000 円を見込みました。

浄化センター建設費は、3 億 643 万 4,000 円を計上いたしました。内容は、汚水量の増大に伴う水処理設備、汚水ポンプ設備増設工事及び水処理施設のチェーン修繕設計委託とその事務費で、補助事業として委託料等 3 億 543 万 4,000 円と、浄化センター管理費に計上している事務費の人件費 56 万 6,000 円を加え、3 億 6,000 万円を見込んだものであります。

公債費は 11 億 2,313 万円を計上いたしました。内容は、下水道高資本費対策の借りかえ債を含めた元金償還額が 6 億 1,949 万 6,000 円、利子が 5 億 363 万 4,000 円となっております。

予備費には 300 万円を計上いたしました。

これらに対する歳入予算は、受益者分担金及び負担金に 5,890 万円、下水道使用料等に 3 億 5,873 万 4,000 円、国庫補助金に 5 億 1,470 万 7,000 円、一般会計繰入金に 9 億 9,215 万 2,000 円及び諸収入等に 2,000 万 7,000 円を計上し、市債については、下水道事業債、同特例措置分及び下水道高資本費対策借りかえ債を見込み、9 億 5,240 万円を計上いたしました。

第 2 表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであり、第 3 表は、地方債の限度額などを定めたものであります。また、一時借入金の限度額については、8 億円と定めるものであります。

次に、議第 13 号平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 861 万 8,000 円であり、前年度当初予算に対して 14 万 3,000 円の増となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料 508 万 6,000 円、一般会計繰入金 353 万円などが主なものであります。

歳出では、水道施設の維持管理等に要する一般管理費 221 万 2,000 円、公債費 635 万 6,000 円などを計

上したものであります。

次に、議第 14 号平成 12 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持・増進に極めて重要な役割を果たしてきております。被保険者は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にあります。

一方、被保険者の高齢化及び医療技術の進歩、医療の高度化など医療環境の整備と相まって、医療給付費等については年々増加しております。

このような状況の中で、国民健康保険の安定的な運営を図っていくための保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、国民健康保険税の税率を据え置きながらも、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

また、平成 12 年度からは介護保険制度が施行され、従来の医療給付に係る国民健康保険税とあわせ、第 2 号被保険者における介護納付金分を賦課徴収すること、及び保険者としての介護納付金の納付が新たに必要となってまいります。

平成 12 年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 26 億 5,810 万円で、前年度当初予算と比較して 1 億 1,110 万円の増額となります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費 17 億 9,409 万 7,000 円、老人保健拠出金 5 億 8,580 万円、介護納付金 1 億 3,410 万円、高額医療費共同事業拠出金 2,403 万 7,000 円であり、その合計額は歳出総額の 95.5% を占めております。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が 10 億 3,191 万円、介護納付金分が 6,740 万円、国庫支出金 9 億 8,450 万 5,000 円、療養給付費交付金 3 億 1,010 万 2,000 円、高額医療費共同事業交付金 5,600 万円、繰入金は一般会計繰入金 1 億 536 万 8,000 円、給付基金からの繰入金を 3,700 万円見込んでおります。

次に、議第 15 号平成 12 年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした本予算は、医療諸費として 36 億 2,431 万円、総務管理費として 1,030 万 3,000 円、予備費等 38 万 7,000 円で、総額 36 億 3,500 万円となるものであります。

これに対する財源としては、支払基金交付金 25 億 4,204 万円、国庫支出金 7 億 2,234 万 5,000 円、県支出金 1 億 8,031 万 1,000 円、一般会計繰入金 1 億 8,999 万 8,000 円、その他収入 30 万 6,000 円であります。

次に、議第 16 号平成 12 年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本市は、これまでハートフルセンターを拠点とした保健・福祉・医療が三位一体となった、「寒河江型ケアシステム」を確立し、市民の健康づくりから疾病予防、介護予防、リハビリ、さらには住宅サービス、施設サービスに至るまでの一貫したサービスの充実に鋭意取り組んでまいりました。

平成 12 年度から介護保険制度がスタートすることになり、この制度を円滑に運営するとともに、より一層サービスの充実を図るべく介護保険事業計画の策定、並びに老人保健福祉計画の見直しを行ったところであります。この計画に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいと尊厳を持って安心して暮らせる福祉のまちづくりに全力を傾注してまいります。

平成 12 年度の介護保険特別会計予算は、日常生活において介護や支援が必要な方に対して、必要なサービスが円滑に提供されるとともに、安定した保険財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

これに伴う歳入歳出予算額は、それぞれ 15 億 5,500 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費に 13 億 1,312 万 1,000 円、支援サービス等諸費に 5,535 万 5,000 円、総務管理費に 7,376 万円、基金積立金に 5,338 万 9,000 円、要介護等認定費に 2,553 万 2,000 円を計上いたしました。

これに対する歳入予算の主な内容は、支払基金交付金に 4 億 5,449 万 5,000 円、国庫支出金に 3 億 6,004 万 3,000 円、一般会計繰入金に 2 億 6,777 万 5,000 円、基金繰入金に 2 億 2,635 万 8,000 円、県支出金に 1 億 7,215 万 7,000 円、第 1 号被保険者保険料に 7,397 万 6,000 円を計上いたしました。

次に、議第 17 号平成 12 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無、及びその程度を最終的に審査判定するための機関であり、介護保険制度を運営する上で極めて重要な役割を担うものであります。

このため、審査判定の公正・公平性の確保を図るため、本市及び西村山地域 4 町共同で寒河江市西村山郡介護認定審査会を設置したところであり、その円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

平成 12 年度は、延べ 200 回の審査会開催を見込んだところであり、これに伴う歳入歳出予算額は、それぞれ 2,840 万円となるものであります。

以下、その予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,689 万 8,000 円、介護保険専門員報酬に 405 万 9,000 円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成市町負担金 2,840 万円を計上いたしました。そのうち本市の負担金額は 997 万 4,000 円であります。

次に、議第 18 号平成 12 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成 12 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 171 万 7,000 円とするものであり、前年度当初予算に比して 67 万円の減額となっております。

各財産区について申し上げますと、歳入につきましては、高松財産区 123 万 6,000 円で、財産運用収入 8 万 2,000 円、財政調整基金繰入金 71 万 1,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などが主な内容であります。また、醍醐財産区は 25 万 3,000 円、三泉財産区は 22 万 8,000 円であります。

歳出につきましては、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。特に高松財産区におきましては、米沢地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 88 万円を計上したものであります。

次に、議第 19 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域住民の多様化する医療ニーズにこたえ、市民から信頼され、良質で高度な医療を提供するため、高度医療器械の導入を図るなど諸施策を実施してまいりました。今後におきましても、地域医療の中核病院としてなお一層の機能充実を図ってまいります。

このような視点に立ち、平成 12 年度の市立病院事業会計予算は、中核病院として地域の方々の多様な医療需要にこたえるため、乳房エックス線撮影装置の新規導入や大腸ビデオスコープの更新など、医療機器の整備充実や患者サービスの向上を図り、一層の財政基盤を強化して健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院を目指して予算編成いたしました。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者 4 万 6,720 人、外来患者 9 万 9,225 人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に 3,100 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入が 25 億 3,073 万 8,000 円で、このうち医業収益は 22

億 9,831 万 5,000 円、医業外収益は 2 億 3,242 万 3,000 円を計上いたしました。

支出は 25 億 3,073 万 8,000 円で、このうち医業費用は 24 億 5,643 万 9,000 円、医業外費用は 7,329 万 9,000 円、予備費 100 万円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入が 2,812 万 6,000 円で、このうち企業債は 2,550 万円、補助金 262 万 5,000 円などであります。

支出は 1 億 1,522 万 6,000 円で、このうち建設改良費は 3,100 万円、企業債償還金 8,422 万 6,000 円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,710 万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第 5 条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第 6 条は、一時借入金の限度額を 2 億円と定めるものであります。

第 7 条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額について定め、第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第 9 条及び第 10 条は、一般会計からの負担金、補助金の金額を 2 億 2,000 万円に定めるものであり、第 11 条は、棚卸し資産の購入限度額を 7 億 9,000 万円に定めるものであります。

次に、議第 20 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民の健康で文化的な生活や社会経済活動に欠くことのできない最も重要な基盤施設であることから、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成 12 年度の水道事業会計予算は、以上の視点に立ち、良質水安定供給の維持確保、水道水の有効利用の一層の促進、並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

そのため、国の補助制度を活用して、平成 2 年度から実施し、本年度がその最終年度となる石綿管更新事業や下水道工事などに並行する配水管布設がえ工事などを積極的に計上するとともに、第 4 次拡張事業に向けて基本計画策定業務に取り組んでまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮し、給水戸数 1 万 1,508 戸、年間総配水量 657 万 7,000 立方メートル、1 日平均配水量 1 万 8,019 立方メートルと定めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出については、収入総額 12 億 2,076 万 4,000 円、支出総額 11 億 9,250 万 7,000 円を計上いたしました。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額 1 億 5,588 万 3,000 円、支出総額 5 億 9,590 万 5,000 円とするものであり、石綿管更新事業、配水管布設工事及び布設がえ工事などを主とする建設改良費 4 億 7,318 万 1,000 円、企業債償還金 1 億 2,172 万 4,000 円、予備費 100 万円を内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し 4 億 4,002 万 2,000 円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第 5 条は、国庫補助事業で行う石綿管更新事業のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第 6 条は、一時借入金の限度額を定めるものであり、その額を 3,000 万円とするものであります。

第 7 条及び第 8 条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第 9 条は、量水器等の棚卸し資産について、その購入限度額を 2,000 万円と定めるものであります。

次に、議第 21 号寒河江市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により、禁治産の制度が後見の制度に改められること、及び印鑑登録原票について、現行の

電子計算組織で行う事務処理に合わせて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 22 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

報酬額算定の基礎としている国の基準額等が引き上げられることなどに伴い、本市福祉事務所嘱託医などの報酬額を改正し、家庭奉仕員について西村山広域行政事務組合の巡回入浴車事業の廃止に伴い、削除しようとするものであります。

次に、議第 23 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

市立病院の組織等の見直しに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 24 号寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について御説明申し上げます。

小・中学校の外国語教育の充実を図るため、語学指導等に従事する外国人を採用することに伴い、給与等の支給に関して条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 25 号寒河江市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の施行に伴う新たな特別会計を設置するとともに、会計設置の根拠区分に沿い、条文の整備を図ろうとするものであります。

次に、議第 26 号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定による行政財産の目的外使用について、使用料及び徴収方法等について規定し、あわせて条文の整備を図ろうとするものであります。

次に、議第 27 号寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の施行に伴う介護納付金及び国民健康保険保健事業に係る基金の規定の整備を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 28 号寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険制度が本年 4 月からスタートいたしますが、第 1 号被保険者保険料の軽減措置の実施に伴い、国の特別対策として臨時特例交付金が交付され、当該交付金の有効かつ適切な管理運用を図るため条例を制定するものであります。

次に、議第 29 号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料については、平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 年を通じて一定額を設定しており、当該各年度において剰余金が生じた場合は、介護保険給付費準備基金に積み立て有効かつ適切な管理運用を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 30 号寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市市税に係る延滞金の免除については地方税法に規定されていることから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第 31 号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則規定の一部について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の実施に伴い地方税法が一部改正され、国民健康保険に加入している介護保険の第 2 号被保険者について、介護保険料を国民健康保険税として賦課、徴収することとなったため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 33 号寒河江市介護保険条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法の施行に伴い、第 1 号被保険者に係る保険料率、賦課徴収、及び減免等の必要な事項について条例で規定する必要があるため、制定しようとするものであります。

次に、議第 34 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について御説明申し上げます。

日常生活における支援及び指導が必要な在宅高齢者などに対して、本市独自の施策として生活支援ホームヘルパーを派遣することにより、在宅福祉の向上を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 35 号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設の利用拡大を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 36 号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法に基づく介護サービスの提供に伴い、市立病院が実施するサービスの額の算定基準を定めるなど、使用料及び手数料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 37 号寒河江市災害対策本部条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害対策基本法の一部改正に伴い条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 38 号寒河江市消防団に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により、禁治産の制度を後見の制度に改めることなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 39 号から議第 50 号までは、地方分権一括法の制定により、それぞれの法律が改正されたことに伴う条例改正であります。

議第 39 号寒河江市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正により、県知事の権限に属する事務の一部を市が処理することを定めた山形県事務処理の特例に関する条例制定に伴い、本条例の定義規定の明確化を図るため、改正をしようとするものであります。

次に、議第 40 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 41 号寒河江市手数料条例の全部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、本市が徴収する手数料について条例で規定する必要があることから、包括的な条文の整備を図るため、全部改正しようとするものであります。

次に、議第 42 号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正、及び議第 43 号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 44 号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 45 号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

都市計画法の一部改正に伴い、同法の規定に基づく寒河江市都市計画審議会を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 46 号寒河江市防災会議条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害対策基本法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 47 号寒河江市営住宅条例の一部改正、議第 48 号寒河江市都市公園条例の一部改正、議第 49 号寒河江市下水道条例の一部改正、及び議第 50 号寒河江市水道給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、それぞれ過料の規定を改正しようとするものであります。

次に、議第 51 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

老人保健法の一部改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 52 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について、及び議第 53 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

伝染病予防法が廃止されたことに伴い、市町村に伝染病院等の設置義務がなくなったことから、河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散、及び解散に伴う同組合が所有する財産を処分することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づいて、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第 54 号寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事の内容変更などに伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第 55 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

幸生地域の公共的施設整備につきましては、平成 7 年度より「第 5 期幸生辺地総合整備計画」に基づき実施してまいったところであり、平成 11 年度が最終年度となります。引き続き長峰地区農免農道の整備や通学施設としてスクールバスを更新する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により、平成 12 年度を初年度とする「第 6 期幸生辺地総合整備計画」を策定しようとするものであります。

次に、議第 56 号土地の取得について御説明申し上げます。

平成 14 年度に開催される「全国都市緑化フェア」の主会場である最上川ふるさと総合公園と市街地をアクセスする幹線道路として事業を進めております、市道駅南高瀬山線の道路用地について購入しようとするものであります。

次に、議第 57 号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

西寒河江駅米沢線について、道路網を再編し、認定がえを行うため、廃止しようとするものであります。

次に、議第 58 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、西寒河江駅谷沢線を認定する必要があるため、道路法の規定により提案するものであります。

以上、55 議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第77、これより質疑に入ります。

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 議第10号平成12年度の一般会計予算について、審議に入る前に若干お尋ねをしておきたいというふうに思います。

平成11年度末の一般会計における財政のそれぞれの指数についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

今回11年度の補正予算が出されておりますし、聞くところによりますと、間もなく除雪費が追加になるという話がありますが、これで大きな災害等がなければ補正予算は終わりだろうというふうに思いますので、ぜひその数値等をお聞きしておきたいと思います。

最初に、財政力指数は、もちろん見込み額であります、どのようになるのか。

それから、経常収支比率はどのようになるのか。もちろん見込みですね。

それから、その経常収支比率の分子となる経常経費充当一般財源はいかなるものか。そしてまた、その分母の経常一般財源等の収入額は幾らなのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

それからさらに、公債費の負担比率についても伺っておきたいと思います。

さらに、公債費の比率もお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、3カ年の平均であります起債制限比率はどのようになる見込みなのか。

以上7点、お伺いをいたしたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お尋ねがありました財政指数などにつきましては、通常ですと、会計を締めて決算後でない現実をよくあらわしにくいものでありますけれども、現時点での見込みということでありますので、申し上げますので、御理解をお願いしたいと思います。

経常収支比率であります、82.6と見込んでおります。

経常経費の一般財源につきまして、分子でありますけれども、これが82億 2,950万円、分母につきまし

ては、99億 6,600万円というような形で見込んでおります。

次に、公債費負担比率でありますけれども、これにつきましては、公債費充当の一般財源が20億 6,900万円、分子です。一般財源が 113億 3,290万円、分母です。それで割っていただきますと、18.3%程度になります。

公債費比率は17.4%、起債制限比率、これにつきましては、3カ年平均で10.5%程度と見込んでおります。

財政力指数でありますけれども、これにつきましても、3カ年平均で 0.501程度に見込んでおります。

以上であります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 細かい点については予算委員会でお聞きをしたいと思いますけれども、1点だけお尋ねをしたいと思います。

予算書の商工費、77ページに寒河江ショッピングセンターの土地建物購入費3億 7,700万円が計上されておりますが、この前、新聞にも早くも、あたかも購入が決まって、ショッピングセンターの利活用についてもう既に決まっているかのような報道がなされて、しかも、その中で具体的に貸し店舗というか、そういうことが報道されておりました。1万円とか、10区画とか、そういう具体的な計画も示されて報道されておたわけでありますけれども、それはそれとして、購入して、そうした貸し店舗にするなり、あるいは公共施設を持ってくるにしても、あるいは1階、2階を今の営業している店舗に貸すにしても、この管理運営なり、あるいは寒河江ショッピングセンターの改装、そういうものが必要なのではないかというふうに思うんですが、今回の予算書を見ますと、そうしたものが見当たらない。私が見た限りでは見当たらないんですが、そうした考えがあるのか、ないのか。

それともう一つは、この購入をした寒河江ショッピングセンターの管理運営というのは、だれがやるのか。そうしたものも今後必要になってくるのではないかというふうに思います。そうした進め方なり考え方について、第1点お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今回御提案している12年度の一般会計の予算計上の金額については、ショッピングセンタービルの取得費と、それから土地の購入費を計上いたしております。

なお、今後の利活用についてはテナント、それから公共的な利活用については、現在鋭意検討中でございます。したがって、実際に利活用する段階になりますと、当然にして、そのショッピングセンターの改装費については、今後対応しなければならないというふうに考えております。

なお、管理運営についてでありますけれども、市の公的な施設となったあかつきには、最終的には市の管理運営になるということになりますけれども、その管理の手法についても、今後鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 そういうことで、利活用については「鋭意検討中だ」ということなんですけれども、この件については、議会にも陳情が出されて、五つの附帯決議をつけて採択をしてきたわけでありまして、特にその利活用については広く市民の意見を聞いて考えてもらいたいと、こういう意見をつけているわけでありまして、「検討中」というんですが、検討する組織というんですか、そういうものもきちんと、取得後なり、新年度に入ってからになるのかどうかはわかりませんが、そうした利活用について広く

市民から意見を聞く組織をつくっていく必要があるのではないかと思います、今検討なされているという組織はどういったものなのか。今後そうした広く市民を入れた組織をつくっていく考え方があるのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

改装などは、取得後そういう方針が決まった後で、具体的な方向が決まった後で補正とか具体的になるのかというふうに今、答弁で思ったんですが、管理運営についてですけれども、もちろん市の財産になるわけですから、間接的な責任は市にあるわけでありましてけれども、市があつたショッピングセンタービルを直接管理運営するというのではなくて、運営主体というか、第三セクターになるのか、どこかに委託するのかわかりませんが、そうした管理運営をする組織というものがなくなってくるのではないかとこのように思いますけれども、その辺についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 検討する組織というような御質問でありますけれども、庁内については組織化をしております。庁内では「寒河江ショッピングセンタービルの活用検討会」なる組織をつくって、その中で検討しております。

なお、これまでにいろいろな面で検討されてきたと。一般市民からの御意見ということもありましたので、これまで3回にわたって、30の団体の方々からいろいろな御意見を伺っております。そういうことで、今後また市民からの御意見をいただくための組織というものは、これまで市民の御意見を伺ってきたと、これで足りるのではないかとこのように思っております。

なお、ビルの管理運営ということでありましたけれども、最終的には、公の施設ということで市となりますけれども、その実質的な管理について委託をするかどうかについては、今後の検討課題ということでございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 何か私どもの知らないところで着々と進んでいるかのような答弁であったというふうに思うんですけれども、庁内の検討委員会があると。あるいは一般市民、どういう団体かはわかりませんが、3回ほどにわたって30団体からの意見も聞いているんだと、こういうことなんですが、お尋ねしますけれども、今回報道された、ああいう貸しテナント、そういうものも、この30団体の意見あるいは庁内の検討委員会の中で出されていたのかどうか。それをお尋ねしたいというふうに思いますし、今、答弁のあったようないろいろな話し合いをしているようでもありますけれども、その内容について議会にもお示しをいただきたいと思うんですね。これは議会にも陳情をされて、先ほど言ったように、全会一致、五つの附帯決議をつけて採択をした案件でもありますので、ぜひどういう団体と話し合いをなされているのか。その中でどういう意見が出されているのか。あるいは庁内で検討されている方向、そうした資料などについて、やはり議会にも当然にして公表をしていただいて、議会も一緒になって考えていくと、こういう方向を打ち出していただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

那須義行商工観光課長 それでは、私の方から「ミニ店舗」ということで報道されましたことの内容について申し上げたいと思います。

実は今回の建物取得、この件に関しては、通産省の方の補助金にできるだけ該当させながら国の方からの補助をいただきながらやっていきたいということでいろいろ取り組んでいるわけですが、その補助金の名称が「中心市街地等商店街商業集積活性化施設整備費補助金」という補助金であります、この

補助金の対象の中に「商業インキュベーター施設」という項目がありまして、これが先ほど新聞で報道になった、新聞上ではいわゆる「ミニ店舗」という形で表現をしておりましたけれども、こういう施設を中につくる必要といたしますか、それが補助金の対象になるという側面が出てくるわけです。そういうことから、商工会の青年部の方とか、青年会議所の方とか、商工会青年部のOBの方とか、そういう若手の方に集まっておきまして、こういう「商業インキュベーター施設」、「ミニ店舗」、「チャレンジショップ」などとも申しますけれども、この可能性について話し合いを持ったところです。それで、たまたま新聞の記者の方も、そういうことについて非常に興味があるということで話し合いの模様を傍聴しておきまして、それがああいう形の報道に結びついたということでもあります。

その時点で、一応こういうことについては、出席者の中から「非常に興味があるので、できればそういうものを進めていただきたい」という話し合いの結論になりましたので、こういう「ミニ店舗」、いわゆる「商業インキュベーター施設」ですけれども、これにつきましては、寒河江の方でもかなり可能性があるという形で把握をしているところであります。

以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

佐竹敬一議長 答弁漏れですか。企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ショッピングセンターの公的な活用の方策についてある程度固まった段階では、議会の方にもお話をしてみたいというふうに思っております。その折にはこれまで話し合いをされた各種団体名、あるいはそれらからの要望等についても示していきたいというふうに思っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 同じくPAOビルの取得の関係でお尋ねをしたいわけでありまして、さきの議会に陳情が出されまして、陳情は建物なり土地を取得してほしいと。しかし、これは所有者からでなくて、市の商工会から議会の議長に出されたわけですね。したがって、議会としては、当然、大変な経営状態だということもありまして、あのまま放置するというと町の真ん中で幽霊ビルになる、それは大変まずいのではないかと。こういうふうなことに議会でもなりました。しかし、土地あるいは建物の所有者でない人からの陳情を議会として「んだ、買う」と決めることはいかがなものかという議論も実はあったわけですね。私も本会議でも申し上げまして、12月の議会の会期中に市長の方から全員協議会の開催の申し入れがありまして、その場でもいろいろやりとりしたわけです。そして、今のようなことも申し上げながら、本当にPAOビルの経営が困難なんだと、大変なんだと言われておったわけですが、経営の実態あるいは経営形態というのが明らかでない。教えてほしいと。今現在どれぐらいの維持管理費がかかっているのか、こういうことも教えてほしいと言ったけれども、手元に資料がないというふうなことがあり、ならば、その場では「しょうがないな」と思いながら、議会としてはいろいろ検討した結果、今、伊藤議員からあったように、5項目の附帯決議をして陳情を採択をした。全会一致で採択をしたという経過があったわけです。

そして、それらの報道を受けて、市民の皆さん方からは、「何、あのPAOビル、市では買うことにしたんだって。議会も同意したんだって」と、こういうふうなことをこの間言われました。しかし、私ども会派としては、この議会での決定をきちんと正確に伝えるために、市政報告でも市民の皆さんに御報告していますけれども、「買うか、買わないかは決めていません」と。陳情については、「そういう状況であれば、市内のど真ん中に幽霊ビルというのはまずいね」ということで、その陳情はわかりましたと。しかし、今後どういうふうにするかも含めて、5項目の附帯決議があるわけですが、そういうことを満たした

上で買っていくんだというふうなことを市民の皆さんには御報告しています。したがって、その時点で当然予算化もされるだろうし、土地や建物の取得という関係も議案としてかかるであろうしということを上上げてきました。

ところが、今回の当初予算に土地の取得、建物の取得について予算が計上されているわけです。執行権として当初予算に予算を組む権限があることは百も承知をしています。しかし、議会と当局との信頼関係ということ、あるいは12月議会でのやりとり、議長の名での附帯決議というふうなことからすれば、今回の提案の仕方の前にもっと議会に示す必要があったのではないかというふうに思うんです。したがって、今、伊藤議員からもあったわけですが、この間、やはり議会側にもこの状況について報告してくれるべきだと私は思うんです。これは議会軽視というふうな指摘を私はせざるを得ません。

そして、2月18日の山新報道も、市当局からこういう情報提供がマスコミの方にされているのかなというふうには実はお尋ねをしようと思っていたんですが、今、商工観光課長から「実は懇談会の席に記者が入っていて、そしてこういう記事を書いたんだ」というふうに言われていますけれども……。

佐竹敬一議長 少し質問の問題をまとめて、ひとつ簡潔に質問してください。

川越孝男議員 ということですが、これを見ると、単にそこに入っていて書いた記事でないわけですね。「商工観光課長はこう言っている」とか、「こうだ」ということも書かれていますので、私は極めて議会軽視だというふうに指摘をせざるを得ません。したがって、市長のことについての見解をお伺いしたいし、本当にあのビルの経営が大変なのかどうか、実態のことを議会に示してもらわないと。どういうふうな状況になっているのか、教えてもらわなければ、大変だ、大変だと言っても、ほかの人から「いや、んでねえんだっけや」と後でなったら、議会として大変、人の財産を間違った判断をしてしまうことになりますので、的確な資料を出していただきたいと、こういうふうに思います。

そういうことで、市とのかかわりの中で言えば、どれぐらい困難なのかということを知るために、例えば法人税や固定資産税などの滞納はあるのかどうか。具体的に物件を市で買うというふうに言っているわけですから、これはプライバシーにも何もなりませんので、この辺についてお伺いをしたいと思います。

一つは、議会軽視でないかということについて市長の見解、それから、どれぐらい大変なのかということでは、そのビル所有者あるいは土地の所有者の市とのかかわりの中で、法人税や固定資産税の滞納状況などがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいとします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 寒河江ショッピングセンターの問題につきましては、市の方には五つの団体から陳情・要望がなされて、また、議会の筋の方には、商工会の方から陳情がなされてきたという経緯は御案内かと思えます。それで、全員協議会を開いていろいろ御説明を申し上げ、そして、あれを求めるための金額、あるいは寄附を受ける等々につきましてもお話を申し上げたわけございまして、そしてまた、議会におきましても採択されたわけございまして、それらを受けまして、市といたしましては予算計上して取得すると。あるいは寄附を受けるという形で編成したわけございまして、筋は通しておるところございしますので、軽視した云々と言われる筋合いはなかろうかなと、こう思っております。

それから、あの新聞の記事でございますけれども、これらについては、やはり今後、市が取得した場合にどのように利用するかということは、市の中心市街地の活性化に大きくつながっていく問題でございます。そういう面で、早目、早目と関係者とお話し合いをしていくということになりまして、市民の理解も

非常に高まってきたということでの新聞の記事になったのだろうか、こう思っておるわけございまして、寒河江市だけではなくていろいろ、山形のビブレが閉鎖、撤退したと。最近になりますと、丸久、今の松坂屋が撤退することが決まったというようなことで、大変中心市街地への関心が高いという中で記事になっていくだろうと、このように思っておるわけございまして。

また、これからどのような形で運営するかということは、具体的に十分内部でも詰めまして、そして、市民が利用しやすいように、運営しやすいようにというものに持っていかなければならないと、このように思っておるわけございまして、あそこの取得の金額は約3億円ということで話し合いがなされておるわけございまして、今後契約を結ぶ際にもそういうことになるのではないかなと、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 助役。

松村眞一郎助役 法人の厳しさについての資料云々ということですがけれども、そういうことを踏まえて市に対して取得をお願いするということであるということもありますし、それから、その具体的な方法として、法人税とか固定資産税の公開というあれがありましたけれども、これはプライベートなことです、公開はできません。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、その辺をもっと、今回の議会の会期中、22日までの間に当局ともいろいろ勉強してみたいと思うんですけれども、本当に具体的に会社が大変で、「だから、これを公金で、市で何とか助けてけらっしゃい」というときに、どれだけ大変なんだかということも検討できないと。これがプライベートだということになったら、違うと思うんですよ。したがって、この部分は法律的なこともありますので、この会期中に当局と一緒に勉強してみたいと思います。

ただ、「議会軽視でない」というふうに市長はおっしゃるわけですがけれども、2月18日に新聞報道になっているんですよ。本当に「議会と当局は車の両輪だ。対等の関係だ」ということであるなら、議会の協力も得てこの事業を進めなければならないという気持ちがあるなら、この報道を見たら、当然議会側に「いや、実は、新聞報道はこうなっていますけれども、中身はこうですよ」と、今聞かれてから言ったようなことを議会側と話をするというのが、至極当然だと私は思うんです。この辺、市長の認識、もう何ほ格好いい言葉を並べたって、この基本的な認識がずれているというふうに私は指摘をせざるを得ないんです。なぜ今まで、議会で質問されてからでなくて、この間には議会の定例の懇談会も21日あったんですね、議会側の集まりが。そのときだって当然……、まずこのことについてだってできるんですよ。そういうことを私は指摘をしたんです。「全然軽視している考えはありません」というふうに市長は言うけれども、そういうことなんです。改めて御見解があればお聞かせをいただきたい。このことをまず指摘しておきます。あとはこの議会の会期中にいろいろ、当局と一緒に勉強してみたい。そして、より市民に理解される、誤りのない議会としての対応をしていきたいと、こういうことを思っていますので、申し上げておきます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 1点だけお尋ねします。

11年度末の企業債残高について、これも見込みですが、お尋ねします。わからないなら後でいいです。

佐竹敬一議長 それでは、ひとつ後にしてください。

議第20号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 平成12年度に村山広域水道からの受水料金が値下げになります。これは一昨年も一般質問で取り上げていた経緯があるんですけども、それによって下げ幅、下げ率、実際その分、いわば持ち出し分が減るわけですが、12年度に換算しますとどのぐらいの金額が値下げになるのか、そこら辺をお知らせいただきたい。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 お答えします。

村広水については、平成12年度から新料金ということで今、新しい料金については県議会の中で審議されているというような内容です。その内容を見てみますと、基本料金で約27.8%下がります。それから、使用料金で28.6%ほど下がる内容になっております。下げ幅といたしましては、受水費用ということで約1億円ぐらい下がってくるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 山形県内の水道料金は全国でもトップクラスということで、高料金対策が外されてからなおそれに拍車がかかっていると。寒河江は比較的、自己水源があるということもあまして、ややそれに距離があるわけですけども、それでも高いというふうな感は否めないわけでありませう。

そうした中で、村広水が、住民のいろいろな声があったとは思いますが、値下げに踏み切ったというふうな経緯がございます。これが今後本市の水道料金の値下げに連動させられないのかどうか。今回の予算を見ますと、そういう気配は全くないわけでありませうけれども、どのような取り扱いを考えているのか、お伺いをしたい。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 今後における値下げというような内容でございますけれども、市の方では、先ほど市長の方から話がありましたように、今年度、平成12年度の予算で、第4次拡張事業としての基本計画を策定していきたいというふうに考えております。それを受けて、平成13年度より第4次の拡張事業ということで、その執行を予定しているという内容でございます。これらについては、非常に大きな事業費がかかることが予想されます。したがって、こういった下げたものにつきましては、利益という形の中で建設改良といったものに積み立てておきまして、そういった財源の方に利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 4次拡張の原資に充てたいというふうなことでありますけれども、単純計算すると3年で3億円、先ほどの説明によれば、4年で4億円、その分蓄積になるのではないかとこのように思います。それが将来にわたってずっとそうなるわけですけれども、もっとも経費もふえていきますから単純にそうはなりません、それでもやはり一つの考え方として、料金にある程度反映させていくというような考え方を何らかの形でしていくことが必要なのではないか。4次拡張というのはどのぐらいかかるかわかりませんが、その計画もまだできていないという段階での話ですので、そこら辺の弾力的な対応は当然、あってしかるべきでないかというふうに思います。市長はどう考えておるか、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 担当課長の方からも申し上げましたように、受水料金は下がることは下がるわけでございます、ですけれども、それは水道料金の引き下げまでには影響させられないのではないかなと、こう思っておるわけでございます。12年度中に次の4次の計画を練らなければなりませんし、13年度には4次をしなければならぬ段階にあると思っております。その辺を見ますならば、ここで料金を引き下げまして、では、4次するとき何の財源として使用するかと、このようなこととなりますと、これまた戸惑うことになるわけでございますので、まずは受水料金が下がっても、それはそのまま、どの程度の利益に結びつくかわかりませんが、結びつくとするならば積み立てておきまして、4次に向けてまいろうと、このような気持ちで考えておるところでございます。そのようにしまして、次の寒河江の水の需要に十分こたえられるようにと、こういうことを考えておるところでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 先ほどと同じように、水道事業会計の11年度末の企業債残高の見込みについてお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 10年度末が28億円ほどの、決算によって起債の残高があります。それから、11年度ですけれども、平成11年度の予定貸借対照表の中で借り入れ資本金ということで約28億7,300万円ほどになる予定です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは、介護保険導入に伴って、いわゆる第2号被保険者の国保税に連動する介護保険税の徴収にかかわる改正だというふうに理解します。ここで、改正要旨の資料ですけれども、改正要旨の第3条の限度額、53万円というふうになっています。これの理解の仕方がなかなかできなくて、いろいろ担当者に問い合わせたりしたんですけれども、そうしたら、現在国会で審議中の法律が通るともってちゃんとしてくるというふうな話でしたけれども、実は限度額53万円、プラス7万円と、60万円の限度額になるんだと。つまり高額所得者 国保税ですから高額所得者というふうに言えるかどうか分かりませんが、モデルケースで幾らぐらいの人が7万円の介護保険税を払わなければいけないのか。いろいろシミュレーションをしたと思うんですけれども、その階層分布などもできればお知らせいただきたい。例えば7万円の介護保険料を払う人が何人で、5万円が何人で、平均の1万4,000円というのが何人で、いわゆるゼロ階層が何人というふうなシミュレーションがあると思うんですけれども、どういうパターンを採用したのか、一つはお聞きしたい。

それから所得、いわゆる応能に対する割合と、応益に対する割合もいろいろ考えてしたと思うんですが、計算によると、55対45になっているようであります。この案分の根拠などもお聞かせをいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 案分の根拠につきましては、現在の国保税の案分率と同じような考え方を採用しています。したがって、応益割合が36.6%と、こういった数字を採用させてもらっています。

それから、シミュレーションの件でございますけれども、標準世帯、世帯主と妻と子供の3人世帯と。

そして、世帯主と奥さんが第2号被保険者と。固定資産税が10万円、所得は、基礎控除前の所得で世帯主のみと、こういったような所得につきましては、世帯主のみの所得と、こういった標準世帯でもってシミュレーションをいたしました。それで、限度額7万円を超える所得層は800万円と、こういうことになってございます。

あと一番と多く分布している階層につきましては300万円の所得でございまして、保険料が3万5,800円と、こういったようなシミュレーションをしてございます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 当初、一般国民にこの介護保険料の第2号被保険者分が説明された際は、国が半分、国民が半分ということで、月額にすると1,500円ぐらいだと、そういう説明であったわけです。ところが、実際にこういうふうにごんごん話が進むと、所得で負担割合が大きく違ってくることがわかってきたわけでありまして、国保税というのは非常に負担感が強い税金でありまして、それにさらに、同じやり方で介護保険分が上乘せになるというふうになりますと、ちょっと大変になるのではないかとというふうな気がします。それでなくても、市税なんかと比べましても滞納割合が非常に高い税の一つでありますので、今回減免のことは触れられてはおりませんけれども、通常の国保税の減免のやり方ということでありまして、さっぱり具体的な対策が打ち出されていないわけでありまして、これについて、市長はどういうふうな考え方でこの問題を乗り切ろうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 ちょっと質問の趣旨がはっきりいたしませんでしたけれども、国民健康保険税に抱き合わせで介護保険料を納めていただくと、こういうことになるわけでございます。ですから、国民健康保険税と別個の体系で介護保険料の応益割あるいは応能割というようなものを立てようかなと思ったんですけれども、国の指導などはあくまでも5対5という指導であったわけではございますけれども、そういうことになりますと、やはり低所得者の方に負担がかかるというようなことが考えられますので、現在の国保税と同じところの応能、それから応益割の案分率をそのままにしていこうと、こういうことを考えて今議会におきましてもそのようにしたもので、予算等も編成しておるわけでございます。そのことによりまして、国保、それから介護保険料ともにバランスがとれたところのものになっていくのかなと。それから、税率などにつきましても、国保の税率もこれまで同様に据え置いたわけでございますから、国保税と介護保険を抱き合わせにいたしましても、どのように推移するか、どのような徴収率になっていくか、あるいはどの程度まで被保険者の御理解をいただけるかはわかりませんが、大体御理解をいただいて進まれるのではなからうかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 全国の自治体の中には、この介護保険料の負担感を少しでも和らげようということで、国保税の税率を引き下げるというふうな自治体も出てきているようであります。市のモデルケースで言うと、1万4,610円が平均額になっているようであります。さっき、一番階層が多いのは年収300万円というような話でしたので、そういうふうにはならないと思いますけれども、この保険税1万4,610万円の方の応能応益の割合を比べると、55対45なんですよ。市長はさっき、65対35と、国保税の今の応能応益の負担割合との比較で、それに照応するようにしたというふうに言いましたけれども、実際はそうではないですよ。むしろ応益の方がぐっと、1割程度負担が大きいという割合の計算になっているようであります。

ただ、年収 300万円の方がどうなるのかというのはわかりませんが、この方はもう年間 3万 5,800 円の介護保険料を納めなければいけない。これは、当初国民が考えていたよりはるかに高い保険税になるわけであります。ですから、自治体によってはその負担感を和らげるために、国民健康保険税の方を軽減しよう。第 2 号被保険者の保険料というのは国が指定したもので変えられませんので、そういう形で緊急避難的な対応を自治体としてやっているというところが出てきているようでありますけれども、そういう何らかの対応を市長としてやる気がないのかということをお伺いしたわけであります。質問の趣旨は極めて明快でありますので、お答えをいただきたいと思えます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 介護保険料が高くなりますから、 合体しますと総体的に高くなるのではないかと。ですから、国保税を引き下げてはどうかというような趣旨の御質問だろうと思えますけれども、現在そこまでは考えておりません。

佐竹敬一議長 ほかに。健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 先ほどの答弁で数字を間違いましたので、御訂正をお願いしたいと思います。

一番と多く分布している箇所は 200万円の所得階層でございます。おわびをして訂正させていただきたいと思えます。(「保険税は幾らになるのか」の声あり)保険料は 2万 8,000円になります。この 2万 8,000円は年額でございます。そして、先ほど申し上げましたように、2人でございます。したがって、これを 12で割って、さらに 2で割るとなりますと、一月の額が当初国で言ったような額になると、こういうことでございます。

佐竹敬一議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 介護保険条例の関係で関連してお尋ねをしたいというふうに思えます。

去る12月の議会で一般質問をしたわけでありますが、介護認定審査会にかかわる問題で、介護認定審査会を公開してはどうかというふうなことを申し上げました。残念ながら時間がなかったものですから、市長の答弁について再質問する時間がありませんでした。大変重要な問題であるというふうに思えますし、市長、再度その答弁を思い出していただきたいと思えますが、その要旨は、市場や利害関係を排除して公平な審査をするために、対象者の年齢や性別以外は個人を特定できるような情報は公開しないと、こういうふうなことだったろうというふうに思えます。

ただしかし、審査判定は対象者の生活や状況、心身の状態にかかわる情報をもとに行われるために公開することは適切でないと、こういうふうなことであると思えますけれども、私は、公正を基礎とするならば、こうしたものについてはやはり公開すべきだなというふうに思っているんですね。市長がその答弁の中でいみじくも申されましたとおり、年齢や性別だけでだれかということ特定できるというふうな心配はないのではないかなというふうに私は思うんです。例えば後段については、その周りの状況で第三者にはわかってしまうのではないかなというふうな心配があまりないだろうと推測はしますが、しかし、だれの審査をいつ、するかということも明確ではありませんし、しかも、幸いにして、と言っただけですが、ここでは 1市 4町の広域的なかかわりの中で介護認定審査を行うわけでありますから、そういう意味では、特定できる心配というのはまずないのではないかなというふうに思うんですね。

それで、そのことに関して改めてお伺いしたいと思いますけれども、言うまでもありませんけれども、

プライバシーに配慮するなどというのは当然のことだというふうに思いますけれども、繰り返すことになりませんが、公開をした方がなお一層公平な介護認定の審査ができるのではないかとというふうにつけ加えて質問にさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 結論から申し上げますと、介護認定審査会は公開すべきでないとは私は思っております。と申しますのは、やはり個人の身体の状態というのがつぶさにまないたにといいますが、資料となって出てきまして、それがお医者さん等の合議体によりまして議論されるわけでございますし、その際にはまた第1次判定の資料なども出されるわけでございますから、個人のプライバシーを保護するという意味におきましては、これは公開すべきではない。あくまでも合議体におけるところのお医者さんを初めとするところの専門の方々が良識を持って認定に当たるわけでございますから、それを待つということが一番妥当なのではないかなと、このように思っています。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 プライバシーのとらえ方が若干違うのではないかなというふうに思います。例えば、先ほど申し上げましたように、第三者が見て特定ができるのであれば、それはプライバシーの侵害になるというふうに私は思うんですが、その可能性は全くゼロに近いと言って過言ではないと私は思うんですね。そういうふうな状況だとすれば、明らかにして、名前と年齢を伏せて、住所も伏せるわけですから、全くどこの人が対象になっているかわからないでしょう。だとすれば、例えば同じような基準にあるものということをするれば、AとBのときには違ったなどということのないように、できるだけ公平にということであれば、プライバシーの侵害には当たらないのではないかと、こういうふうに思うんですね。

先ほども言いましたけれども、厚生省がどう言っているかはわかりませんが、特定できるのであれば、それは確かにプライバシーの侵害になるというふうに思うんです。テレビなどで見ますと、一人の対象者をビデオかなんかで撮って、それで全体で審査するなどということをする自治体もあるようですが、それはプライバシーの侵害になると思うので、そういう場面は非公開と、こういうふうにするべきであると私も思いますけれども、弾力的に運用すべきだと思うんですね。身体の特徴や状況がわかるのですべてが非公開などというのは、プライバシーの侵害には当たらないというふうに思いますけれども、どうですか、市長。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 第1問でお答え申し上げたとおり、公開すべきではないのではないかと、このように思っています。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時30分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長。

真木憲一病院事務長 先ほどの病院の起債残高ですが、見込みとして13億5,100万円でございます。

以上です。(「ありがとうございました」の声あり)

佐竹敬一議長 議第34号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 この新しい条例は、介護保険制度で救えない方をヘルパー派遣をして支援していこうと、こういう制度だというふうに認識をしているわけでありますけれども、具体的にどういう人が想定されるのか。具体的な例示などあれば教えていただきたいなど。私どもが相談を受けた場合に、該当するか、しないか、そういう例示などをちょっと教えていただければありがたいというふうに思います。

それと、どの程度対象者を見込まれておるのか。今の段階でおわかりになれば、教えていただきたいとします。

それから、第8条に費用を徴収するというところで、「1時間 150円の徴収をする」と、こういうふうに明記されているわけでありますけれども、この有料という考え方、これについてどういう考えのもとに150円を徴収するという考え方が出されたのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答えします。

基本的には、介護保険に認定漏れの方を対象にしていきたいと考えています。今現在ヘルプサービスを活用していても認定にならないと、こういった方が出てきています。こういった方にこの制度でサービスを提供していきたいと、こういう考え方です。

対象者を一応20名ほどというふうに見ています。週2回程度派遣していきたいと考えています。

それから、費用の徴収関係でございますけれども、介護保険との整合性を図ったということでございます。介護保険の場合、家事援助ですと1時間1,530円という介護報酬が出ています。これの1割程度ということで150円を考え、規定させてもらったものでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 対象者については一応理解をいたしましたけれども、費用の関係ですけれども、介護保険制度との整合性ということなんですけれども、この派遣制度については、国や県からの補助制度などもあるのではないかとこのように思うんですけれども、その辺についてお尋ねをしたいとします。

介護保険料を払って、さらに市のそういう保健制度を受けて金を払うと。このヘルパーの派遣事業以外に市の独自の保健事業があるわけですね。そうしたものについては、有料ではないというふうに思うんですけれども、無料でいろいろな相談や支援を受けられるという制度が原則的に正しいのではないかとこのように思うんですけれども、この部分だけ介護保険制度との整合性ということで有料にするというのは、ほかの市の保健事業との整合性をむしろ失うものではないか。失うのではないかとこのように思いますけれども、ほかの保健事業との関連についてどう考えるのかということと、補助制度があるのかどうか、お尋ねしたいとします。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 現在のホームヘルプサービス事業も、費用徴収ということで所得に応じて判断させてもらっていると、こういったような制度でございます。

それから、先ほど介護保険との整合性と言いましたけれども、むしろ介護保険の報酬単価を参考にさせてもらったと、このようにございます。

それから、国の方で今、介護の生活支援事業といったようなメニューをつくっていますので、恐らくこれもその事業に入ってくるのかなという感じがしています。

ただ、いずれにしましても、実費とかそれに相当するような金額は徴収してもいいという形で考えているようにございますので、この制度をつくらせてもらったということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 今回この条例の一部改正が提案されているわけでありましてけれども、現行のこの条例に基づいた規則もあるわけでありましてけれども、特に時間の設定などを行っているわけですので、これらも付随して改正があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。というのは、午前7時から午後7時までというふうな形になっていきますので、秋遅くなるということ、夕方というか、夜というか、人も来ないということなどもあり、今回の改正に基づいて規則の方も改正があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

那須義行商工観光課長 お答え申し上げます。

今回の条例改正は使用料の分のみ出ていますけれども、規則の方で時間等につきましても、現行は御指摘のとおり、午前7時から午後7時までということになっているわけですが、実際管理をなさってくださっている畑地区の人たちからお聞きしますと、朝の時間帯とかそういうものの利用がほとんどないということがありますので、条例改正とセットにしまして、時間帯についても、夏期間は午前8時半から午後6時まで、それから、それ以外の通常の期間につきましては、午前8時半から午後5時までというような形で、市のほかの施設と同じような形の改正といえますか、それを行って全体的な使用のあれを図っていきたいということで考えています。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第45号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第46号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第47号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第48号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第49号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第50号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第51号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第53号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時39分
再 開 午後 3時40分

〔議長交代〕

佐藤 清副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、地方自治法第 117条の規定により、次の諸君の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員、1番佐竹敬一議員、4番石川忠義議員、8番鈴木賢也議員、14番佐藤穎男議員、17番川越孝男議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、以上の方は退席願います。

〔佐竹敬一議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、佐藤穎男議員、川越孝男議員、井上勝・議員、那須 稔議員、遠藤聖作議員退席〕

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、寒河江市土地開発公社役員、1番佐竹敬一議員、4番石川忠義議員、8番鈴木賢也議員、14番佐藤頼男議員、17番川越孝男議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員の復席を求めます。

〔佐竹敬一議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、佐藤頼男議員、川越孝男議員、井上勝・議員、那須稔議員、遠藤聖作議員復席〕

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時42分
再 開 午後 3時43分

〔議長交代〕

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第78、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第4号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任し、構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第79、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第22号、議第23号、第25号、議第26号 議第30号、議第39号、第40号、議第41号 議第55号、議第56号
文教経済委員会	議第24号、議第35号、第42号、議第43号 請願第3号
厚生委員会	議第7号、議第8号、議第9号、議第21号、 議第27号、議第28号、第29号、議第31号 議第32号、議第33号、第34号、議第36号 議第37号、議第38号、第46号、議第51号 議第52号、議第53号、願第1号、請願第2号
建設委員会	議第5号、議第6号、第44号、議第45号 議第47号、議第48号、第49号、議第50号 議第54号、議第57号、第58号
予算特別委員会	議第4号、議第10号、第11号、議第12号 議第13号、議第14号、第15号、議第16号 議第17号、議第18号、第19号、議第20号

平成12年3月第1回定例会

散 会 午後3時46分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年3月6日(月曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成12年3月6日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再　　開

午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は適切に意をよくとらえられ、簡潔にして適切な答弁をされるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成12年3月6日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	高齢者対策について	老人保健福祉計画・介護保険事業計画をどう具体化されていくのか 保険料、利用料の減免について 痴呆性老人の認定審査について 介護保険制度の周知について ショートステイに対する考え方について 紙おむつ支給、ベッド貸出等に対する考え方について	16番 佐藤 暘子	市長
2	子育て支援について	乳幼児医療費無料化の拡充について、特に年齢の引き上げ、所得制限緩和に対する考え方について		市長
3	教育問題について	日の丸、君が代に対する考え方について		教育委員長
4	チェリークア・パークについて	サービスエリアから市道に将来とも乗り降りできないか。 民活エリアの今後の進捗状況について	6番 安孫子 市美夫	市長
5	新農業基本法推進について	農業従事者、後継者対策について 新たに導入される直接支払制度の推進について 荒廃農地の利活用促進について	2番 松田 孝	市長 農業委員会 会長
6	高齢者支援について	スクールバスの多目的利活用検討結果について		教育委員長
7	老人保健福祉計画・介護保険事業計画(案)の課題と問題点について	市民の意見聴取と検討体制について 実態調査の結果が計画(案)にどう生かされたのか 公平・公正な介護認定とケアプランの確保について 苦情処理機関の設置について 訪問介護サービスの強化について 施設整備計画について	15番 伊藤 諭	市長

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番、3番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、通告しているテーマについて順次質問してまいりますので、市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

いよいよ4月から介護保険事業がスタートいたします。各自治体、殊に担当課においては、国からの具体的な内容が示されないままに実施時期だけが迫ってくる状況の中で準備を進めなければならず、大変苦労されたことと思います。実施主体が市町村であることから、国から示された内容に沿いながらも、いかにして住民の要求に見合った介護保険制度をつくり上げていくのか、自治体の姿勢が問われる大事業であります。日本共産党は、国会の場でも、各地方議会の中でも、介護保険制度を高齢者の介護に本当に役立つ、利用しやすい制度にしていくためにさまざまな問題点を指摘し、改善を求めながら建設的な提言もしてきたところです。

寒河江市の議会においても、日本共産党の議員を初め数名の同僚議員がこの問題を取り上げてまいりました。2月21日の全員協議会において、「寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」が示され、1カ月2,420円の介護保険料とともに、具体的な計画内容が明らかにされました。この計画の中には、私たちが市民の要望として議会の中で取り上げてきた施策も入っておりますが、具体的にはどのような利用、運用が図られるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

一つ目は、保険料、利用料に対する減免制度の考え方についてお伺いいたします。

このことにつきましては、これまで私や遠藤聖作議員が再三にわたり実例を挙げ、具体的な金額なども示しながら、減免制度の必要性について市長の見解をお聞きしてきたところですが、そのたびごとに市長は「国の制度が低所得者にも十分配慮されたものになっており、市独自の減免制度は考えていない」との答弁でした。しかし、実際問題として国が言っている利用料、保険料の減免制度に該当する人は、災害等により一時的に著しい損害を受けた場合や、生計中心者が病気やけがなどにより収入が著しく減少した場合などに限定されており、一般的な低所得者は該当いたしません。また、施設入所者に対しても、食事の負担額を低くするなど、低所得者に配慮したものになっていると言われておりますが、実態からかけ離れたものと言わざるを得ません。

在宅でサービスを受けた場合の自己負担月額、介護度によって6,000円から3万5,000円程度まで6段階に分かれておりますが、利用料が払えないために必要なサービスを辞退する人が当然出てくるものと思われれます。政府は、負担を軽減するとして、利用料の自己負担の上限を3万7,200円とし、それ以上かかった分は高額医療制度と同様に保険から払い戻すと言っておりますが、この軽減制度に該当するのは、療養型病床群に入院する人を除いてはほとんど当てはまらないのです。国に対してはもっと実態に見合った制度に改善させていく必要があります。

一方、自治体独自の取り組みとして、低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を立ち上げている自治体が多く出てきております。東京の狛江市、神奈川県川崎市、埼玉県所沢市、千葉県我孫子市などでは、65歳以上の第1号被保険者のうち、老齢福祉年金受給者及び生活保護基準以下の生活困窮者に対しては、利用料を半額ないし全額市が助成する。保険料についても、全額市が助成する自治体もふえてきております。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険に上乗せして徴収されることとなりますが、国民健康保険の加入者は、国民健康保険料と一緒に徴収されることとなります。寒河江市の平成10

年度の国保税の収納率は、平成9年度よりも1.3%低くなっており、滞納世帯は、平成9年度末の252世帯を上回る292世帯にふえているのです。これは、国保加入者約5,800軒の4.3%で、100軒のうち4軒以上の世帯ということになります。その上に介護保険料が上乘せされれば、徴収率がさらに悪くなるのは火を見るよりも明らかです。市長は、「市町村が徴収する第2号被保険者の保険料は、国保の軽減措置に準ずる制度が適用される」と言っておりますが、介護保険料は国保税と一体のものとして納めなければならない、もし未納や滞納があれば、医療保険証の交付はせず、介護も受けさせないといった厳しい罰則があるのです。生活が困難で保険料が未納、滞納となった人たちが医療や介護が受けられないということがないように、市独自の低所得者に対する減免制度を設ける必要があると思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、痴呆性老人の認定審査についてお伺いいたします。

介護保険を受けようとしたときに必ず受けなければならないのが、介護認定の審査です。この審査は、コンピューターによる1次判定を介護認定審査会がかりつけ医の意見書や調査員の特記事項などを参考にしながら、その人の介護度を判定するというようになっておりますが、1次判定と2次判定に大きく食い違いが出てくることが指摘され、1次判定用のコンピューターソフトに問題のあることが指摘されています。中でも、痴呆性老人の介護度は、身体的な介護に要する介護時間だけでは判定できない難しさがあり、コンピューターによる1次判定と医師の意見書や調査員の特記事項に基づく判定にずれが生じると言われております。

日本共産党市議団では、先月2月14日～15日にかけて、千葉県我孫子市に介護保険の行政視察に行っていました。我孫子市では、痴呆性老人の介護認定に独自の審査基準をとっております。1次判定と2次判定にずれが出ることは指摘されていることですが、殊に痴呆の判定については、1次判定の介護度が実態よりも軽く出ることが各審査委員会の中から出され、いろいろと検討されたそうです。

その結果、痴呆につきものの徘徊、昼夜逆転、被害妄想、不潔行為などの問題行動のうち、一つでも該当する場合は介護度3を基準にして審査をするという独自の基準を採用しているとのことでした。

寒河江、西村山においても、昨年10月より西村山を一本化した広域認定審査会が発足し、1市4町の審査会が行われておりますが、寒河江市では、現在何名の審査が終了し、そのうち変更は何件あって、変更の理由はどんなことだったのか、お伺いをいたします。

次に、介護保険制度の周知についてお伺いいたします。

寒河江市では、介護保険制度の説明会を平成10年10月～11月までの間に市内全域69カ所で行ったようですが、その時点では、制度の中身がどのようになるのか、国からも示されておらず、枠組みだけの説明しかできなかったようです。また、説明会への参加者も少なく、介護保険制度に対する理解が住民に広く行き渡ったとは言えない状況でした。さまざまな問題点が広く指摘され、修正を繰り返しながら、寒河江市でもようやく具体的な介護保険実施計画と老人保健福祉計画の案ができ上がり、今議会で条例制定がされようとしています。新聞紙上やテレビなどでは、介護保険のニュースが流されておりますが、自分たちの住んでいる町の介護保険がどのような内容なのか、知らない人やわからない人がたくさんおります。今、寒河江市では、施設に入っている人や在宅でも何らかのサービスを受けたことのある人は、認定審査が行われているようですが、サービスも受けたことがない人たち、殊に高齢者世帯やひとり暮らしの方たちなどは、制度の中身や介護認定を受けなければならないことなどわからない人たちがたくさんおり、一方的に文書で案内を流すだけでなく、高齢者世帯にはこちらから足を運んでの説明なども必要だと思っておりますが、どのような手だてを考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、ショートステイに対する考え方についてお伺いいたします。

介護保険制度は、在宅サービスと施設サービスに分けられていて、在宅サービスの場合には、要支援から

要介護5までの6段階の利用料の限度額が決められています。サービスを受ける人は、その限度額の中でさまざまなサービスを組み合わせて、自分に最も適した介護メニューをつくるわけですが、サービスメニューにも利用の限度が加えられています。ショートステイは、6カ月の間に受けられる日数が、要支援1では1週間、要介護1～2では2週間、要介護3～4で3週間、要介護5で6週間となっています。

現在、在宅で介護を受けている人たちは、介護度に関係なく、1カ月に1週間程度のショートステイを利用することができました。しかし、介護保険では、1カ月に1週間のショートステイを利用できるのは、最重度の介護度5の人に限られており、それより介護度の低い人たちは、これまでの半分以下しか利用できないというひどいサービス低下となります。冠婚葬祭、あるいは家族の病気、あるいは介護者のリフレッシュタイムとして有効利用できたものが、利用できなくなるのです。介護を家族介護から社会全体で支えるものとして発足した制度のはずですが、結局、介護による心身の負担を解消させることはできないのです。今までどおり、1カ月に1週間程度のショートステイを利用しようとするれば、介護保険での利用枠を超えた分は全額自己負担をしなければならず、利用者にとっては大変な負担です。ショートステイの利用日数の拡大が強い要求として挙げられ、厚生省は条件つきで利用日数の拡大を認めましたが、その内容は、在宅で受けているサービスの利用を2カ月間利用限度額の6割以内に抑えれば、残りの4割分をショートステイの利用に回してやるという方法です。しかし、利用限度額を6割に抑えるということは、ほかに受けたいサービスがあっても我慢しなければならず、サービス低下につながります。また、この方法が取り入れられても、介護保険の始まる4月から9月までの半年間は適用されないのです。

このような状況を何とか改善しようと、自治体の中では、公費による支援措置を検討しているところもあるようです。寒河江市としても、このような状況を打開するために、利用限度額を上回ってショートステイを利用した場合の自己負担に補助をする何らかの助成をしていく考えはないか、お伺いをいたします。

次に、紙おむつ支給、ベッド貸し出し等に対する考え方についてお伺いをいたします。

寒河江市では、介護保険料を低く抑えるために、保険で受けられるサービスは法定給付のみとし、ほかのサービスは保険外の高齢者福祉サービスとして実施していくとのことです。保険外サービスとして挙げられているものには24のメニューがあります。この中には新規の事業も数種類含まれておりますが、ほとんどは現在実施されているものです。「現在行っているサービスを低下させることなく、さらに充実をさせていく」と断言された市長の言葉どおりメニューは用意されておりますが、それをどのような方法で提供していくかが問われるものと思います。24種類のサービスメニューの中で在宅介護者が強く望んでいることに、紙おむつを所得制限なしで支給してほしいということや、ベッドの貸し出しを従来どおり無料で希望者に貸し出してほしい、寝たきり老人介護激励金の支給を引き続き額の引き上げなども含めて実施してほしいといった意見です。年2回、寝たきりの高齢者を対象に行われてきた出張理髪や、寝具乾燥サービスなども大変喜ばれている事業ですが、これらに関しても、従来どおり自己負担なしで実施すべきだと思っておりますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、乳幼児医療費無料化の拡充についてお伺いをいたします。

子供の出生率の低下が大きな社会問題となってから久しくなりますが、減少傾向に歯どめがかからず、政府もその対策に頭を痛めております。寒河江市の平成元年から10年までの出生数を見ますと、平成元年度の452人から平成10年度の404人へと多少の増減を繰り返しながら減少してきています。

出生率の低下はさまざまな要因があると思われませんが、その一つに、子供の養育に金がかかることが挙げられます。山形県では、昭和49年より乳幼児医療費の無料化を実施し、ゼロ歳児全員が無料で医者にかかることができるようになりました。その後、昭和59年には所得制限が設けられ、課税世帯には一部負担金がつくようになりました。学齢期前の子供のいる家庭では、子供たちの医療費が支出の大きな位置を占め、家計を圧迫しているのです。親にとって子供の病気は一番の心配です。せめて医療費の心配をしないで済むよう

にしてほしいと、そういった母親たちの強い要求が後押しをして、県の方でも、徐々にではありますが、年齢の引き上げを行ってきております。現在、県の制度は2歳児まで、所得が330万円以下の家庭に該当されますが、その中でも所得税を納めていれば一部負担金が課せられます。

私は、これまでに幾度も一般質問の中で、県の制度に上乘せして、寒河江市独自の乳幼児医療費の年齢引き上げと所得制限の緩和をすべきではないかと市長の見解をただしてまいりました。これに対して、「この件は今後の検討課題だ」と言うだけで、いまだに県の制度に準じている状態です。この間の近隣市町の乳幼児医療費無料化の実施状況を見てみますと、県の制度に準じているのは、県内44市町村の中では16自治体のみで、市の段階では長井市と寒河江市だけであり、西郡の1市4町の中では寒河江市と朝日町だけであります。他の市や町では、県の制度の所得制限を撤廃したり、該当年齢を引き上げたりしています。市段階では、既に天童、村山、鶴岡、上山、東根、米沢、酒田市などでは、3歳児まで年齢を引き上げ、さらに所得制限の緩和などを行っているところもあります。山形市や尾花沢市、金山町などでは、何らかの制限は設けながらも小学校入学前までの乳幼児医療費の無料化を実施しております。寒河江市としましても、年齢の引き上げ、所得制限の緩和などに踏み切って、子供を産み、育てやすい環境をつくっていく必要があると思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、日の丸、君が代について、教育委員長にお伺いいたします。

昨年8月9日、「国旗及び国歌に関する法律」が参議院本会議で可決、成立し、日の丸は国旗、君が代は国歌として法律で定められました。これまで、祝日やさまざまな行事で必ずと言っていいほど掲げられてきた日の丸や君が代は、実は法的な根拠がなかったことを初めて知った人も多いことと思っております。

日本共産党は、日の丸、君が代を国旗、国歌とすることに反対してまいりました。日の丸は古来、太陽崇拜から生まれたもので、古くは外国船と区別するために、日本の船に日の丸を掲げたことから、日本を象徴する旗として定着していったようです。その日の丸が侵略戦争の旗印として使われ、アジア各国に攻め込み、大きな犠牲を強いました。今も、アジア各国の人たちが、日の丸に強い恐怖心と深い心の傷を負っていることをめぐり去ることはできないのです。国内においても、日の丸が愛国心の旗印として、子供たちの教育を大きくゆがめ、国民を戦争に駆り立てていった歴史があるのです。アジアと日本の国民を苦しめた歴史を持つ日の丸が平和日本を象徴する国旗としてはふさわしくないというのが、日本共産党の理由です。

また、君が代についても、明治の初め外国からの客を迎えるのに、国の歌がないのはおかしいのではないかとイギリスの音楽隊隊長に促されて、古今和歌集に載っていた君が代の和歌に作曲されたのが始まりとのこと。しかし、この歌の歌詞は、天皇の御代がいつまでも続きますよという意味で、日の丸と並んで戦争中には愛国心を高揚させる上で大きな役割を果たしました。戦後主権在民が憲法で定められ、「国民が主人公」になったにもかかわらず、天皇の御代といった内容の歌は、日本の国と国民を代表する国歌としてはふさわしくないと考えるからです。

法制化について、日本共産党は次のように考えております。

日の丸、君が代については、国民の間でも意見がさまざまに分かれております。昔から親しんできたので愛着があるという人、戦争中のつらい思い出につながるから嫌だという人、君が代はメロディーが暗く、意味もよくわからないので歌いたくないという人等々、さまざまに意見が分かれております。こういった人たちの意見に耳をかさず、上から問答無用で押しつけるやり方はやるべきではありません。なぜ好きなのか、なぜ嫌いなのかも含めて、十分な国民的議論をすべきだと思います。その上で日本の国旗、国歌としてどんなものがふさわしいのか、国民的な合意を得ることが大事だと思っております。そのこともせずに、国会の中で、多数決だからといって日の丸、君が代を国旗、国歌と決めてしまうのは、民主的なやり方ではないと主張してまいりました。

間もなく各学校では、国旗、国歌法が法制化されてから初めての卒業式や入学式が行われます。政府は国

旗、国歌法が成立しても尊重規定がなく、学校での取り組みは従来どおり学習指導要領によるものとし、学校教育における国旗、国歌の指導に関する取り扱いを変えるつもりはないと答弁しております。しかし、文部省や一部の教育委員会には、法律が成立したのを機に、国旗の掲揚や国歌の斉唱の指導を強める動きがあると報じられております。これらの動きと関連し、県の教育委員会からの指導や指示はあるのかどうか。また、国では個人個人の内心の自由、人権の尊重は重視するとしておりますが、学習指導要領による指導との矛盾はないのかどうか、お伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは介護保険のことですが、保険料並びに利用料の減免のことに答弁申し上げます。

御案内のとおり、介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという趣旨のもと、社会保険方式により被保険者からは能力に応じた保険料を負担していただき、介護や支援が必要な方がサービスを利用した場合、この保険料と国、県、市の公費負担分を財源として保険給付する仕組みでございます。

保険料の減免についてでございますが、これにつきましては、「特別の事情があると認められる方に対し条例で定めるところにより行うことができる」とされているわけでございます。これは、一般的な低所得の状況をとらえて適用されるものではなく、災害等の特別な理由により一時的に負担能力が低下した場合に適用されるものでございます。低所得者に対しては、保険料につきましては、負担能力に応じて所得段階別に設定されますし、生活保護の被保護者に対しましては、生活扶助費の中で勘案することになっております。したがって、御質問のような一般的な低所得の状況をとらえた市独自の保険料の減免制度を創設する考えはございません。

次に、利用料でございますが、これにつきましては、介護保険制度の趣旨を踏まえまして、サービスを利用する方としない方との負担の公平を図るとともに、サービス利用についてのコスト意識というものを喚起するという観点から、利用者は原則としてかかった費用の1割を負担する仕組みとなっていることは御案内かと思っております。このため、利用料の減免につきましても、介護保険法の規定によりまして、災害等の特別の事情により1割の利用者負担を支払うことが困難と認められる被保険者について適用することとされております。したがって、保険料同様、一般的な低所得の状況をとらえた市独自の利用者負担の減免制度を創設する考えはございません。

この利用料でございますけれども、負担能力に応じた高額介護サービス費の支給によりまして、1月当たりの負担額の上限が一般の方よりも低く設定されますし、生活保護の被保護者には介護扶助制度が適用されることになるわけでございます。また、施設に入所した場合の食事の標準負担額も、負担能力に応じて設定されるため、一般の方よりも低く設定されるようになっております。さらに、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度が改正されまして、利用料などについても、貸し付けの対象となったところでございます。このように低所得者にも十分に配慮された仕組みとなっていることを御理解いただきたいと思います。

次に、痴呆性老人の認定審査について、それから1次判定と2次判定の変更した件数についての御質問がございました。

痴呆性老人の認定審査でございますが、介護保険制度というものを円滑に運営するためには、適正で公平かつ公正な要介護認定が行われることが重要なポイントであることは十分に認識しているところでございます。このようなことから、本市では西村山地域の4町と共同で「寒河江市西村山郡介護認定審査会」というものを設置しましたことは御案内のことかと思っております。介護認定審査会においては、国の基準に基づき、85項目にわたる対象者の心身の状態に関する調査結果に基づくところのコンピューターによる1次判定をもとに、主治医の意見書、調査員の特記事項を勘案しまして、あくまで全国一律の基準に従って審査判定業務を行っているところでございます。

ことし2月末までの本市の認定状況を申し上げますと、認定件数は620件であり、その内訳は自立が11件、要支援が37件、要介護1が115件、要介護2が84件、要介護3が98件、要介護4が149件、要介護5が126件となっております。

また、2次判定の結果、1次判定が変更された件数は60件であり、変更の理由は、主治医の意見書による

ものが31件、調査員の特記事項によるものが27件、障害老人日常生活自立度判定基準によるものが2件でありました。

また、再調査となったものは12件であり、その主な理由といたしましては、主治医の意見書と調査員の調査結果との不一致でありました。

介護認定審査会は、医療・保健・福祉の各分野の専門家56名で構成されておりまして、審査判定に当たりましては、八つの合議体に分かれて、各合議体において委員の合議制により対象者の要介護状態等について判定を行い、この判定結果をもって、寒河江市西村山郡介護認定審査会としての最終的な判定結果として取り扱っているところでございます。

合議体間で差が出ないようにする基準というようなことでございますが、特にそのようなものは設けておりません。今申し上げましたとおり、介護認定審査会における審査判定業務につきましては、国が定めた全国一律の基準が示されており、各合議体ともこれを遵守して、統一した考え方で審査判定を行っているところであり、これによることが公平、公正な要介護認定につながるものと考えておるところでございます。

次に、介護保険制度の周知徹底のことについての御質問にお答え申し上げます。

介護保険制度は、これまで行われてきた日本の福祉制度を大きく変え、高齢者の介護を社会全体で支える制度でございますので、制度の仕組みや制度の内容をよく理解していただくことは最も大切であると考えております。これにつきましては、これまでも平成10年の秋に市内69カ所におきましてきめ細かに制度説明会を実施してきたのを初め、各種団体の会合等に出向いての説明や、市民の要望や意見の聞き取り、さらには市報への特集記事の掲載、パンフレットの配布など制度の啓蒙普及に努めてきたところでございます。また、教育委員会の生涯学習活動とも連携いたしまして、出前講座等の機会を利用して33回にわたって説明を行っているところでもあり、これら各種会合時における説明を初め、市報に介護保険に関する疑問を解説するコーナーの連載、内容をわかりやすく解説したパンフレットの配布など、制度の普及に努めてきたところでございます。

さらに、きょう3月6日から19日にかけて17回の地区説明会を実施することとしておるところでございます。介護家庭の生活状況などにも配慮し、日曜日の開催も予定しているところでございます。

今後におきましては、要介護高齢者等に身近に接することの多い民生児童委員の方々にも、計画や本市独自のサービスについて詳細に説明する機会の設定などを行い、民生児童委員の地域相談、それから訪問活動などを通じて、外に出かける機会の乏しい介護家庭や、理解の不足しがちな高齢者世帯に対する啓蒙普及にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次にショートステイ、短期入所についてのお尋ねがございました。お答えいたします。

短期入所につきましては、これまでも訪問看護、通所介護と並んで、在宅サービスの三本柱として、冠婚葬祭等で一時的に家庭での介護ができなくなったときや、介護者の介護疲れなどの場合に大きな役割を担ってきたところでありますが、このサービスはあくまでも一時的な入所ということであって、これまでも原則として1回当たりの入所の期間は7日以内とされており、要介護者の入所が必要になったときはいつでも利用できるよう、施設の有効利用に努めてきたところでございます。

平成11年度の4月から1月までの10カ月間のショートステイ、これはミドルステイを除いておりますけれども、この利用状況を見ますと、180名の方が利用しております。延べ利用日数は4,933日ございまして、利用回数は617回となっております。これを介護保険制度の限度管理期間である6カ月間に換算いたしますと、1人当たりの平均利用日数は16.4日となっております。

一方、介護保険制度における短期入所の区分支給限度基準額に相当するところの6カ月間の入所日数は、要支援が7日間、要介護1及び2が14日、要介護3及び4が21日、要介護5が42日となっており、単純に平均いたしましても、1人当たり19.8日間の入所が可能なわけでございます。

このようなことから、ケアマネジャーと十分に相談しながら、いろいろな在宅サービスを効果的に組み合わせたケアプランを作成し、短期入所につきましても、計画的に利用していくことにより、介護者自身の負担軽減を図りながら、要介護者の生活を支援していけるものと考えております。このようなことですので、限度日数を超える短期入所に対する補助制度については考えておりません。

なお、現在、家族介護に対する評価と支援という観点から、訪問通所サービスの利用が一定程度以下の場合、要支援から要介護4までは、先ほど申し上げた入所限度日数を2倍に、要介護5については1.5倍に拡大することとなっております。

また、自立者であっても、不測の場合にはショートステイを使えるようにしてほしいということですが、このような場合の取り扱いにつきましては、状況というものを十分に把握した上で個別に判断することですので、一般論でしか申し上げられません。対象者の心身の状況や家族関係などから見まして、自宅で介護生活することが困難であり、福祉の保持という観点からそのままでは置けないというような状況にあり、一時的に保護する必要があると認められるような場合には、要介護認定とは別に、市の職権による措置としまして適切な施設に保護するようになるものと考えております。

次に、紙おむつ支給とかベッド貸し出し等についての御質問でございます。

介護保険制度と一体となって実施する本市の独自サービスについての御質問でございますが、介護保険制度の実施に伴い、本市は、従来行ってきた福祉サービスの水準はこれを維持するとともに、これをより充実して進めていくことを基本としていることは、これまでも重ねて申し上げてきたところでございます。

本市が独自に行ってきた福祉サービス等についてでございますが、今定例会の初日に行政報告として報告申し上げました、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の中でも明らかにしているところでございますが、この計画の策定に当たりまして、これまで実施してきましたサービスについて、それぞれの事業ごとに経過と状況を把握し、課題の点検、整理を行った上で今後における施策を方向づけたところでございます。この中で、御案内のとおり、一部のサービスについては、社会的状況やニーズに対応する見直しと、新規サービスの実施を課題としたところでありまして、また、紙おむつの支給については、支給基準と支給方法の改善ということを課題とするなど、介護保険制度を実施するに伴い、利用者の一部負担とあわせて行政が援助すべき施策、そしてまた、費用のいかにかわらず行政がみずから実施すべき施策などを点検、整理したところでございます。

そういうことですので、紙おむつの支給につきましては、これまで所得税が10万円未満の世帯の方で、常時失禁状態にあって、6カ月以上にわたり寝たきりの状態や痴呆の症状の高齢者を対象に支給してきたところでございますが、介護保険制度の実施に伴い、これまでの所得制限を撤廃して、すべてのこれは医療機関等入院者も含めてでございますが、在宅の寝たきりの高齢者等に紙おむつを支給することといたしまして、支給枚数を所得基準で区別する方法で実施していきたいと考えているところでございます。

それから、ベッド等の貸与に関してでございますが、これまで高齢者の介護のためにベッドを必要とする期間、貸し出してきたところでございます。介護保険制度においては、ベッドも含めた福祉用具の貸与等は、法定のサービス給付といたしまして指定事業者から行われるようになり、基本的には制度によるサービスに移すべきものと考えられるところでございます。

しかし、本市が実施しているベッドの貸与は、手動方式のギャジベッドであることから、電動方式を含め多機能な介護用ベッドが普及している中で、既存貸与ベッドの有効活用を図るとともに介護世帯の負担軽減を図るため、これまでどおり無料で貸与を継続していく考えでございます。

出張理髪サービスでございますが、外出することのできない在宅の寝たきり状態にある高齢者の快適な生活を支援するために、地域の理髪店の協力を得ながら、夏と暮れの年2回実施してきた本市の独自の事業でございます。これにつきましても、要介護者の生活支援の充実を図るために、これまでどおり無料で実施し

てまいりたいと考えているところでございます。

それから、寝たきりの高齢者の寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスでございます。

この事業は、寝たきりの高齢者の自宅に出向いて寝具を預かり、丸洗い洗濯、それから乾燥殺菌の上、再びお届けするところのサービスでございます。年1回に限って実施してきたものでございますけれども、平成12年度においては、実施回数を大幅に拡大して実施する考えでございます。

それから、12年度から新たに実施する要介護者などを移送するところのサービスについてでございますが、これは、在宅の要介護者が医療機関に通院する際などに、ベッド等を備えた専用の特殊車両での移送を必要とする場合がありますことから、介護家庭の負担の軽減を図り、要介護者の移送の安全と快適性の確保というものを支援するために実施するものでございます。

また、「要介護者等外出支援事業」というものは、要介護等の高齢者の生活の質の向上を目的としているものでございまして、要介護等の高齢者が公園の散歩や買い物などの外出をしようとする際に、介護者を派遣することにより、その外出を支援しようとするものでございます。

これらの寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスとか、それから、要介護者などを移送するサービスとか要介護者等の外出支援事業、これらにつきましては、介護世帯が支出する費用について、その費用の一部を援助する方法により実施する考えでございます。

それから、高齢者の介護者に対するところの「寝たきり老人介護者激励金」の支給でございますが、これは、「山形県寝たきり老人等介護者激励金支給要綱」に基づく事業とあわせて実施してきた事業でございます。この事業は、寝たきりの高齢者を6カ月以上継続して介護している介護者等に支給しているものであり、本市としましては、今後とも継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の中での乳幼児医療費のことの御質問がございました。

乳幼児医療費無料化の拡充についてでございますが、この医療費支給制度につきましては、御案内のように、昭和48年からゼロ歳児を対象に、医療確保と福祉の増進を図る目的で県が医療費無料化制度として始めたものでございます。その内容は、医療費の自己負担分を市町村が給付した場合、その2分の1を県が負担する制度でございます。

これまでの経過といたしましては、昭和59年10月から被保険者への一部負担金が規定され、その後、平成元年10月から医療技術の進歩、生活環境の向上などや医療費の増加などの理由によって所得制限、290万円でございますが、これが設けられたところでございます。その後、平成4年7月から、一部負担金は、老人保健法の一部負担金と同額に改正され、平成7年7月から所得制限額が330万円に引き上げられております。

本市では、平成8年4月から、市単独事業として1歳児まで年齢を拡大し、医療給付を行いました。同年7月から県の規定も1歳児まで年齢が拡大され、さらに平成10年7月からは2歳児まで引き上げられ現在に至っているところでございます。

本市の平成12年1月末現在の乳幼児医療証交付状況は、ゼロ歳児で312人、1歳児で281人、2歳児で230人の総計823人となっております。1月末の3歳未満児の人数は1,177人でありますので、交付割合は70%となっております。平成11年度の1月までの申請件数は811件でありました。そのうち695件が認定されており、85.7%の認定率となっております。

本市では、御案内のように、「寒河江市子どもプラン」というものを平成10年3月に策定いたしまして、子供の健やかな育成のための環境づくりの指針といたしまして、21世紀の新しい時代に生きる創造力ある、感性豊かな人材の育成を図るため、社会全体で子育て支援策を総合的、計画的に推進していくこととしていただいております。そういう中で、乳幼児医療給付制度の充実を掲げており、子育て費用の軽減を図るため、県に対して事業対象範囲の拡大と所得制限の緩和について要望するなど、制度の充実を図ることとしております。

乳幼児医療費の支給につきましては、寒河江市医療費支給条例において、重度心身障害児者及び母子家庭とともに、県の規定に沿って定めているところでありますが、御質問の年齢の引き上げ及び所得制限緩和につきましては、重度心身障害児者及び母子家庭の医療費支給との制度上のバランス、及び県の動向等を考え合わせながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一郎教育委員長 私の方から、日の丸、君が代に対する考え方についてお答えいたします。

昨年8月13日に「国旗及び国歌に関する法律」が交付され、即日施行されたことは御案内のとおりです。国旗と国歌は、いずれの国におきましても国の象徴として大切に扱われているものであり、なくてはならないものであります。我が国におきましても、国旗である日章旗と国歌である君が代が、いずれも長い歴史の中で既に慣習法として定着していたものであります。今回法制化され、その根拠が明確に規定されたものと把握しております。

国旗、国歌にかかわって学習指導要領では、社会科においては、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること」、さらに「国旗及び国歌の意義、並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てよう配慮すること」とあります。音楽においては「国歌君が代は、いずれの学年においても指導すること」、そして、特別活動の中には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記載されております。これは、法制化される前から記載されているものであり、法制化されたからといって強化されたものではありません。

また、学校教育の中で国際理解教育も重要視されておりますが、国際理解教育を推進していくためには、まず、自分たちの住んでいる地域を知り、自分の国を知ることが大切になってきております。その上で、他の国のことを学びながら、地域性や文化の違いから生じるさまざまな違いを理解し、ともに手を携えて国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成することが求められております。その意味でも、自国を愛することはその基本とも言えます。そのような意味からも、その象徴となる国旗、国歌を大切にすることは当然のことと言えます。

さて、卒業式や入学式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、そして、学校、社会、国家などの集団への所属感を深める上でよい機会となるものです。このような意義を踏まえて、卒業式や入学式に国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するものと考えております。さらに、このことは、自国を愛し、他の国々を理解しながら、国際社会の一員として活躍する人間の育成の基本的なこととして理解され、卒業式や入学式で実施されてきたと把握しております。

本市の小・中学校につきましては、卒業式、入学式に際しましては、これまでも式場並びに掲揚塔に国旗を掲揚するとともに、式の中で国歌を斉唱してまいりました。したがって、県内並びに市内の小・中学校におきましては、既にこのような趣旨が十分理解され、徹底されているという判断から、今回の法制化に伴い、山形県教育委員会並びに本市教育委員会で、「法制化されたことに関する通知」は出しましたが、特に今回の卒業式、入学式にかかわって指導を強化していることはございません。今後ともこれまで同様に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 16番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一通りお答えをいただいたわけですが、保険料、利用料の減免についてです。

保険料については、第1号被保険者の保険料、それから第2号被保険者の保険料と2通りに分かれて徴収されるわけですが、この保険料については、先日の予算特別委員会の中でも遠藤聖作議員が取り上げておりましたけれども、自治体で徴収する保険料の料率、必要な保険料というものの、徴収しなければならない保険料というものの総額は決まっているわけですが、それをどのような割合で徴収するかということだと思っております。ですから、寒河江市の場合は、低所得者に負担をかけないように、応能応益割を国税の応能応益割と同様な考え方で賦課をしているんだということだったんですけれども、徴収しなければならない金額が決まっています、それを応能に負担をかけるか、応益に負担をかけるか、どちらにウエートをかけるかという問題だと思っておりますけれども、これは、どちらに比重をかけても大変な負担感があるというふうに思います。総額は変わらないわけですから、応能の方に負担をかければ、所得のある人には負担感が強い。応益に負担をかければ、低所得の方が負担感が強くなるという、どちらにも大変な税の負担が課せられるということだと思っております。ですから、これは、負担額を少なくしない限り、どういうふうな方法をとったとしても負担感は消えない、ぬぐえないということになると思っております。ですから、根本的な解決としては、国の現在の保険料に対する負担割合、今、国では25%の負担というふうになっておりますけれども、これをやはり2分の1の負担、50%の負担まで引き上げさせると、これが一番と大事なことだというふうに思っているところです。

この国に対して働きかけをするということが最も大事なことでありますけれども、その中でも、それが実現する前段階としまして、各自治体では、どういうふうなことをしたら市民に負担をかけないで済むのかということであるという方法を考えているわけです。市の一般財源からの繰り出しをするということをやっているところが出てきているわけです。市長も、この保険料の負担が非常に大変になっているということはお認めになると思っておりますけれども、生活保護すれすれの世帯、生活保護を受けたくても、資産があったりすれば、これは生活保護の該当にならないわけです。生活保護基準以下で生活をしている方も中にはいるわけです。こういう方が本当に介護が必要になったときに、保険料や国保料を払わないために介護の該当にならないということがないように、何らかの手を打つべきだと私は考えております。ですから、住民税の非課税世帯、それから最低年齢福祉年金の受給者、そういう方ぐらまでは保険料を一般会計からの持ち出しで無料にするとか、また、25%ぐらまでは引き下げをしているというところもあるわけです。こういうことをぜひ考えてほしいなと思っております。

それから、利用料についてなんですけれども、国では、現在ホームヘルプサービスなどの在宅の支援を受けている方については、3年間を限度にして経過措置として3%の徴収でやっていこうというようなことを言っているわけですが、これは、現在利用している人に限られているわけです。ですから、住民税非課税者の方でこれからそういう在宅のホームヘルプサービスを受けたいという方については、該当しないわけです。これを何とか、今から新規にこのサービスを受けようとする住民税非課税世帯の方についても、国の制度と同じように3%で利用できるような方法を考えられないか。ぜひそうしてほしいというふうに思うのですが、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、痴呆性の老人の認定についてですけれども、我孫子市では、やはり高齢者の方の認定が非常に大変だと。第1次判定で出てきたものと、医者を書いた意見書や、それから、調査員の特記事項などで判定した判定とのずれが大きくなっている。そういうことから、審査員の中から、「これは何とかしなければならないのではないか」というような意見が出されて、痴呆性のお年寄りの方に特有のいろいろな症状、徘徊ですとか、被害妄想とかいろいろな特異な症状が出るわけですが、この症状が一つでも出た場合には、

この基準を要介護3というふうにして、それで判断をしようという調査方法をとっているようですが、寒河江市の場合、620件のうちに変更したのが60件だったということですがけれども、この中には、痴呆症の方で変更、1次判定が非常に低く出たということがなかったのかどうか。西村山の審査会は非常に公正な判定をしていると思っているわけですがけれども、こういうふうな事例が出て、大変な思いをしているということがないのかどうか、お聞きをしたいと思っております。

それから、ショートステイについてお答えをいただきました。寒河江市で現在ショートステイを使っている方の6カ月の平均利用日数を見ると16.4日だと。介護保険になれば、6カ月で19.8日になるのだから、利用日数の平均としては上回るんだというような市長のお答えでありましたけれども、これは、介護度によって利用の制限があるわけです。ですから、すべての人がこれに当てはまるというわけではないわけで、利用の限度が、要支援の方は6カ月のうちで1週間しかない。それから、介護度1から2の人では、6カ月間のうち2週間しかない、こういうふうな利用の限度があるわけですので、これは必ずしも平均19.8日だからいいのではないかというふうにはならないと思います。要介護1の人であっても、1カ月に1回、1週間のショートステイを受けたいんだという方もいらっしゃると思います。こういう方、今までショートステイを利用したために在宅で何とか介護を続けることができたという方がいらっしゃいます。こういう方々にとっては非常に不自由なショートステイの利用方法になるということだと思います。それに、利用限度額を上回った利用をしようとするれば、これは自己負担をしなければならないというふうな非常に負担感が出てくるわけで、こういうことについても、やはり上限を上回ったものについては何%かの支援をしていくということも必要なのではないかと考えているところです。

また、自立者についても、今の介護保険制度の中では、ショートステイが受けられなくなるわけですがけれども、冠婚葬祭とか、または介護者の病気とか、そういったことで何としてもショートステイを利用せざるを得ないといった方が出てくると思うんですけれども、それについては「状況を見て」という市長の考え方なのですが、やはりこれも介護保険にとらわれずに弾力的な運営ができるように考えていただきたいというふうに思います。殊に痴呆症の方を介護していらっしゃる方----痴呆症の方というのは、身体的な介護というものを必要としない方もいるわけで、そういう方にとっては、介護度が非常に低く見られるわけです。自分で御飯も食べられる、トイレにも行かれる、そして歩ける、手先も十分にきくというような方で、それでもうちの方が年じゅう目を離さずに見ていなければならないというような方、そういう方を介護している方にとっては、もう非常に精神的にもストレスがたまるわけです。ですから、何とか施設に入れてもらいたいという方もいるわけですがけれども、そういう場合でも、家族の方のリフレッシュの期間としてのショートステイというものが今までは認められていたわけですがけれども、それが認められないと、そういう状況が出てくるわけです。ですから、そういったことについては、やはり介護保険と別に、市独自の弾力的な運営ができるようにしていただきたいと、このように思うところです。

それから紙おむつの支給、これは「所得制限を撤廃する。そのかわり所得の区分ごとに実施をしていくんだ」というふうに言われましたけれども、所得額が最高の方でどれぐらいの枚数が支給されることになるのでしょうか。今までよりも支給枚数が少ないというふうになるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

また、ベッドなんですけれども、これも今までどおり無料で貸し出しをするということですがけれども、介護保険の中でいろいろ利用しやすい電動のベッドなんかも出てくると思うんですけれども、無料のベッドでいいと、これを借りたいという方がいる場合には、数が足りなくて貸し出せないということがないように、これをまた補充して希望者全員が借りられるようにしていただきたいと思うんですが、そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、激励金についても「県でこの制度があるから、これも引き続きやる」ということですがけれども、県の制度に市独自の----県の場合は所得の制限があったわけですがけれども、これにまた寒河江市としても上

乗せをしてやるということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、ホームヘルプサービスとか生きがい活動支援事業、ミニデイサービスなんかは、社会福祉協議会の方に委託をしていくというようなこの前のお話だったんですけれども、この委託の形態というものはどのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

自立者支援として重視していくという立場で、寒河江市独自のいろいろな保健事業が行われるというふうに思うんですけれども、やはり今までの質を低下させない、そしてさらに、充実させていくという立場からすると、この委託事業についても、委託の内容をどういうふうにしていくのか。ほかの自治体の例なんかを見ますと、行政からの人の派遣をすとか、またサービスを低下させないための財源の手当ても十分にするんだというようなことを言うておりますけれども、その点、寒河江市ではどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

乳幼児医療費については、県の方に年齢の引き上げ、所得制限の拡大というものを要望していくんだということで、「寒河江市としては現在のところは検討課題だ」というようなことをおっしゃいましたけれども、ほかの自治体を見てみますと、もう既に県の制度を先取りして年齢の引き上げ、それから、所得制限の撤廃というものをやっているわけです。これは、寒河江市でも、少子化対策の一つとしてもぜひ考えていただきたいと思っております。例年に漏れず「検討課題」というのは、いつまでたっても「検討課題」なわけですけれども、これをいつごろまでの間に検討するというような見通しはないのでしょうか。

それから、国旗・国歌法の御質問をいたしましたけれども、これについては、教育委員会の方からはとりたてて強制というような指示は来ていないということだったようですけれども、教育基本法の中では、国旗・国歌については、「国旗・国歌の意義を理解して、それを大切にすんだということを指導しなさい」となっているということなんですけれども、国旗・国歌の意義を理解させるということは、どういうふうなことでこれを教育しているのでしょうか。

国旗・国歌に誇りを持てるという教育をしていくためには、やはりこの国旗の成り立ち、国歌の成り立ち、そういうものも子供たちに教えていく必要があるのではないかと思うわけです。そういう国の歴史、そして、それを学んだところで初めてあの国旗に対する理解、国歌に対する理解、そして尊敬の念、そういうものも出てくるのではないかというふうに思いますけれども、ただ単に国旗・国歌の意義を理解させる、それを大切にすということだけでは、子供たちは納得しないのではないかと思います。そういう意味では、国旗というものは国、そして国民を代表する大切なものだという考えからすれば、やはりいろいろな意見を闘わせてみて、本当に国旗としてふさわしいものはどういうものなのか、国歌としてみんなが誇りを持って歌える歌とはどういうものかということを考えさせていくことが必要なのではないかと思うんですが、そういう点、どういうふうにお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

そして、あくまでも今、卒業式、入学式を前にして歌う自由、歌わない自由、そういうものもきちんと認めてあげることが必要だと思っておりますけれども、「歌わないからあの子はだめなんだ」とつまはじきをするような指導方法ではなくて、やはり歌わない自由もあるんだよということをお子たちに一言言えるような、そういう授業もすべきではないかと思うのですが、その点、いかがお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 何点かのお尋ねがございました。

一般的な低所得階層の方についての手当でございますけれども、寒河江市では、これまで何回もお話し申し上げましたように、法的給付分ということに抑えまして、そして保険料の額を 2,420円ということに低く抑え、それ以外につきましては、市が独自の施策によって対応して、その分につきましては充実し、拡大していくというような基本線の中でやっているということでございますので、この辺は御理解いただいたのではなかろうかなと、こう思っております。いずれにしましても、この低所得者につきましては、法令あるいは条例の中で軽減されるものでございまして、それ以外の対応というものは、先ほど申し上げましたように考えていないところでございます。

それから、利用料の問題でございますが、低所得者の方の利用料につきましては、これを3%に軽減するなどの措置は講じてまいるわけでございます。ただ、「新規の利用者についても軽減すべきではないか」というような話ではございますが、この軽減措置というのは、既に介護保険制度施行前から訪問介護サービスを利用されている方のうち、特に低所得者については、介護保険制度に十分なれるまでの間の特別対策ということで、費用負担額が急激に変わるということを緩和するための経過措置として行われているものでございまして、将来にわたって負担を軽減するというものではございません。3%から段階的に引き上げていって、最終的には本来の負担割でありますところの10%にするものなわけでございます。

それから、新規利用者に対する3%の軽減というのは、制度の本格的なスタートに向けての助走期間とした特別対策の趣旨であると考えておるわけでございまして、したがって、市独自で介護保険制度が施行された後の新規利用者に対しまして軽減対策というものは考えておらないところでございます。

また、特別対策といたしまして、社会福祉法人の独自の取り組みによるところの、新規あるいは継続とも、低所得者に対する利用の軽減対策も検討されておるところでございまして、これにつきましては、事業者としての経営的な面にも関係するところでございます。ですから、社会福祉法人の考え方によるわけでございますので一概には申し上げられませんが、市内の社会福祉法人がこういうことに対しまして実施するということになりましたら、本市といたしましても、必要な助成措置というものは考えていかなければならないのではないかなと、このように思っております。ですから、福祉法人が独自に軽減措置を図ったならば、それに対して市もそれなりの助成措置の対応を考えてまいらなければならないのではないかなと。ただ、福祉法人が実施するかどうかは、その法人次第でございまして、そういう事態が発生したときに十分検討させていただきたいと、こう思っております。

それから、我孫子市の例をとって、痴呆症の方の認定が低く見られておるのではないかなと、特別扱いはできないものかというお尋ねのようでございますけれども、やはりこれは認定の方に、専門家の方にお任せしまして、そして全国一律の基準によるということが公平・公正な見方に最終的につながっていくのではないかなと、このように思っております。

それから、最終的な審査会のことでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、差が出ないような基準は持ってはおりませんが、国が定めたところの全国一律の基準があるわけでございますので、それらを合議体が遵守しながら、統一した考え方で対処しているということで、公正・公平な認定ができ得るようにと、こういうことではないかと思っております。

それから、ショートステイの利用ということでの再度の御質問でございまして、16.4日というのと19.8日でございまして、限度額から見ますれば、余裕があると思われるわけでございます。そして、19.8日を利用できるような能力も、寒河江におきましては備えているのではないかなと、こう思っておるわけでございます。

さらに、訪問通所サービスというものをショートステイに振りかえ利用ということも可能なわけございまして、その辺は適宜ケアプランの中でサービスが可能なのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、紙おむつでございますが、生計中心者の所得税が10万円未満の場合は月額 8,000円、それから、生計中心者の所得税10万円以上は 4,000円、ですから、1問でも申し上げましたように、所得段階ごとに分けておるわけございまして、所得の多い方には 4,000円、それから所得税10万円未満の方には 8,000円と、このように分けまして支給するというところでございます。

それから、ベッドでございますけれども、市といたしましては無料で貸し出ししますが、古くなって使えなくなったときに補充するのかなというような御質問でございますけれども、補充してまいらなければならないかなと、このように思っております。

それから、激励金でございますけれども、まだはっきり県の態度は決まっておられませんけれども、市といたしましては、これまでの考え方で交付していこうかと、このように思っております。

〔持ち時間終了の合図あり〕

また、委託事業につきましても、これまでと変わらないような対応というものを考えておるところでございます。

乳幼児の医療費でございますが、1問で申し上げましたように、いつごろまでというわけではございませんで、検討してまいりたいと、このように思っています。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時 01分
再 開 午前 11時 15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安孫子市美夫議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 私は、緑政会の一員として、質問事項4番について今議会の一般質問をさせていただきます。

初めに、かねてより世界的に心配されていたコンピューターの誤作動による2000年問題が、寒河江市においても、関係者の万全な対策で大過なく混乱もなく正常に稼働されたこと、心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

さて、今、当市は、第4次振興計画のもと、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」を目標に、「花と緑 せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズにして、豊かで住みよい潤いのあるまちづくりを進めているわけであります。その中でチェリークア・パーク、駅前中心市街地整備事業、チェリーランド、慈恩寺開発など、整備の四つの核とする大きな事業計画に市民は夢と期待を持ちながら、進捗状況の推移を見守っていることと思うのであります。

チェリーランドはほぼ事業が完了し、112号線バイパスの道の駅、河川公園を機軸として、花と緑、せせらぎで囲み、市民や多くの観光客に潤いや喜びを与え、さらには観光と農業を共存させることにより、地域の活性化や発展につながっていることを心から喜びたいと思うのであります。

また今回、山形自動車道の寒河江西川間の開通に合わせての寒河江サービスエリアの落成オープンや、公共用地を先行取得して一部仮換地指定を終え、駅前中心市街地整備事業の起工式がとり行われたことなど、着実に進行していることに心から敬意を申し上げたいと思うのであります。

と同時に、駅前地区の整備事業は、市の21世紀の顔づくりとして、そして玄関口として、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、大きく躍進し、活性化されることに大きな期待を寄せるものであります。

そこで、これからもう一つの核であり、大きな事業であるチェリークア・パークについて提言を述べながらお尋ねをしたいと思うのであります。

チェリークア・パークは、山形自動車道のサービスエリアと、「全国都市緑化やまがたフェア」開催地最上川ふるさと公園、そして民活エリアの3事業一体となった大きな地域興し事業であると認識していますが、今まで県内にも例のない大きなプロジェクトであるために、話題性に富み、市民や地域の方々も大きな期待を持っております。

今回、昨年になりましたが、山形自動車道寒河江サービスエリアが全線開通を待たずにオープンされ、車両通行者の休憩、安らぎ施設としてにぎわい、多くの方々に利便を与えているのではないかとと思われるのであります。これから最上川ふるさと公園、また民活エリアの宿泊施設、レストラン、スパリゾート、飲食店街などが、平成14年度に開催される緑化フェアに向けて建設整備、促進完成されますと、より一層観光客や通行車両などでにぎわい、サービスエリアの機能が十分果たせるのだと思いますが、サービスエリアより民活エリアやふるさと公園、そして一般道路と接続、乗りおりできないとなると、せっかく当地を訪れた多くの観光客も、狭い範囲のパーク内だけの観光で終わってしまい、当市が目指す広い意味での周年農業体験観光や、自然を散策しながら地域触れ合い交流、周遊性を呼び起こす観光から後退をしてしまうのではないかと心配するのであります。現状として、サービスエリアが活気を呈していると聞いていますが、どのような状況か、まずお聞きしたいと思うのであります。

またさらに、さくらんぼ狩りをしたい、最上川舟下りをしたい、アユ釣りやコイ釣りをしたい、慈恩寺、工業団地、市街地に行ってみたいと思い、目の前に目的場所が見えていながら、近くのインターから迂回を

しなければならぬ煩わしさで帰ってしまうということになりはしまいかと心配するものであります。柴橋平塩線、駅南高瀬山線、その他の市道を計画的にチェリークア・パークのアクセス道路として整備するわけでありますから、交流拠点としてのチェリークア・パークがより効率的に利便性が増すためにも、何とかサービスエリア内から一般道路にも乗りおりできる方法、よい策がないものかと思っておりますが、どうなのでしょう。

また、近ごろ旅行者や観光関係業者の話によりますと、かつて観光・旅行は、名所旧跡の見学や大型バス・ガイドつき案内などで見聞を広め、楽しむたぐいが多かったが、気の合う少数友達グループで心をいやす滞在型や、遠くの方とも心を触れ合う触れ合い型観光が多くなり、変わってきていると言われております。幸い皆さんも御承知のように、チェリークア・パーク周辺は、月山、朝日、蔵王、葉山が一望でき、最上川の瀬音を境にしてさくらんぼ、リンゴ、カキ、ブドウの樹園地が連なり、牛舎があるのどかな田園風景も見え、いつでも絵におさまる自然の姿があります。また、落衣の地名由来のとおり、羽衣が落ちたという伝説や、長者屋敷にまつわる言い伝え、平塩熊野神社の舞楽、お塞神様祭りなど、いにしえの生活、文化の足跡を思い起こすことが豊富に点在していることは、皆様も御存じのとおりであります。その貴重な財産をチェリークア・パークを訪れる方々に情報提供しながら、理解していただき、触れ合いを通し仲よく結びつきを深めない手はないと思うのですが、どうでしょうか。

このたび柴橋地区区長会を初め各団体長さんなどが中心となり、生活、文化、芸能などの歴史探索をし、観光マップを作成しようなどという芽生え、動きが出てきております。それはとりもなおさず、これからますますふえる夫婦や少人数グループのマイカー旅行に対応して、利用を楽しんでいただきたいという思いがあるからだと思うのであります。

さらには、地域の果物や特産物をお土産、贈答品として持ち帰っていただき、地域経済をかさ上げする期待もあるわけであります。周遊性を高め、活性化、経済波及効果を推し進めるためにも、繰り返しになりますが、山形自動車道と一般自動車道を結ぶ施設を何とか考えてほしいとの強い要望が聞かれるのであります。

かつて、市や議会においても、経済効果やさまざまな利便性を考慮して、サービスエリアからふるさと公園や民活エリアはもちろんのこと、一般道に接続可能か否かと工夫や検討、研修、論議を重ねた話を聞いていたのですが、当時としては、一般地方道とは違い、インターチェンジ間の距離の問題や料金所、または建設資金問題がクリアできず難しいとのことだったと聞いていたのですが、どうだったのでしょうか。

また、昨年7月31日の山形新聞に「高速道路インターチェンジを追加建設ができる新しい整備方法を12年度より導入する方針だ」という記事を読んだ方が多いと思いますが、それによりますと、インター建設による企業立地などで地域経済、地域づくりの手助けをし、底上げをするねらいで、「地域活性化インター」として位置づけ、考えるという大きな見出しで報道されておりました。

かつて、木の沢、平野山、287号線と山形自動車道の立体交差付近に広域的な第三セクターによる開発インターの建設構想があり、議論されながらも、莫大な建設資金がかかるということで取りやめとなった経過があり、そのためにアクセス道路として金谷バイパスの整備となったことと思っておりますが、今までの地元負担の大きい第三セクター方式では、景気後退の折、めどが立たないということで方針転換をしたという状況かと思っております。

そこで、今後、整備費や管理費を減らすため、既存のパーキングエリアやサービスエリアを一部改造してインターとして使う。また、料金所ですまらず支払いができる自動料金収受システムを活用するなど改善が図られるため、今まで困難であった箇所も何とか見通しができるようになったのではないかと期待するものであります。市長の御見解をお聞きしたいのであります。

なおまた、チェリーランドの完成や緑化フェアを期待するためにさまざまなアイデア、意見が市民から出ているのであります。周遊、さくらんぼ狩り、体験観光、寒河江型複合農業、温泉めぐりなどを手助けする

ためにも、投げ捨てられた自転車を自転車組合などに整備を願い、周遊、散策に利用していただくとか、農家の協力を得ながら、農作業の折など季節ごと田園風景に合致した同一音楽をカセットから流して、常にお祭り気分のまちづくりを進めるなど、ユニークなアイデアもあると思いますが、あわせて市長から御見解をいただければありがたいと思うのであります。

次に、民活エリアのことについてお伺いいたします。

J Aは、民活エリアの中でもトップバッターとして、一番早く総合交流ターミナル起工式が行われました。ホテル、宿泊施設やレストラン、スパリゾート、飲食店などが建設されることを期待してはいますが、地域経済の停滞、観光事業などの伸び悩みのため、民間業者においても設備投資を選別、慎重になっている時世だと思うのであります。そんな中で、J Aが民活エリアの中でもいち早く腰を上げ、施設づくりに取り組んでくれたことは、大変力強い気がするわけであります。中国パールさん初め他の業者の方々、14年度に開催される緑化フェアに向けて計画、プランづくりや資金繰りなどで苦慮しているのではないかと思います。一段の奮起を出し、事業着手に頑張ってくださいたいと思うのであります。

市民はチェリークア・パークに期待が大きく、我々議員にも、民活事業部門にはどのような施設ができ、どのようになるのかなどと時々質問されます。「民活事業であるがゆえに、個々に平成14年の緑化フェアに向けてプランづくりを進め、事業展開に意欲を燃やしているのではないか」とか、また、「民間事業であるがゆえに、企業秘密的な面で公表できないところがあるのではないか」などと話しているわけでありますが、市が提供する一般分譲住宅地などとも違い、チェリークア・パークの総合計画の大きな役割を占めるわけでありますから、できる限り顔の見えるような形で事業展開を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、民活事業といえども個々の事業者と市と調合性を考慮しながら、プランづくり、綿密に計画をしながら進めているのだと思いますが、解約となった土地については、今後の見通しがついているのかどうか、お尋ねしたいと思うのであります。見通しがついていないとすれば、市独自でプランづくりを進める考えがあるのかどうかをお聞きしながら、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

山形自動車道の整備推進は、本市発展の大きなかぎを握るものでございます。昨年、西川インターチェンジから月山インターチェンジまで延伸され、さらに本市待望の寒河江サービスエリアが昨年10月23日にオープンしましたことは、御案内のとおりでございます。そして、サービスエリア内に全国で初めての第三セクターによるサービスエリア施設である、サービスエリア休憩施設が設置されたわけですが、その利用につきましては、高速道路を利用する車の通常17%のところ、ここ寒河江サービスエリアについては25%程度の利用率となり、予想をはるかに上回っている状況であります。その結果、全体入り込みは、オープンから1月までの推計で約13万人の方が訪れており、喜ばしいものとなっております。

次に、サービスエリアから市道に将来も乗りおりできないかということでございますが、これはそもそも難しい施設の設置であるわけございまして、「寒河江ハイウェイ・オアシス基本計画」の中でサービスエリア内にUターン構想が検討された経緯がございまして、これまで事あるごとに国や道路公団に要望してまいりました。しかし、Uターンにつきましては、現状の高速道路を取り巻く環境の中で実現することは、甚だしく難しいとのことございまして。

しかし、一方、国におきましては、お話がございましたけれども、高速道路に対する利用者のニーズが高まる中で、平成10年6月に高速自動車国道法の一部が改正されました。その内容というものは、高速道路との連結制限が緩和されることとなり、背後地の商業施設やレクリエーション施設とを直接結ぶことが可能な開放型インターチェンジを設けることができるようになったものでございます。最近こうした国の施策の流れから、現在、市、国、県、道路公団等関係機関による「寒河江サービスエリア施設活用検討委員会」というものを組織いたしまして、Uターンにかかわる開放型インターチェンジの設置について研究、協議を進めているところでございます。平成14年には「第19回全国都市緑化フェア」の開催が決定されておりますので、ぜひこの場所にサービスエリアから市道に車両が出入り可能な開放型インターチェンジ整備を今後とも国、県、道路公団等に設置の実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

また、チェリークア・パークを取り巻く周辺施設を利用するための自転車などの利用はどうかというような御提案でございますが、開発事業者で構成しておりますところの「寒河江チェリークア・パーク民活エリア開発推進連絡会」におきましても、東西1.6キロメートル、公園と民活エリアの総面積が41.8ヘクタールの広大な面積を利用する人の利便性ということを図るためにも、自転車の貸し出しやら、あるいはカートなどの導入の話が出ておるところございまして、これらのことについては、今後の課題としてまいりたいと考えております。

次に、民活エリアのことについてのお尋ねがございました。

民活エリアのこれまでの進捗状況につきましては、10年6月議会におきまして、民活エリア用地の分譲契約について議決をいただき、昨年の4月までに9社に対し所有権移転登記を済ませ、土地の引き渡しを行ったところでございます。その後、10年11月には、「全国都市緑化やまがたフェア」の開催決定を受け、チェリークア・パーク内の最上川ふるさと総合公園が主会場に決定したものでございます。市におきましては、周辺のアクセス道路やライフラインの整備を進めてきましたが、県においても、平成14年の緑化フェアに向け、急ピッチで公園整備が行われているなど、一段と周辺整備に拍車がかけております。

民活エリアの今後の進捗状況についてでございますが、この2月に開催されました「民活エリア開発推進連絡会」におきまして、各事業者の進捗状況についての意見交換が行われ、その中で、民活エリアの各事業者においても、全員が統一した意思のもとで、遅くとも平成14年の「全国都市緑化フェア」までには一斉に

立ち上げるということが確認されたところでございます。

各事業者の状況についてであります。現在建設中であり、さがえ西村山農協の総合交流ターミナル施設につきましては、平成12年3月末完成予定であり、4月にはオープンする予定でございます。

「ホテルシンフォニー」についてでございますけれども、ことし春に着工し、13年中の完成予定で事業が進められることとなっております。

以上の2社以外の各事業者につきましては、現在、施設の内容の検討や基本設計並びに実施設計に入っている段階と聞いております。平成14年の春の完成を目指しているところでございます。各社の内容につきましては、詳細については明らかになっておりませんが、これまで説明してまいりましたように、旅館、ホテルといった宿泊機能、温泉を利用するところのスパ機能、そして、地域の物産販売あるいはレストランといった三つの機能をこの民活エリアに設置するという基本的な考え方は変わっておりません。その中で、各社おのこの検討がなされているということでございます。

さらに、民活エリア内の現在未定の2区画についてでございますが、御案内のように、厳しい経済状況であります。県内はもとより県外からの問い合わせ、引き合いもございまして。しかしながら、まだ誘致決定に至っていないところでありますが、前向きに検討していただき、より早い時期に誘致できるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

したがって、現在、市独自で施設をつくるという計画はないところでございます。あくまでも民間の御協力を得ながら、活力のある地域経済に寄与する民活エリアを実現させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 6番安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 ただいまは市長から具体的に、詳細に説明していただきまして、本当にどうもありがとうございました。先ほど申し上げましたけれども、インターチェンジの件につきましては、「市でもUターンからさまざま検討しながら、今後建設省の変わった構想に対して積極的に陳情していく」というふうな力強い言葉をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

常々さくらんぼの季節なんかになりますと、寒河江のインターが混んで、日曜日なんか須川、山形方面まで連なるなどということがあるようでございまして、やはり観光地、商売というふうなものは、玄関口が二つ、三つあってもいいのではないかと私は思うわけでありまして、市に入るインターチェンジが一つだけでは、私は寒河江市では足りないなというふうに常々思っておったわけでもございました。そんな中で、今回新しい手法による開発ができるようになったということを新聞で見たとき、やはりチェリークア・パーク内にぜひひとつ寒河江市で頑張っていたきたいという考えを持っておった次第でございます。寒河江市は、市長を初め行政の皆さん、駅舎を移転させるようなすばらしい力があるわけでもございますから、何とか資金も莫大にかかるだろうというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思う次第でございます。

次に、民活部門、先ほど市長からお話がありましたように、14年度の緑化フェアに向けて着々事業者が準備をなされておるというふうなことで、本当に力強いわけでもございますけれども、私も質問するに当たって、民活事業でございますので、やはり個々のプラン、計画、青写真というものは公表できないのであろうなというふうにも思っております。その中で、「相手がプールをつくれれば、私の方は温泉」ということで、相互、相見合うような形には商売はなりません、やはり補完するような形で商売をやっていくということかと思っておりますので、独自のプランを一生懸命立っているのではないかなというふうに私も今、思っているところでございます。そんな中でも、市が求める民活像というんでしょうか、プラン像ということもあると思っておりますので、ひとつ連携を保ちながら頑張っていたきたいというふうに思う次第でございます。

先般、私、白岩の老人福祉センターを見せていただきました。先ほど私、市長に「残ったというか、返却された二つの場所を市独自で使う気持ちはないか」というふうなことを質問しましたけれども、今後とも民活として一生懸命、仙台やほかの部分の方にひとつ求めていくということでございますけれども、今、やはり健康を大切にしながら温泉、プールを利用しながら体づくりをするというふうなことが盛んに行われているわけで、白岩の老人福祉センター、屋内ゲートボール場などでは、本当に90歳になる方、元気ではつらつとやっておったわけで、そういう施設なども独自で市でつukれないものだろうかなどということを思ったりもしておった次第でございます。いろいろ資金もかかるわけでもございまして、そんな施設を、ひとつ民活部門にも市の意向を伝えながらつくっていただければすばらしい施設になるのではないかなというふうに願っておる次第でございます。

そんなことで、一応私の2問を終わらせていただきたいと思っておりますけれども、今後とも市長を初め行政の皆さんにひとつ頑張っていたきたいというふうに思う次第でございます。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時46分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、通告してある内容に深い関心とさまざまな疑問や不安を抱えている多くの市民の声を代表し、質問いたします。

通告課題について、市長並びに関係当局の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、通告番号5番、新農業基本法について伺います。

昨年7月12日、「食料・農業・農村基本法」が成立、制定により、寒河江市においても新基本法に定められた理念、施策の基本方向を具体化する作業が進められていると聞いています。

新基本法の第3条から第5条までの基本理念（多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農業の振興）は、農政の国際的枠組みや国民のニーズにこたえらるゝとして、農産物の輸入自由化の容認など、幾多の問題も含みつつ農地の環境保全の役割の評価など、一定の今日的課題にこたえています。

一方、平成12年度の市長の施政方針、運営の中では、「寒河江型農業の推進、農業者が自信と誇りを持てる農業を推進していく」としています。

戦後、食糧不足による食糧増産のために農業を志す人々は、中山間地に入り、山すそから地形に沿って、等高線を刻むようなさまざまな曲線を描いた水田や畑を耕し、農村集落を形成し、共同体で国土の管理者として、また、食糧増産に大きな貢献をしてきたことは、皆さんも御存じだと思います。

農業は、農産物を生産するだけでなく、水田や畑を耕すことにより、水資源を守る一方で、洪水を防止したり、土砂災害を防ぎ、国土保全にも大きな役割を果たしてきました。

そのほか、農業者を含めた地域住民が生活の場で農業を営むことにより、農業の持続的な発展があり、生産条件の整備、生活環境の整備、また福祉の向上など、その振興が図られるものだと思います。こうした観点から、農業や農村の役割と効果について、平成10年度に農林省が、金額に換算した試算では6兆8,000億円となっています。

さて、本市の農業実態は、昭和44年度より減反政策がスタートと同時に、農業を担ってきた方々を初め、若い後継者も第2次・第3次産業に就労を移行するようになり、農業従事者は年々減少し、寒河江農業振興地域整備計画書によれば、農業を主体とする第1次産業の総就業人口に占める割合も、平成2年度は17%、平成7年度では14.3%と減少し、さらに、17年度推計では11%に減少すると予想されています。

また、他産業と違い、高齢化が急速に進んでおり、平成9年2月に出された「山形県農業基本調査」では、農業従事者の中で60歳以上の比率が69%と驚く数字になっております。

この数字と比例するように、本市の中山間地の荒廃農地は、平成9年度の農業基本調査によれば56ヘクタール、耕地面積の6%となっており、7年度の農業センサスとの比較では1.3%も増加しております。現在の中山間地域での農業状況を見ますと、農業従事者の高齢化、後継者不足、他産業への就労などの進行や機械の大型化によって、小規模農家にとっては耕作しにくい状況もあり、また、安定的な農業所得が確保できない等々、多くの問題を抱え、利便性の高い土地だけが利用され、効率の悪い中山間地の未整備農地は特に荒廃が進む原因にもなっています。

こうした状況を受けて、特に中山間地域の農業の展望と後継者対策について、以下、市長に伺います。

本市の現況は、農業従事者の減少や、後継者が育たないといった状況が続いています。これらは、今後も急速に進むことが予想され、大きな社会問題化しつつあり、本市のマスタープランでも課題として触れられていますが、市長は具体的にどのような対策を考えているのか、伺います。

次に、中山間地域に新たに導入される直接支払い制度について伺います。

本制度の導入の目的は、「高い公益的機能を有している中山間地域の耕作放棄地の増加を防止すること」とされています。国民食糧の生産基盤である農地の荒廃が加速する中、政府はようやく中山間地域の農地に新たな直接支払い制度導入に踏み切りました。生産、管理条件が不利なゆえに荒廃が進む現在、条件不利の補正を行うことによって農地を維持し、公益的機能を確保していくという理論づけがなされています。条件不利地域対策の具体化には多くの関係者が注目してきました。

ところが、具体化が進むにつれ、国は、急傾斜地を中心とした1ヘクタール以上の「面的なまとまりのある農地」など、幾重にも条件をつけ、対象を狭くするように腐心してきました。生産を維持し、農地の荒廃を食いとめるには、条件不利地域のすべての農家と農地を対象にすべきであります。

また、耕作継続の協定条件が農家の過大な負担にならないように十分配慮し、実施すべきで、現在進めようとしている国の施策では、該当農家や農地がなくなるとされています。現に市内で開催された地区の説明会などに参加した農家の方々の意見としては、余りにも制約が多過ぎて不安と負担でやる気が起きないという声が圧倒的であります。新聞の報道を見ますと「この第35条の要件が大きな問題だ」と指摘されているのであります。

このことから、地域で出された問題点、矛盾などを取り上げ、国の制度の改善を求めていくべきであります。このまま制度がスタートしても、ごく一部の農家しか対象にならないことは明らかです。この制度の趣旨である農地の公益機能も発揮されないばかりか、新たな選別により耕作放棄地がさらに増加が予想されます。農家の多くは、この新たな直接支払い制度に大きな不満を抱えています。

こうした状況を踏まえ、市長は独自の施策を持って対処すべきと思うが、この制度について市長の考えを伺います。

次に、荒廃農地対策について伺います。

今まで述べてきたように、本市でも荒廃農地が年々増加しております。市でも、農地としての再生や適正な対策をとる必要があるとしていますが、これまで何の対策もとらず、農家任せで見ても見ぬふりをしてきたのが実態であります。

こうした状況の中で、荒廃農地が洪水を誘発し、大小の災害を各地で引き起こしています。最近の例では、2年前の田代地区での大雨による土砂災害がありました。

こうした現状を見ますと、一刻も早く荒廃農地対策を急ぐべきですが、先ほどの厳しい条件を考えると、今回の直接支払い制度に荒廃農地を該当させるのは大変難しいことと思います。今後は、こうした荒廃農地を国土保全、多面的機能を推進するために、市独自の農林業振興対策を強化すべきだと考えます。

私は、検討する課題として、周辺の耕作地との問題もありますが、荒廃農地を森林に戻す施策を検討すべき点と、畑地の活用については、「山村市民農園」を行政が窓口になり推進してはどうかと考えます。この2点を拡大推進するならば、荒廃農地の再生にもつながると考えます。このことをぜひ検討していただきたいと思います。市長の考えを伺います。

次に、通告番号6番、高齢者支援について伺います。

全国的に高齢化率が高まる中、山形県の高齢化率が21.8%で全国第4位となっています。本市の高齢化率は21.4%と、高齢化が着実に進行し、平成16年の推計では23%と予想されていますが、現実の社会はまだまだ高齢者にとって不便なものになっています。

高齢者が居住地域で感じる問題点について総務庁が調べた結果、第1に医院や病院への通院の不便さ、第2に日常の買い物に不便、第3に交通機関が使いにくいなどの指摘が多く出されております。こうした問題に対し、周辺の自治体では、高齢者などの交通弱者の利便性を確保するために、「市民循環バス」、「福祉バス」、「買い物バス」など多面的に運行がなされております。

本市議会においても、同僚議員からこれまでいろいろな角度から提案、要望が出されていますが、いまだに実施されず、高齢者からは不満の声が続出しています。

さて、昨年6月議会で一般質問で取り上げましたスクールバスの多目的利活用の問題のその後について伺います。

あの際、教育委員長は、「今後研究してみたい」と答弁されました。田代、幸生地区の生徒数も十二、三名であり、住民の方々の乗車スペースが十分可能であります。また、試行として、送迎時間帯の利用のみに限定して地域住民に開放するならば、これまでの学校での多目的利用に支障なく進めることができます。

当局におかれましては、地域住民の立場も踏まえ、ぜひ実施していただきたいのであります。教育委員長に研究結果について伺います。

以上、市長並びに関係当局の誠意ある答弁を期待し、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、新農業基本法の推進についてでございます。

輸入農産物の増大、産地間競争の激化、それに伴う農産物価格の低迷というように、農業をめぐる情勢というものは大変厳しいものとなってきております。とりわけ、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少による担い手の減少というものは、農業生産面だけではなくて、農地保全の面からも大きな問題であると認識しております。

本市におきましては、これまで新規就農者の園芸施設等の整備を支援する「先進的農業後継者育成事業」というものを市独自に実施してきたほか、所得の上がる農業の実践が後継者の創出につながるという考え方から、有利な補助事業の活用を図りながら、所得の上がる農業の実践を推進してきたところでございます。そのことにより、バラのハウスやさくらんぼの加温ハウスなどを整備した農家の中には、他産業従事者には負けない所得を上げ、しっかりと後継者を育てている方がおります。

また、担い手の中核となる認定農業者につきましては、このほど平成6年に最初に認定を受けられた方々が更新時期を迎えました。それで、再認定を受けたところでございます。同じように更新時期を迎えた他市町村においては再認定率が大変低かったわけですが、本市においては、実に85%の方が再認定を受けられました。このことは、本市の認定農業者の方々には元気があり、農業に希望を持っていることのおかげであると思っております。市では、この希望がかなうべく、できる限り支援していく考えでありますし、今年新たに誕生する3名の新規学卒就農者の方々につきましても、農協や普及センターなどの関係機関、団体と連携を密にしながら大事に育てていき、担い手の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

この新規就農者の方々からは、先ほど申し上げました「先進的農業後継者育成事業」に積極的に取り組んでいただくとともに、国、県の就農準備資金やら、あるいは経営開始支援事業などを活用しての経営安定のための基礎固めをして、そして集落の中核的農家として育てていただきたいと、このように思っております。

今後の新規就農対策といたしましては、今申し上げましたような支援を引き続き行うとともに、新たな制度の創設ではなく、これら既存の制度の十分な活用を推進していきたいと思っております。

それから、中山間地域の新規作物の導入のことにつきましては、平成8年に造成した「中山間地域活性化推進資金」というものがあるわけですが、それを活用しながら、これまでタラの芽栽培などを推進してきたところでございまして、平成12年度におきましても、ウルイや花木の新規作付を図っていく計画でございます。

また、これら作物の作付拡大につきましては、中山間地域の特色を生かしながら、平成12年度からの直接支払い制度やら、あるいは「山野の花木、四季のオーナー制度」と、こういう制度ができましたけれども、それから、グリーンツーリズムなどと有機的に関連させながら、新しい中山間地域農業の方向性というものを探していきたいと考えております。

次に、直接支払い制度のことについてのお尋ねがありました。

御案内のように、この直接支払い制度というものは、昨年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」の目指すところの農業、農村の持つ多面的機能の発揮、つまり国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を維持していくために、農業生産条件の悪い中山間地域の不利を補正することを目的としたものでございまして、日本の農政史上初めての直接払いという手法を用いたものでございます。そして、本制度導入に際しての国の基本的考え方といたしましては、その必要性や制度の仕組みについて広く国民の理解を得るとともに、単なるばらまきではなく、明確かつ客観的基準のもとに、透明性を確保しながら、5年間の対策として実施することとしたものでございまして、御案内かと思います。

本市における対象地域は、特定農山村法で指定されている白岩、高松、醍醐地区と、これに準ずる地域と

して県知事が指定する地区となっております。対象となる農地は「農振農用地区域内の一定の基準以上に傾斜が急な農地で、1ヘクタール以上の面的にまとまった農地」としているところでございます。「一定の基準」というのは、御案内かと思えますけれども、急傾斜地農地としては田で20分の1以上の傾斜があること、畑では15度以上の傾斜があることとなっており、緩傾斜農地としては、国で示したガイドラインでは、田で100分の1以上の傾斜があること、畑では8度以上の傾斜があることとなっております。

傾斜度や面積の制限をなくしてすべての農地を対象というような御指摘でありましたが、中山間地域のみを対象に国民の税金を使って直接所得補償を行うわけでございますから、単なるばらまきではなく、一定の基準を設けて実施することがやはり必要ではないかと考えます。今回の対策は、平成12年度から5カ年間の期間で実施されますが、制度導入後も国の中立的な第三者機関による実施状況点検やら、あるいは政策効果の評価などを行い、基準等の見直しもあり得るということでございますので、とりあえずは国で示した基準で実施してまいりたいと、このように思っております。

次に、荒廃農地の利活用でございますが、これを森林に戻すところの施策を設けてはどうかというようなことが主たる御質問のようでございました。

市内の耕作放棄地につきましては、現在、農業委員会で調査し、集計しているところでありますが、平成9年の本市の中山間地域における耕作放棄地面積や耕地面積に占める割合については、さきの12月議会において56ヘクタール、6%と申し上げたところでございます。このたびの直接支払い制度においては、既に耕作放棄地となっている農地についても、5年の間に農業生産活動を復活することを条件に支払いの対象としておりますが、こうした農地は、条件も悪く、現時点では耕作者もいないところでありますので、集落協定を結んで一般的農地として取り組んでいくことはなかなか難しいものであります。このため、直接支払い制度では、条件の悪い農地を「限界的農地」として林地化することを認めており、支払いの対象としております。ただし、隣接農地に悪影響を与えないよう、適切な管理を行わなければならないことは当然のことでございます。

今、実施しております集落説明会においては制度の基本的部分の周知が目的であり、説明は概略的にとどめております。このため、林地化については触れておりませんが、今後の集落協定締結に当たりましては、個別説明会というものを開催し、1団の農地ごとの具体的、個別的な事案につきまして、集落の方々と検討していくこととなります。その際には、限界的農地の林地化も含めた中で検討していくこととなります。

そのほか、林地化に係る事業としましては、苗木の植栽や施肥等の作業を対象とした「特殊林地改良事業」、それから漆、桐、竹などの特用樹林の造成を行うところの「特用林産地域振興整備事業」などの林地化のための施策が準備されておりますので、そういったケースが発生しましたら、これらも含めて検討していきたいと思っております。

それから、荒廃農地というものを「市民農園」に再生してはというお話もあったようでございますが、市民農園につきましては、現在、農家の方々の御協力をいただいて、西根、南部地区の2カ所において約80アール、119区画で実施しており、農地を持たない人々から好評をいただいております。区画数については、現在の数でちょうど間に合っている状況ですが、希望がふえれば隣接地に増設できる態勢としております。

この中山間地域の耕作放棄地についてでございますが、そうしたところは一般的に傾斜がきつかったり、不整形であったり、また遠距離であったりと、条件が悪いところが多いものでございます。市民農園として開設できるかどうかは疑問のあるところであろうかと思えます。ただ、その中でも条件のよいところというものをグリーンツーリズムと関連づけての利用法なども考えられますので、今後研究してまいりたいと思っております。

私の方からは以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 高齢者支援について、スクールバスの多目的活用検討結果についてお答えいたします。

スクールバスは、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつへき地及びへき地に準ずる地域における教育条件の特殊事情を考慮して、へき地の児童生徒、及びへき地に準ずる地域における学校統合に伴う遠距離通学児童生徒の通学のための疲労度を軽減するため、国の補助を受け、整備されております。本市でも、陵西中学校に通学する幸生地区と田代地区の生徒のために配置しておりますことは、御案内のとおりであります。

スクールバスの住民利用への拡大ということですが、これまでも申し上げておりますが、その利用に当たっては、児童生徒の利用に支障がないこと、安全面で万全を期すよう配慮すること、運輸省陸運支局の承認手続が必要なことなどの課題があります。これらの研究結果について申し上げます。

児童生徒の利用の支障がないことについてであります。スクールバスの運行については、これまで申し上げますが、生徒の通学のほかに学校の部活動、幼児教育の振興の一環として計画される幼児学級の交流会、小・中学校交歓音楽会、小学校陸上競技大会、水泳大会など、学校教育活動で多目的に利用しております。通学以外の利用回数は、平成10年度で述べ回数 112回、平成11年度は約 120回の利用見込みになっております。さらに、平成12年度からは、総合的な学習の時間への取り組みによる郊外活動での利用がふえ、学校活動における多目的な利用が増加するものと考えております。

また、スクールバスの登下校の運行での問題について申し上げますと、登校は午前7時30分、下校は午後5時30分の出発で計画されておりますが、通常どおり運行できる場合と、総合的な学習の取り組みや学校の授業、行事、部活動等の関係で、登下校の運行時刻を急に変更しなければならない場合がございます。このようなことになると、バスを利用しようとする高齢者の方に迷惑をかけ、住民サービスとは逆の結果になることも予想されます。

次に、安全面の確保について申し上げますと、朝夕の通学時に生徒と一緒に高齢者の方を同乗させることができないかとのことですが、高齢者の方を同乗させるには、これまで以上の安全確保が必要と考えております。現在の運行は民間の個人の方に運行を委託して、1名の運転手の体制で運行しております。高齢者の方を同乗させ、その安全を確保するには、運行業務を委託している運転手1名の体制では不十分であると考えているところです。

次に、スクールバスに高齢者の方を同乗させる場合について、運輸省山形陸運支局から指導いただいたことについて申し上げます。

スクールバスに無料で乗車させる場合は、自家用車扱いの利用となるため、不特定の人が乗車することになる場合には許可にならないとの指導をいただいているところです。

また、有料で乗車させる場合には、路線バスとスクールバス路線の重なる部分があるときは、その路線バスを運行している運行事業者の承認を得て、陸運支局から有料で営業する許可を得る必要があります。さらに、有料で運行する場合には、運行業務を委託する方についても営業の免許を持っている事業者に委託することが望ましいとの指導をいただいているところです。

一方、高齢者支援という視点から考えますと、市内には路線バスがない地域が多くあり、この問題は、市の全体的な計画の中で考えていくべきものと考えております。

以上のことから、スクールバスを高齢者の方の利用に拡大することは、現段階では難しいものと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 いろいろ答弁、ありがとうございました。

農業従事者の問題なんですけれども、先ほど市長の方から答弁がありましたけれども、再認定農家が85%ということなんですけれども、実質、認定農業者が減っている状況がありますね。これはやはり高齢化が進行しているような状況と私は思っております。ですから、もう少し具体的にいろいろな施策をきめ細かくしていかないと、農業に対する意識が薄れていく傾向があると思います。ですから、私は考えているんですけれども、小学校、中学校の生徒あたりも含めて、農業に対するいろいろな取り組み方、そういうものを教育の場で指導していくべきではないかと。私はそう思っているんですけれども、この辺も市長から具体的にどうなんだか、お聞きしたいと思えます。

そのほかに、今、認定農家、あと農業後継者に対していろいろな施策をやっておりますけれども、なかなか山間地の農家に対するきめ細かさが出てこないと私は考えているんです。特に栽培する品目についてなんかは、今、減反政策がずっととり行われている状況の中で、大豆とか、麦とか栽培するような確立した減反政策を行っていますけれども、これを果たして山間地域のひどろ田のような場所に栽培できるのかということを見ると、非常にハンディが大きくて、最高で、減反奨励金というんですか、共補償を含めて7万 3,000円ぐらいなんですけれども、これが実質最低の1万 3,000円ぐらいの形になると思います。これではやはり荒廃農地がふえていくし、農業後継者も年々減っていく状況になると思います。ですから、減反政策も特に必要なんですけれども、本当の基盤整備とか、そういうふうになった地域ではきちんと減反はできるんでしょうけれども、山間地の農家に対してもう少し減反する範囲を狭めてもらって、もう少し検討していただきたいと思えます。

次に、直接支払い制度についてなんですけれども、今、市長からも答弁がありましたけれども、国の制度で実施をしていくんだということでありましたけれども、実際、私もこの説明会に参加した経過を持っております。22名ほど私が行ったところで参加した方があります。大体70歳平均の方がほとんどなんです、参加者は。その中でいろいろ話を聞いてみますと、やはりこの1ヘクタールの面的にまとまった面積とか、あと傾斜角度とかいろいろな面で制約があり過ぎて、なかなか意欲が出てこないというのが実態であります。ですから、こういうものも市独自である程度緩和をするべきではないかと思えます。実際、その場で話を聞いたんですけれども、50アールぐらいの田んぼとか、30アールとかそういう沢々に面している土地が結構、田代・幸生地区に入っていきますとあるんです。もう少しそういう実態を農業委員なり、そういう関係者からいろいろ聞いて検討していただきたいと思えます。なかなか規制を緩めて市独自でやるというのは不可能かと思えますけれども、何らかの手だてをしないと、荒廃農地がどんどんふえていく状況にあります。ですから、これをもう少し検討していただきたいと思えます。

それから、荒廃農地のいろいろな対策も市独自で研究しているようなんですけれども、私どもも、特に山間地に入りますと、山菜とりだのなんなのって行ってみますと、年々荒廃農地が下がってきております。ですから、このために、第1問でも質問しましたけれども、今現状の棚田状態で荒れ地が相当あるんです。そういうところにいろいろな木を植栽したり、管理面にもう少し手を加えることによって、やはり森林的な再生も可能になってくると思えます。ですから、これをもう少し具体化していただきたいと思えます。

それと、私、提案したんですけれども、市民農園について、今の寒河江の市民農園は区画が一通り埋まっている状態で、そういう新たな要望はないような話もしておりますけれども、実際、行政がある程度取り組めば、中山間地のあいている畑地を利用できるような人が大勢出てくるのではないかと思えます。「田代、幸生は条件が悪くて、交通の便が悪くて」と市長はおっしゃいましたけれども、確かに便は悪いと思えます。20分ぐらいかかりますから。この辺は、やはり観光型農園づくりというか、そういうものを指導してもら

ことによって農地が生きてくると私は思っております。ですから、これはもう少し前向きに検討してもらいたいと思います。この辺ももう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

あと高齢者支援について、先ほどのスクールバスの利活用について答弁がありましたけれども、実際答弁の中身は大体わかりましたけれども、この前、私たちが静岡に行って具体的にいろいろな問題を提起した中で資料もお上げしております。ですから、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

スクールバスの利用について前から「多目的利用をしているからなかなか無理なんだ」という一方的な話がありますけれども、私の第1問の質問では、やはり朝晩だけでもということでは、それを多目的、多目的と、多目的利活用だけに集中しているような話なんですけれども、これは違って朝晩だけということで限定して今回は私は質問しておるんです。だから、その辺ももう少し検討していただきたいと思います。

そして、安全対策なんですけれども、安全対策にこだわればきりが無いんであって、これは朝日町の例なんですけれども、59年度からこのバス運行をしております。これは条例をつくってきちんとやっているんですけども、規則はほとんどありません。そして、安全上どう問題があるかと、いろいろ私も直接行って聞いた経過もあります。そうしますと、これまで一切いろいろな問題はなかったということで、今、朝日町では2路線走っております。そして、私どもと同じように、送迎のみの運行になっております。それと、料金の問題ですけれども、これも無料でやっております。これも、教育委員会の方では、実質調査済みだと私は思っております。ですから、何で寒河江市だけがこういう簡単なことをやれないのか、ちょっと私は疑問に思っております。やはり、教育委員会だから、高齢者支援するのは、ちょっと理屈に合わないのではないかという考え方を持っているのではないかと思います。その辺ももう少し角度を変えて何とか前向きに検討してもらいたいと思います。

こんな状況で教育委員会と話をしてもあれなんですけれども、市長は、この問題について、高齢化支援について具体的にどう考えているのか。市長からも御答弁をいただきたいと思います。

第2問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 農業の大切さというようなことを小学校、中学校の子供の時代から教え込んで、そしてまた将来ともその地に根づいて農業をしていくこと、こういうことが好ましいと、そのとおりだろうと思えますし、そう願って自分の土地を守っていこうと、あるいは農業生産に従事していく子供が育つことが望ましいわけでごさいます、そんなことから市の方で副読本、小学校5年生だったですか、「農業副読本」というものをつくって、そして地域農業についての勉強をしていただいております、こういうことでごさいます。

また、農業に親しむということでのいろいろ学校単位に、あるいは父兄と一緒に農作業に従事するという、あるいはまた農村に伝わる場所の民俗行事に参加するというで農村に親しみ、農業を愛するような児童というものを、子供のときから育成していくと、こういうことが必要だろうと、このように思っております。

それから、中山間地における栽培品目のことでごさいますけれども、減反地域についての栽培品目も大変変わってきておるわけで、御案内かと思えますけれども、大豆とか、麦とか、あるいは飼料作物というような方向に変わってきて、その方に対しての減反補償というのが打ち出されてきておるわけでごさいますので、今言ったような作物を栽培することが、中山間地の土地において本当に合うか、合わないのかということ、減反しなければならぬかということは、やはり地域の方が一番知っておるわけでごさいますので、その辺は関係者の中で十分議論していただいて、中山間地の農地の有効利用というものを図っていただかなければならぬと、このように思っております。

それから、直接払いでごさいますけれども、市独自で緩和するといいますが、制度の仕組みというものを改めて補償をもらったかどうかと、こういうことでごさいますけれども、これはできないのではないんですかね。対象地域なり、それから、対象行為というものも決まっておりますし、対象者というものも決まって、これだけの限定された基準があるわけでごさいますから、それに従ってデカップリングといいますが、直接払いのお金がちょうどできるということでごさいますから、これは市独自で緩和するということにはならないのではないかなと、私はこのように思っております。

これには、「知事が特に必要と認める地域」とありますけれども、「必要と認める地域」にいたしましても、地域指定した農地にいたしましても、これは柴橋地区の方の分野を示しておるわけでごさいますので、これにも緩傾斜農地というような基準があるわけでごさいますので、市独自で、市長単独でできる筋合いのものではないのではないかなと、このように思っております。

それから、棚田の方に森林再生化あるいは別の作物化と、このようなお話がございましたが、先ほど第1問でも答弁申し上げましたように、「山野の花木、四季のオーナー」というような制度があるわけでごさいますので、四季折々の花材となるところの山野の花木というものを栽培し、季節ごとに会員のもとに届ける事業と、こういうものでございます。そして、これを遊休農地の解消とか、あるいは山間集落の活性化、あるいは都市農村交流の促進と、こういうものに結びつけようという制度でごさいますので、市といたしましても、この制度に手を挙げているわけでごさいます。採択になるか、これからではございませぬけれども、こういうところに手を挙げて、幾らかでも中山間地の有効利用、あるいは自然保護、あるいは都市との交流とか、こういうものに結びつけられればいいのではないかなというような気持ちでおるわけでごさいます。

それから、農村公園の話でごさいますけれども、先ほど非常に難しい話をしましたんですけれども、非常に不便なところにあるわけでごさいます。まずは農家の方々が使わないところの中山間地の田んぼでごさいますから車だつて大変なことだろうと。都会の人がそこに行くということになりますと、かなりの負担を伴うだろうと、こう思います。それはそれなりにいいところもあるかと思えますけれども、そういう意味におきましては、よほど計画的に考えていかないと、これは計画倒れになってしまうというようなこともある

のではなからうかなと。

そして、ただたんぼを生かせばいいというわけではございませんでして、それなりにそこに行くと眺めがいいとか、あるいは景観が非常にすぐれておるとか、あるいは清らかな清水がわいておって憩いの場所になるとか、あるいは隣とか途中で観光資源があるとか、そういうものといろいろ結びつけていかなければ、ただあいたところだから、そこを開放して農園というところまでには進まないのではなからうかなというような気がしておるわけでございます、いろいろ知恵を出し合っていかなければならないと、このように思っております。

あとは、教育委員長が答弁申し上げたことについて市長に対しても聞かれたわけでございますけれども、教育委員長が考えていらっしゃることでございますから、まずは教育委員長にお任せしてと思っております。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 ただいま静岡の例をとりまして、寒河江市の場合、もっと前向きに検討すべきだというふうな御意見を伺ったわけですが、1問に対するお答えの中でも申し上げましたとおり、おおよそ3点からの検討をやって、現段階では無理だというふうな結論を出したわけです。

第1番目の朝夕だけでも、最初、そういうふうなお話でしたけれども、実際利用するということになりますと、高齢者にとって朝7時半に出て夕方5時半というふうなことになる、非常に御不便を逆におかけするような結果になるのではないかという心配もしております。また、先ほど申し上げましたように、教育活動の中で事前に午後の時間帯を変更するなんていうことがわかっている場合は連絡することが可能なわけですが、当日になってという場合、やむを得ざる場合も出てくるというふうなこともございまして、大変難しいのではないかと、これが第1点でございます。

また、第2番目に、何といってもやはり安全に対する配慮でございます。今の民間の人1人に運転を委託しているという現状では、安全策としてはどうも心もとないと。補助員のような形をつけると、高齢者を乗せるという場合になりますと、そういう必要性も出てくるのではないかと。心情的には乗せたいという気持ちは十分あるわけですが、やはり安全対策というものと。これは個人対個人の場合もそうですが、よく事例としてありますけれども、親切心があだになるような結果になる場合だってあるわけです。ましてや個人対公というふうになりますと、責任問題等が必ず出てくると考えざるを得ないということでございます。

また、高齢者支援という立場からしたら、もっと大きな視点から、市全体の問題として考えていくべきではないかということ、その3点からでございます。

前向きに検討というようなことなわけですから、現在のところ、そういったことから、先ほど委員長がお答え申し上げましたような結論になったということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、農業、直接支払い制度の中身でいろいろ市長は独自でやれないということを思っておりますけれども、これも国あたりで規制をもう少し緩やかにしてもらうような制度をつくってほしいということで、国に対してもどんどん要望を出していただきたいと思います。でないと、この前新聞に出ていたんですけれども、長野県あたりの自治体では、やはり該当者、該当農家がなくて、この制度を受けないような状況になっている地域もあります。ですから、そんなことにならないように、せっかくこの制度があるんですから、もう少し柔軟に対応していただくように国に働きかけていただきたいと思います。

あと、中山間地域の農地の問題をもう少し具体的に地域の要望をいろいろな形で聞いて、どうすれば再生できるのか、そういう実態を調査の上、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、スクールバスの利用の件についてなんですけれども、今、盛んに安全面とか当日の連絡のやり方、そういう問題を提起になっておられますけれども、実際連絡の仕方なんていうのは、子供たちにも連絡できるんだから、やはり地域に何らかの形で、いろいろ町内会の組織もありますので、そんなの簡単にできると思います。ですから、後の対策ばかり考えないで、もう少し試行するような考えを持ってもらいたいと思います。安全対策なんかも、やはりこだわったらどこまで行ったって進まないわけで、実際に子供さんが乗っているんだし、それに、子供らの教育の面からも、老人をいたわる気持ちというか、そういうものも自然とそういう中で覚えていくものでもあるし、ですから、安全対策ならば、子供らに対してそういう教育をして、手を組んでくれたり、抱え上げてくれたり、そういう配慮を指導していくのが教育者の立場ではないかと私は思います。ですから、この辺ももう少し具体的に詰めて検討していただきたいと思います。

終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号、7番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、2月21日に議会に示されました、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」の課題と問題点について質問をいたしますので、市長の誠意ある回答をお願いするものであります。

最初に、国の方針がなかなか定まらない、決定したかと思うと二転三転するなど、計画策定にはさまざまな困難があった中で、一昨年以来「介護保険事業計画」策定に向けて大変な努力をしてきた、健康福祉課初め担当者の皆さんに心より敬意を表したいと思います。

この計画は、寒河江市はもとより全国の各自治体において初めての策定作業であり、事業計画であります。したがって、最初から100%の完成度の高いものにはなっていないと思います。策定された事業計画に基づいた事業を展開する中で、より多くの市民の声を聞き、真に市民のものになる介護保険制度をつくっていく努力が今後求められるものと思います。

こうした立場に立ち、「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」について、6点にわたり私の考えを述べ、市長の見解を伺いたいと思います。

最初に、この事業計画策定に当たり、市民の意見聴取を事前にどのように行ったのか、また、事業計画を策定した検討体制についてお伺いしたいと思います。

事業計画（案）によれば、「市内69カ所で行った。公民館事業や老人クラブ活動と連携した講座を開催した。また、高齢社会総合推進検討委員会を設置し、さまざまな角度から協議検討を行った」とあります。

中央地区の説明会はハートフルセンターでありました。また、私たちの公民館でも、市の出前講座を利用し、介護保険制度の勉強会を開催しました。しかし、まだこのころは制度も固まっておらず、介護保険の大まかな流れを理解してもらおう説明会あるいは出前講座であったと思います。また、これから各地区で介護保険事業計画についての説明会が開催されるようですが、その日程を見ますと、寒河江地区は3回に分けて文化センターで開催をするようであります。これでは、余りにも会場が遠過ぎて、本当に聞きたい人が集まるのか、また、集まっても本音の意見が出せるのか、疑問です。

市当局も大変忙しいとは思いますが、本当に市民の声を聞き、介護保険制度を市民のものにする気があるならば、もう少しきめ細かく地域の公民館などで丁寧に説明会を実施すべきでなかったのかと残念でなりません。こうした説明会はそれなりの効果があったと思いますし、あると思いますが、私は、むしろ事業計画の案が固まり、最終案ができる前に市民や議会に説明会を行い、意見を聞いて、その取り入れるべき意見については、事業計画に盛り込む、このような手だてを講じるべきであったと思います。

市民の意見を聞く説明会の開催のあり方について市長の見解を伺いたいと思います。

また、「高齢社会総合推進検討委員会」についてであります。検討委員会は何回開催されたのか、その中でどのような意見が委員の中から出されたのか、具体的にお尋ねします。

次に、一昨年の8月から11月にかけて事業計画を策定するに当たって、40歳から64歳までの一般成人、65歳以上の一般高齢者、在宅要援護高齢者など、約3,300人の市民の実態調査を行ったわけですが、この実態調査が計画策定にどのように生かされたのか、お尋ねします。

私は、今回の介護保険事業計画を見て率直に感じたのは、平成6年に策定された「老人保健福祉計画」、いわゆるゴールドプランより非常にわかりにくい、不親切な事業計画になっていると感じました。例えば老

人保健福祉計画では、実態調査の利用意向から必要度やサービス量を算出されていて、市民の声がある程度反映されているのがわかる内容となっていました。しかし、このたびの介護保険事業計画では、国が示した換算方法、国が示した指標、国が示した基準を中心に算出されており、実態調査の結果がどのように生かされ、策定されたのか、理解できない内容となっております。

また、調査の内容も大変ちぐはぐなものになっています。需要推計量を算出に当たって、サービスの利用希望調査を行っていますが、在宅サービスの利用意向調査では、一般成人の調査と一般高齢者の調査には訪問リハビリの調査項目がありません。また、施設サービスの利用意向調査においては、一般成人と一般高齢者については、利用意向調査は行っていますが、肝心の在宅要援護高齢者からの利用意向調査をしていないのであります。

このような実態調査では正確な意向調査になっていないし、一体どこの調査内容から需要量を算出したのかも示されておりません。実態調査を基礎に需要量を算出したのか、疑問であると言わざるを得ませんし、国の基準や指標をもとに算出されたと言われてもやむを得ない内容となっております。

確かに事業計画を策定するに当たって、国が示した基準や指標と、本市の実態調査や意識の違いや格差などあると思います。こうした違いの中で国の基準を優先すれば、何のために実態調査をしたのかと指摘されるし、実態調査の数字をもとにすれば、県内や全国の水準との格差が生ずるのではないかと心配される、担当者の悩みや苦労も十分理解できます。私は、だからこそ市民の意識調査の結果と国の基準や指標を、市民にわかるように両方を併記し、具体的に算出に使用した数値については、算出根拠、理由をはっきりと明記すればわかりやすかったのではないかと思います。

計画を策定する基本的な姿勢について、市長はどのように判断し、介護保険事業計画を立てられたのか、お尋ねをします。

また、実態調査の結果を見て非常に驚いたことがあります。それは、本市の老人保健福祉計画が策定されてから6年がたっているわけでありましてけれども、それにもかかわらず、保健福祉サービスを知らない市民が大変多いことです。在宅要高齢者の実態調査では、介護高齢者総合相談センターを知らない人が84.6%いますし、はりきゅうマッサージ費助成が80%、福祉電話の貸与が79.1%、愛の一声運動が73.2%、通所リハビリが62.6%、市のリハビリ教室を56.7%も知らないと回答しているのであります。

こうした実態を市長はどう認識しているのか、また、今後どのように対応する考えなのか、お伺いします。

3点目に、公平・公正な介護認定とケアプランの確保についてであります。

私は、公平・公正な介護認定と公平・公正なケアプランをいかに確保することができるかが介護保険制度に対する国民の信頼度を高め、定着するかぎを握っている一番重要なことであると認識しているものであります。2月末の認定件数については、先ほど620件、その中で1次判定が変更され、認定された件数が60件あったと答弁がありました。

そこで、お尋ねしますが、認定件数の中で施設入所者と在宅要援護者の内訳についてお尋ねをしたいと思います。

また、認定変更についても、低く認定された場合と高く認定された場合があると思いますが、それぞれについてお伺いをしたいと思います。

このように、1次判定が変更され、認定された場合、特に1次判定より低く変更され、認定された場合については、申請者の権利を守り、公平・公正な認定を確保することなどから、別の審査会で再審査をやるなどの最善の対応を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

一方、認定を受けた要支援・要介護の方については、ケアプランを作成してもらうわけでありまして、ケアプラン作成作業はどの程度進んでいるのか、お尋ねをします。

このケアプラン作成については、民間事業者のケアマネジャーも作成するわけでありまして、特に公

平・公正な作成を確保しなければなりません。公平・公正なケアプラン作成を確保するための方策としてどのような対策を考えているのか、お尋ねします。

4点目に、苦情処理機関の設置についてであります。

現行の苦情処理機関として、県に設置される「介護保険審査会」に審査請求することになっていますが、県の介護保険審査会では、独自に再調査などをやることになるのか、非常に疑問であり、機械的に書類審査だけの審査会になると思われま。やはり市民の身近なところで市民の立場に立った苦情処理機関を設けるべきであると考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

第5点目に、訪問介護サービスの強化についてお伺いいたします。

ヘルプサービスの需要量を週 630回と推計しておりますが、週 630回のサービスを提供するためにはヘルパーの人数は何人必要と考えているのか、お尋ねします。

また、指定訪問介護事業所及び予定事業所として6事業所が記載されております。この事業者でヘルプ業務に従事しているヘルパーの人数は常勤換算で現在何人おられるのか、お尋ねします。

このほかに、本市での事業を検討している事業者が数社あると記載されております。意向打診があった事業者は何社あったのかをお伺いしたいと思います。

次に、施策の方向とサービスの目標として、「訪問看護ステーションの充実及び24時間訪問介護(巡回型)サービスの確保」とありますが、実施目標には具体的に示されていません。訪問看護ステーションの充実や24時間訪問介護サービスについてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思。います。

また、介護保険以外の市独自の老人保健事業の増大や介護保険の調査業務など、保健婦さんを中心に大幅な業務の増大が必至の状況にあります。介護保険制度を円滑に進めるためにも、保健婦さんなどの労働強化にならないような対応、人員増などを図るべきと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

最後に、施設整備計画についてお伺いします。

特別養護老人ホームの整備について、60床を整備するとありますが、特別養護老人ホームいずみの30床増床はわかりますが、残りの30床の整備について具体的にどのような増床計画を考えておられるのか、お尋ねします。

また、老人保健施設の供給可能見込みを 150床と見込んでおりますが、「寒河江やすらぎの里」の建設によって 100床については確保できるわけですが、残りの50床については、「近隣の施設など広域的な利用により確保できる」と見込んでいるようでありま。すが、本当に確保できるのか、非常に疑問に思。います。とい。いますのは、それぞれの自治体においても、入所施設や入所ベッドの確保にそれぞれが躍起になっていると思。いますし、ほかの自治体に施設のベッドを融通してやる余裕のある自治体は皆無であると思。います。この。ような中で安易に近隣の自治体にある施設を当てにする計画は、当てにならないと心配するものであります。

近隣の自治体の介護保険事業計画がどうなっているのか、突き合わせを行い、整合性を今後図っていく必要があると思。いますが、市長の見解をお伺いし、第1問とします。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、老人保健福祉計画と事業計画の課題と問題点についてでございますが、市民の意見聴取あるいは検討体制についての御質問でございます。

このたび策定しました老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、これまで実施してきた多様な保健と福祉、医療にわたる施策というものを充実、発展させるために、老人保健法及び老人福祉法に基づく老人保健福祉計画と、4月からスタートする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための介護保険法に基づくところの介護保険事業計画を一体的に策定したものでございます。

この計画では、介護保険制度というものを円滑に実施し、充実した福祉サービスを提供することはもとより、寝たきり高齢者をつくらないことを主眼とした「寒河江型ケアシステム」というものをさらに発展させ、高齢者の生きがいのある、自立した暮らしを生涯にわたり総合的に推進していくところの「寒河江型ライフサポートシステム」の確立に努めていくこととしたわけでございます。これを「生き生きハートフル寒河江」のキャッチフレーズのもとに、健康長寿のまちづくりを進めていくことを基本理念としているものでございます。

制度が固まっていない段階の説明というのは非常に大変だったわけございまして、その辺の意見聴取はできたのかというようなお話でございますけれども、老人保健福祉計画、それから、介護保険事業計画の策定に当たりまして、平成10年7月に学識経験者とか、あるいは保健医療関係者とか、福祉関係者、被保険者を代表する方々、それから介護に関係するボランティア組織の方々など、各界各層の代表者25名の委員から成りますところの、「寒河江市高齢社会総合推進検討委員会」というものを発足させまして、そして総合的に協議・検討をいただいてきたところでございます。

また、平成10年度におきましては、御案内の69カ所での制度説明会というものを実施いたしまして、その際、市民の意見を聞いてきたところでございます。

今年度における取り組みといたしましては、生涯学習出前講座での説明やら、あるいは老人クラブなどの各種団体の要請を受けて、その会合に出向き、説明をしてきたところでございます。その回数もこれまで33回に及んでいるところでございます。さらに、さまざまな会合などに出席した際には、介護保険や高齢者の保健福祉の内容に触れさせていただいておりますが、高齢者福祉の充実に向けた本市の取り組みについて、御理解と御協力を得るように頑張ったところでございますし、また、市民の皆様の御意見を拝聴するように努めてきたところでございます。

これらの説明に当たりましては、単に説明を申し上げ、質問に答えたというのではなくて、高齢者の介護に関するところの市民の多様な要望、意見をも聞くという機会としてとらえたところでございます。市民の皆様の御理解というものも十分に得ているものと考えております。

さらに、民生児童委員の方々に対しまして、制度をわかりやすく解説したビデオテープというものを配付したほか、研修会等の場を設けまして制度の説明のみならず、要援護高齢者の実態を踏まえた質問や要望等を聞いたところでございます。したがって、計画の策定に当たりましては、保険料の額や介護認定で自立とされた場合に対する不安など、それらの意見や要望にこたえるべく、保険料の額をできるだけ低く抑えるとともに、介護保険制度の枠外での新たなサービスの創設など、充実した福祉サービスの実施というものを計画に組み入れて策定したものでございます。

今後も、市民から適切に効率よく介護保険制度を初めとした各種の福祉サービスを利用していただきまして、在宅、それから施設におきまして快適に安心して暮らせるところの生活を具現化していくことが最も重要なことだろうと思っておりますし、また、これらの制度の周知には十分に努めていく考えでございます。

御案内のように、きょう3月6日から19日にかけて17回の地区説明会を実施することといたしております。本市の介護保険事業と独自サービスの内容などを紹介するパンフレットの全戸配布、これも計画しているところでございます。

次に、高齢社会総合推進検討委員会の開催状況と、その会議の中で出された意見の内容、あるいは計画への反映などがございますけれども、この2月10日の委員会まで5回の委員会を開催しております。委員会におきましては、介護保険施設の整備見込みや、それから施設サービスの供給可能見込み量、訪問介護サービスに対する民間事業者の参入の見通し、さらに保険料算定にかかわる特別給付や、保健福祉事業への取り組み等々、さまざまな視点からの御意見をいただいたところでございまして、これらの意見というものを計画に反映させていただいたところでございます。

それから、実態調査の結果と事業計画とのつながりについての御質問でございます。

介護保険事業計画における各種サービスごとの需要量の見込みにつきましては、実態調査の結果というものを踏まえまして、国が示した基準に従って積算したものでございます。ちょっと専門的になりますけれども、平均利用希望率につきましては、各種サービスごとの需要量を推計するに当たって参酌すべき標準といたしまして、要介護度別に国が示した、いわゆる「標準サービス量」に対するところの実際に利用を希望するサービス量の割合を言うものでございます。

この算出方法であります、まず、対象者を寝たきり度（障害老人の日常生活自立度判定基準）というものと、それから痴呆度（痴呆性老人の日常生活自立度判定基準）の二つの基準の組み合わせによって、対象者ごとに要介護度を推計し、要介護度別に振り分けしております。

次に、要介護度別に振り分けた対象者のサービス利用意向、希望回数というものを積み上げしまして、要介護度ごと、サービスごとの利用希望回数というものを算出いたします。そして、今、申し上げましたところの要介護度別に国が示した、いわゆる「標準サービス量」に対する割合、つまり平均利用希望率を算出しているところでございます。

どの部分を活用したかという御質問でございますけれども、今、申し上げましたように、日常生活の状況、いわゆる寝たきり度とか、それから痴呆度、そして保健福祉サービスの利用希望等の数値を使用しておるわけでございます。

それから、どの程度計画に反映されたかということでございますけれども、サービスの利用意向を把握するに当たっては、サービスの種類によっては、調査時点において市民の方々に十分に浸透していないものもあったのではないかとということも十分勘案いたしまして、対象サービスというものを訪問系、通所系、短期入所系に区分いたしまして、それぞれの中で最も一般的なサービスとして普及、浸透していると思われるサービス-----すなわち訪問系でございましたならばホームヘルプサービス、訪問介護、それから通所系についてはデイサービス、通所介護、それから短期入所系につきましては、短期入所生活介護、いわゆる特別養護老人ホームのショートステイ、そういう介護の数値というものを使用したところでございます。

なお、在宅要援護高齢者需要調査では、このサービスに対するところの認知度を見ますと、訪問介護につきましては、ホームヘルプサービスにつきましては87.3%でございましたし、通所介護につきましては、デイサービスにつきましては94.1%でございました。それから特老のショートステイでございまして、その短期入所につきましては87.2%の方が「知っている」と回答しているわけでございます。

したがって、このようなことから、計画には調査結果が十分反映されているのではなかろうかと考えたところでございます。

それから、施設種類を選択する項目がないのではなかったかというような御質問がございました。この高齢者の需要調査の中で、施設入所を希望する場合、その施設種類を選択する項目がなく、施設という大まかなとらえ方でよかったのかということだろうと思っておりますが、御案内のとおり、介護保険制度の対象となる施

設サービスには、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、いわゆる老人保健施設、それから介護療養型医療施設、いわゆる療養型病床群等があるわけでございます。この3種類の施設にはそれぞれ施設・設備に関する基準、それから医師や看護・介護職員などの人員配置基準等が定められておまして、施設の種別ごとに介護保険制度の中で基本的に担うべき機能というものがあるわけでございます。そして、対象者が実際に入所するに当たっては、ケアマネジャーがその方の心身の状態に応じて最もふさわしい施設に入所できるよう、アドバイスがなされるものと考えておるわけでございます。

したがいまして、最も一般的に知られていると考えられた、特老（特別養護老人ホーム）を例示して意向調査を行ったところでございます。施設ごとの需要量の見込みにつきましては、利用意向、調査時点及び現在の施設入所の実態、それから、高齢化率や要介護高齢者数の推計というものを十分に勘案して設定したものでございます。

実態調査の結果ではサービスというものを知らない人がおったということ、それにどう分析し、対応していくのかというような質問でございますけれども、確かに実態調査の結果では、保健福祉サービスの一部については「知らなかった」と回答した割合が高いものがあるようでございます。しかしながら、実態調査後、先ほど申し上げましたとおり、制度の周知とあわせて保健福祉サービスの内容を詳細に説明しており、今日では、調査時点と比べて各種サービスの周知度についても高まってきていると思っております。

いずれにいたしましても、これまでの主要な福祉サービスが介護保険制度に移行することになり、なお一層のサービスの啓蒙、普及というものを初め利用の啓発を行うことが重要であると考えております。今次策定しました計画において、制度の普及のための広報啓発活動の強化というものを主な取り組みといたしまして組み入れているところでございます。

それから、公平公正な介護認定とケアプランの確保について、1次判定と2次判定の変更件数、内訳についてお尋ねがございました。要介護認定は、市民にとって介護保険制度の最初の入り口となるものでございます。この制度を円滑に運営するための重要なポイントとなるものでございます。市町村が認定を行うに当たりまして、対象者が要介護状態にあるか否か、また、その程度について最終的に審査判定するのが介護認定審査会であり、介護保険制度の中で極めて重要な役割を担うことになるわけです。このため本市では、御案内のように、西村山4町と共同で「寒河江市西村山郡介護認定審査会」というものを設置し、公平かつ公正な審査判定が行われるよう努めておりますことは、御承知のことかと思います。

ことし2月末までの本市の認定状況を申し上げますと、認定件数は620件でございます。その内訳は自立が11件、要支援が37件、要介護1が115件、要介護2が84件、要介護3が98件、要介護4が149件、要介護5が126件となっております。

また、2次判定の結果、1次判定が変更された件数というのは述べ60件ございまして、変更の結果、要介護度が高くなったものが59件、低くなったものが1件ございました。

それから、1次判定を変更するような場合、他の審査会での審査に付してはどうかと、このような御質問もありました。

御案内のように、介護認定審査会というものは、医療、保健、福祉の各分野の専門家56名で構成されております。そして、審査判定に当たりましては、八つの合議体というものを組織して、各合議体において委員の合議制により対象者の要介護状態等について判定を行い、この判定結果をもって、「寒河江市西村山郡介護認定審査会」としての最終的な判定結果として取り扱っているところでございます。

また、介護認定審査会の委員を対象とした研修会をこれまで3回実施してきております。各合議体とも、国の基準に基づいた統一した考え方で審査判定を行ってまいりますし、課題等があれば、必要に応じて随時全体で協議して処理する体制をとっております。このようなことから、他の審査会での審査にも付するというようなことは考えておりません。

次に、ケアプラン作成作業の進捗状況についてのお尋ねがございました。

御案内のように、介護保険制度では居宅、施設サービスを利用するためには事前にケアプラン、いわゆる「介護サービス計画」というものを作成する必要があるわけがございます。4月1日から円滑にサービスを利用するためには、3月中にケアプランを作成する必要がある場合がございます。

ケアプラン作成の方法につきましては、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）に依頼する方法と、自己作成する方法とがあるわけがございます。ケアマネジャーに依頼する方につきましては、どこの事業所に依頼するかをあらかじめ市に届けていただいた上で具体的な作成業務に取りかかることとなります。

現在、本市をケアプラン作成業務の活動範囲として位置づけている指定居宅介護支援事業所は11カ所で、そのうち市内に事務所を置く事業所は4カ所となっており、今後さらにふえるものと見込んでおります。

2月末時点で認定結果が出ている在宅要介護者等のうち294名の方からこの届け出があり、施設入所者210名についても、認定結果が出ておりますので、これらの方々については既に各事業所のケアマネジャーがケアプラン作成業務を進めているところであります。まだ届け出がなされていない方についても、4月に間に合うよう、届け出やケアプラン作成を早急に行うよう指導を行ってまいりたいと考えております。

ケアプランは公正・公平に作成されなくてはなりません、それについて、行政としての態度ということのお尋ねもあったようでございます。

ケアプランは、要介護者が心身の状態や家庭環境等に応じて最も適切なサービスを組み合わせ、よりよい生活を送る上で大変重要なものがございます。このため、本市におきましては、この4月から健康福祉課内に「基幹型在宅介護支援センター」というものを設置いたしまして、介護保険の対象とならない方の支援や「地域型在宅介護支援センター」の指導・統括とあわせまして、ケアプラン作成を担う各事業所のケアマネジャーに対し必要な情報の提供やら支援指導を行いながら、資質の向上に努めていく考えでございます。

それから、現在ある高齢者サービス調整チームを改編して新たに「（仮称）地域ケア会議」というものを発足させまして、事例の検討会やケアプラン作成上の課題の検討などを通じまして、ケアマネジャー同士の情報交換やら必要な知識・技術の向上を図りながら、ケアマネジャーのケアプラン作成能力のレベルアップに努めてまいりますとともに、複雑なケースなどについては、健康福祉課の職員が指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

こうしたことによりまして、ケアマネジャーがケアプランを作成するに当たりましては、その職責の重要性というものを常に自覚し、公平かつ公正な立場で、サービス利用者にとって最適で最善のケアプラン作成が行われるよう努めてまいりたいと思っております。

それで、行政としてのチェックの必要はないかというようなことになるかと思っておりますが、このことは、保険者として市民の方が必要とするサービスを安心して利用できるようにする上で必要なことであると考えております。このため、本市といたしましては、介護認定のための訪問調査や、保健訪問指導などに際して、対象者の状況というものを把握しながら、ケアプランの妥当性などについて確認を行ってまいりたいと考えております。

また、ハートフルセンター内に設置しました、介護保険の相談窓口利用者からの相談や苦情などがあつた場合には、必要に応じてケアマネジャーへの聞き取り調査を実施するなどして、常に適切なケアプラン作成の指導に努めてまいります。

次に、苦情処理機関のことについてのお尋ねがありました。

介護保険に係る苦情等につきましては、大別してサービスの内容や事業者に関するもの、それから、本市が行った要介護認定の行政処分に関するものがございますが、これらの苦情申し立ての窓口といたしましては、介護保険の運営主体であり、市民にとって最も身近な存在である市町村が第一次的な窓口

と位置づけられているところでございます。

サービスの内容や指定事業者、施設等に関する苦情や申し立てにつきましては、利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、まず本市がその内容を十分にお聞きした上で必要な調査を行ったり、事業者に対して改善のための指導・助言を行うこととなりますが、市町村の地域を超える場合や市町村で取り扱うことが困難な事例、国保連合会での処理を特に希望する場合などにつきましては、国保連合会が苦情処理を行うこととされております。既に国保連合会では、中立公正な立場で活動できる学識経験者に苦情処理に当たる委員というものを委嘱しまして、「苦情処理委員会」というものを設置しているところでございます。

それから、保険者が行った要介護認定、それから保険料などの行政処分に不服があった場合は、県に設置される「介護保険審査会」に審査請求を行うことができるわけでございますが、本市としましては、これらに関しての苦情等があった場合にも十分に対応することとし、その上で不服申し立てが必要なものについては、制度の内容やら、あるいは申し立て方法について周知してまいる考えでございます。

このように、それぞれの苦情の種類ごとに専門の処理機関がありますので、独自の第三者苦情処理機関を設けるということではなく、市としましては、ハートフルセンターにおいて、身近な相談窓口としての機能を充実するとともに、在宅介護支援センターの増設など、市民に身近な相談窓口を確保するという一方で、いつでも気軽に相談できる体制を整えてまいりたいと考えております。介護保険制度というものをよく理解していただいた上で、これを上手に利用していただけるよう、相談窓口機能の整備に重点を置くとともに、苦情が出ないよう、事業者の指導等にも努めてまいる考えでございます。

それから、現在計画で示しているサービス提供事業者以外に事業展開をやる事業者というのはおられるのかというような御質問もございました。

ホームヘルプサービスにつきましては、現在社会福祉協議会、それから長生園、いずみに委託して実施しており、登録ヘルパーの積極的な活用を図りながら、市民のニーズに的確にこたえられるよう取り組みを進めてきた結果、派遣対象世帯も年々伸びてきている状況にございます。4月からの介護保険制度スタートに向けて、いずみ、長生園、社会福祉協議会、まごころサービスさくらんぼ、さがえ西村山農業協同組合、妙光福祉会が本市内での事業実施に向けて指定を受け、もしくはその予定をしていることについては、計画にお示ししているとおりでございます。

それから、計画で示した以外の事業者についても、現在数社からサービス提供に関する照会が寄せられているところでございます。

それからホームヘルプの需要推計量、週 630回、これにホームヘルパーが十分なのかというような御質問もありました。

平成12年度の目標量、1週間当たり 630回というものを供給可能見込み量として設定したところでございます。現在においても、事業の委託を受けている社会福祉法人が、常勤ヘルパーのほかに登録ヘルパーを活用しながら、ホームヘルプサービスを提供しているところであり、実際に必要となるヘルパーの人数については、事業者の考え方によるものと思っております。

それから、訪問看護サービスの基本的考え方についての御質問もございました。

訪問看護につきましては、平成8年10月に、御案内のように、寒河江市西村山郡医師会が中心となりまして、本市ほか西村山地域の4町とで構成する「寒河江市西村山郡訪問介護事業団」によって訪問看護ステーションが発足して、そして、在宅の高齢者介護家庭にとって、医療・看護面におけるサービス体制の充実を図ってきているところでございます。御案内かと思います。

4月からの介護保険制度の実施に向けて、訪問看護のほか、居宅介護支援事業所の指定を受けましてケアプランの作成、サービス量の管理・指導、その他の相談に応じていくほか、需要に応じて職員体制の整備を図っていく考えでございます。

それから、巡回型の24時間訪問介護サービスについてでございますが、これにつきましては、サービス供給については、これまでの措置制度と異なりまして利用者と事業者との契約制度となりまして、サービスの提供主体としましては、これまでの社会福祉法人に加えて、民間事業者やNPO法人を初めとした多様な事業者が参入するようになるわけでございます。特に民間事業者の中には、4月からの制度スタートに向けて活発な営業活動を展開しているところでもあり、こうした状況から、需要と供給のバランスの中で事業者間の競争原理が働き、巡回型の24時間訪問介護サービスにつきましても、その確保が図られるものと考えており、本市としましては、事業者が参入しやすい環境づくりに努めていく考えでございます。

それから、保健婦についてのお尋ねがございました。

老人保健事業の実施目標に関してでございますが、この目標量につきましては、計画の策定に当たり、国が示した算出方法によりこれまでの実績等を踏まえて設定したものでございます。今回の目標値の設定に当たって示されましたのは、これまで市が実施してきた老人保健事業を国の基準にのっとって仕分けしたものが大半であり、現状の体制で実施できるものと考えているところでございます。

また、新たに実施することになりました「介護家族健康教育」や「介護家族健康相談」などにおきましては、他の事業と組み合わせて行うことにより、より効果的、効率的に行えるものと考えているところでございます。

それから、施設整備計画についてのお尋ねがありました。

計画は、平成16年を目標年次とした5カ年計画として策定したものであり、その中に掲げております施設整備計画につきましては、実態調査に基づくところの需要推計と現状を比較いたしまして、これに必要な基盤整備の目標として設定したものでございます。介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの整備目標としまして掲げております60床のうち30床については、いずみの増床でございます。残りの30床については、現時点ではまだ具体的な計画はございませんが、計画期間内に達成できるよう、事業者が参入しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

また、介護老人保健施設(老人保健施設)の供給可能見込み量につきましては、現在入所中のものに加え、本市本橋地内に「寒河江やすらぎの里」の建設が進められており、ことし10月に100床の施設として開所する予定であります。

さらに来年の春には、河北町内に「紅寿の里」100床が開所する予定でございます。

このようなことから、150床の確保は十分に可能であると考えております。

なお、この整備目標につきましては、県とも調整を図りながら設定したものであり、県の介護保険事業支援計画策定の基礎となるものであります。

また、広域的にいろいろ連携をとりながら、当該市町村にあるところの施設だから、その当該市町村の方しか入所させないとか、そういうことのないように、お互い連携をとっていくと、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時54分
再 開 午後 3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 質問に対して丁寧な答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

特にケアプランの公平・公正な作成を確保するための対策について、いろいろな角度で検討なされていると、こういう答弁をいただきまして安心をいたしました。今後、こういう対策をしながら、市民から苦情などができるだけ少なくなるような対応をぜひ図っていただきたいというふうに思っております。

それで、苦情処理機関についてですけれども、第一次的には市の窓口で対応したいと、こういうことを述べられたわけでございますけれども、この前の新聞に、厚生省においても「介護保険オンブズマン」、こういう制度をできる仕組みを固めたという報道がありました。ただ、残念ながら、この厚生省の介護保険オンブズマンについては、サービス内容を監視したり摘発したりするような権限を持った性格ではないと、ということで、第三者の相談機関というような性格の内容であります。なかなか役所には相談できないと、そういうところを第三者のオンブズマン制度をつくって、事業者と介護者、あるいは介護者と自治体、この窓口、橋渡し役、そういう性格のようでありますけれども、そういう仕組みを設置できるという報道がなされているようであります。市町村などが希望すれば設置できる。そして、運営費についても補助がなされるという報道がありましたけれども、この辺について御見解があれば伺いたいと思います。

それから、保健婦さん方の業務拡大に対する対応策については、今までやってきた事業なので、現体制でやれるのではないかと。新たな事業についても、他の事業と組み合わせでやれるのではないかという答弁であったわけでありまして。確かに今までも、この老人保健事業についてはやられてきているようですけれども、この実施回数などを事業計画で見ますと、従来の事業とは異なって、大幅に回数などをふやしているという状況にあるのではないかと思うんですね。例えば健康教室については、平成10年度には99回やっているんですね。ところが、この12年度の目標計画を見ますと 199回と、大体倍近い実施回数を上げています。健康相談にしても 108回が 166回と 1.5倍、それから、機能訓練については、述べ 698人を 1,078人と、これも約 1.5倍、訪問指導については、述べ 977人ですけれども、これが 1,405人で 1.4倍と、こういう格好で、この老人保健事業などについても、従来確かにやっているんですけれども、事業内容が大幅に増大しているのではないかと思うんですね。そういう意味で、現体制でやり切れるのか。非常に大変なのではないか。それに新たな事業として介護保険の調査業務、そういうものが現実的に今入っているわけですね。4月1日からはそういう事業なども大幅にふえてくると、こういう中でやれるのかということを心配しているのであります。そういうことで、ぜひ再度こうした点を踏まえて御答弁をいただければありがたいなと思っております。

それから、訪問介護サービスの強化に関連して、ヘルプサービスが週 630回と推計しているわけでありましてけれども、実施するためのヘルパーの人数などについては具体的にございませんでした。やはり供給は可能だと、こういう御答弁なんです。現在何人いて、そして 630回の業務をやるためには、施設はどこでもいいわけですが、総体としてヘルパーは何人必要なのかということを押さえておく必要があるのではないかと。そこで初めて供給できるか、できないかというのが把握できるのではないかと。そういう意味で、第1問でお尋ねをしたつもりであるわけでありまして。

ちなみに、平成6年の老人保健福祉計画で算定をした計算方法によりますと、78人必要だと、こういう計算になるんですね。そういうことで間違いはないのかどうか、その辺について具体的に持っている数字があれば、教えていただきたいと、こういうふうをお願いをしたいと思います。

それと、2月末現在の介護保険申請の認定件数について、これは午前中の佐藤暘子議員の質問でも答弁があったわけでありまして、その内訳、施設入所者、在宅で介護を要する人の内訳についてお尋ねをしたつもりであります。おわかりであれば教えていただければありがたいというふうに思っております。

一番肝心な実態調査と需要推計量の関係なんですけれども、市長からる説明がございました。1回聞いただけではなかなかすとんと落ちるものになっていないわけでありけれども、市長もこの計画書を今お持ちだというふうに思いますけれども、6ページから7ページについて、市長が説明をしたような内容が記載されているわけでありますけれども、問題なのは、7ページにある、例えば訪問介護から訪問入浴、そして短期入所までそれぞれの居宅サービスの平均利用希望率の推計という数字が載っております。その中でも、全部をお聞きするわけにはいきませんので、訪問介護の部分だけお尋ねをしたいというふうに思うんですが、在宅で介護サービスを受けたい対象者が735名いると。この735名がすべて居宅サービスを受けると、こういう方ではないという意味で、利用希望者あるいは利用希望率が必要だということになるわけですね。それによって6ページの介護サービス対象者と、その下の標準サービス量、これをそれぞれ掛けて累計をした数字がサービス総量と、こういうふうになるわけですね。このサービス総量に7ページの平均利用希望率を掛けると、こういうことで630回と推計をしているようでありますけれども、なぜ15.92%という訪問介護についての平均利用希望率が出てくるのかというところが非常にわからないわけですね。

2月末の在宅の認定件数がわかりませんので、この前事業計画(案)の際にお聞きをしました1月末の在宅の認定件数は、要支援から要介護5まで339名あったわけですね。339名、この方は、少なくとも訪問介護を何らかの形で受けるのではないかと思うんですね。そして、在宅の要支援から要介護5まで、それぞれ26名、74名、43名、49名、82名、65名という区分に応じた認定があるわけでありまして、これが標準サービス量、要介護2の人は4回、要介護3の人は5.8回、こういう格好でサービスを受ける権利を有するわけでありまして。この方のうち15%しか訪問介護を受けないと、こういうことになるのかどうか。仮に339名の方が標準サービス量の訪問介護を受けると、1,513回になるんですね。1月末現在で339名の認定申請者がいるわけなんですけれども、この方を標準サービス量で掛けて算出をすると、既に1,513回になるんですね。これと630回では余りにも乖離が大き過ぎるのではないかというふうに思うんです。

そういうことで、どうも今、市長から丁寧な答弁があったんですが、そうした根拠に基づいて計算した場合、なぜこの訪問介護、いろいろあるんですが、15.92%しか訪問介護を受けないという根拠になるのか、この辺について再度お尋ねをして私の第2問としたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 まず第1点は、厚生大臣の私的諮問機関ということから話が出ましたところのオンブズマンでございます。当初は、監視の役目というような強い任務を持たせるようございましたけれども、その後やわらかくなりまして、ボランティア事業ということになってきておるようございまして、これらにつきましては、現在のところでは、市町村が実施主体となるか、社会福祉協議会あるいは地域の老人クラブに委託するケースというようなことになるか。

そして、だれがやるかといいますと、高齢者や民生委員などで構成されているんだと。そして、やる仕事というのは、利用者からの苦情相談に乗ったり、それから、介護サービスの質の確保に向けて、事業者に対して提案を行うんだという内容のようございまして。そして、平成12年度は全国の20ないし30の市町村でモデル事業として実施すると、こういうのが現在までの考え方のごようございまして。それで、あくまでもモデル事業として20、30でございますから、本当にこういう制度をやっていただいても、行政あたりの相談窓口というのとどのように競合するか。あるいはより機能を発揮するようなものになるかということはまだ全然わからない段階でございます。

そんなことで、寒河江市といたしましては、こういうモデル事業には手を挙げるつもりはございません。そして、まずは、老人保健計画あるいは介護保険事業計画というものをうまくスタートさせるということ、そして周知徹底していくこと、また、まだまだ今度新しい寒河江市での介護保険とは別枠の、独自の新規の実施事業というものもメニューを出しているわけでございますから、それらもうまく利用していただくと、こういうことに力を注ぐのが寒河江市の生き活きプランではないかなと、このように思っておるわけでございますので、厚生省の考えているこれにつきましては、考えておりません。

それから、保健婦でございますが、この老人保健事業、41ページになるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、これは、寒河江市でやっておった今までの保健事業というものを国の仕分けに従って健康教育とか、健康相談とか、あるいは健康診査、機能訓練、訪問指導というように分けて、そして目標値というものを定めたものでございますので、現在の体制でやっていかれるというような考え方を持っておるところでございます。

それから、630回を何人のヘルパーで処理されるのかと、このようなことについて、その数字のお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げましたように、事業者によりまして正規のヘルパーでやるか、あるいは登録ヘルパーでやるか、あるいはどんなサービスの提供でやるかというようなことで一概に出でないと、このように思いますので、特に何人ぐらいということは申し上げられないのではないかなと。こういうことで、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、人数についてのお尋ねがございました。それから、実態調査と乖離するところといいますか、平均利用希望率、このことについてのお尋ねがございましたが、これについては、より具体的には担当課長の方から御説明申し上げた方がいいかと思っておりますので、そちらに譲ります。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

最初に、認定結果の 620件の在宅、それから施設の内訳ということについて申し上げます。

施設につきましては 135件でございます、その内訳としまして、要支援が4、要介護1が10、要介護2が16、要介護3が23、要介護4が41、要介護5が41でございます。在宅につきましては、総数が485、自立が11、要支援33、要介護1が105、要介護2が68、要介護3が75、要介護4が108、要介護5が85となっております。

それから、サービスの種類ごとの量の見込みについてでございますけれども、実態調査の結果がどのように計画の中に反映になっているかと、こういったような御質問でございますけれども、先ほど市長から申し上げたとおりでございます。その中で利用希望のとりえ方でございますけれども、それぞれ在宅、要援護者の実態調査をしたわけでございますけれども、それぞれの在宅サービスの種類ごとに利用希望回数をいただいております。これは、すべての人からいただいておりますけれども、この数字を積み重ねたものでございます。そして、サービスの総量を決めております。この際、寝たきり度、さらには痴呆度、これをクロスさせまして何人、どこに分布になっているか、そして、その分布になっているところの方が何回利用するかと、こういったような積み重ねをしたところでございます。したがって、実態調査の結果がすべてこの計画の見込み量に反映になっていると、こういったことでございます。

計画の最終的な需要量につきましては、要介護度別の標準サービス量に要介護度別の利用希望率、これを掛けまして、それにさらに、要介護度別の分布人数を掛けてございます。これからトータルのサービス必要量を設けているわけございまして、これが計画の42ページに載っているそれぞれの需要量と、こういう形になっているわけでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 まず一つは、保健婦さんというか、人員・労働強化の問題ですけれども、「国の仕分けに従って区分をして目標値を定めたものなんだ」と、こういう答弁であったわけですが、41ページに老人保健事業で種類ごとに、しかも、実施回数目標量を掲げているわけですね。平成10年度の福祉事務所の実績を見ますと、それとちょうど対応する事業、しかも、それで何回やった、述べ何人の方を実施していると、こういう結果が出ているわけでありまして、明らかに仕事の量はふえるのではないかというふうに思うんですが、仕事の量はふえるのか、ふえないのか、では、まずそこを質問を変えてお尋ねをしたいと思います。

それと、ヘルパーの人数の押さえ方ですけれども、事業者によって正規職員、登録ヘルパー、いろいろな違いがあると。それはそうだというふうに思いますけれども、総体的に、どこの事業者、個々の事業者ということではなくて、週 630回の訪問介護サービスをやるわけですから、そのためには常勤のヘルパーとして何人必要なんですかという単純な質問なんです。事業所によって異なるかどうかということではなくて。したがって、平成16年では 1,122回の需要があるというふうに見込んでいるわけですが、供給可能見込みはそれを上回っているという結果が出ているんですけれども、週何回、週何回という対比だけではちょっと把握ができない、理解ができないということで、その仕事をやるヘルパーが、常勤換算で本当にこの 630回に何人必要なのか。1,122回やるのに何人必要だというのは、ある意味では単純に出てくるんだろうというふうに思うんですね。

私が先ほど申し上げましたように、平成6年に定めた市の老人保健福祉計画においてはちゃんと算出の基礎が明記されているわけですね。それに基づいて計算すると78人と、こういう数字が出てくるんです。これで間違いのないかどうかということも含めてお尋ねをしているわけでありまして、単純にお答えいただけるのではないかというふうに思うんですが、その辺について再度お尋ねをしたいと思います。

それと、後で平均利用希望率などについてはお聞きをしたいと思いますというふうに思うんですが、今答弁があったように、2月末現在では在宅で認定を受けた人が 474人いると。1月末では 339人いたと、こういう実態なんです。この方が要支援から要介護1から5までそれぞれ認定をされているんですね。この方は1回から 11.275回、こういう標準サービス量、多分これは厚生省で示したサービス量だと思うんですが、それを受けないんだという前提で算出をしているのかどうか、そこを最後にお尋ねして終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 1問でもお答え申し上げましたけれども、保健婦さんのことにつきましては、現体制で実施できると、このように思っております。

それから、630回につきましては、先ほど申し上げましたように、社会福祉法人が実際にヘルパーを活用する場合につきましてはいろいろな考え方でやるんだらうと、こう思いますので、それを何人と割り出すということはちょっと難しいのではないかなと、このように思って答弁したところでございます。

なお、詳細については、担当の方から申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 ヘルパーの数についてお答え申し上げます。

市長からも答弁がありましたように、雇用形態がさまざまでございます。したがって、それぞれの指定事業所の考え方によって何人必要かと、こういうことで決まってくるものと考えております。

さらに、現在認定審査で在宅で認定された方に対する訪問介護のサービスの量でございますけれども、これにつきましては、これからケアプランをつくりまして、そして、どの程度利用するかというものが具体的に出てくるわけでございます。したがって、この認定の結果を計画に反映させたというものではなくて、あくまでも計画をつくる段階では在宅の要援護者の実態調査をやりまして、その結果を積み上げて、その数を活用させたと、こういうことでございます。

以上でございます。

平成12年3月第1回定例会

散 会

午後3時40分

佐竹敬一議長 以上で、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれで散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年3月7日(火曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	佐藤政悦	病院長
真木憲一	病院事務長	保科弘治	教育長
石川忠則	管理課長	草苅和男	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	井上芳光	社会体育課長
斎藤忠一	選挙管理委員会 事務局 局長	渋谷勝吉	監査委員
松田英彰	監査委員 事務局 局長	石山忠	農業委員会 事務局 局長
事務局職員出席者		桜井幸夫	局長補佐
安孫子勝一	事務局 局長	柴崎良子	調査主査
丹野敏幸	庶務 主査		

平成12年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成12年3月7日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年3月7日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	市立病院の充実について	西村山地域の中核病院としての整備拡充計画について 患者の待ち時間短縮と医療の充実について 医療情報カルテや薬情報の患者への提供(開示)について	14番 佐藤 穎 男	市 長
9	年金制度について	公務員、私学、農林、国民、各種の公的年金制度の一元化について		市 長
10	市立図書館の21世紀型充実について	本、ビデオ、CD、LDの連携について マンガ本を備えてもいいのではないか 開館時間の延長について 図書館協議会委員の人事について	5番 荒木 春 吉	教育委員長
11	学校教育について	21世紀を支える子供のより良い教育について		教育委員長
12	政治姿勢について	入札制度の抜本的見直しで事業費の削減を図ることについて	22番 遠藤 聖 作	市 長
13	チェリークア・パーク事業について	事業全体の進行状況について 中核施設の見通しについて 緑化フェアについて		市 長
14	市政全般について	政治姿勢について	17番 川越 孝 男	市 長

佐藤穎男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、14番佐藤穎男議員。

〔14番 佐藤穎男議員 登壇〕

佐藤穎男議員 おはようございます。

私は、緑政会を代表して、通告していることについて、市民から寄せられました御意見や私の考えを申し述べまして質問いたしますので、市長の御答弁を求めるものであります。

佐藤市政は、市民参加による市民とともに歩むことを市政運営の基本として、市民より信頼される市政の実現に努め、市民がかけがえのない郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを推進してまいりました。そして、時代の流れを先取りした施策に積極的に事業の展開を図ってきましたことは、衆目の認めるところであります。

今や行政のあり方は、地域経営と位置づけられ、市政のあり方によってその地域の経済に大きくかかわってきておると思います。お客様であるところの市民に対していかにヒットな商品を開発して、市民にサービスを提供することができるか、競争の時代、それが「地方の時代」と言われているゆえんではないかと思うのであります。

本市の場合、第一に挙げられるのが、工業団地の造成とトップ企業の誘致であると思うのであります。その手法は、まさにヒット商品の価値に値するものであり、市民が高い賃金と働く場所の確保が図られて、住宅団地の建設が進み、人口の増加に結びついているわけであります。

次に挙げられるのが、本市の特産であるさくらんぼ日本一のまちづくりと一体化した、チェリーランドの建設によるところの全国への情報発信であると思います。今や市内各地にチェリーランドのサブ的な施設として、さくらんぼ観光園と直売センターが開設され、全国の寒河江さくらんぼ愛好者に結ばれております。寒河江市を全国に紹介し、イメージアップが図られ、その波及効果ははかり知れない市民の財産となっております。

次にヒットな商品としてみこしが挙げられると思います。地域や町の活力は、若者が持っている情熱とエネルギーをまちづくりに生かすことによって意義があります。東北一と言われる寒河江のみこしをもっと発展させたいものであります。中心部だけでなく、各地区に拠点を持ったみこしを持つようになったならば、さらにすばらしいものであると思いますし、今後の課題としていただきたいと思う次第であります。

以上のことが寒河江市のヒット商品であり、ビッグな商品として本市のイメージアップと産業の振興発展に結びついて、ひいては市政の財源確保にも大きく寄与しているものであると思います。職員の皆さんに対して深く敬意を表したいと思います。

さて、市民の健康な生活に直接かかわる市立病院の整備拡充について質問いたしたいと思いますが、本日、大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきました病院長に感謝を申し上げたいと存じます。

市民は、だれでもが生涯にわたって健康で豊かに生きたいと願っており、したがって、行政の役割は、保健予防の充実と健康づくりの推進が欠かせない重要な課題となってまいりました。

一方、保健医療を取り巻く環境は、高齢化に伴う医療費の増大、疾病構造の変化、医療技術の進歩、市民の健康に対する意識の高まりなど大きく変化をしております。

このような状況で、地域医療の中核施設としての市立病院は、今後ますます高度化していく医療に対しての公的医療機関として、その役割を果たすためにさらに質の高い医療サービスと医療水準の向上に努めなければならないと思うのであります。

「第4次振興計画」の中に、市立病院の整備拡充について次のように述べられております。「疾病構造の

変化や多様化する市民の医療に対する要望にこたえるため、新たな整備計画を策定し、診療科目の新設や診療体制の充実、及び病床数の拡大など施設の整備拡充を図る。また、地域の中核医療機関として、医療水準の確保には先端的、かつ高度な医療技術を導入し、経営基盤の確立が不可欠であり、山大医学部及び民間医療機関との連携により一層強化するとともに、業務の効率化をさらに推進します」と述べており、結びに、診療科目の新設（脳外科、人工透析部門）、病床数の拡大、診療システムの拡充、リハビリテーションの充実強化、総合医療システムの確立を挙げております。

市立病院では、今日まで西村山地域の中核的医療施設として、特にリハビリテーションについては、県下一番の施設の整備や高度医療機器の導入を行い、機能の充実と質の高い医療の提供に努めてきましたことは、高く評価をされております。医療を取り巻く環境は厳しい状況にあります。財政基盤の健全化に努めながら、本年度は医療水準の向上を図るため、市内で初めて市民が待望していたMRIを新たに導入し、安全でより高度な医療の供給に努め、院内環境の整備や患者サービスの向上を通じ、多様化する医療ニーズに的確に対応することが可能となりまして、市民から大変喜ばれておるところであります。

また、市立病院の先生方を初め、看護婦さんの指導が行き届いて、患者に対する対応が大変評判がよく、親切な心配りに市民は感謝をいたしております。

今後の病院の整備拡充について、市長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、待ち時間の短縮と医療の充実について申し上げます。

市立病院の外来患者数は、1日平均で430人ほどと聞いており、多いときには500人をも超えると聞いております。大変繁盛していることは結構なことではありますが、廊下にまで患者がいっぱいで、廊下を通るにも気の毒なような状況であります。

したがって、待ち時間対策が市立病院利用者にとって最も改善を求めていることでもあります。「病院の待ち時間が3時間で3分間の診療」などというふうにも言われておるわけでもあります。インフォームド・コンセント、お医者さんと患者と病気の内容について話し合い、十分な説明がなされることが重要であると言われるが、大変よくはなっておりますけれども、まだまだ不十分であり、改善の必要があると感じております。

また一方、投薬についての簡単な説明書などがついておるようになりまして、患者から喜ばれておるところであります。

近年、病院の待ち時間の短縮のために「オーダーリングシステム」などというものを導入している病院があると聞いておりますけれども、その内容についてお尋ねをいたします。

そして、市立病院での今後の改善方策についてどのように考えていられるかを伺いたいと思います。

次に、脳外科や人工透析部門の導入については、今後どのように考えていらっしゃるか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、医療にかかわる情報の開示についてお伺いをいたします。

近年、規制緩和や情報公開が叫ばれ、進んでいる状況の中にあって、一番おくれているのが医療に関する情報であると言われております。医者と患者との信頼をよくしていくことで医療効果を上げるために、医療にかかわるさまざまな情報を患者や親族に十分な説明がされていくことが大事なことでと言われております。

昨年の7月より国民健康保険にかかわる診療報酬明細書や調剤報酬明細書、施設療養費明細書、老人訪問看護療養費明細書のレセプトが開示されるようになりました。大きな公開の前進であると思います。

また、薬に関する情報公開が必要になってくるのではないかと思います。医師の判断によって薬をもらうわけではありますが、薬を買うということは経済行為であると考えます。薬についての情報が必要になってまいるわけではありますが、薬の値段や製造元が患者には全くわからない現状にあります。これを改める必要が

求められているのではないかと思います。

カルテの開示や医療情報の公開を患者に対して積極的に提供していくことが、医者と患者の信頼関係が高まり、医療効果を上げることになると思います。

また、薬を多く出すことで病院がもうかるように市民から見られているのではないかと。そういう意味からも、薬についての説明をしっかりと行うことが大事なことであると思うのであります。

以上のことについての御見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、年金制度の一元化についてお伺いをいたします。

これまで親子の関係は、老いた親を子供が直接面倒を見て扶養するのが普通の家庭、親子であったものを公的年金制度では世代間において最も合理的な形で扶養し、老いに伴う能力の低下をカバーし、安心して消費ができ、さまざまな制度のサービスが受けられるようにしたものであると思います。したがって、年金制は長期保険であり、30年、40年先の年をとって働けなくなつてからの所得の保障に備えるものであります。

しかし、現在の制度内容を見ますと、ばらばらであります。国家公務員による共済組合、地方公務員の共済組合や私学共済、さらに農林共済や農業年金、国民年金などと別々になっております。したがって、年金の給付にも大きな差があります。月額4万円から二十数万円までと大きな開きになっておるわけであり、公的な年金制度である以上、ばらばらではよくないのではないかと考えるのであります。制度を改める必要があると考えるのでありますが、特に少子・高齢化社会が急激に進行する中で、それぞれの世代間の連帯によって成り立っておる公的年金制度であります。現状のようにばらばらな制度では、市民からの共感を得ることはできなくなってくるのではないかと考えるのであります。年金制度の一元化を進めるべきであると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市立病院の充実について答弁申し上げます。

今日の医療環境は、急速に進展する高齢化社会や疾病構造の変化、日々進歩する医療技術などにより大きく変化しつつありますが、医療は私たちの健康を支える不可欠な分野といたしまして、市民生活での重要性がますます高まっていると認識しておりまして、御指摘のとおりかと思えます。

寒河江市立病院は、本市及び西村山地域の中核的な公的医療機関にふさわしい医療供給体制というものを目指し、これまで施設整備やサービス拡充などを計画的に進め、現在の規模と医療スタッフを擁するに至りました。この間、特色ある専門分野の整備やリハビリテーション部門の充実を図るとともに、市民を対象とした健康講座や介護教室、糖尿病教室などを開催するなど、地域の医療ニーズにも的確に対応しながら、医療提供基盤の充実を推進してきたところでございます。

また、入院部門の充実という観点に立ち、平成7年12月からは、新看護体制による看護体制を採用しております。現在では、入院患者 2.5人に1人の看護婦と、10人に1人の看護補助者を配置する体制までに強化してまいりました。

さらに、給食に関しましても、平成7年11月からの特別管理という基準の採用によりまして、夕食時間を午後6時以降に繰り下げるとともに、温冷配膳車の導入によりまして、適切な温度管理での食事提供を実現してきたところでございます。

このような医療サービスの充実を進めると同時に、高度医療を担う中核的医療機関としまして診断、治療水準の向上が不可欠との認識で、高度医療機器の整備にも力を注いでおるところでございまして、一昨年に降に整備した医療機器は、骨密度測定装置、トレッドミル負荷心電図測定装置、MRI、ヘリカルCT、心臓超音波診断装置を初めとして多くの機種に上りまして、病院での検査機能の大幅な向上を図ったところでもあります。これらの機器は、いずれも日常の診療に多大な成果をもたらすだけでなく、山形市など遠隔地への検査受診を不要とするなど、患者さんの利便にも大きく寄与しているわけでございます。

MRIは、昨年9月から使用を開始しましたが、現在までフル稼働状態が続いており、毎日8名ほどの患者さんの検査診断に使用している状況でございます。

なお、本年、12年3月からは、検査スケジュールの一部に地域内の医療機関の紹介枠を設けまして、地域医療分野における活用にも道を広げたところでございます。

また、1月からは、新たにヘリカルCTが稼働しまして、鮮明な画像による診断が可能になると同時に、撮影に要する時間も従来の3分の1程度に短縮されたことで、診療の効率化と患者さんの負担軽減という面でも有効に作用しているものでございます。

平成12年度は、乳がんの早期発見を目的とした乳房エックス線撮影装置や、その他医療機器の導入を計画しているところでございまして、高度医療機器については、今後も継続的に整備を続けまして一層の充実を図りたいと考えております。

以上のように、医療機器等を初め諸整備を進めてまいりましたが、市立病院の旧館部分は建築後27年を過ぎ、老朽化など施設構造上の限界から、今後の整備については、増改築等の課題も残されております。

建物の整備についてでございますが、一部外来棟やカルテ庫の増築などを行ったわけでございますが、将来に向けた全体的な整備につきましては、平成13年度予定の病院整備に関する基本構想を策定する中で方向づけを行いたいと考えております。

現在、医療保険制度は、国民医療費の増大等を背景に多方面からの改正などが検討されており、医療の枠組みも大きく変化しようとしております。そんなことから、今後の市立病院整備におきましては、このような医療界の動向等も踏まえながら、西村山及び周辺地域の医療需要というものを的確に見通し、施設規模、

診療体制等に関する将来の方向づけというものを行うことが重要かと考えております。

また、市立病院は公営企業でございます。独立採算を基本としておりますが、その中に公的医療機関として担うべき高度医療、あるいは救急医療などの不採算部門などをどの程度含むべきかなど、検討すべき内容は多岐にわたるものと思っております。整備計画策定に当たりましては、このようなことを十分に配慮し、将来に向けてさらに充実した医療施設としての整備を推進し、いつでも、だれでもが安心して受診できる病院づくりに努めていく所存でございます。

それから、待ち時間のお話ございました。

市立病院でのここ数年来の患者推移では、多くの病院に見られる在院日数の短縮化に伴う入院患者数の伸び悩みはあるものの、外来での患者数は着実な増加が続いております。この患者数増加は、市立病院への地域の信頼が高まった結果と考えることができ、経営面にも好ましい成果をもたらしておりますが、反面、待ち時間の増大というマイナス面としてもあらわれており、その対策が昨今の課題となっております。

待ち時間短縮策としましては、これまでも処方せんの自動受付機や全自動錠剤分包機の導入を行いまして、あわせて処方せん複写化による会計と調剤の並行処理などによって、会計待ち・薬待ち時間はある程度短縮を図ってまいりました。

しかながら、患者さんが年々増加する中で、診察までの待ち時間短縮には多くの困難が伴っており、決定的な改善策がなかなか見出せないことも事実でございます。病院では、これらについても、担当で構成する患者サービス委員会や、医師と看護婦などの協議の場を設け、継続的に検討を重ね、幾つかの対応策を試みながら待ち時間短縮を探ってまいりました。これまでのところ、傷の手当てを主とする患者さんを早朝まとめて診察する方法、それから、再来予約診療制、そして、診察前の待ち時間内にレントゲンを撮る方法などを取り入れまして、一定の効果を上げておるところでございます。

市立病院での予約診療制は平成7年度から部分的に取り入れまして、現在ではほとんどの診療科で行っており、再来の方は希望すればどなたでも予約が可能となっております。今では、予約患者数は外来全患者数の約8割を占めており、特別な場合を除き、内科等においてはほぼ予約時間どおりに診療が進み、期待した成果を上げております。

しかし、患者数が多く、かつ、しばしば救急患者が入る整形外科については、予約時間を超過する場合も数多く見受けられ、予約診療の効果はひとしく全科には及んでいない現状にもあります。ただし、整形外科においても、平成10年7月からは、新患係の医師を1名配置し、他の複数の医師が予約患者さんのみを担当する方式に改めました。また、昨年10月からは、医師1名の増員によりまして外来部門の強化を図るなど、種々対応してきたところでございます。このような対応にもかかわらず、外来患者の絶対数が多く、かつ新患や急患の割合が高いことなどから、医師は朝から夕方まで連続した診療となる場合も多く、待ち時間短縮にはなお苦慮しているところでございます。

さて、市立病院においては、以上の経過を踏まえ、患者さんの待ち時間の短縮と診療の効率化を目指しまして、平成13年度に新たなコンピューターシステムの導入を予定しております。最近では、幾つかの病院で診察室、薬局、会計などの部署をネットワーク化し、指示情報などを病院内で共有する方法での効率化を図り、薬局会計などの待ち時間の大幅な短縮を達成したケースも見られるようになりました。おっしゃるように、一般に「オーダーリングシステム」と呼ばれるこの処理方法は、医師の処方、指示内容などを関係部署が即時に取り込むことによりまして、重複作業というものを削減し、効率的、かつ正確な業務処理を可能とするものであります。現在は、さまざまな手法や手順による方式が開発されております。新たなコンピューターシステムは、今後病院内の委員会などを中心に検討することにいたしますが、このような事例等大いに参考にしながら、一層効率的な診療と、患者さんの待ち時間短縮に有効なシステム構築を図っていきたいと考えております。

なお、病院では、待ち時間内の精神的な苦痛の緩和策の一つとしまして、外来待合へのテレビの設置や季

節に合わせた装飾を行うとともに、必要に応じて診療の進行状況のお知らせなどにも心がけておるところでございます。今後患者さんへのさらにきめ細かい情報提供などで不安解消に努めるとともに、これまで申し上げた幾つかの方法を組み合わせ、待ち時間の短縮を図り、患者サービスの一層の向上に努力していく所存でございます。

それから、開示についての御質問がございました。

情報公開が進む今日、医療内容の開示を求める声も次第に高まってまいります。そのような中で、平成12年1月1日には、日本医師会から「診療情報提供に関する指針」に基づき、医療情報提供についての一定の方向が示されました。情報開示の理念は、患者さんへの診療情報を適切、かつ積極的に提供していくことによりまして、患者さんが疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と、医療を受ける患者さんとが相互の信頼関係を保ちながら共同して疾病を克服することを目的としております。

カルテに記載すべき項目としましては、一つには、患者さんあるいは家族の訴えなど主観的な情報、それから診察所見、検査結果など専門職が抽出した客観的な情報、次には、診療過程、結果、処方など専門職の価値判断情報があります。しかし、その内容をどのような方法で記載するか、記載用語に何をを用いるかなどの基準は全く定められておりません。また、忙しい診療時間の合間を縫って記入するため略字が多く、他科の医師が見ても内容を把握できないこともしばしばあります。

そもそも日本のカルテは、主治医のための診療記録の意味合いが強く、患者さんに見せることを前提として記載されてきたわけではございません。また、現在の医学教育におきましても、適切なカルテ記載に関するところの教育研修内容も十分とは言いがたい状況にありまして、患者さんがカルテを閲覧しても、その内容を容易には把握できないのが実情でございます。

このようなことから、厚生省では、「診療録などの記載方法や管理手順などの整備が終了するまでの当分の間、患者さんの誤解を招かないためにも、カルテの閲覧、謄写にかえて要約書の提供でも足りる」との見解を示しております。

このように、開示にはいまだ解決すべき多くの問題点が存在しております。しかし、開示は時代の流れであり、多くの医療機関が検討しており、日本病院会や自治体病院協議会においても、開示のあり方について検討がなされております。当院も自治体病院協議会などの動向というものを踏まえ、開示の内容あるいは方法などについて、当院の各部署のメンバーで構成する「診療録委員会」などで検討してまいりたいと考えております。

なお、医師会の指針においても、悪性腫瘍の患者さんなどで開示することが患者さん本人の心身の状況を著しく損なうおそれのあるときや、第三者の利益を害するおそれのあるとき、あるいは開示を不相当とする相当な事由が存在するときは、開示を拒むことができるとしており、これらのことに関しても十分に配慮する必要があると考えております。

次に、薬に関する情報提供についての御質問もございました。

薬の正しい服用は、治療上極めて重要であり、市立病院では、これまで医師や薬剤師などによる薬の飲み方などについての説明が十分行き届くよう配慮いたしてまいりました。「インフォームド・コンセント」という概念の広がりとともに、薬に関する情報提供の重要性が認識される中、平成8年4月からは、患者さんに対する薬の文書での説明について、診療報酬での若干の加算も認められるようになりました。

このことを受け、市立病院では、数多い薬剤ごとの名称、それから効能・効果、及び用法・用量などの説明文書を独自に作成しまして、他の病院に先駆けて患者さんへの薬剤情報提供の取り組みを開始したところでございます。

さらに、平成10年4月には、副作用、相互作用の項目も説明すべき内容に加えられましたが、現在はこれらに重大な副作用の初期状況を含めた説明文を病院が出している薬ごとに添付いたしまして、かなり詳しい文書での情報提供に努めております。また、厚生省の「緊急安全性情報」や副作用などの最新の情報は、イ

インターネットなどを通して収集し、薬の説明文の改訂を随時行っております。

このように、患者さんは、どんな病気や症状に効く薬なのか、いつ何錠飲むのか、他の薬との飲み合わせはどうかなどを病院の添付文書で知ることができますし、他の医療機関の薬との整理などについても相当改善されてきていると考えております。薬局窓口では、薬をお渡しする際に、必要に応じて患者さんへの詳しい説明を行うとともに、電話での照会などにも随時対応し、薬剤に関する情報提供に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、診療に関する情報や薬剤情報の適切な提供というものは、医療の受け手である患者さんと、医療提供者側がともに疾病を克服していく上で大変重要なことであると考えております。今後とも十分な説明と同意に基づく診療に心がけまして、市民の方々に納得していただけるような、良質な医療の提供に向けてさらなる努力を続けてまいります。

次に、年金制度についてのお尋ねにお答え申し上げます。

我が国の年金制度は、軍人や官吏を対象とする恩給制度から始まり、その後の年金制度は、昭和16年に民間の被用者を対象にした厚生年金保険制度が設立され、公務員を対象にした国家公務員共済組合、地方公務員共済組合が順次設けられ、さらに昭和36年には、自営業者や農業者などを対象とする国民年金制度が発足し、これにより国民皆年金体制が実現されたところでございます。この間、昭和28年には私立学校の教職員を対象とする私立学校教職員共済組合が、昭和33年には農林漁業等の職員を対象とする農林漁業団体職員共済組合がそれぞれ厚生年金から分離して設けられたところでございます。

公的年金制度は、国が責任を持って運営し、社会全体で老後の所得を保障する制度になっており、職域ごとの制度に分かれております。しかしながら、年金制度が分立してきますと、産業構造の変化等により現役の被保険者が減少した場合には、制度運営が不安定なものとなったり、制度間に給付や負担の不公平が生じるといった問題が起こることから、これまで社会経済状況の変化に対応した年金給付水準と、保険料負担の公平化を図るための見直しが進められてきております。

昭和60年の改正においては、2階建て年金に再編しております。それまで自営業者や農業者などの制度であった国民年金というものを基礎年金として導入することにより、1階部分について全国民共通の制度とするとともに、被用者年金---厚生年金とか共済年金、それを基礎年金に上乘せする2階部分として再編成するなどの改革が行われ、被用者年金制度間の給付の公平化が図られております。さらに、平成9年には、日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合が厚生年金に統合され、年金制度の一元化も進められてきているところでございます。

さらに今後、各被用者年金制度について、制度ごとの給付や保険料の決め方の違い、それから、産業構造の変化による加入者の変動などの影響というものを是正するため、保険料負担や年金給付水準の公平化を図りながら、公的年金制度の一元化に取り組んでいくことになっております。

しかしながら、予想を超える急速な少子化・高齢化の進行や、経済の低成長など公的年金を支えている社会経済的基盤が大きく変化しており、年金制度の将来の負担は大きく上昇することが見込まれているところでございます。年金制度の改革に当たりましては、年金制度は長期的な制度であり、一人ひとりの人生設計に多大な影響を与えることから、時間をかけて計画的に進めるとともに、既に年金で老後生活を送っている人々の生活の安定に十分配慮する必要があるのではないかと考えております。公的年金は、国が責任を持って実施している制度であります。今後の公的年金制度のあり方については、国の社会保障制度審議会等におきまして引き続き制度の安定化と公平化を図るため、検討していくことになると考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤頼男議員。

佐藤頼男議員 たいまは、大変詳細にわたりまして市長から御答弁をいただきました。

病院の整備につきましては、社会的なさまざまな関係もあるようであります。聞くところによりますと、山形には医師会やさらに徳州会の病院などが県の方に設置の申請がなされているというふうなことなども伺っております。そうした中であっても、寒河江の市立病院は市民にとっても、西村山地域にとってもやはりかけがえのない、身近な病院であります。古くなった病棟が27年間経過しているという、たいま市長からのお話がありまして、「13年には基本構想を策定して、これらの改築並びに増築に向けて検討を進めていきたい」という答弁をいただいたところであります。今後とも病院の健全財政にひとつ努めていただきながら、経営の合理化を進めていただきまして、患者に対する適切なサービスができますように、ひとつ積極的な形で第4次振興計画の実行に向けて進められますことを強く期待しております。

待ち時間の短縮のことにつきまして、これも具体的にお話ございました。13年にはコンピューターを入れて待ち時間の短縮に取り組みたいと。そして、病院の中においては、「患者サービス委員会」というものをつくって、これらの具体的な検討を進めているというお話をいただきました。働き盛りの若い人たちが、非常に待ち時間が長いということで、病院にはよほど悪くならないとなかなか足が運べないと、こういう状況であります。病院の待ち時間短縮というものは、今、患者にとって、また市民にとっても最大の関心事であり、さまざまな形で今日までも病院では知恵を出していただきまして改善は進められておることは十分承知をいたしております。ひとつ今後とも患者の立場に立った病院の改善を進められるように強く要望するものであります。

医療の関係の充実につきまして、昨年度はお医者さんを1人増員されたというような報告もありましたし、さらに、これから中核病院としての内容というものが非常に問われてくるかと思えます。今、外来患者が非常に多くなっているということは、病院の先生方の努力というふうなものが評価されているその結果でありまして、大変喜ばしいことでもあります。と同時に、病気をもち、患者の皆さんは非常に弱い立場で、気持ちも弱くなっておるわけでもあります。これまでも看護婦さんの皆さん方は大変親切でありますけれども、その心を忘れることなくさらに患者の気持ちに立った細心の心配りとサービスをしていただきますように、ひとつ病院長にもお願いをしておきたいと思えます。

医療情報の開示につきまして、国の方の動きなども市長から詳細に御報告をいただきました。薬に対する説明などが出ておりまして、先般も私、ちょっとお世話になってきたところでもありますけれども、大変参考になりまして喜んでおります。しかし、薬というものは医学とともに大変進歩もしておるわけでもあります。市長からもお話がありました副作用の問題というものも、やはり今後大きな問題になってくるのではないかとということを考えますと、その人の体質に合った薬の選択というものが極めて重要なことになってくるのではないかとこのように考えられます。そうしたことに対しての病院長のお考えなどがありましたならば、ひとつお伺いをいたしたいと思えます。

また、医療情報というものにつきまして、国民健康保険の中で、先ほど申し上げましたように、レセプトの開示に伴って行政においてもその情報がわかるようになってきているわけでもあります。したがって、病院の先生方ばかりでなく、市の方でもそういう面では、被保険者の教育という立場からも、保険の医療データなどを利用されたところの市民に対するサービスや情報の提供というふうな形で何か、例えば医療情報のブックとかそういう形で市民に提供するものが出されるのではないかとこのように考えられるわけでもあります。そんなことなどについてどのように考えられておられますか、もし御意見がありましたならば、お伺いをいたしたいと思えます。

年金制度の問題は、ひとり市町村や県の中で改革や改善できる問題ではないわけですがけれども、やはり民

主主義を基本としている我が国でありますことから、市長からはさまざまな機会の中で一元化の方向について提言をしていただきたいものだというふうに思っております。

これは、一例でありますけれども、60歳や65歳になったからということで年金をもらって生活をすると。しかし、一方、子供を抱えて生活をしている若い人たちから見ましたときに、本当に元気な方々で年金をもらっているということでは、今、子供を育てるのにきゅうきゅうと、大変な時代だと思います。特に高校、大学などという子供を持っておる若い人たちは、本当に高校1人、大学2人などというふうなことであれば、親が物を食べないでさえも子供に尽くさなければならないという状況にあるのではないかと思います。そういうものを考えますと、年金制度のあり方というものについて、もう一度改めて考えてみるべき時期が来ているのではないかと。また、そういうことをやっていきませんと、市民的な合意やコンセンサスができない時代になってくるのではないかなというふうに心配される面も若干考えられるわけであります。

以上のようなことで、さきに申し上げましたように、市長にはひとつ、今の情勢そのものはまことに厳しい状況でありますけれども、将来を見据えた、そういう年金制度のあり方を、いろいろな機会の中で提言なりをしていただきますように強く御要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。関連しまして御意見がございましたならば、お願いをいたしたいと思っております。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 今、第2問におきまして、経営改善やら、あるいは整備の考え方などについてのお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと思います。

良質な医療というものを安定的に供給するためには、やはりしっかりとした経営基盤が不可欠でございます。公営企業でございますところの病院であるわけでございますので、収益の確保ということとか、あるいは経費の節減、これは念頭に置いて経営していかなければならないと思っております。収益の面におきましては、来院の患者さんなくして収益は発生しませんので、質の高いところの医療の提供というものと患者サービスの充実によりまして、多くの患者さんから必要とされるところの病院であり続けることが必要かなと、こう思っております。

こういうことから申し上げましても、医療技術者の知識技術の向上というものを図りながら、施設・機器の整備というものを進め、各種サービスの拡充に努めてきたところでございますが、今後とも一層医療水準向上ということと患者サービスの充実を進めてまいりたいと、こう思っております。

そういう面では、支出という面につきましては、経費節減も経営上の必須条件でございますので、さまざまな対応をしてきたところでございまして、また、うちの病院は業務委託化も進んでおるわけございまして、その範囲というものは医療事務から清掃とか、警備・宿日直とか、ボイラー業務とか、検体検査の一部やら、あるいは各種機器の保守点検等にも進んでおりまして、これらは単にコスト削減というだけではございませんでして、医療事務など専門性が要求される職種等につきましては、精通した専門職の配置というものが行われることによりまして、正確性というものと効率性というものを確保しまして、病院全体の業務の流れを円滑にしていこうと、こういうことから有益だと考えておるわけでございます。委託業務につきましては、この受託側への的確な指示・管理というものも徹底してまいるといことで、業務水準の維持・向上ということと院内の規律保持というものにも十分配慮して対応しておるところでございます。

それから、お話にありますところの薬剤や診療材料に関しましても、院内採用薬品の統一やら、薬剤の価格等に対するとところの情報というものも十分収集しながらコスト削減に努めておるところでございます。それこれ「経営管理委員会」というものを毎月開催しておるところございまして、収支状況の分析やら、あるいは患者さんの意向やら評価などについての確認なども行いながら、経営に関するところの検討を行っておるわけございまして、今後ともこういうさまざまな角度から病院業務についての検討というものを進めまして、業務の効率化を図って経営改善に努めてまいりたいと思っております。

それから、第4次振興計画の整備の方向というものについてのお話でございますが、病院の開設やら施設規模の変更などにつきましては、これは国とか県での全体計画に大きく左右されるわけございまして、第4次振興計画の計画策定時というものと現在の医療環境というものは相当大きく変わってきております。そしてまた、地域の必要病床数というものは県が医療計画で定めておりますが、策定当時余裕があった村山地域のベッド数は現在限度に達しておりまして、今後の病床拡大というものは困難な状況になってきております。

このようなことから見まして、少なくとも現時点では、振興計画に掲げましたところの病床拡大が実際上不可能でございまして、いろいろ要望があります科につきましても、この制約の中で考慮しなければならない状態にございます。このような状況が今後どの程度続くかにもよりますけれども、科目の新設等々につきましても、今述べたような考え方から、慎重に検討すべきことがあるということを申しつけ加えさせていただきたいと思っております。

残余につきましては、病院長の方から答弁させます。

佐竹敬一議長 病院長。

佐藤政悦病院長 それでは、薬の副作用に関する点、そして医療情報に関する点についてお答え申し上げます。

確かに、先ほど佐藤議員がおっしゃられましたように、薬の副作用等々に関しては非常に大事なことであります。薬はその人その人に合わせて、やはりきちんと患者さんの条件に合わせて出すということが非常に大事です。いわゆるさじかげんというんでしょうか、これをやらなければならないと思っています。年齢、性別とか、体重とかその人の症状等々に合わせて、どの薬を選ぶべきかというのが決まってきます。例えば高血圧の薬、これは非常に多くございます。高血圧もどういう原因があるのか等々ございまして、そのときにやはりその人に合った薬を選ばなければならないかと思えます。

当病院の薬は、大体 1,000種類ございます。1,000種類のうち飲み薬が約 500種類ほどあります。その 500種類それぞれの薬について、いろいろ効能とか、副作用とか全部違います。ドクターが外来で診療するときに、一人ひとりのその状態に合わせて薬を選択するわけなんですけれども、でも、その患者さんの状態というんですか、はかり知れないところはかなり多くありますので、患者さんによってはその薬でも副作用を起こしたりとか、そういうことがやはり起こり得ます。

それで、いろいろな薬の説明とか情報提供を行っているわけなんです、どの程度薬の情報提供を薬局あるいはドクターとかでやるのか、そしてどの程度の説明をやったらいいのかというのが非常に問題になってまいります。薬一つ一つについて、薬の効能の説明書きを持ってまいりましたけれども、非常に小さな字で裏と表に書いてあります。薬の効能・効果、使用方法から副作用等々に関するいろいろな形で書いてあります。これを患者さんにわかりやすくということで、説明書きにするわけですけれども、この量でこのぐらい小さなものになります。これを 500種類についてうちの病院独自で全部つくっています。そして、薬のいろいろな副作用、こういうのがあったとか、厚生省等々から連絡が入った場合に随時それをつくり直すようにしております。それとあとは、何か副作用が出たとかいろいろなことがありましたら、薬局の方で随時電話でその状態を聞きながらどうしたらいいかなど、そういう電話での対応などもしております。そのようなことを行いながら、患者さん一人ひとりに対して適切な薬の選択、これからもよりよい選択を心がけてまいりたいと思えます。

続きまして、医療情報についてでありますけれども、確かに医療情報ブックとかそういうものを発行できればと思ってはいるんです。例えば当病院でどういう内容の診療が得意か、つまり、どういうドクターがいてどのぐらいの経験年数があって、どういうことを今までやってきたかとか、あるいはどういう機器があって、どういうところを重点的にやれるとか、あるいは中のサービス、これがどの程度のことを今やっているか等々、いろいろな形で本当は説明できればとは思ってはいるんですけれども、医療法の中で広告に当たるような内容に関しては規制されております。ですから、なかなかそのすべてを外部の方にいろいろな形で情報提供できないような事情にあります。院内で掲示して可能なところもありますので、それに関してはできるだけ掲示するように努めております。このたびの第4次医療法改正の中でどこまで掲示していいのか、どこまで広告していいのかということについて一定の方向が示されるようでありますので、その中で可能な範囲でいろいろと開示、情報の方を伝達してまいりたいと思えます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分
再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、5番荒木春吉議員。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告書の10番、11番について質問をいたしますので、当局の陽光あふれる答弁を期待いたします。

まず、10番の についてですが、市立図書館では昨年6月より「ブックテーマコーナー」を開始しました。実施した主なテーマは、「シェークスピア特集」、「介護を考える」、「旅と温泉特集」、そして3月は「花特集」などです。昨夏の「平和について考える」を見て思ったことを実例を挙げて提案いたします。

私の好きな作家のアメリカのカート・ボネガットに、「スローターハウス5」というSF小説があります。この作品は「明日に向かって撃て」の監督ジョージ・ロイヒルによって映画化され、当然ビデオもあります。市内の書店ではレンタルもやっております。映画の中で流れている音楽は、うなるカナダ人演奏家のグレン・グールドによるものです。彼の記録は、本、CDはもとよりLDでも接することができます。音楽そのものはテレビCM等でもお耳になじみのものですので、すぐにもどこかで聞いたことのある曲だなと思われるかもしれません。LDも今や映画ばかりではなく、いろいろなジャンルのものが出回っています。一つの主題をめぐって文字、映画、音楽などにわたって取りそろえておけば、市民の皆様の耳目と足はおのずと図書館に向くのではないのでしょうか。市民一人ひとりが全身をまなこ耳にするなんて、まさに21世紀ではありませんか。

次は についてです。

私の息子2人が通学している陵南中学校図書館には、漫画の本棚があります。並んでいるのは魚戸おさむ作『家裁の人』全15巻です。「家裁」の「裁」は「裁判所」の「裁」ではなく、「盆栽」の「裁」です。これは、文経委員はもちろんのこと悩める親、教育関係者の必見漫画であります。そして、次作の『ケントの方舟』もなかなかのものであります。私は、市議選に出るに当たっては、サトウサンペイの『ドタンバのマナー』とともにこの漫画をバイブルといたしました。現在は『ビッグコミックオリジナル』に同氏の『がんばるな家康』が連載中です。単行本のワイド判が新たにできたので、ぜひぜひ図書館に常設していただきたいものだと思います。

次に、 についてです。

図書館では、現在週に2日間、夜も7時まで開いております。これをぜひとももう一日ふやしてほしいものと思います。でき得れば、それも週末にです。財政逼迫の折まことに大変かとは思いますが、女性、子供ばかりではなく、超多忙の現役ばりばりの男性諸氏にもおいでいただきたく思うからでもあります。拙宅向かいのコンビニも24時間営業です。まさに世の中、朝型からオールナイト型に移行しております。市民の生活様式にいささかなりとも寄り添っていくのが、行政奉仕かと思しますので、どうかよろしく検討していただきたいと思います。

次に、 についてです。

図書館協議会委員は現今10名であります。平均年齢は何歳かまではまるで不明ですが、その年齢を引き下げる人間の登用をぜひともお願いしたいのです。と申しますのも、昨年12月4日より市内栄町に「すきっぴ子供文庫」が産声を上げました。「どこにあんだ、それ」と皆さんはお思いでしょう。何せこういう活動は超地味であります。この文庫は県外出身の女性（3児の母親）がもとの自宅を開放しているものです。こういう孤軍奮闘している人間が委員になれば、会の状況も春風駘蕩、5月の薫風となるのではないのでしょうか。人事も寒河江川の清流と同じく絶えず前進、変化しなくてははいけないと思いますが、いかがでしょうか。

本は紙からでき、紙は樹木から生まれます。死んでも子供を手放さない我々の大先輩のお猿さんは森林から生まれました。我々人間もまた森林浴をすることによって心身丈夫一点張りになります。図書館に行くというのは森林

浴にあずかるということです。畳の上で分厚い辞書を枕に、親子で昼寝するだけでもいいではないですか。魚は英語で「フィッシュ」、それに「オン」を足すと、「フィッシュ・オン」で「釣れた」です。図書館に来ていただいて「釣れた」、「やった」、「えがった」と叫んでいただき、とうちゃんの背中がでっかくなっていたいただきたいものと思います。忙中閑あり、壺中天ありです。ハートがフルとなるためにも、ぜひぜひ当館においていただきたいと思います。

さて、通告番号11番の学校教育についてであります。

教育はすべて学校だけで行うというものではありませんが、中2、中1、小4の3児の駄父としましては、焦点を学校教育に絞って愚見を述べます。

私の妻は施設職員なので小・中学校の授業参観等には交代で行くことにしております。このことだけでほかの親御さんに比べて「教育熱心なとうちゃんだ」などとやゆされる始末であります。ただ、私の状況に忠実なだけであって教育熱心なわけではないのですが、新潟や京都での幼女等の監禁・殺傷事件を見るにつけ、一生懸命に母子一体で育ててもマスコミ等にたたかれっ放しというのでは、何か腑に落ちないのは私ひとりだけではないと思うのです。父の胸、背中を見せて、そして出してこそ、子供たちも距離、バランス等がとれて一人前になれると思うのです。母親がけなげに子育てしているのなら、父親もでき得るところから全身を粉にしておかかかわるのが道ではないでしょうか。授業参観後は大体先生と親の懇談会になりますが、ほとんどが母親ですので、超まじめなお母さんたちの話はすぐに詰まってしまうがちです。肩の力を抜き、視野を広く、そして器量を深くやわらかく持って子育てに当たられたらなあと思わずにはいられません。うまくいって当然、下手にいったら袋だたきでは、こんなに割の合わない親業とは一体何なのでしょう。親になったが運の尽きでは「ああ無情」であります。

3人の子供それぞれ、私のうちではスポーツをやっております。今年度は、中学生の部活の保護者会の役員を務めております。正月には早速肩に力を入れて全員に年賀状を出しました。その中の一句を御紹介いたします。「イツモニコニコ、ピンピン。ミンナトナカヨク。ヒトヨリナニカヒトツ」という、宮沢賢治風の片仮名文です。これはある小学校の70年前の頌だそうです。これは十分に21世紀にも通用するものと思います。

我が部活においても、剣道が上達したいという志は同じでもいろいろとあります。熱心過ぎる親御さん、私のように平々凡々な駄親、公私ともに多忙でなかなか顔を見せられない親御さん。ひとりっこを英語では「シックス・ポケット・チャイルド」と呼ぶそうです。今どきの子供たちはナイーブ過ぎて、耐力不足なのは六つのポケット、つまり、財布に包囲されているせいでしょうか。親業育児には「楽しい貧乏」が妙薬と思いますが、乗せられて小遣いが与えられて当然なのですから大変です。そして、部活の面倒を見ている監督、コーチ等の先生方は、土曜日、日曜日もないという超多忙なせいで、家庭崩壊寸前というありさまではないでしょうか。ぜひぜひ学校の先生方には十分なくつるげの時間を与えてあげてください。

人間をつくるのはたっぷりの時間と自身の自覚、意志だと思えます。時間に追いまわられては忙殺されるだけです。忙しいのりっしんべんは心で、「忙」は「心が亡ぶ」と書きます。昨秋、校長先生より「総合的な学習の時間」についての説明を受けました。これは2002年より実施される新学習指導要領によるものとのことですが、いま一つ不明なのでもう一度この場をかりて、得心のいくまで当局の方針、趣旨を説明していただきたいと思えます。

ここで、私の好きな蕪村の句に「ふたもとの梅に遅滞を愛す哉」というのがあります。梅には咲く時期の早いと遅いのがあります。そのずれの世界に浸って眺めることこそ妙味ではないでしょうか。大分県知事の平松守彦氏は、一村一品運動を起こし、「中央集権ではなく地方分権だ」、そして「グローバルに考え、ローカルに行動せよ」と宣言しています。先日のエンデバーの毛利宇宙飛行士と北海道の中学生の皆さんとの意見交換を見ていましたら、これからは、グローバルでもなく、「コズミック(宇宙的)」に思考しなくてはいけないのかなあと感じたところで、21世紀の主演は、今子供たちである者たちです。

6年3カ月在籍した母校の由来を宣伝して閉じたいと思えます。「桃李物言わざれども、おのずから蹊を成す」が私の母校名の由来です。子供も大人もぜひうまい桃とスモモになっていたいただきたいものです。そうすれば、道がで

き、じゃんじゃん人間が集まってきておいしく熟成すると思うのですが、いかがなものでしょうか。
これで第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市立図書館の21世紀型充実についてお答えいたします。

公立図書館は、図書資料の提供を通して市民の生涯学習を援助する拠点施設であると考えているところです。そのため、市民の心のオアシスとしてだれにも親しまれ、気軽に利用できる図書館サービスを目指しているところがあります。市立図書館も平成3年のオープンからことして9年目を迎え、現在は図書利用カード登録者数約2万1,000名、蔵書数約10万冊、そして年間貸し出し数14万冊と、大いに利用されていることは大変喜ばしいと思います。

さらに、図書館としては、図書の貸し出し業務だけでなく、多くの市民に図書館に親しんでいただくためにさまざまな事業に取り組んでおります。常設の展示室を利用して市民の芸術、文化、教養を高め、多くの人々が図書館と触れ合う場として、絵画やさまざまな作品の展示を行っているところでもあります。

また、読書への興味と関心を高めるために、「図書館こどもまつり」、「さがえ図書館フェア」などを開催し、さらに、今年度から「シェークスピア」、「旅と温泉」、「花」などのテーマごとの特別展として「ブックテーマコーナー」を企画し、日常生活に役立つ図書館を広く市民にアピールしてきたところでもあります。

また、平成6年から毎年8月に継続して実施してきた「平和を考える展」では、人類の恒久平和を願い、戦争と平和に関する図書の展示と貸し出しを行っているところです。

御質問の本とビデオ、CD、LDの立体的な連携の御提言についてであります。図書資料には活字としての図書、映像としてのビデオ、レーザー・ディスク、そして音楽としてのコンパクト・ディスクが一体となって提供できる図書館の機能を生かし、活字、映像、音楽のそれぞれの分野の連携を図ることで幅広い、深みのある事業ができるものと考えているところでもあります。新しい展示の企画や催しなどで取り組めるものは連携を考慮したいと考えているところです。

図書館資料として漫画の本を備えてもいいのではないかという御質問にお答えいたします。

現在図書館では、選定する資料の適正化を図るため、資料選定要領に基づき、公共図書館としての機能と役割を重点に、図書館職員全員で構成する「資料選定会議」を開催し、各種図書資料を購入しているところです。漫画本についても、評価を受けた本、評判の本については、これまでも図書資料として備えてきたところです。中でも日本の歴史や偉人伝を扱った歴史物、『坊ちゃん』や『人間の条件』などの名作文学、『源氏物語』や『竹取物語』などの古典文学、また『日本経済入門』や『宇宙の神秘』などの経済科学のものは、漫画本などを中心に現在500冊ほどをそろえているところです。

さらに、今後も公共図書館としてふさわしい漫画本については、ビデオやCD、LDなどの視聴覚分野の資料とともに、親しみと興味を持って読める教育的漫画本として、図書選定の中に入れてまいりたいと考えております。

次に、開館時間の延長についての御質問にお答えいたします。

公共図書館としてより多くの図書をそろえ、利用者にとって利用しやすい環境を整えることは大事なことでと考えております。市立図書館は、平成3年のオープン以来開館時間については、平日は9時から午後5時までの開館ですが、さらに火曜日、木曜日は午後7時まで2時間の延長開館を実施してまいりました。また、土曜日と日曜日は午前9時から午後4時まで開館してまいったところでもあります。その後、社会情勢の変化と余暇の増大、市民ニーズにより、平成7年度からは、土曜日と日曜日の開館時間も1時間延長して午後5時までとし、そしてさらに、利用拡大を図るため、1人3冊2週間から5冊3週間への貸し出し冊数と期間の拡大もあわせて実施してきたところでもあります。

さらに、平成9年度からは、休館日となる月曜日または祝日と月末の休館日が連続する場合に、利用者の利便を図るため、いずれかの日を臨時開館日として利用していただき、連続する休館日の減少を図るなどのサービスの向上に努めてきたところでもあります。そのようなことから、現在の市立図書館の開館時間については、県内の他の公

立図書館の中でも遜色のない体制と認識しているところであります。

御質問のさらなる開館延長につきましては、利用者の動向を踏まえ、今後の課題とさせていただきたいと思いません。

次に、図書館協議会委員についてのお尋ねであります。図書館協議会の役割については、図書館法第14条の「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館サービスにつき、館長に対して意見を述べる機関」ということになっております。また、委員の選任につきましては、同法第15条で、学校の代表者、社会教育団体の代表者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、学識経験者の中から選任することになっております。本市でも、図書館協議会は10名の方々から委員になっていただいております。年に2回ないし3回の協議会を開催して、公立図書館として運営のあり方について御意見を拝聴しているところであります。

このたび地方分権一括法が成立し、その中に図書館法の改正もありまして、図書館協議会委員の選出の要件としての枠が取り除かれ、地域の実情により多様な人材の登用を図ることができるようになってきたところであります。本市におきましても、図書館協議会委員の選任につきましては、法律改正の趣旨を十分踏まえて、平成12年6月の改選時に合わせて年齢、男女、活動分野など幅広い委員構成を心がけてまいりたいと考えているところであります。

次に、学校教育について、総合的な学習の時間についてお答えいたします。

平成14年から本格実施される新学習指導要領が平成10年12月に告示されましたことは、御案内のとおりであります。これは、各学校がゆとりの中で特色ある教育活動を展開し、児童生徒に豊かな人間性や基礎、基本を身につけ、個性を生かし、みずから学び、みずから考え、生きる力を培うことを基本的ねらいとして、次の四つの方針に基づいて改訂されました。

一つ目は、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人として自覚を育成すること。

二つ目は、みずから学び、みずから考える力を育成すること。

三つ目は、ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎、基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

四つ目には、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることであります。

総合的な学習の時間は、特色ある学校づくりのかなめの時間として今回の改訂で新しく創設されたものであります。この総合的な学習の時間は、地域や学校、子供たちの実態に応じて、学校が創意工夫を生かして、特色ある教育活動を行うことのできる時間であり、また国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題や、児童生徒の興味、関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを内容とし、これまでの教科をまたがるような課題に関する学習を行うことができる時間でもあります。つまり、子供たちが各教科等の学習で身につけた知識を結びつけ、総合的に働かせることができるようにすることを目指しております。

さらに、この総合的な学習の時間は、知識を教え込む授業ではなくて、みずから課題を見つけ、みずから考える力を育成することや情報の集め方、調べ方、まとめ方などの学び方や調べ方を身につけることをねらいとした授業が展開されるものであると言えます。

具体的な学習活動としては、小学校3年生から中学校、高校まで1週当たりそれぞれ2時間ないし3時間程度ずつ時間割に組み込まれ、自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察実験、見学や調査、発表や討論、物づくりや生産活動など、体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に取り入れられることとなります。また、ある課題に対して興味、関心別にグループを編成したり、異年齢の子供たちが一緒に活動したり、さらに、個人研究を行ったりするなど、多様な形で学習が行われます。さらに、保護者を初めとした地域の専門家などの学校以外の方々の協力を得たり、図書館や企業、工場、川や山などの施設や自然を積極的に生かした学習も行われるものであります。

このような学習が展開されることによって、みずから学び、考え、主体的に課題を解決していく力などの生きる力の育成や、学び方や物の考え方の習得などがなされ、各教科で得た知識や技能が生活に生かされ、総合的に働く

よくなるものと考えております。

さて、本市では、「ゆとりの時間」などを活用して既に総合的な学習を実践し、大きな成果を上げているところがあります。例えば寒河江小では、「さくらんぼの里」や「水と生活」、「米づくり」、「寒河江の歴史」などをテーマに実践研究を継続しておりますし、三泉小学校では、寒河江川での活動やさくらんぼづくりを通した体験活動などを実施しております。その他の学校でも地域を素材とした調査研究活動や体験的な活動を継続しております。

また、各学校では、来年度の移行時期から実施できる「総合的な学習時間」について、校内研修などでその趣旨理解を図るとともに、実施に向けてこれまで実践してきたものをもとにして、計画準備を進めているところであります。さらに、教育研究所の部会でもこの問題を取り上げ、各校の準備状況や実践内容などについて交流を図りながら研修してきたところであります。

教育委員会といたしましては、特色ある教育、特色ある学校づくりの推進のため、12年度一般会計予算において、これまでの「地域人材活用事業」や「調べ学習図書整備事業」などを整理統合し、「特色ある学校づくり支援事業」を新たに予算計上しております。この総合的な学習の時間が、各学校の実情に応じて充実されるよう支援してまいりたいと考えております。そして、総合的な学習の時間が、子供たちにとって楽しい学習活動になり、生きる力に満ちた主体的、創造的な人間の育成ができるものと確信しているところであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 5番荒木春吉議員。

荒木春吉議員 誠実なる答弁、ありがとうございます。私、聞いて思ったことだけ述べます。

きのう、私の中1の息子が進路についての調査紙、そういうものを持ってきました。私の子供は年子なので中学2年生もおります。2年生の娘はそういうものを持ってきたことはなかったんですね、1年生のとき。私、それを見て息子にこう言ったんです。「書けるところだけ書け。書けないところは一緒に相談して書くべ」となったんですが、はっきり言って私、頭を抱えてしまいましたね。というのは、私、13歳ぐらいのときに「将来何になりたいか」とか言われても、「進路どこさ行きたいか」とか言われても、書けるような状況ではなかったのではないかなと思うんです。すごく難しい要求で、ちょっと親子そろって頭を抱えてしまいました。どうしたものかなと、期限が二、三日に迫っていますが。

私、自分のことを言っでは申しわけないんですが、高校を出るときは就職が決まっていまして、やんだくて家出しまして、3年間新聞配達してから学校に6年3カ月おりました。学校を出てからこちらに帰ってきて、最初はレコードの営業をしたんですが、それでも食えなくて20年間一応建設業関係におりました。私、余りにも若いときからそんなことを言われても答えられるはずがないのではないかなと。実際に陵南中学の悪口を言っているわけではないんですが、お姉ちゃんの方に来ないやつが下の方に1年から来るなんて言われても、何か親子ともども頭を抱えてしまうような状況であります。そこら辺のことをもう少しゆっくり運んでもらえたらいいなと。

子供がきのう間違っで勉強してまして、道徳の副読本を見ていたんですが、すごくいい本なんです。私、感動しました。その本を読んでいたら、私もこんな間違っで人生は歩まなかったんじゃないかなと思ったほどです。といいますのは、その中で、私の好きな童話作家の工藤直子さんの文章と開高 健のオタマジャクシのこと、あとは井村和清というがんで死んでいくお父さんの子供に対する遺言、それを私、本で読んだんですが、その3カ所だけはすごい感動しました。こういういいものを使っでいながらやっでいることが、と言ったら悪いんですけれども、そうされると、何か親子ともども頭を抱えてしまうような状況だと。私の能力不足ということもあるかとは思っでいるんですが、余りにも先へ、先へと進められると、親子で悩んでしまうというか、戸惑っでしまうなあと私は思っでいるんです。これはいろいろなところからの要請でそうやっでいるかとは思っでいるんですが、いま少しごゆるりとやっでもらえれば、お互いに青筋立てなくても考えられるのではないかなと私は思っでいるんです。性急に次々、次々言われても、なかなか態度というか、回答というものは生まれでこないのではないかなと。育児というのはいりゆるり、のんびりが私はまず基本だと思っでいるんです。それをけつをつつかれて、それぞれ、次々と言われても、なかなか先のことを考えるアイデアとか決意なんていうのは生まれでないのではないかなと私は思っでいるんです。

今の学校、なんて偉そうなことを言っでは申しわけないんですが、勉強なら勉強ばかりとか、部活なら部活ばかりとか余りにも「ばかり食い」みたいなのところがありまして、余りにも追っで詰めている状況があるのではないかなと思っでいるんです。そこら辺のところ、私見を聞かっでいただければ、私はうれしいなと思っでいます。別に答えにならなくてもいいですから、こういうものには答えというものは多分ないと思っでいるんですけれども、答弁者が「こう思う」というのを一つ、二つ挙げていただければ。

せつかく『家裁の人』というすばらしい漫画のある図書館を持っでいる学校がそういうことをやられると、私、すごく残念だと思っでいるわけです。きのう、おととい、私は『家裁の人』をお互い読み合っでたわけですが、あそこはもう腰巻の文句を讀んでいただくと漫画を讀む必要がないという感じがしました。漫画というのどうしてでも中の漫画ばかり見ますが、そうではなくて、腰巻の文句を讀んでいただければ、まず結論らしきものは出ていると私は思っでいるんです。そこら辺のところを含めて教育委員長、ヒント、決意、別に回答なんてありませんから、ひとつお願いできれば、うれしいなと思っでいます。第2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 進路調査の中で、1年生の段階から早過ぎるのではないかというふうな御質問だったと思います。ただ、議員がおっしゃるように、私たち人間というのは常に変化するものであって、自分を教育するというか、教育というのは一生を通じて行うものであるし、だんだんと人間が成長するに従って変わっていい人間になるというのが当然だと思えます。

しかし、昔から「青年よ、大志を抱け」などという言葉もありますけれども、やはり現在の段階で子供たちがどんな夢を持っているかということを生方先生は調査というか、「みんな夢を持って生きなさいよ」と、そういうふうな意味で進路調査をなさったのではないかと。そのときに決めたから、「おまえはあのとき言ったように今度ここでこんなことをするのか」などということの資料に後から使うためのものでは決してないというふうに思っております。したがって、ただ漠然と生きるのではなくて小さいときからやはり「お父さんのようになりたい」とか、「お母さんのようになりたい」とか、「こういうふうな人になりたい」という夢、「こういう職業につきたい」という夢、そういうふうなものを持ちながら、子供たちが学習してほしいという願いだと思っております。

私、今まで教育に携わってきましたので、感想的なことでも、申し上げましたので、教育長の方からもし具体的な現在の指導やなんかのことでありましたら、お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 今、委員長の答えともかかわることなんですが、中学校において、特に進路指導ということを非常に重視しております。3年間で自分の人生の進路を決めるなんていうことは本当に至難なことなわけですが、今、委員長からお答えしましたように、何か自分の人生に対して目標とか志を立てる非常に大事な時期というふうに考えているわけでありまして。そして、自分がいかにして社会に出て一生のなりわいというんでしょうか、収入を得てちゃんと自立した人間として生きていけるようになるかということは非常に大きなテーマなわけですね。

ただ、子供時代からそれが余りにも具体的な形で、急がせるような形の進路指導というのはやはりまずいというふうに思っております。でも、中学1年になりましたら、自分の適性について知ると。つまり、おのれを知るという一つのきっかけに進路指導を活用していくというふうなこと、そして2年になったら若干、どんな進路があるかということなども、さまざま資料などを集めて、自分で研究すると。そして、3年になったら、一応まず中学段階で決められる進路、高校に進学するのか、社会に出て働くのか。高校に進学するとすれば、どんな方向の高等学校を選ぶかということをご自身が選択できるような……これは親御さんの意見とか先生方の意見も十分聞きながらするわけですが、そういった進路指導というものを段階的に考えて指導していると。だから、何になるかという具体的なあれでなくて、1年の段階では、自分の希望とか夢に向かうような志を自分なりに立ててみるというふうなことになると思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 感想だけ述べます。返答は要りません。

私の子供の担任の先生の状況だけ話して終わりたいと思います。私、学校の先生に、小学校と中学校ですが、お客さんになってもらって毎月1回集金に行きます。学校はとても忙しいですね。暗くなる7時過ぎでもみんな仕事をやっています。それはすごく大変だなとは思っています。とてもじゃないが、おれなんかはできないなと思っ
ていますが、私の中学校の担任の先生の2人の話をして終わりたいと思います。

というのは、中2の娘ですが、この間、_____見つかりました、情けないことに。

それを言った2年生の学年主任の音楽の先生ですが、すごくいい言葉のキャッチボールをしていただきました。やはり音楽をやっている先生ですから、ゆとりがあるというんですが、ユーモアがあるというんですか、_____

_____と中身まで教えていただきまして、ユーモアでくるんで「二度とするな」ということを教えていただきました。息子の担任の先生は、私、そば屋に行ったときの駄文を「おまえのとうちゃんの文を見たぞ」と言われまして、いろいろ教育外のことで言葉をかけていただきまして、私の子供の狭い頭を少し広くしてもらったのではないかなと思っています。

だから、そういう対応のできる先生を、私は、月給はもちろんですが、暇、時間……、もう夜遅くまでやってうちに帰って、かあちゃんの顔を見ずに寝てしまうような家庭ぶりではいい仕事はできないと思うんですね。できるだけ早くうちに帰していただいて、次の日の仕事も一生懸命やれるような体制をつくっていただければ、私もうれしいなと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番、13番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、また、通告してあるテーマに強い関心を持っている多くの市民の意を踏まえて以下質問をいたします。

最初に、通告番号12番、佐藤市長の政治姿勢について伺います。

とりわけ入札制度の抜本的な見直しで事業費の削減を図ることについて、この問題についての市長の取り組む姿勢について伺いたいと思います。

私は、この入札制度の改善問題について、昭和60年の ちょっと古い話ですが、3月議会、平成5年の7月議会の2度、一般質問で取り上げています。

昭和60年は、佐藤市長が就任した年でもありますけれども、あの年は、武田前寒河江市長が建設業界から多額の寄附を集めて、出版祝賀会を開催したことがきっかけとなって市長職を辞職するに至った、その事件のあった次の年であります。平成5年は、金丸自民党副総裁にかかわるゼネコン汚職など政界と財界を揺るがす大問題が発生したときであります。そうした政治家と業界の癒着構造は、現在も絶え間なく摘発され続けているというのが悲しい現実であります。

こうした背景を受けて、何人かの同僚議員もこの種の問題を一般質問で取り上げてきております。今回も、昨年3月の高橋県知事へのゼネコンからの政治献金問題が発覚したり、年末には、山形市の業界の談合問題と佐藤市長へのヤミ政治献金疑惑などが起こり、一連の建設業界と首長や議員など政治家とのかかわりが改めて問題になっています。当議会でも、昨年12月には、内藤議員が公共事業の請負業者と行政との関係の明朗化という観点から、入札制度のあり方について質問を行っています。

私は、入札制度の見直しによって公共事業費の大幅な削減を達成している自治体の実践例を踏まえて、新たな視点からこの問題を取り上げてみたいと思います。

私は先日、山形県下の幾つかの自治体の日本共産党の議員とともに、神奈川県横須賀市と座間市の入札制度の改革の取り組みを視察・調査してまいりました。

横須賀市では、平成10年7月以降、行政改革の一環として入札制度の改善に取り組んできています。それまでの入札方法は、一つは指名競争入札、二つは、その指名業者は1工事当たり7社から10社、三つ目は、指名の方法としては、業者の選考方法としては、ランク別に、それに実績とか地域性を加味して選考している。4点目は、指名業者は全部公開をしている。現場説明会なども行ってきた。通常、各地の自治体で実施しているような、普通の入札方法であったわけでありませう。

その結果、この市では、入札制度が問題とされるその理由として、一つは、平均の落札率、予定価格に対する落札価格の差でありますけれども、それが95.7%、ほとんど予定価格に近い金額で落札をされている。競争性がほとんど見られない。高値安定が続いているというのが一つの問題点としてあった。それから、二つ目の問題として、発注者側にも「よりよいものをより安く仕上げていく」という意識が働かないという、いわば業者と行政側のもたれ合いといえますが、悪循環が続いてきた。それから、業者を指名するに当たっての選考過程が公開されていないために極めて不透明で、発注者側の裁量権にゆだねられていたということ。

その結果、この競争性や透明性のなさが悪用され、設計価格や予定価格を採り取るようとする業者側の不正な行為を誘発したり、収賄事件に職員が巻き込まれるおそれもあるという判断をしたのであります。

予定価格というのは本来、発注者側の経費の見積もりであって、契約価格すべき価格の最上限にすぎないのであります。にもかかわらず、行政担当者の中には、落札価格との差が余り大き過ぎたりすると、「予定価格がずさんだ」

とか「予算を使い残した」などと言われて、次の査定の段階で減額の根拠にされたりするという意識を生んで、経費の削減をするという誘因を働きにくくしているという問題があるのであります。

こうした総合的な検討結果を受けて、横須賀市では、公の金を使っているにもかかわらず高い買い物をしたという発注者側の被害者意識を生じにくくしているこの制度を大胆に変えてみようというふうに取り組んだということでもあります。

同じく座間市でも、ほぼ時期が同じころにこの改革に取り組んでいますけれども、この座間市の場合は動機がまた違いまして、市内業者の談合が疑惑として新聞に報道され、それに端を発した公正取引委員会の関係箇所への一斉の立ち入り検査、そして県警察が競争入札妨害容疑で市内の七人の業者を逮捕するという大きな事件が続く中で、市としても、常態化していた談合を防ぐために入札制度を改善せざるを得なかったという動機があったようでもあります。

しかしながら、この二つの市、動機は違っても結果的には行き着いた制度改善の中身はほぼ同じ内容になってきているようでもあります。その主な特徴を紹介しますと、一つは、入札に当たって業者のランクづけを廃止して、経営事項審査……これは建設省がつくっている審査基準なそうですけれども、に基づく総合評価を基準にして条件付一般競争入札の導入を行ったということでもあります。つまり、基準を満たしている業者はすべて入札に参加できるということでもあります。二つ目は、いわゆる業者が最も知りたがっている予定価格、これを入札前に事前公表するという措置をとった。それから3点目は、登録している業者のすべての評価点数を公表しているということでもあります。

4点目は、いわゆる談合の温床となる現場説明、これは一切廃止をした。それから、事業にかかわる図面及び設計図などは、行政に取りにくるというのではなくて、逆に行政側から市内の印刷業者に売り渡して、そこから業者が買い取ると、そういうやり方をして、市役所の中に来なくても入札に参加できるというやり方をした。それから、いわゆる「あいさつ回り」、業者のあいさつ回りを全面的に禁止をした。

それから、これは横須賀市のケースですけれども、希望価格制度を導入して実施している。事業によってはだそうでもありますけれども、つまり、行政側としては、予定価格の8割5分ぐらいの金額で仕事をしてもらいたいんだが、これでやれるという業者は入札に参加してくれというふうなあからさまな、行政側の経費削減の意思を前面に出した入札制度も、物によっては取り入れているということでもあります。

それから、入札回数も何回もやるのではなくて2回に制限をして、それで成立しなければ、業者を入れかえて再度別の日にやるという、きちんとした入札の競争性を保つための手法を導入しているということでもあります。

それから、これも横須賀でありますけれども、いわゆるインターネットを活用して仕事の発注及び入札の受け付けをやっていると。しかも、入札は、一つの課ですべての事業を入札する。いわゆる「契約課」というものを設けまして、土木や農林課とかさまざまな箇所に分かれている入札をすべて一本にして、一つの課が主宰してやるというやり方をするようになったというふうなことであります。

それから、談合の情報があった場合の対応でありますけれども、その情報が書面でなされた場合は、くじで直ちに入札者を半分に減らすというやり方をしているようでもあります。場合によったら、その場で警察に通報するという強い態度で臨んでいるということでもあります。

その結果どうなったかといいますと、談合による、いわゆる「高どまり」の落札というのは極端に少なくなっているということでもあります。具体的な効果としては、一つは、入札業者が1事業当たり指名業者が7社から10社だったのが、28社程度になった。そういう意味では、価格面での競争性が極めて高くなったということが言えるということでもあります。

二つ目は、入札参加希望者の増加によって、それぞれがわからなくなったことで、物理的に談合ができなくなった。まっとうな競争を通じて仕事をとろうという方向に業者自身の姿勢が変化をしてきた。

3点目は、従来の指名競争入札では、参加できなかった業者が、資格要件さえ満たせば入札に参加できるように

なったということで、いわば従来下請け業者とか指名実績がないということで参加できなかった、そういう業者が積極的に直接請負の業者として参加するようになったということでもあります。

横須賀市の場合は、平成9年度の落札率、先ほど言いましたけれども、95.7%、その時点での入札差金は13億2,000万円だったそうであります。ところが、10年7月、いわゆる年度途中から実施した入札制度の改善によって平均落札率は90.7%まで落ちた。入札差金は30億2,200万円までふえました。それで、今年度でありますけれども、8月までのデータしかありませんでしたが、4月から8月までの4カ月間で、平均落札率が83.7%、その4カ月間の入札差金が17億3,000万円で、最終の年度末には35億円の入札差金が出るだろうというふうな見通しを担当者は述べていました。

これほどの経費削減につながる入札制度の改善で問題点は何かといいますと、いわゆる不良業者の参入や工事の質の問題であります。そのために横須賀、座間、両市とも、一つは、優良業者を育てていくための優遇措置を制度化したということ、それから、不良業者を排除するためにペナルティーを強化するなどの「請負工事成績評定要綱」を制定したということでもあります。その内容は、7種類の評価項目に基づいて、最高の評価を2回以上とった業者には、要するに同時に幾つもの手持ちを持っていても入札に参加できるという手持ち工事件数の拡大や随意契約の発注など優遇措置を与える。その一方で、不良工事を行った業者に対しては、1年間入札参加停止の厳しい措置をとるなど、工事実績に基づいて業者間にはっきりとした格差をつけ、優遇と罰則の措置を行っているということがありました。

その結果、不良工事はほとんどないということでもあります。

2点目に、竣工検査に加えて中間状況を検査する、検査体制の強化を図ったということでもあります。

3点目は、本市でもやっておりますけれども、いわゆる「低入札価格調査制度」をつくって、極端な低い価格で入札したものについては、発注どおりの仕事ができるかどうか、厳密な調査を実施した上で入札そのものの成立の可否を決定するようにしているとのことでもあります。

ところで、寒河江市の場合は、この間一定の改善が加えられまして、指名競争入札という制度そのものは変わりませんが、予定価格の事後公開や低入札調査基準価格などを設定したり、談合情報に対応するために公正入札の調査委員会での審査を行うなどが実施されているというふう聞いております。

しかし、この間の寒河江市の入札結果を見ると、入札金額上限の予定価格に張りついたままの落札が圧倒的に多いことでもあります。私が調査したところでは、寒河江市の今年度の平均入札率、昨年4月からことしの2月まで、情報公開に基づいて調査をしたわけですが、この統計でありますけれども、予定価格に対して落札価格が98.21%という驚異的な数字が出ているのであります。また、1回の入札で決まらなくて数回にわたって行われた入札でも、1回目の最低価格入札者が最終回まで判で押したように最低価格を入れている。このことは、寒河江市の入札は、厳然と談合が存在しているということを示しているし、予定価格を隠して入札を行う意味がほとんどないということを示しているのではないのでしょうか。端的に仕事の分け合いというだけでなく、公共事業が単価的にも民間の工事に比べてずっと有利だからこそ、力のある業者が入札を談合で取り仕切っているのではないかという危惧の念がぬぐい切れないのであります。寒河江市のほとんどの入札が予定価格周辺に張りついているという高値安定で落札されていることは、入札制度そのものに談合の介在を許してしまうような制度的な欠陥があると言わざるを得ないのであります。

こうした状況を踏まえ、佐藤市長に質問をいたします。

過去に一度だけ条件付一般競争入札を実施しています。その後は「事務作業が煩雑だ」などを理由に中断しています。いわば行政側の都合でやめてしまったのであります。今、詳しく紹介したように、全国の例を見ても、条件つき一般競争入札の導入と、予定価格や直接工事価格の事前公表をセットで実施すれば、談合の排除と公共事業費の節減に大きな効果があることが明らかにされているのであります。このことをもっと真剣に、具体的に検討すべきときに来ているのではないかと、市長に伺いたいのであります。

佐竹敬一議長 質問者の了承を得て、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時57分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質問に引き続き質問を許します。22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 次に、通告番号の13番、チェリークア・パーク事業について伺います。

この問題についても、これまで多くの同僚議員が取り上げてきた経過がございます。今議会でも昨日の一般質問で安孫子議員が取り上げてまいりました。私も最近では、一昨年9月議会で質問を行っていますが、そうした過去の経緯を踏まえて市長に質問をいたします。

言うまでもなく、大型の観光事業の不振の全国的な傾向はこの10年来、長期にわたって続いているというのが現実であります。その根底に、底の知れない消費不況という経済の落ち込み、また、国民の観光、レジャーに関する志向の変化などが挙げられています。さらに、バブルの総決算とも言える金融資本の再編という深刻な事態の進行という厳しい現実も見逃せないのであります。こうした中であっても、佐藤市長は、昨日の答弁を伺う限り、クア・パーク事業についていささかの動揺も見せず、当初の計画どおりに進むということを表明しているのであります。

そこで、市長に以下伺います。

まず、事業全体の進行状況について伺います。

市長は、昨日も民活エリアへの参加事業者は、当初の計画よりは着工がおくれているとはいうものの、「横断道の全線開通に合わせて開業する」とか、「緑化フェアに間に合うように」という最終のタイムスケジュールに合わせて進行することでは一致していると述べていますが、今の経済と金融情勢を見る限り、決して樂觀を許さないのではないかとおられるのであります。「民活エリアは、あくまで民間の自己責任で担ってもらおう」と市長は述べていますが、寒河江市は、周辺整備や条件整備に既に巨額の公費を投下していることや、民間の開業資金の一部に対して市や県が地域総合整備資金の融資を実行するという、また、チェリーランドの事業展開への損失補償という形で行政もその責任負担の一端を担っているということを考えれば、この事業の成り行きについて「民間の責任だ」とだけでは済まない事情があるのであります。

そこで伺います。

民間への地域総合整備資金の融資の実行に当たっては、金融機関の保証が前提になると、ふるさと財団の融資の規定には書いてありますが、その見通しはどうなっているのか、伺いたいと思います。

次に、中核施設の見通しについて伺います。

中国パールは、民活エリアの全体計画の中で「民活部分の中核施設を担ってもらおう」と位置づけています。クア・パークの基本構想では、民活エリアは、娯楽、楽しみとしてのエンターテインメント空間を創出するとしていて、具体的に、12.9ヘクタールの民活部分では、スパリゾート、ホテル、オアシス館などが計画されており、さきの議会答弁で、市長は「中国パールのクア施設は健康増進施設の任を担う」としてあります。

ところで、10年の6月議会での川越孝男議員への答弁、及び同じ年の9月議会での私への答弁でも、市長は「民活エリアは、平成12年春にオープンを目指す」としてきました。その目標から見れば、民活エリアの中心施設である中国パールのクア施設は既に完成していなければならなかったのであります。

今議会で市長は「現下の深刻な経済情勢、金融情勢のもとにあって着工を見合わせているが、平成14年完成ということでは民活に進出予定の業者は一致している」と見通しを述べました。

そこで、伺います。

14年開業までにクア施設としては最低どのようなものが完成するのでしょうか。また、1万坪という広大な敷地

の全体の利活用計画はどうなっているのでしょうか。

きのうの答弁でも、市長は「民間の計画はいろいろ検討されているようだが、市としては、民間のことなので、はっきりしたことは言えない」と言っています。しかし、中国パールが担うとしているのは、いわばクア・パークの民活部分の中核の施設であり、着工時期も含めてその中身を議会や市民に対して今もって明らかにできないというのでは、民活エリアの事業全体の構想にも重大な影響を与えるのではないのでしょうか。

また、各民間事業者は、スパリゾート、ホテル、オアシス館のそれぞれを担っていくことになると思いますが、どの事業者が何を担うのか、明確になっているのでしょうか。

さらに、王将などの進出断念後の敷地活用について伺います。

きのうも質問で出ていますが、新たな事業者の参入の見通しについて市長は触れていますが、本当にそれは実現するのでしょうか。あればそれでもよいのでありますが、もし新規参入業者の見通しが暗いのであれば、いつまでもその誘致にこだわらず、活用の方途を思い切って見直すべきなのではないのでしょうか。例えば、温泉権つきの分譲宅地への変更など、新たな情勢を受けて大胆な計画の変更、見直しも必要なのではないかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、緑化フェアについて伺います。

平成14年に実施予定の緑化フェアは、14年6月15日から8月11日までの58日間開催されることが確定しています。その事業費について、当初県が20億円、寒河江市、新庄市が各5億円拠出をして開催するとされていました。しかし、その後、開催地負担金の見直しで、寒河江市の負担は3億数千万円になるとされています。今回提案されている新年度予算にも、4,000万8,000円の予算が、「緑化フェア関係費用」として計上されていますが、開催地分担金のその内訳と、緑化フェアに関連する市の費用支出の総額は幾らになるのか、伺いたいと思います。

寒河江市のような市の立場から言えば、一時的なイベント開催費用としては決して少なくない金額と思います。建設省並びに都市緑化基金に対して開催費用の負担と増額を求めていくべきだと考えますが、市長の取り組む姿勢について伺いたいと思います。

さらに、ボランティアの大規模な活用など、可能な限り経費支出の削減に努力すべきだと考えますが、その推進と手法について伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 入札制度の見直し等についての御質問にまずお答えいたします。

条件付一般競争入札の導入につきましては、昨年の12月定例会での一般質問に対する答弁の中でも触れておりますが、平成7年の6月にハートフルセンター建設工事の際、条件付一般競争入札を実施した経過があります。御承知のとおりでございます。この際は、入札の公告に始まり入札まで約1カ月を要することや、入札参加者の資格審査手続など事務量も多いことから、その後採用については見合わせている旨前回もお答えしております。

今回、議員から、横須賀市や座間市におけるところの入札制度改革の例を挙げながら、条件付一般競争入札の導入に取り組めないかとの御質問でございますが、制度導入した場合、公告によって不特定多数の者を誘引して入札によって競争させるため、確かに指摘されるように平均落札率が下がるのではないかと、あるいは入札差金が拡大するとか、あるいは事業費の削減につながるというようなことも考えられます。

しかし、寒河江市のような狭い経済圏の中では、工事発注に関して不特定多数の市外業者あるいは県外業者に受注機会を拡大するという事は、現段階としましては、地域経済を混乱させることの懸念の方が大きいのではないかなと思っております。地元企業の育成を含めまして地元経済の活性化というものを図ることは、地方公共団体としての重要な施策であるわけございまして、さらには、契約の確実な履行を図る観点からも、地理的条件というものも考慮に入れる必要のある場合もあることを考え合わせなければならないと思っております。

また、周囲市町村においても、一般競争入札の実施例が少ないことや、本市において過去に実施した経験からしましても、事務が煩雑であり、制度化するためには事務体制の見直しも考えなければならないなど、課題も多くあることから、まだ条件がそろっていないものと考えております。

それから、本市の11年度の入札結果に関連いたしまして、入札価格に張りついた落札が圧倒的に多いことや、初回の最低価格入札者がその後の2回、3回の入札に際しましても最低価格で入札しており、最終的に落札しているとの御指摘がありました。このことでございますが、入札参加者がそれぞれ工事費について積算し、落札の基準である予定価格を意識しながらも、利益幅をどこまで切り詰めるかというようなものを判断しながら、他の入札者との競争の中で入札した結果ではなかろうかと思えます。いずれの段階の入札におきましても、受注することに意欲のある業者が低い価格を提示しているということは、これはあり得るものと考えられます。

それから、予定価格についてでございますが、取引の実例価格、受注の状況、契約履行の難易度、数量の多少、履行期間の長短などを考慮して定めるものと考えられており、この予定価格に対して落札率がどの程度であれば競争性があったというようなことは、非常に判断しにくいのではないかなと思っております。

それから事前公表、予定価格や直接工事価格の事前公表が経費節減に大きな効果があるのではないかと、検討すべきでないかということでございますが、これにつきましても、昨年の12月定例会で答えておるわけでございますが、全国的には実施例があるということで見解の分かれるところでございます。入札前に予定価格がオープンになることから、入札参加者の真剣な見積もり努力というものを喪失させる可能性があること、予定価格の近辺への入札価格の集中のおそれがあること、また、金額があらかじめわかることから、かえって談合を助長したり、協定価格に利用されるおそれがあるなどの懸念も依然としてあるのが一般的な認識ではないかと考えております。本市を含めほとんどの自治体が採用しておりますところの指名競争入札制度の中では、特に予定価格に近い高値で張りつくことなども想定され、競争を通じて納税義務者の利益を最大限に実現するという競争契約制度の実が失われるものと考え、事前公表については慎重に対応すべきものではないかなと思っております。

本市の入札契約制度の見直しにつきましては、その手続の透明性や公平性、公正性を高めるため、国、県の実施例に倣いながらも、格付による入札参加業者の指名や発注標準の設定を行うとともに、予定価格の事後公表や低入札調査基準価格の設定、また、談合情報への対応といたしまして、公正入札調査委員会を設置するなど、改善に努

めてきたところでございます。御案内かと思えます。

今後いろいろ改善策として考えられるわけでございますけれども、大規模な建築工事に限っては条件付一般競争入札の採用も検討したいと思えますし、特殊な工事等の場合を除きましては現場説明を廃止することや、これまで原則3回まで行っていた入札回数というものを2回に減らすことの検討、また、指名停止の期間を延長することなどによりまして、談合等の不正行為を防止することなどによりまして、より一層の入札制度の改善に努めていきたいと考えておるところでございます。

次に、クア・パークの件についてお答え申し上げます。

まず、全体像の中からでございますので、順序は逆になるかと思えますが、申し上げたいと思えます。

温泉と山形自動車道及びサービスエリアを利活用したところのチェリークア・パークの実現は市民の悲願とするところでございますし、本市にとりましても、本県にとりましても大いに期待されているものでございます。

平成5年3月に本市の新しい魅力づくりのためのプロジェクトとして、チェリークア・パーク基本計画を策定しました。この計画は、優良な観光施設、あるいは文化・健康施設、及び河川公園というものを風光明媚で温泉のある最も交通至便の地に設けるものとしたのでございます。御案内のように全体をアメニティー空間(快適な空間)の創成といたしまして、その中にエンターテインメント空間(娯楽の空間)を民活事業者が担当しまして、安らぎ・くつろぎの空間というものを公共が担当すべきであるとしておりました。この基本計画が現在進められておりますところのクア・パークの指針となっているものでございます。クア・パーク実現に向けまして、さまざまな角度から関係機関と、そのときどきの情勢を踏まえ、実現に向けて検討いたしてきたのでございます。

やすらぎ・くつろぎの公共空間といたしましては、現在最上川ふるさと総合公園として整備され、順調に進捗いたしております。民活エリアについては、クア・パークの構想に賛同した事業者が参画し、平成6年9月に民活エリア開発推進連絡会を発足し、7年を経過しておるわけでございますが、その間、実現に向けて協議を重ねてきたわけでございます。参画者はそれぞれの道のプロの方々でありまして、特に経済情勢あるいは金融情勢の分析、対応というものを考慮しながら、クア・パークの実現に向けてみずからの経営理念のもとにおのおの進められておるわけでございます。市が無理に計画を進めていると、そういうことではございません。現在の金融情勢というものが極めて厳しいことは、市も事業予定者も認識しているわけございまして、そうした状況下にありますとも、ことしの2月に開催されました「民活エリア開発推進連絡会」におきまして、各事業者全員統一した意思のもとで、遅くとも平成14年の全国緑化フェアまでには一斉に立ち上げるということで確認されたところでございます。

また、金融機関からの融資の可能性ということでございますが、金融機関からは、チェリークア・パーク整備事業というものは、地域活性化の拠点といたしまして、寒河江サービスエリアと県が整備を進めている最上川ふるさと総合公園と、民活が整備する宿泊施設等が一体となり、開かれたサービスエリアを活用したSA・PAを活用しました「地域拠点整備事業」として御理解を得ているところでございます。このチェリークア・パーク事業というものは、市としましても、山形県にとっても極めて重要なプロジェクトであり、これまで金融機関にも足を運び、側面からの御協力、御支援をお願いしてきたところでございます。

こうした状況であります。クア・パークを整備するということで雇用の創出、本市産業の活性化が大いに期待されることになり、市民が望むところの21世紀に向けたところの寒河江市の新しい顔が生まれてくるものと考えておるところでございます。民活エリアの宿泊機能、あるいは温泉を利用したところのスパ機能、そして地域の物産販売、あるいはレストランといった機能を設置するという基本的な考えは変わっていないところでございます。

また、残りの2区画の誘致のめどはどうかというような御質問もあったわけでございます。

昨日も安孫子議員の質問にお答えいたしましたとおりでございます。現在まで県内外からの問い合わせ、引き合いがあるわけでございます。まだ誘致決定に至っていないところでございますが、より早い時期に誘致できるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、地域総合整備資金の融資とのかかわりのお尋ねがございました。

地域総合整備資金の貸し付けに当たりましては、債務者と連帯して市に対し銀行が保証することとなっておりますが、その保証の見通しでございますが、クア・パーク事業について理解を得ているところであり、この地域総合整備資金の貸し付けについては、地域総合整備財団が調査・審査に当たり、それを経て貸し付けが決定されることとなります。金融機関の保証についても、このことに対しましては御協力をお願いしているところでございます。

それから、中国パールのことについてのお尋ねでございます。

この件でございますが、これまで説明してまいりましたように、中国パールは寒河江中央工業団地に進出した折、地元貢献したいというような考え方からクア・パーク計画にも賛同していただき、参画を決定したものでございます。健康増進施設としてのクア施設を基調に露天ぶろあるいは各種ぶろ、そしてレストランを併設するという計画でございます。1万坪を活用した将来構想については、経営戦略等を踏まえてあらゆる角度から検討されておると聞いておるところでございます。市としましては、気軽に利用しやすい施設、温泉を生かした施設、そして駐車スペースを十分確保していただく旨要望いたしておるところでございます。

次に、緑化フェアについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

全国都市緑化フェアは、我々一人ひとりが緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、ふやし、育てるため、「緑豊かなまちづくり」、そして「窓辺に花を。暮らしに緑を。あしたの緑を今つくろう」ということを全国統一テーマに開催するものでございまして、公共公益施設、一般住宅などの緑化を含めた総合的な都市緑化というものを幅広く、かつ積極的に推し進めるための契機としようとするものでございまして、生活に楽しさと豊かと華やかさをもたらす国民の花の祭典として、国際的な交流も織り込みつつ、将来にわたって都市緑化を推進するため、昭和58年より毎年、全国各地で開催されているものでございます。

第19回の「全国都市緑化やまがたフェア」については、御案内のとおり、本市の最上川ふるさと総合公園と、新庄市の最上中央公園を主会場に、平成14年の6月15日から8月26日までの73日間で、寒河江会場は6月15日から8月11日までの58日間、新庄会場は6月30日から8月26日までの58日間開催されます。総合開会式は寒河江会場で、閉会式は新庄会場で行われます。期間中の入場者数は50万人を目標とする大きなイベントでございます。

この緑化フェアの運営実施については、行政機関、経済団体、緑化関係団体、及び市民団体など、各界各層からの幅広い参加、協力を得ながら、主催者である山形県、寒河江市、新庄市、そして財団法人都市緑化基金において、全国レベルでの「(仮称)第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会」をことしの5月上旬に設立いたしまして、平成14年度本番に向けて一連の準備を進めてまいることとしております。主会場となる本市においても、「全国都市緑化やまがたフェア」を開催するに当たり、会場周辺はもとより寒河江市全域におけるハード・ソフト両面の関連事業展開を図ってまいりたいと考えております。

緑化フェアは、国家的イベントとして位置づけされており、本市を内外に広くアピールする絶好の機会ととらえ、市民挙げて魅力と感動に満ちた祭典とし、花と緑のまちづくりを一層推進し、ボランティア活動の輪を広げ、定着させるとともに、花卉産業の生産向上と活性化、フェア特産品の開発などにより、多くの会場地効果を生み出してまいりたいと考えております。そのため、市民各界各層から参加・協力をお願い申し上げ、「(仮称)全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進委員会」をことし夏ごろまでに立ち上げるとともに、実働部隊となる庁内組織、「(仮称)全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進本部」についても設置してまいりたいと考えているところでございます。

現在は、先ほど申し上げましたように、ことし5月に「第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会」を設立するまでの間、山形県副知事、両市助役、県の土木部長、及び財団法人都市緑化基金専務理事による実行準備委員会において準備作業を進めておりますが、この準備委員会において、総事業費、負担割合、主催者負担金、入場料の有無等について協議し、その内容を主催者間で合意いたしているところでございます。

総事業費については約24億円、そのうち主催者負担事業費としましては22億円としまして、主催者おのおの負担割合につきましては、先催県の例に倣い、都市緑化基金1,000万円、残りの経費を県が3分の2、市が3分の1

とし、その結果、県が14億 6,000万円、本市と新庄市がおのおの3億 6,500万円となっているところでございます。

また、入場料については、緑化フェアの趣旨を多くの人々に理解してもらい、何回もフェア会場へ足を運んでいただくため無料と考えているところでございます。

それに関連しまして、まず、開催費用の使い道とその内訳についてでございますが、主な内容について申し上げますと、一つ目には、会場建設費として約11億7,000万円、これはテーマ花壇、都道府県花壇、県民・市民花壇及び小・中学校花壇などの修景施設整備費と、屋内テーマ展示及び屋外テーマガーデンの施設整備費と、催事ステージ、それから催事広場、催事パビリオンなどの催事施設建設などでございます。

二つ目には、行催事として約2億円、これは、体験型催事やエンターテインメント催事などでございます。

三つ目には、会場運営費として約2億 6,000万円、これは、会場運営スタッフ費やボランティア対策費、警備員費などでございます。

四つ目としましては、主催者花壇やテーマ館などのテーマ展示として約3億 5,000万円などでございます。

この経費に対しまして、開催費用についての御負担につきましての御質問もございました。

「全国都市緑化フェア」の開催につきましては、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図り、都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的としまして建設省が提唱し、その趣旨に賛同、開催を希望する都道府県が招致いたしまして、建設大臣の開催承認を得て財団法人都市緑化基金及び地方公共団体が開催することになっております。寒河江市といたしましても、招致に努力したところでございます。

国の支援としましては、建設省は、緑化フェアの提唱者として、直接的な緑化フェアの開催費用の補助でなく、会場地となる都市公園整備やその周辺のアクセス道路などの社会資本整備に支援していくことになっております。また、都市緑化基金としましては、これまでの先催におきましても1,000万円の負担としているところでございます。この都市緑化基金は、民有地の緑化活動の醸成・活性化を図るため、民間からの募金などを財源としまして、都市緑化の推進等に関する事業として全国規模での緑化の啓発活動や都市緑化等に関する調査研究と、地域に根ざした緑化活動、またはこれらの助成を行う公益法人でございます。

このようなことから、国からの重点的な支援によりまして、緑化フェア会場地となる最上川ふるさと総合公園におきまして短期間に公園と建築施設の建設に向けて、いわゆる箱物施設の建設について整備が図られていくことになっております。

また、都市緑化フェア会場周辺の整備につきましても、国からの重点的な支援によりまして、アクセス道路としての市道南高瀬山線、それから市道島落衣線、同じく市道柴橋平塩線、山西線などの道路整備事業、寒河江駅前土地区画整理事業の整備、沼川のふるさとの川整備事業、最上川の水辺空間としての「水辺プラザ」の整備事業、県道の歩道整備としての「やさしいまちづくり事業」など、総合的に整備促進が図られていくことになっております。

また、この緑化フェアを開催するに当たりまして、主催者負担金などの財政支出が出てまいります。これらの費用につきましては、特別交付税の特殊財政需要としてより多く認めていただけるよう、県を通じて強く要望してまいりたいと思っております。

次に、経費をなるべく少なくするという努力をも払っておるわけでございます。今、申し上げましたように、全体事業費についてでございますが、当初は、先催県の事業内容から事業費を算出し、当初概算事業費として約37億円としておりましたが、厳しい財政状況を踏まえ、最少の投資で最大の効果を上げるべく検討してまいったところでございます。さきに策定されました「やまがたフェア基本計画展開方針」に基づきまして、脱博覧会、県民総参加、田園都市ならではの緑化フェア、それから4番目には、全県展開など、過去の例にとらわれない事業内容の見直しと縮減を図った結果、総事業費は主催者展示、都道府県花壇、協賛事業なども含めまして約24億円となっているところでございます。

また、会場のハード整備につきましても、公園事業と十分連携、調整をとり、効果的な整備を進め、実行委員会

としての費用の縮減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

削減ということと、またボランティアの活用というお話がございましたが、この緑化フェア開催が、市民参加によりまして都市緑化の推進に結びついていくよう、市民、企業、行政が一体となったグラウンドワークの手法による花壇の出展、一般市民が参加するコンテナガーデンなどへの出展や、会場運営ボランティアとして案内や介護サービス、通訳サービス、清掃・衛生管理や植物管理などに携わっていただくための参加や、会場周辺や主要道路沿いなどの地域における緑化ボランティア活動、児童生徒自身が花などの管理育成などに取り組む小・中学校の緑化ボランティア活動など、さまざまな場面に市民の参加を求めてまいりたいと考えております。

また、これらのボランティア活動につきましては、一過性のものとせず、花と緑を通じての仲間づくり、寒河江市のまちづくりへとつなげていくため、小中学生からお年寄りまでの幅広い年齢層からの積極的な参加を得て、行政と市民が一体となった組織づくりや育成などを推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げましたが、全国都市緑化フェアのような全国規模で、しかも2カ月余りの長期にわたるイベント実施は、本市ではこれまで経験したことのない大イベントでございます。しかしながら、この事業の成功は市民にとって大きな自信につながるものであり、来る21世紀の限りない本市の発展に大いなる財産となるものと思っております。

また、この緑化フェアを通して本市を内外に広くアピールする絶好の機会であり、市民挙げて魅力と感動に満ちた祭典とし、21世紀に向けた花と緑のまちづくりを一層推進するとともに、多くの市民がこのフェアでの体験を通し、花と緑に対する理解と愛情をはぐくみ、都市緑化を実践する契機となることを願い、フェア開催による緑化活動が一過性とならないよう、終了後においても「花と緑、せせらぎで彩るまちづくり」の活動の進展を図るため、この緑化フェアを成功させてまいりたいと考えておるわけでございます、一層の御協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 22番遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 お互いに大変時間を使ってしまいまして、残りが余りないようであります。それで、一つは入札の問題でありますけれども、市長は、一つは、条件付一般競争入札を導入する際の問題点として、事務量が煩雑だ、それから期間が長くかかると。それから、地元業者の育成には支障を来すのではないかと、地域経済を混乱させるのではないかと、そういうふうに条件がそろっていないというようなことで、非常に否定的な御意見を申されています。

しかし、だからこそ条件付きの一般競争入札でありまして、独自の条件を幾つかつけることによって、そういう懸念はかなり解消されるというのがやり方としてはできるということでもあります。ですから、その手法をどのようにとっていくか、その検討をすべきでないかということなんでもあります。現在でも、市外の業者が寒河江に支店があれば入札指名には参加されておりまして、大きい工事なんかはかなりとっているようであります。ですから、それだけを問題にするのではなくて、地元業者を育成しながら、同時に一般競争入札も検討していくというようなことが可能であります。

一方、現在の寒河江市の入札の状況はどうかといいますと、先ほど余り言わなかったんですが、実は100%、いわゆる予定価格どおりの落札というのが3件、それから、99%から100%未満というのが34件、これは見積もり合わせ等もありますので、実際に入札が行われたやつが97件ありまして、その中の数でありますけれども。それから、予定価格に対して98%から99%未満、これが24件、これだけで、半分以上の工事が98%から100%の間で落札されている。これで全体として平均がこうなるわけですけれども、37%の工事が99%から100%の間なんです。つまり、予定価格が予定価格でないというか、嚴重に管理されて秘匿されているはずの予定価格が、ほぼ100%近い競った金額で、1,000円とか1万円ぐらいの範囲内、誤差で、ほぼ正確に入札されているというのが寒河江市の入札の実態なんであります。

なぜこうなるかというのはいろいろな意見があると思いますけれども、一つは、業者の積算能力が非常に高くなったということもあります。しかし、同時に、もう一つのデータとして、年間3件以上の工事を落札した業者が14社あります。これは全体の仕事量の54%、金額で50%の仕事量をたった14社で寒河江市の発注する事業を請け負っています。これは一体どういうことか。しかも、さっき言ったように、予定価格そのもの、あるいは予定価格に1万円か1,000円ぐらいの範囲内でどんぴしゃり当てて仕事をとっていると、これでは指名競争入札の精神が内部から崩壊しているのではないかというふうに私は見るわけであります。そういう点を問題として感じないような当局者であれば、これは当局者自身が問題だと私は思います。こうした事実を見た場合、何らかの改革、改善をすべきでないか。いろいろな理屈を言う前に、こういう現実の上に立って、では、どうすればいいのかというふうなことを考えるべきでないか。

横須賀市も座間市も、担当者が「談合は防げない」と言っていました。それから「悪意でなくて善意で、市の担当者から何らかの形で工事情報が漏れていくということもあり得る」ということを言っていました。だから、「それを前提にして行政は入札制度を変えていく必要があるんだ」ということを言っていました。「そのためには、予定価格の公開と条件付一般競争入札をセットにする以外にないんだ」ということも言っていました。どちらが欠けてもだめだと。

市長はいろいろ懸念を表明していました。例えば「予定価格を公表すると、それこそそれに接近する入札が行われるのではないか」というふうな懸念も表明されましたけれども、実際にやっているところでは、実はそうではないんですね。つまり、一般競争入札と併用することによって、その予定価格が予定価格でなくなるというのが、これが現実なんです。非常に競争が激しくなって、しかも、「この仕事ならこれでやれる」という率直な業者の意向が入札に反映されているというのが現実であります。だから、そういう先進的な例をもっと調査して、勉強して、そして、寒河江にふさわしい入札のやり方を考えてみる必要があるのではないかと。むろん、地元業者を大事にすると、

そういう条件付入札のやり方もあります。そういうことも含めて検討を加えていく。そういう意欲がないところにこの問題は一步も前に進まないんです。そういう点では、市長の再認識を改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、クア・パークでありますけれども、ほとんど時間がないんですけれども、やはりきのうの答弁とほとんど変わらないということで、一つだけ、中国パールは、本当にこの中核施設を担うという心意気を持ってやろうとしているのかどうかです。それが一つ。

それから、地域総合整備資金の融資に当たって金融機関の保証が必要だということは明確なんですけれども、すべての整備資金の融資に当たって、金融機関はそれぞれの業者の借り入れに対してきちんと保証することを約束しているのかどうか。その2点、このクア・パークの問題についてはお聞きしたいと思います。

緑化フェアの問題は大変大きなお金、「大したことはない」と言うかもしれませんが、3億6,000万円、これは私たちから見れば途方もない金でありまして、これを大切に使って成功していただきたい。それには、この緑化フェアの精神が本当に市民のものとなるためにも、ボランティアを最大限活用するような、そういう計画を今から立てていただきたい。そうでないと、ただ金を使って、しかも、ちょうど6月15日オープンといいますと、さくらんぼの最盛期なんですね、寒河江の場合は。そうでなくても通常そのころというのは観光客があふれるときなんです。そういうのと緑化フェアのオープンが一緒になってしまったということで、労せずしてお客さんは来るという時期の開催でありまして、もう少し寒河江市民の視点に立った緑化フェアの進め方等も検討していただく必要があるのではないかと私は思います。交通渋滞ばかりひどくて市民の暮らしまでおかしくなるような、そういう開催の仕方ではまずいと私は思います。そういう意味でも、緑化フェアに対する意識の高揚、ボランティアの幅広い活用、この点での努力をぜひお願いしておきたいと、これは要望にとどめますけれども、前の二つについて答弁をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 この入札制度等の改善というようなことは、これは市民が納めたところの税金とのかかわりということが当然出てくる問題でございますから、これが公正に行われまして、そしてまた効率的な、そして不正のないようなものにしていかなければならないということでございます。そのようなことからしましても、入札システムの改善に努めてきたところでございますし、先ほども努力してきた何点かのことを申し上げましたわけでございますけれども、議員がおっしゃるようなことをすぐというわけにはまいりませんし、そしてまた先ほど申し上げましたように、いろいろな懸念と申しますか、反対とすべきような論点も出てくるわけでございますので、それらをやはり十分見きわめながら取り組まなければならないと、こういうことを感じておるわけでございます。それで、先ほど最後に申し上げましたような四、五点ほどの改善策というものを導入しながら、この入札制度というもののより一層の改善に向けて努力していこうと、こう思っておるところでございますし、今後ともこれらにつきましては、十分検討と勉強は重ねてまいらなければならないと、このように思っております。

それから、スパの中国パールの問題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり中国パールといたしましても、あらゆる角度から、あらゆる経済情勢などともならみ合わせながら、順次進めてまいろうというような気持ちであると伺っておるわけでございますので、その姿勢と努力というものにつきましては変わらないものと、このように思っております。

それから、金融機関との総合整備資金、市が融資しておるわけでございますから、それらについて存分に金融機関との連携がとられておるのかということでございますけれども、この辺につきましては十分、地域総合整備財団なり、あるいはメインバンクとの連絡をとりながら、クア・パークについての御理解も得ておるわけでございます。そしてまた、市におきましても、十分納得のいくような説明なども申し上げて御理解を賜っておるという中でございます。今後とも、このクア・パークに対すところの事業に対してのさらなる理解と協力を求めていくことの努力は重ねていこうと。これは市といたしましても、あるいはこれを整備しておる民活エリアの方々も、そういう気持ちで一緒になって金融機関等々に当たらなくてはならないと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 22番遠藤聖作議員。

22番遠藤聖作議員 さっき5点、低入札価格の調査、それから現説の廃止、入札は2回まで、あるいは指名停止の期間の延長というようなことをやっているから、そういう努力は見てほしいというふうな話がありました。しかし、肝心の、いわば入札制度の目玉である、魂であるところの入札そのものが機能していないと。寒河江市の場合は競争性が失われていると、これは統計的に、去年1年間の数字を見ただけでも明らかであります。こういう現実から出発する必要がある。ですから、低入札価格調査といいます、これは過去に1回でもやったことがあるのか。そんな低入札で応札したことがあったのか。恐らく1件もないと思います、去年について見ますと。私の見たところでは、最低で80%ですから。こういうあり得ないことを想定して、「こういう制度をつくったから、入札制度の競争性を守るためにやっているんだ」というふうな理由にはならないと思います。

それから、地元業者の育成ということと入札制度の改善ということを何か対立したもののようないい方をしますけれども、そんなことはないんです。幾らでもそういうことを守りながらやっていける方法があるんです。そういうことを学ぼうとしないと、ここに市長の政治姿勢の問題があるのではないかと。そういう点では、私は強くそのところを言いたいのであります。もう少しまじめにこの問題を検討していただきたい。

横須賀では、インターネットまで使って工期の短縮をやっている。寒河江にはなじまないかもしれないけれども、その自治体、自治体特有の、あるいは条件を生かした改善策というのは必ず出てくるはずなんです。そういう努力をまず市長以下担当者がするということがなければ、幾ら議会で言ってもそれは通じない。「馬の耳に念仏」という言葉がありますけれども、そういう点での取り組み、努力をぜひ強く要請したいというふうに思います。

それから、クア・パークの件については、これ以上話が進みませんが、新しい業者が王将跡地に来るといのであれば、もう少し議会にも市民にもわかりやすく、早目に情報を提示すべきでないか。何だかわからないけれども、いつまでもあそこが更地のままになっているという状態は、精神衛生にも非常によくない、市民にとっても。14年に一体どういうものができるのかというふうなイメージすらわからないという状態のままで、もうあと残り2年という時点に今入っているわけでありまして。そういう点では、もう少し情報を市民に率直に伝えていくという努力を当局にはお願いをしたい。

入札の問題については、もし市長、御意見があれば答弁をお願いしたいと思います。

平成12年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 いろいろ御指摘もありましたし、私の考えも申し上げたところでございますので、議員のおっしゃるところも十分勉強させていただきたいと、このように思っています。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 「本当にいいんですか」念を押す部下を「いいんだ」の一言で押し切る本部長。トップの意向を絶対視し、暴走を食いとめられない上意下達の警察組織の危うさが改めて浮上。これは神奈川県警覚醒剤使用握りつぶし事件の初公判を報じた新聞報道であります。そして、元本部長は、「間違った職場愛からくさいものにふたをする習慣が身についていた」と深々と頭を下げた。また、元警務部長は、「上司に意見を言って、その上で指示されれば従うしかなかった。今思えば、本部長ともっと意思疎通をすべきだった」と悔やんだ、と報じられました。

まさに現場の職員が率直に物が言えない、現場の声が届かない職場では、自浄作用が働かないばかりか、腐敗の温床になっていることを示すものであります。そうさせないためには、トップの姿勢を正すことと、職員の意識改革の重要性を痛感した出来事であります。対岸の火事として見過ごすことはできないのであります。

「市民に開かれた市政を」標榜する佐藤市政がさらに民主的に運営されるよう期待を込めて、通告している政治姿勢について、社民党・市民連合の一員として幾つかの観点から質問いたしますので、市長の率直な答弁を求めるものであります。

まず第1に、積極的な情報公開と個人情報保護条例の早期制定についてであります。

情報公開条例は、幾ら立派でも、職員にとっても、利用する市民にとってもわかりにくく、利用しにくいものであってはなりません。今議会に手数料条例の全面改正が提案されており、情報公開に関する写しの交付手数料は、現行の「1件1枚につき400円、ただし、1枚増すごとに50円を加える」というものを、「1枚につき10円」に改正するというものであり、私どもが以前から提案してきた内容であり、全面的に賛意を表するものであります。

しかし、遅きに失した感も否めないであります。私たちの提案を受けとめてもっと早く改正をしておいたなら、告発事件や職員の処分は避けられたものであり、残念でなりません。しかし、犠牲を払ったものの、今後は利用する皆さんの負担が軽減されると同時に、職員の皆さんもこれまでと違って、枚数掛ける10円ということで非常にわかりやすく、安心して仕事ができるものと思います。私にとってこのことが一番うれしく思うところであります。これからは、公開度を高められるよう、運用面での特段の改善を期待するものであります。

私は、真に住民に信頼させる民主的な住民自治を確立するためには、住民の知る権利と住民のプライバシー保護の両方が保障されなければならないと思うのであります。そのようなことから、12月議会において個人情報保護条例の制定を求めたわけではありますが、市長の答弁は、「既に制定されている寒河江市情報公開条例では、個人生活事項について特定の個人が識別され、または識別され得る情報は、原則として非公開となっている。また、寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例でも、特定の個人が識別される情報を非公開とすることとなり、これを遵守し、個人情報の保護に努めてまいりたい。さらに、国の法制化もまだ先のことと思われるので、新たに個人情報保護条例を制定することは考えていない」というものであります。

しかし、この二つの条例では、個人のプライバシーは守られないと私は指摘をしたいのであります。なぜかといいますと、情報公開条例は、実施機関が保有している情報をプライバシー保護に配慮した一定の条件のもとで公開することを定めたものであります。それに、電算組織の運営に係る個人情報保護条例は、電算組織に記録されている個人情報を対象に保護するものであります。ところが、介護保険の認定審査事項でも明らかなように、プライバシーにかかわる多くの個人情報が新しく収集されています。しかし、電算組織に記録されない限り、どういう情報が収集されているのかをチェックし、プライバシーを守る制度上の規定がないのであります。

そこで、個人情報収集時のプライバシー保護の規制が重要になってくるのであります。そのために、多くの自治体では、電算組織の運営に係る個人情報保護条例にかかわって、自治体が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を

請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の収集の制限などをも含め、適正な取り扱いを定め個人情報保護条例を制定しているのであります。市民の基本的な人権であるプライバシーを守るためには、情報公開条例と個人情報保護条例は一对の政策であります。ぜひ早期に個人情報保護条例を制定すべきと思いますが、改めて市長の御見解をお伺いいたします。

次に、市民生活に密着した道路や側溝などの整備のあり方についてお伺いいたします。

12月議会での遠藤議員の質問に、市長は「市単独の道路改良事業、舗装、側溝整備、用悪水路整備については、予算の枠内で緊急性、効率性、効果の度合いなど総合的に判断をし、決定している」と言われています。また、以前に私がただしたときには、これに加えて条件整備の度合いや地元の熱意が強調されていたことからすれば、改善されてきているとは思われます。

しかし、市民の方々から、「要望して10年以上たつのにどうなっているのか、全然わからない」とか、「関係者の同意書も付して要望し、年数回ずつ市役所に足を運んでいるのに、見通しも明らかにしていただけない」といった声も聞くわけであります。

そこで、単独事業の整備予定となる道路改良、道路舗装、側溝整備、用悪水路整備など、それぞれの事業ごとに要望が提出された時期の早い順に整理簿で処理し、これを公開すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

また、市単独事業で整備を予定している要望箇所の件数は、それぞれの事業ごとに何件ずつあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。また、それらの要望が最も早いのは何年たっているのかもあわせてお伺いをいたします。

次に、市の顧問弁護士の選任についてお伺いいたします。

現在、どなたとどういう契約をなされているのか、その契約内容を明らかにしていただきたいのであります。また、いつからどういう基準で顧問弁護士を選任されているのか、また、どういう活用をしているのかについても、あわせて御答弁いただきたいと思います。

次に、佐藤市長の後援団体に対する政治献金についてお伺いいたします。

このことについては、以前、内藤議員や遠藤議員も質問されてきたところであります。さきごろ「寒河江見張番」というものが新聞折り込みになりました。それによりますと、「平成6年に佐藤市長の後援会である『21世紀のふるさとを創る会』へ八幡屋酒造から30万円の献金、平成7年度に六誠会へ月山酒造から30万円の献金、平成8年に八幡屋酒造社長の鈴木謹也氏から六誠会へ50万円、P A O 2丁目ビル所有者の寒河江開発から5万円の献金があった。前商工会長である鈴木謹也氏は、佐藤誠六市長後援会の会長である」と書かれています。この内容が事実かどうか、お伺いいたします。また、このことについての市長の見解もあわせてお尋ねをいたします。

さらに、寒河江市が12.5%出資し、佐藤市長、松村助役が取締役に就任している第三セクター月山観光開発株式会社からの20万円の政治献金については、後援会の担当者が知らないで受け取ったもので、政治資金規正法に違反することがわかった時点で返金していたことが明らかにされております。しかし、政治資金規正法では、知らないで受け取った場合、受け取った側は違反にならないそうではありますが、寄附をする側は、知らなかったとしても法に反するのであります。だから、返金しているわけであります。

したがって、違法な献金をした第三セクターの取締役である市長並びに助役は、違法な献金をさせた第三セクターの取締役として商法違反になるのではないかと、前に内藤議員もただしているわけでありますが、それには「取締役会で話題にはならなかった」と的外れな答弁をなされているのであります。取締役である佐藤市長自身の後援団体になされた政治献金が、知らなかったということで商法に抵触しないのかも含めて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

不都合なことは答えない、身内に甘い、まさに政治姿勢の問題であり、改めてこのことについての市長の見解を明らかにしていただきたいと思うのであります。内藤議員への答弁に際して、顧問弁護士と相談されて答弁されて

おったのかもあわせて、この際、お答えをいただきたいと思います。

次に、P A O 2 丁目ビルについてお伺いいたします。

P A O 2 丁目ビルの取得については、実施計画にもなかったもので、昨年10月に議長あてに陳情が出され、議会としては、種々論議の末、異例の5項目から成る附帯決議を付して採択した経過があります。ところが、2月18日にマスコミ報道されているのに、議会に対する説明などは一切ありませんでした。本会議に提案されている12年度当初予算に3億7,700万円の予算を計上されているわけですが、このことに対する2日の質問の答弁すら極めて不誠意なものであり、議会軽視と指摘をしなければなりません。

市民の方々は大変な注目をいたしております。予算を審議する議会が、市民の負託にこたえ得る十分な審議をするためには、議員や議会の努力と同時に、当局の誠実な協力がなければ不可能であります。議会審議における資料の提出なども含めて、当局の誠意ある姿勢を強く求めてお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

一つには、12月議会で、「P A O について正確な論議を進めるためには、当局で持っている情報を公開すべきであり、今回は相手からも了解を得られるのではないかと、そう思うので、市長からもぜひ相手の方に申し出ていただきたい」という指摘に対して、市長は「相手につないでおきたい」と答えられているわけであります。その結果、相手との話はどうであったのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

そして二つには、新聞報道によりますと、夏ごろオープンというふうに報道されたわけでありますが、今後のスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目には、権利関係はきれいになったと、2日に答弁されているわけでありますが、いつの時点で整理されているのか、いつ確認されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

そして、四つには、新聞報道では「土地、建物取得後に改造する」というふうなことが報道されていますが、どういった改造をするのか、その予算額はどうなるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、五つ目には、管理運営費については、幾らかかると予想されているのかも明らかにしていただきたいと思います。

六つには、所有者の経営状況については、法人の情報であり、信用にかかわるもので明らかにできない旨の答弁がなされました。しかし、経営状況について、当局自体は既に把握をされているのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

以上、市長についての質問をいたしたわけでありますが、明快な答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 御質問にお答えいたします。しかしながら、質問につきましての具体的な通告というのがなかったわけございまして、ただ項目についての通告だけでございまして、私の方でも、想定した質問で用意するほかないものでございまして、そんなことから、今の御質問に対して十分に、すべてが回答できますかどうかということはありませんけれども、まず回答申し上げたいと思っておりますが、このように通告もなされないようでは、もう議会と執行部との信頼関係というものが欠けてくるのではなからうかなと、こうまずもってお話し申し上げたいところでございます。

情報公開手数料の見直しでございますが、これにつきましては、市といたしましては、いろいろ検討してまいったところでございまして、国の出方というものも待っておったわけございまして、手数料の性格というものを実費なのか、あるいは実費程度なのか、手数料的なものか、そういうことからいきましてもいろいろ見解が、国の段階におきまして議論されておるということでございまして、それらの国の法律あるいは施行令というものを待っておったことも確かでございますので、市なりに検討を重ねておいて、今回の条例改正ということに持っていったところでございます。

それから、情報公開度を高めることにつきましては、これまでも努力を重ねまして食糧費の範囲を広げましたり、あるいは交際費につきましてもできるだけ公開するということなども考えました。あるいはまた、意思決定過程の情報開示につきましても、これは、「条例の第6条にありますところの関係から言います非公開ということに考えておるんだ」と、これまでも申し上げてきたところかと思えます。いずれにいたしましても、情報公開の範囲を広げるということにつきましては、検討を重ねてきたところでございまして、あるいはまた、条例の規定に照らしまして個別的に判断するんだということを考えておるわけございまして、今後とも透明度を高めまして、市民の理解と信頼というものを増すことに努めてまいらうかと、このように考えておるわけでございます。

それから、個人情報条例についての御質問がございました。これも、12月の定例会の一般質問で議員からあったわけございまして、その答弁と変わらないことにならうかと思えますけれども、なお重ねて申し上げますと、近年、個人情報の流出やら漏洩など社会問題化するケースも出てきていることを背景にいたしまして、国は現在、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を検討されておるわけでございます。御案内かと思えます。その検討課題というのは、個人情報の保護を図る上での国としての役割と責務、一方では、地方公共団体の果たすべき役割と責務、それから条例上の措置、自主規制などの促進、苦情処理・相談窓口の設置など、地方公共団体の責務も述べられておるようでございます。これらのことにつきまして、国の法律の制定される段階で、地方公共団体にも何らかの通達・指導がなされると思えますので、前にも申し上げましたとおり、当分それまでの間におきましては、本市におきましても、個人情報保護条例というものを新たに制定することは考えていないところでございます。現在ある本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例と、それから情報公開条例の中での、特定の個人が識別される情報というものを非公開とするということを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、道路改良事業等々についての御質問ございまして、改良事業やら、あるいは側溝事業、舗装事業、用悪水路事業、これらにつきましては、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備だと、このように考えておりまして、地域に密着した事業として大きな役割を持っているのだらうと、このように思っております。

箇所づけの方法等につきましては、これもまた過去2回ほど同じような質問があったと記憶しておるわけでございますが、要望の道路改良事業やら側溝整備等を進めていく場合には、いろいろ要望箇所の現地調査というものを行った上におきまして、毎年の予算の枠内で事業箇所というものを決めて進めているところでございまして、箇所づけをする場合には、まず、例えば道路改良事業におきましては、一般車両の交通量や生活道路としての機能性と

か、あるいは効率性、あるいはほかの事業……下水道事業とか上水道事業、あるいは県の事業との関連というもの、同時施工するということも考え合わせまして、その際ですと、経済性というもの、いわゆる経費の節減というもの、あるいは地権者の同意、理解が得られるわけでございますので、そうやっておるわけでございます。

側溝整備ということになりますと、これは、危険性があるとか、あるいは緊急に整備を進めるところの事業施行に伴うところの効率性の度合いの高いところとか、あるいは同時施工によるところの効果とか、あるいは関係者の同意というものを総合的に見て箇所づけを検討し、決定しているところでございます。

用悪水路ということになりますと、農業用水とのつながりも出てきますので、今申し上げたようなことのほかにも、雑排水になりますれば、生活用水という色彩が強くなりますし、農業用水という分野になりますと、土地改良区等々と協議ということも考えなければなりません。そういうことをいろいろ考慮しながらやっておるわけでございます。

特に出てくるのは電柱の移転の問題、あるいは境界の問題ということも出てくるわけでございまして、その辺の問題というものを解決したようなところから着手するというのも、これも箇所づけにつながってくるわけでございますが、いずれにいたしましても、地域の方々の御協力を得ながら進めておるところでございます。

それで、要望件数ということのお尋ねがあったようでございますが、道路改良事業につきましては、22路線ほどございます。それから、側溝整備につきましては、98カ所ほどございまして、これらの中で大分前、10年前ぐらいのものもあるわけでございますけれども、これらは県の事業とかが関係して、それらと一緒にやらなければならないという兼ね合いで年月を経過しているということがあるわけでございます。また、今、申し上げましたような用地の境界の問題とか、あるいは買収の未確定とか、あるいは電柱移転というような問題を抱えておるところのものにつきまして、側溝などにつきましても、10年ほど経過しているところの箇所があるということは事実でございます。それから、JR沿線の道路とか、あるいはJRと協議するような箇所、舗装の問題がまだ伸びておるとい箇所もあるということでございます。

それから、顧問弁護士の話があったわけでございますが、自治体を取り巻く状況というのは大変大きく変化してきております。そういう中で個性というもの、あるいは特性を生かしたまちづくりというものができるように、地方分権の時代に沿って、あるいはそれを先取りしていくということは、これは当然やっていかなければならないわけでございます。そこにおきましても、いろいろ市民の多様なニーズに対しまして機動的に、あるいは弾力的にこたえていく創意工夫ということが求められております。あるいはこの少子・高齢化、あるいはボーダーレス化の一層の進展という中で、市民の価値観の多様化あるいは環境に対する関心の高まりなどということで、当然、そういう中で行政の対応が複雑化してくるのも、これも実態だろうと思っております。

ですから、法律問題とか、あるいは訴訟問題など複雑化した行政事務に関するところの法律相談とかその処理について、専門的な知識を必要とすることが出てくるわけございまして、御案内かと思えますけれども、弁護士法の第3条によりまして、「当時者その他関係人の依頼、または官公署の委嘱によりまして、訴訟事件とか、あるいは非訟事件及び審査請求、異議申し立て、その他一般の法律事務を行うことを職務とする」ということになっておるわけでございます。

そのような中ですから、複雑・多様化するところの行政ニーズに的確に対応していくと。そして、行政というものが滞りないようにするためには、やはり顧問契約を結んで委託するというのも出てくるわけございまして、いろいろ今言ったような状況の中で、法律問題等に関して法的に誤りのないように処理していくこと、あるいは通常手がけることの少ないような法令事務の手續等についても、誤りのないように専門的な見地から指導あるいは助言、意見などというものをいただくてはならないわけでございます。そういう中で、行政事務に関連した分野についての経験、知識が豊富でございまして、そして、自治体事務についても通じていらっやって、また、ほかの自治体におきましても、顧問弁護士をしておられる方を本市といたしましてもお願いをしておるわけございまして、これまでも個々の事案に関して迅速、適切に、顧問契約に基づき対応いただいておりますので、今

後もお願い申し上げてまいらうかなと、こう思っております。

それから、市長の団体が受け取った政治献金についてのお尋ねがございました。

前にもお答えしておりますけれども、政治献金というのは、政治資金規正法によって規定されておるわけございまして、第1条では「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」というようなことが書いてあります。また、第2条におきましては、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である。いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないよう適切に運用されなければならない」と、こうあるわけでございます。そんなことから、政治資金に対する考え方といたしましては、やはり正しいと信ずるところの政治目標や政策の実現を期して市民に率直に話し、普及し、その理解を求め、最終的には選挙において市民の支持を獲得するため、政治活動を展開するというところにあるわけございまして、これが民主主義の根本であり、政治資金もこの政治活動に当たるわけでございます。

また、政治資金を提供する個人や企業などにとりましても、政治資金というものは、社会構成員としての政治参加の一つの手段でありまして、政治姿勢あるいは政治目標の実現への期待のあらわれといたしましてやられるものだろうと思ひますし、これは本来自主性と自立性というものをできる限り尊重すべきであろうと、こう思っております。また、市民の政治に対する信頼というものを確保し、政治活動の公明・公正を確保するためには、政治資金の透明性の確保に努めていく必要があるかと、このように思っております。

そんな中で、お話もあつたわけでございますが、平成6年には政治団体としての「21世紀のふるさとを創る会」それから、平成7年の方になりますと、今度は政治資金規正法の改正がありましたので、指定したところの資金管理団体において管理しておりますわけでございますが、この内容も法律に基づいて収支報告書でもって報告しておりますところでございます。当然のことながら透明なものとして処理しているところございまして、政治に身を置く者としていたしましては、政治資金あるいは政治活動のみならず、日常生活におきましても、いわゆる清貧の思想というものを念頭に置いて、その自覚と自浄作用で常に律していかなければならないと思つてきているところでございます。また、選挙活動にいたしましても、政治活動にいたしましても、公明正大にして清潔を心がけて行つてきたところでございます。

そのようなことから、市民あるいは企業団体が政治献金を行う場合にも、私の考えやら、あるいは姿勢というものを十分おわかりの上で、よりよい政治をやっていただきたい、寒河江市の発展や住みよいまちづくりのために頑張つていただきたいとの全くの善意から支援をしたいという思いから出てくる御支援、御協力であつたと思っております。本当に純粋な気持ちでなされているものと思っております。したがいまして、個別的な名前が挙げられましたようですが、これは報告書をごらんになつてのお尋ねだろうと思ひますし、前回、前々回におきましても一般質問がありましたので、私もそれらの報告書には目を通しておりましたので、御質問のとおりかと思ひます。

それから、ショッピングセンターの問題でございますが、特に新聞で報道された「チャレンジ・ショップコーナー」についてでございますが、「寒河江ショッピングセンター」というものを取得して中心市街地の活性化のため拠点施設を整備する事業につきましても、12月の全員協議会でも申し上げたとおりございまして、中心市街地活性化法に基づくところの国の支援を受ける方針で臨んでいるところでございますが、補助制度の要件の一つに「商業インキュベーター施設」と。いわゆる新規開業者向け店舗スペースの確保という項目があるものでございまして、その趣旨というものは、一般的に新たな事業を始める場合、事業のノウハウを身につけることや事業を行う場所の確保、それから資金的な裏づけなど困難な課題を抱えることが多く、新規の開業者はなかなかかゝない状況にあるわけです。しかも、長引く不況などを背景にいたしまして、全国的にも新規開業率の低迷が続き、中小企業の活力を維持する上で大きな課題となっているため、国、県におきましては、ベンチャー企業の育成など新規開業を支援する施策を展開しているところであります。

市といたしましても、もちろんこの新規開業というものを促進すべきものと考えているところでございます。また、ショッピングセンターにさまざまなミニ店舗が立ち並ぶコーナーをつくるということは、ショッピングセンタ

ーの活性化を図る上でも望ましいことと受けとめておるわけでございます、ショッピングセンターで新規開業に挑戦される個人やグループなどの有無というものを把握する必要があるわけでございます。それで、商工会とともに商工会青年部やそのOB会、青年会議所の会員などを対象といたしまして、ショッピングセンターの利活用や新規開業についての話し合いの場を持ったところでございます、そのことが新聞で報道されたということでございます。したがって、ショッピングセンターの利活用について検討を進めている事項の一部が報道されたということでございます、議会の軽視したということには全然当たらないと考えておるところでございます。

それから、ショッピングセンターの予算の計上のことの御質問がございました。

購入決定に至るまでの経過につきましては、12月の議会でも答弁申し上げましたし、あるいは全員協議会でも申し上げて御理解をいただいておりますが、重ねて申し上げますと、寒河江ショッピングセンターは、57年9月に十字屋寒河江をキーテナントとして開店しましたが、その後、大型店舗の郊外立地等により、61年5月には百貨店からダイエーのフランチャイズチェーンとしての量販店への業態変更を行ったが、業績が回復に至らず、平成6年1月に閉店になったところでございます。その後、平成6年7月からは、ウエルマートをキーテナントといたしまして、愛称も「PAO2丁目」として開店しましたが、類似するところの大型店舗の相次ぐ進出により苦戦を強いられ、昨年8月にはウエルマートも撤退のやむなきに至ったと、こういう状況にあります。

そういうことで、市といたしましても、中心市街地のど真ん中に空きビルがあるということは、周囲の商店街や駅前地区の開発などに影響を及ぼすとともに、市のイメージが大幅にダウンするということを憂慮しておったわけでございます。御案内のように、一方、商工会から市に対し「PAOビル及び敷地を行政が取得し、中心市街地の活性化並びにその施設を市民の文化、福祉、娯楽等々のために気楽に利用できる中心市街地に人の流れが戻るような策を講じてほしい」旨の陳情を受けたのを初め、中心商店街連合会、それから商店街近代化協同組合、寒河江ショッピングセンター5階チェリーホール利用団体、それからテナント共栄会からも陳情を受けたところでございます。

また、ビル所有者からも、申し入れとしまして、「テナントや商店街など周囲の方に大きな不安を与え、迷惑をかけており、市が主体となって中心市街地の活性化のためショッピングセンターを利活用する場合は、権利関係など課題が解決すれば、市への譲渡を含め全面的に協力したい」旨の話があったわけでございます。それで、後日、「建物の譲渡、都合約3億円、建物を建設してある敷地のうち、寒河江開発株式会社が所有している約200坪と、八幡屋が所有している約300坪の合わせて500坪については、市に寄附をいたしたい。残りの有限会社ロッキーと商店街近代化協同組合の所有地と合わせて350坪につきましては、市がそれぞれ2社と交渉していただきたい」ということでありまして、市では、これらの背景を踏まえ、本市の中心市街地のまちづくりの観点から、また、このような情勢は全国的に地方都市が抱えている問題であり、国においても中心市街地活性化法を制定し、まちの再生に本格的な支援策を打ち出しておりますので、その制度というものを活用し、買い取りを視野に入れた検討をいたす旨、昨年の12月14日の全員協議会で申し上げたところございました。

また一方、御案内のように、昨年12月の定例会におきまして、商工会長より議長に、市に提出された陳情と同様の内容の陳情書が提出されて、全会一致で陳情が採択されたところであります。

財産の取得に当たりましては、一般的にそうだと思いますが、行政の場合は特に物件に対する抵当権等の権利関係の解除は当然であります、その必要性和額によって判断するものでございまして、そういう中で、権利関係はきれいにされておるところでございます。

それから、改造費につきましては、今後取得がはっきりした段階で、また利用度というものを、テナントの方たちと公共施設でどのように案分していくかということも十分決めた中で、今後検討していかなくてはならないと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩します。

休	憩	午後	2時52分
再	開	午後	3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に対する答弁をいただいたわけでありますけれども、大分答弁漏れもありますので、再度、2問目の中で触れながらお尋ねをしまいたいというふうに思います。

それで、一つは、個人情報保護条例を早期に制定すべきだということで申し上げたんですが、前回同様、「新しくつくる考えはない」という市長の答弁であったわけですが、今の情報公開条例と電算の保護条例だけでは、個人のプライバシーは守れないという指摘をしたわけですが、このことについて、市長はどのようなふうに認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

というのは、1問目でも申し上げたんですが、情報公開条例というのは、今それぞれの実施機関にあるデータを開示する際、今あるものを開示する際にコントロールするんです。電算の個人情報というのは、電算に入っているものを出す際、いろいろ活用する際にこの保護の規制がかかるんです。

ところが、今、市民から新たな個人情報をどんどん入手しなければ、行政サービスに対応できないんです。新しい情報を入手する際に、収集する際に、一定の基準、規制がないとだめですよというのが個人情報保護条例であるんです。具体的に申し上げましたね。介護保険制度なんていうのは、もう85項目でしたか、調査項目があり、特記事項なんていうのも皆書くわけです。そして、このことについては、今議会でも市長が答弁されているように、「審査会なんていうのは全く個人のプライバシーそのものです。そのものをまないたにかけて、いろいろ審査するんです」と。こういうふうに言われるように、さまざまな個人のプライバシーそのものが今新たに収集されているんです。ところが、電算に入らない限り、そのものを規制するものが今ないんです、今の二つの条例では。したがって、そのものについて、新たにデータをとる際に「こうこうこういうふうな基準にしなければだめですよ」とするのが、個人情報保護条例なんです。

現に私も前期、電算の個人情報保護対策審議会の委員になっておったんですが、市長と福祉協議会との間で協定、覚書を結んで、資料をフロッピーに入れてやるということになっているんですけれども、この中を見ても共通事項、経済状況、生活状況、社会状況というものがもうすべてに共通する項目としてあるんです。例えば寝たきり老人に関する事項だって、寝たきりになった時期、原因、家族の状況、主たる……とか、あるいは痴呆性の問題だって、原因とか家族の状況、主たる介護者と、こういうものが項目に既になっているんです。ところが、それが電算に入った場合には、電算の中では一人ひとりが見る権利があって、自分のものがどうなっているのかというのは引き出してチェックすることは保障されているんです。しかし、電算に入らないで情報収集すること自体、職員が聞き取りすること自体に今、規制はないんです。また、それが電算でなくファイルにただ手書きになって詰まっている段階では対象にならない。したがって、個人情報保護条例というのは、この情報の収集の仕方をも、本人同意ということを原則にしながら定めていると。それが個人情報保護条例なんです。そして、そのことを電算に入っているやつだけでなく、ただ紙に書かれているこの情報も自分のことについては見せてけらっしゃいと請求する権利を与え、それを訂正する権利も与える。こうなってくると、電算の方は、個人情報保護条例で言うと、電算に入っているものというのはその一部ですから、逆に必要でないということで、よそでは、電算のものは個人情報保護条例が制定されるといって廃止していくと、こういうふうな形で切りかえしていつているんです。特に今からはこういうことが極めて重要になってきているので、私、問題提起しているんです。市長は「もう二つあって大丈夫だ」と言いますが、エアポケットの部分があるんです。したがって、そのことを提起しているので、今すぐできないにしても、やはり庁内でそういう問題があると……、そういう問題があるということ認識できないんだとしたら、これまた大変なことでありまして、ぜひ受けとめていただいて、すぐされないにしたら、このことについて検討していただくというふうなことにしていただかなければ、市民の基本的な人権であるプライバシーは守れないということを再度指摘しておきます。

それから、二つ目の生活に密着した市単独事業の箇所づけの問題ですけれども、現状はわかりました。したがって、私、申し上げたのは、道路整備なら道路整備、側溝整備なら側溝整備、用悪水路なら用悪水路、それぞれ全部一覧表というか、一つのやつにデータを整理して、そして古い方から順繰りやっていると。さっき市長がいろいろ言ったような形で、総合的に判断して事業をしていくわけでしょうが、だけれども、見て、一覧表があるというといいいただけけれども、何かどこでどうなっているのかわからないということを市民の方から言われるわけです。

それで、私ども、前期ですが、総務常任委員会で北見市の行政視察をしました。そのときに、やはり広聴活動で今言ったような市民生活に直結したさまざまな地域要求というのがいろいろな形で上がってくるそうです。市民の声ということ、陳情や要望という形、あるいは市長への手紙とか、移動市長室とか、あるいは直接とかいろいろな形であるそうですけれども、それらを全部集約して、割り振りをして、事業ごとに今言ったような形です。台帳で項目ごとに分けて整理をしておく。そして、それぞれの所管の課、係に割り振りをして、そこで、その要望を出した人に対してどうなのかという現状、あるいは今後の見通しも含めて報告をするんだそうです。そして、北見市の場合には、市民の声を聞く課というのがあってありますけれども、最終的にそこにそのデータをまた集約しておくんだそうです。こうすることによって、非常に事務的にもよくなったと。受付から処理状況、あるいは結果まですぐわかるようになった。そこで会計処理のシステムのパソコンに庁舎の職員なりが入れているんだそうですけれども、金もかからないし、受付から処理状況までの結果がすぐ取り出せると。担当課では、事務や事業の改善、実施計画の策定とか予算化の資料などに非常にうまく活用できると。それにも増して、市民の皆さんが、この要望を出した人が、「おれのところの道路改良をしてけると言ったが、今どうなってんだ」と言うと、ぱっと出して、一覧表がずっとあるんだそうですが、「おたくのところはこの次あたりだな」とか、「後から来た人もあるけれども、これは緊急性があるからこういうふうにした」と。こういうことが、さっき市長が言ったような、何項目かの項目があって総合判断したやつが一覧表に載っているそうです。これを見せてもらうことによって、市民の方々は納得をすると、こういうことがあったわけです。したがって、ぜひ寒河江市でもしてほしい。

ただ、北見市では、そうして変化、今よかったことをずっと申し上げましたけれども、さらに変化がありました。前は、市民の人は「市長さんにしてもらった。ありがとさま」とあったそうです。ところが、そいつがなくなると。「市長さんにしていただいた。市長さんさお願いしてもらった」というのはなくなったそうです。ところが、逆に市民の皆さんの行政全体に対しての信頼が非常に高まったというふうなことを言われておりますので、そういうことをも申し上げながら、先ほどお尋ねをしているんです。

ところが、そのことについては、答えがないんです。道路改良22件、側溝整備98件と言って、あと10年以上たっているのがあるということですから、そういうふうには台帳に整理して、市民が見に来たらちゃんと見せていただけると、やはりこういうことにすべきだと。これはプライバシーも何もありません。行政の透明性です。私は北見市に行って非常にいいことだと思ってきて、前にも議会でこういうことを申し上げておるんですが、なかなかこの部分もかみ合いませんので、改めて今、申し上げたので、市長、どういうことを言っているのかおわかりだと思いますので、そういうことをもう既にされているのかどうかも含めて、されているのだとすれば、ぜひ見せていただけるようにしていただきたいということでもあります。

あと、舗装とか用悪水路の関係は何件ぐらいあるのか、先ほどなかったの。そして、「10年ぐらい」というのではなくて、住民の要望、要求というのを「10年ぐらいたったなあ」とか「どうだべなあ」と、そういうのではなくて、きちんと管理していて、「一番古いのは何年の何月に受けています」と。と同時に、条件が整って地元の方の関係者が皆同意して、同意書をもって出していると、それでもいつになるかわからないというふうな話を私、聞くわけです。寒河江市の大型プロジェクトをやっているために、こういうところにしわ寄せが来ているのではないかなというような心配もあるわけです。したがって、そういうことをきちんと市民の前に明らかにすることによって、その辺を理解もできるわけですし限りある財政の中でやるわけですから、ぜひこの辺やっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、顧問弁護士の関係でありますけれども、顧問弁護士を選任するなということではないんです。これからは非常に法律的に微妙なことから難しいことがいっぱいありますので、置くのは当然だというふうに私は考えています。したがって、どういう契約になっているのかということをお聞かせいただいたわけですが、極めて抽象的な答弁でありました。

しかし、選任に当たっては、それなりの基準で選任されておったようではありますけれども、きょうこの場ではいろいろ申し上げますが、次の選任に当たっては、広くいろいろな角度から検討していただきたい。弁護士の方の対象者も「よそでもしているからこの人を」というのではなくて、もっといろいろな角度から検討していただいて、対象者を広げてその中から選任をお願いしたいというふうに申し上げておきます。それから、常にはこういった活用をしているのかも、できればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、政治献金の関係でありますけれども、月山開発の関係について商法上問題ないのかということをお尋ねしたわけですが、このことについて答弁がありませんでした。そして、10年9月に内藤議員に答弁した際に、先ほども言われておりますように、微妙な法律的なことと言えば弁護士、そのために顧問弁護士と委託契約を結んでいるんだと思いますが、議会から通告が出た、そして微妙な問題などは当然、法律の専門家……銭払って委託契約を結んでいるわけですから、弁護士と相談されているのかなと思いますが、相談したのかどうかというふうに私、1問目でお尋ねしたんですが、このことについても答弁がありませんでした。したがって、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、PAOの問題についても、なかなか市長の答弁だけではわからない部分がいっぱいあったので、課長からも1問目でも補足の答弁があるのかなというふうに思っておったんですが、ありませんでした。先ほど私が質問した部分、6項目、メモっているだろうと思いますので、抜けている部分について課長の方から答弁をお願いしたいというふうに思います。

もう一回言った方がいいですか。一つ目は、12月の議会でも、土地建物の所有者というのは相手がいるわけですから、「相手の財産にかかわるものだから、なかなか議会で言えないのではないか」ということがあり、その後ずっと総括質疑で議論をしながら、伊藤 諭議員から、「しかし、それは議会の中でより正確な審議をするためには、相手から了解をもらって話ができるようにすべきでないか」ということに対して、市長は「そのように相手の方に伝えます」と言っているんです。したがって、その結果、どういうふうなことでしたかと。相手と話をした結果、どうですかということをお尋ねをしたんです。それは会議録を見ていただければわかるんですけれども、そういうことを前から言っていたので、そのことが一つです。

それから、「権利関係がきれいになった」というふうに2日に市長がおっしゃられているわけですが、これはいつの時点で確認されたのか。

それから管理経費の関係、あと改築はこれからしていくということですが、この予算の関係、取得については当初予算に盛り込まれていますが、どういふふうにならぬか、このことなども含めてお聞かせをいただきたい。

それから2日の答弁で、所有者の経営状況については先ほどと同じ個人情報なので、「商売している関係上、信用関係もあるし、答えられない」というふうなことを言われたわけですが、そういうことで答えられないのか、調査もしていないのか、調査はしているけれども、今のような理由で質問されても答えられないと言っているのか、どちらなんですかということをお聞かせください。

そして、2日に「個人の財産にかかわる情報あるいは経営の状況なんていうのは、人前に出せない」と、こういう一般論としての話は私もわかります。しかし、今回、あのPAOの建物と土地を市民の税金で3億7,700万円で買うということをお尋ねしているわけですから、したがって、その建物なり土地の所有者の経営状況はどうなんですかということをお聞きしているんです。一般論と分けて、議案として出ているわけですからお答えできるのではないかと思います。

ただ、所有者には、今現在商売している人もいらっしゃるんで、その部分は信用問題ということもあるので外しても、まるっきりP A Oの土地建物だけのための会社もあるわけですから、具体的には寒河江開発などはそのためだというふうに私は理解をしているんですが、違うんだとしたらさらに教えていただきたいんですが、そっちの方などは、やはり経営状況がどうなっているのかというのは教えて当然だと私は思うんです。もちろん、法律的にそういうことを言うてはならないという定めがあるのかどうかもういろいろ教えていただきましたが、そういうことはないということで、やはり市民が何を今、心配しているのか、市民が知りたいのはどういうことなのか、どういふことを解明しなければならないかということで、「それは議会と当局の問題です」というふうに法律的には解釈をすべきだというアドバイスもいただいています。したがって、私は、寒河江開発の状況などについては教えていただけるのではないかと。

もしかして、今回、議会でも十分な審査をするためには……、公の場だというと、議会本会議は公開されていますから、もっと譲って言えば、議会で本当に審査するために必要なのであれば非公開という方法もあるんです、議会には例えば。そういう必要なことも議会に教えられないというやり方はいかなものか。よそに漏れてだめな場合には非公開で審議する、検討するということもあるわけですから。だとすれば、そういうことを当局が全部だめだと。議会の方には示させない。議会で検討する材料がないと、こういう予算の審議はいかなものかというふうに私は思いますので、この点についても、1問目にはなかったわけですが、つけ加えて市長から考え方をお聞かせいただきたい。2問にいたします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 個人情報の問題でございますが、議員が申されているように、情報公開条例と電算機条例の中では救えないようなエアポケットがあるのではないかと。このような御質問なわけでございますが、今、1問でも答弁申し上げましたように、国の方でも検討中なわけございまして、そしてまた、地方公共団体とのかかわりというものはどうするかということも、これも議論になっておるようでございますので、この辺もやはり見てみないと。どういう責務を果たすのか、あるいは苦情処理とか相談窓口ということについて、国の個人情報との関係で地方公共団体のやるべきこと、責務と申しますか、それがはっきりしないうちに軽々に条例を制定するということは早いのではないかと。そういうことで、これから十分勉強して、そのような国の情報というものがつまびらかになった段階でやっていって、そして、現在の二つの条例等々の中で個人の情報というものを守っていくと、こういうこと以外にはないのではないかなと、このように思っています。

それから、道路維持関係とか、あるいは側溝等々の箇所づけについてのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、古いから箇所づけをしなくてはならないというものには必ずしも当たらないわけございまして、そういうものはそれなりの問題を抱えておるから着手に至っていないというようなものでございまして、「同意書も備えてあるにもかかわらずまだ着工していない。それはどういうことだ」という御質問もあったわけでございますけれども、それなりの問題がありますし、それから、緊急度合いというところもあるわけございまして、必ずしも古いからその順にしていかなければならないというものでもないわけございまして、緊急に出てきたようなものがある場合につきましては、それなりに対処していかなければならないと、こう思っております。

それから、本市におきましては、閲覧できるような台帳というものはないと思っておりますが、それに準じるようなもの、箇所づけとか要望事項、あるいは市といたしまして考えなくてはならない場所というものにつきましてはそれなりのものを備えておるわけございまして、それらを存分に生かしながら、先ほど言ったような問題点を解決した暁、あるいは問題点を処理しながらの中で箇所づけをしてまいろうと、このように思っております。当然これは予算との絡みも出てくるわけでございますが、それは申すまでもないことだろうと、こう思っております。

それから、顧問弁護士との契約でございますけれども、市長と結んでおるわけございまして、法律問題の相談、それから処理について契約を結ぶと、こういうことございまして、弁護士は市において処理すべきところの法律相談なり、あるいは鑑定とか、意見の陳述とか、各種契約書、その他の文書作成点検等をなすということ、そして訴訟問題は別途だと、このような契約を結んでおります。1年契約でございまして、それが過ぎたならば、お互い協議の上契約の更新と、こういうものを結んでおるわけございまして、一番最初に結んだのは、多分9年の12月からだったのではなかったかなと、こう思っております。

それから、月山開発のことにつきまして「月山開発の理事等になっている市長、助役なんだから、顧問弁護士に相談しているのかどうか」と、このようなお尋ねのようございまして、この場合はしておりません。

それから、商法に抵触するか、しないか、これは私も軽々にこの場所で、十分調査してからでなければ、答弁は申し上げられません。

それから、PAO2丁目の関係の問題でございますけれども、抵当権の解消は、ことしの2月14日に解消しております。日にちがはっきりしませんでしたので、先ほどは解消されたとだけ申し上げたところでございましたが、2月14日できれいになっております。

それから、譲渡する側の所有者、そういう方の経営状況ということのお尋ねでございますけれども、これらにつきましては、やはり購入する場合、何も経営状況云々ということは必要がないわけございまして、そして、一般的には知り得ないところのものでございます。

それから、商工会長と所有者との間の問題でございますが、「相手に伝えておく」ということのその後の経過はどうなのかというお尋ねございまして、伝えておるわけございまして、その辺のことにつきましては、両者間

で話し合われているのではないかと推察するところでございます。

以上でございます。(「用悪水路などの件数」の声あり)

用悪水路につきましては、先ほど道路改良は22路線、側溝整備は98カ所と申し上げたわけでございますけれども、舗装整備につきましては24カ所、用悪水路につきましては27カ所と、このようにあります。(「それぞれの四つの整備事業ごとに最も古いの、要望が出ていて10年ぐらいになると市長からあったが、道路改良は何年ですか」の声あり)

道路改良事業では、平成3年のものがございます。それから、側溝につきましても、同じく平成3年でございますので、10年ということをお答えしたところでございます。それから、舗装につきましては、平成6年に出されたものがございますし、用悪水路につきましては、これも10年前の平成3年の要望がございます。舗装にいたしましても、用悪水路にいたしましても、それぞれ1件でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今度は大分詳しく答弁をいただきましたけれども、まず、1番目の個人情報保護条例の関係については……、

佐竹敬一議長 川越議員、持ち時間が、あとわずかになりました。

川越孝男議員 わかりました。エアポケットの部分がありますのでぜひ……、本当に市民のプライバシーを守るとなると、特に今これはふえてきています。きょうは時間がないから言いませんけれども、それぞれの事務の係ごとに「ここではこういうふうな問題がある」と全部持っているんですが、非常にふえていきますので、この辺検討に入っていただきたい。そして、国の法律ができないからだめだというけれども、寒河江市では、情報公開法ができるずっと以前に、10年前に情報公開条例をつくっていますし、電算の関係はコンピューターを入れる際に、これはどこの自治体でもやったことです。佐藤市長は情報公開条例もよその自治体に先駆けて平成元年にやっているんです。この精神からすれば、個人情報保護条例なんていうのは、もうすぐ手をかけなければならない課題だと思いますので、ぜひこの辺検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

それからあと、側溝の方の関係についても、それなりのものはあるそうですので、これを活用ということでありますからぜひ、市民の皆さん、これを見ることによって信頼できるんです、行政に対して。したがって、ぜひ市民に信頼されるように活用方を善処していただきたいということを御要望しておきます。

あと、月山観光開発の献金の関係ですが、平成10年9月に内藤議員が同じことを質問しているんですね。そのとき既に顧問弁護士と委託契約があったんです。弁護士を雇っているんです。議会から本会議での一般質問で出された通告というのはそれなりに重いんだと思うんです。私には「今、答えられない。もっと調べてみないと、答えられない」と言っていますけれども、同じなんです。内藤議員の平成10年9月の一般質問の通告であったって、私のきょうのやつだって同じだと思うんです。そういうものだとすれば、何のために顧問弁護士を雇っているのかとなりますので、やはり調べて、できるだけ早くと。きょうは、調べないとだめだということのようでもありますので、このことについての答弁は、私、保留をさせていただきます。調べないとわからないということのようですので、後で調べたらそれなりの形で議長の方にも返事をお願いしたいということで、3問にしたいと思います。

散 会

午後3時46分

佐竹敬一議長 以上で本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成12年3月9日(木曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
20番	井上勝・	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

19番	松田伸一	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員長
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第4号

第1回定例会

平成12年3月9日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第 1 一般質問

" 2 議第 59号 平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)

" 3 議案説明

" 4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、19番松田伸一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月28日及び3月6日に開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年3月9日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
15	行政一般について	分権自治の推進と健全財政について	18番 内藤 明	市長
16	市庁舎建設について	厳しい財政事情の中で建設基金の積み立ても先送りされているようだが、現庁舎の老朽化は進んでいる。導入の可否は別としてもPFI方式の検討に入ってはどうか。	13番 新宮 征一	市長
17	保健行政について	脳の健康について 脳ドックを国保の保健事業として取り組むことについて 健康への取り組みについて 国保の保健事業として健康ビデオライブラリーを設置することについて	21番 那須 稔	市長
18	街の環境美化について	放置自転車対策のために条例を制定して取り組むことについて		市長

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告している分権自治の推進と健全財政について市長に質問をいたします。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

さて、地方分権がこの4月から実施され、これまで長い間続いた上下主従という国と地方の関係は、いよいよ対等協力の関係に大きく転換することになりました。しかし、一方で、この分権はいろいろな問題を含んでいることもまた事実であります。特に新保守主義的構造改革の一環として進められたために、住民自治制度の改革が二の次とされており、これは、国あつての地方という上からの分権の限界を示すものであります。地方分権は今、始まりとしての第一歩を記したにすぎず、税財政面での分権を初め、さらなる権限の移譲といった諸課題について強力な運動を推し進めなければなりません。

また、住民や自治体はみずから地方自治の本旨の実現に向けてアカウントビリティーによる自己決定権の確立など、住民自治を実践する普段の活動が求められているものと思います。そうした点で言えば、分権下における住民参加の行政運営は、グラウンドワークやみこしの祭典といったものだけではないことを市長には強く申し上げておかなければなりません。

ところで、この分権を前にして、財政難にあえぐ全国の自治体では、さまざまな独自の新税をつくり、何とか収入をふやそうとしていますが、その税額はほんのわずかのようであります。地域の行政を司る自治体の財政を危機から救い、自治の機能を高めるためには、今の国と地方の財源配分を大胆に組みかえし、課税自主権の確立など、法改正を視野に入れない限り、到底無理なことでもあります。そんな中で、東京都の石原知事が打ち出した外形標準課税案は、地方自治体の財源確保の論議の一石を投じることになりました。

そこで、お尋ねしますが、財源確保のためのそうした新たな試みについて、分権という視点で市長はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

次に、本市の財政状況についてお尋ねいたします。

去る3月2日の総括質疑で、平成11年度一般会計決算見込みの起債残高や基金残高、財政それぞれの指標について伺いましたが、本市の財政事情は一段と弾力性を失い、硬直化が進んでおり、極めて厳しい状況にあると言わなければなりません。特に一般財源総額に占める公債費充当一般財源、つまり公債費負担比率は18.26%と非常に高くなっています。それと比較して繰り上げ償還など有効な手だてとして使える減債基金は4億1,400万円と、財政規模から見てもゆとりあるものではありません。また、起債の償還計画も見せていただきましたが、償還時期が平成16年にピークを迎えることを考えれば、財政調整基金は積み立てておく必要があります。

こうした傾向は全国的に見られますが、公債費比率が高く、財政に黄信号がともる自治体は全国の全体の半数に上っております。その最大の理由は、自治省が、中央からの税財源配分権限を最大限に使って自治体をコントロールしているからにほかなりません。自治省は、人事面でも天下りを都道府県に送り込み、実質的に統制し、自治体による起債の許可や補助金の認証なども権限を持ち、自治体の税収も自由にさせていません。戦前の内務省に近い構造が事実上で上がっているのです。こうした構図が、財政危機にあつても自治体が危機感を感じない最大の原因であると言われております。

また、自治体は、減税補てん債や減収補てん債といった財政支援をいとも易々と受けることになれ過ぎてしまい、危機の当事者意識がなくなっていることを多くの識者は指摘をしています。このことについて、さ

きがけの竹村正義代表は、「自治省による地方財政管理は、日本のもう一つの護送船団だった」と言い切っています。

さらに、自治体の公債費負担比率がこれほど高くなった要因として、国の景気対策の受け皿として単独事業に力を注いだという面も強調しなければなりません。特にプラザ合意以降のアメリカの外圧による内需拡大、バブル崩壊後の不況が続く、自治体は国の補助事業だけでなく、テーマパーク、駅前再開発などの単独の公共事業の拡大に奔走し、その結果、自治体では、単独事業が国庫補助事業を上回り、自治体自身の借金が急激に膨らんでいったのであります。国の景気対策としての公共事業を安易に引き受けたことによる借金の償還時期とが重なっていることが大きな理由であります。本市もその例外ではありません。

しかし、私はここで、こうした中であっても健全財政を維持している自治体があることをも指摘しておかなければなりません。

そこで、お尋ねしますが、市長は、厳しい財政状況についてどのように受けとめ、どう対処されるのか。また、そうした財政指標の数値がはじき出された要因はどこにあるとお考えになっているのか、伺いたいと思います。

次に、分権という視点で、主権者である市民に財政状況をわかりやすくするために、一般会計や特別会計、企業会計、開発公社などの決算について、連結決算を試みてはと思いますが、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

また、民間企業の経営診断の手法としては、さまざまな方法や指標が開発されていますが、地方自治体には、現行の財務会計制度という官庁会計の方式に固執しているために、企業診断指標の採用は不可能となっています。自治体の会計制度を企業会計的視点から見ると、多くの欠陥が見られます。その特殊性から全面的な導入は不可能としても、市民の立場から、これらの会計処理の基本的な考え方として発生主義、ストック会計、連結財務諸表、財務公開などの採用が望まれているのではないかと思います。複雑化させている自治体の財政を的確に判断する財政診断指標は、合理的会計処理のためのみでなく、市民や職員に正確な情報をわかりやすく公開し、その内容について住民監視のもとに置くことは不可欠な課題と考えます。

そこで、私は、先進地に倣い、一般会計や特別会計にも決算時にバランスシートを資料として添付すべきだと思います。そのことによって、市の資産と負債が一目でわかるようになります。国も市も大変な財政事情にあっても危機感に乏しいのは、不十分な財政情報にも一因があるのではないのでしょうか。これまでの自治体の一般会計の決算は、1年間のお金の出入りだけをあわせてだけで、その年の行政運営が市の資産、あるいは負債をどれだけ形成し、積み上げたかをあらわしてきませんでした。これでは市民にはわかりにくいし、計画的な行政運営かどうかの判断は不可能だろうと思います。一昨年6月議会における伊藤忠男議員の「企業会計の複式簿記との併用を図っては」とする一般質問の提起に対して、市長は一定の見解は示されておりますが、ここで改めて伺いたいと思います。

次に、事務事業の評価についてお尋ねします。

財政危機も手伝って、最近、政策評価が注目されています。御承知のように、節約のため事業を見直すというものでありますが、一定の時期が過ぎても着手されない事業については中止し、改めて事業を行うためには再評価するものであります。

またもう一つは、自治体には民間企業と違い、採算が合わなくてもやらなければならない事業は数多くありますが、一つ一つの事業について公開、簡素、効率、そして、住民の満足度などの視点から見直すシステムをつくり、改革すべきではないかと考えます。その前提となるのが情報公開であります。それぞれの事業について事業者、各年度ごとの事業内容と費用、担当課などわかりやすく提示する必要があります。この公開は、市民向けではありますが、職員にとってもまた大切なことだと思います。第三者委員会による方法もありますが、手始めに行政内部で実施してみてもいいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、前回に続いて職員採用試験における住所要件の撤廃についての考え方と、新たに市民の面接試験官を採用することについて、市長の所見を伺いたいと思います。

前回の市長答弁は、要約すると、「市内からの受験者だけで多くの応募者があり、優秀な人材が確保できる」ということ、また、「雇用状況の厳しい中で、地元住民の就業機会を確保するという理由で市民に限定して試験を実施している」とし、さらに、「応募者の状況を踏まえながら、市民の意向も尊重して考えていくものではないか」とするものでありました。

分権時代に入り、職員の人権ということでは適切な表現とは言えませんが、「職員は自治体の宝であり、投資だ」と言う人さえおります。私は、行政職の職員採用については、現況を見直して垣根を取り払い、全国に広く人材を求めるべきであろうと思います。雇用状況の厳しさは理解はいたしますが、逆手にとるわけではありませんが、厳しい時期ほど優秀な人材が集まる可能性があります。いつまでも鎖国政策をとり続けるべきではないと思います。たび重ねて恐縮ですが、もう一度伺いたいと思います。

加えて、職員は市民と接する機会が多いわけでありますから、1次試験において面接試験を行い、その試験官には複数の市民の代表を採用すべきと考えますが、あわせて市長の御見解を伺いたいと思います。

最後に、分権自治と長の多選についてお尋ねいたします。

「絶対的権力は、絶対的に腐敗する」という政治原理があります。「流水は濁らず」の例えどおり、そのことに反する汚職事件なども手伝って、長の多選に対する国民の批判は根強くあります。こうしたこともあってか、地方分権推進委員会においては、首長の多選が問題にされたことは御承知のとおりであります。第2次勧告は、「今度の改革により、首長の権限と責任が相対的に増大する一方、首長選挙の低投票率化、無投票当選の増大、相乗り選挙の拡大化などの現況にかんがみ、首長の多選問題については憲法上の可否を十分吟味した上で検討する」とこととしましたが、公選法や選挙制度の改革にまでは至りませんでした。

しかし、さきの政治原理が示すとおり、長の多選については、さまざまな弊害が伴うことは論をまちません。長期政権は、しがらみを生み、独特の政治構造を醸し出します。「長いものは巻かれろ」とする日本の政治風土は、それを断ち切ることをさらに難しくしています。長の多選によるそうした負の部分を加味して、地方政治の活性化と自治の発展ということを考えた場合、長の任期は2期8年が限度とする首長もあり、現に後進に道を譲った首長もおられることは御案内のとおりであります。そのことについて、佐藤市長は常々どのようにお考えになっているのか、御自身の政治哲学をお伺いいたしたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いし、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 地方分権が進む中で財源という問題が置き去りにされてきているのではないかというようなこと、そしてまた、外形標準課税についてのお尋ねがございました。

地方分権につきましては、平成7年に地方分権法が制定されまして、さらには、昨年には地方分権一括法が成立したわけございまして、法の一部を除いて平成12年の4月1日から施行されることとなったことは御案内のとおりかと思えます。

この地方分権一括法によりまして、国の機関委任事務等が廃止されまして、国の関与は緩和され、事務処理面での地方自治体の自立は高められることになったわけでございますけれども、地方分権の推進に応じましてより自主的、自立的な行財政運営を行えるようにするためには、地方公共団体の財政基盤を充実していくことが極めて重要であると思っております。

これからの地方自治の運営というものは自己決定、自己責任の立場に立たなくてはならないと、こう思っております。自治体の主体性というものが強く求められるわけございまして、運営次第では独自の個性的なまちづくりができ得る可能性というものが非常に強く出てきたと、このように思っております。

しかしながら、今回の地方分権一括法においては、国から地方への税財源の移譲というものが見送られたことにつきましては、国と地方にとりまして今後の大きな課題であると認識しておりまして、地方分権推進計画に沿って、できるだけ早期に国と地方の税財源配分の見直しなども含めた充実強化が図られるように望むものでございます。

一方、地方分権一括法において改正された地方税関係では、より地方の課税自主権というものを尊重するという観点から、法定外普通税の許可制度を廃止しまして、国と事前協議を行うこととし、同時に何に使うかを明確にした法定外目的税が創設されたわけでございます。そのため、これらの改革に伴いまして、今後は課税のノウハウを持つ自治体とそうでない自治体の間に大きな財政力格差が生じ、住民負担の増加かサービス水準の切り下げかというような選択を迫られるという事態にもなりかねないわけでございます。さまざまな住民サービスを進めていく上で、地方税と住民サービスのあり方についても、やはり研究していかなければならないと考えておるところでございます。

さらに、国から地方への税財源の移譲はもちろんのこと、自治体独自の方法で従来の地方税についても充実強化を図らなければならないと思っております。そのためには、市町村の基幹税目でございますところの固定資産税について安定的確保が図られるように、工業団地への企業誘致やら、あるいは西根下釜地区の土地区画整理事業に引き続き取り組みまして、税財源基盤の充実強化というものを図ってまいらなくてはならないのではなかろうかなと、このように思っております。

外形標準課税についての感想も求められたわけでございますけれども、財源調達の面からいって課税自主権が存在したのが、その辺が有名無実といえますか、姿が薄かったというような感はぬぐい去れなかったわけでございますので、今回を機会にいたしまして真に議論されるようになったのではないかなと、このように思っております。そういう意味におきまして、今も申し上げましたけれども、地方税見直しのきっかけをつくったのではないかと、このように思っております。また、50年近くも死文化していたような特例というものを土俵に引っ張り出してきたという効果もあるのではなかろうかなと、このように思っております。そもそも地方の行政サービスというものは安定的に供給されることが必要ございまして、地方団体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の根幹を成す地方税というものはできるだけ安定的で変動の少ないものであることが望ましいものでございまして、そういう意味におきまして、外形標準課税というものは税収の安定、自主性の面から言いましても、地方分権を支えるところの地方税体系の構築に役割を果たすものだと思っております、東京都の今回の導入に対しましては一定の評価はするものでございます。

しかし、公的資金をつぎ込んだ大手銀行だけに限ったということは、課税の中立性あるいは公平性、さらには応益原則に基づく、薄く、広く税負担の実現という観点を踏まえれば問題も生ずるのかなと思っております。政府の税制調査会等におきまして早期に結論を出していただきたいと、こう思っておりますのでございます。

次に、財政指標等についてのお尋ねがございました。

我が国の経済社会は、少子・高齢社会への移行、ライフスタイルの多様化など社会構造自体が大きく変容していく中で、それらの潮流に対応しながら、各地方公共団体もそれぞれの地域の特性というものを生かした個性豊かな魅力ある地域社会づくりを積極的に推進することが、今日の大きな課題となっております。とりわけ地方公共団体は、地域の総合的な行政主体といたしまして、多様化する地域住民の要請というものを的確に受けとめ、福祉の向上を実現する施策を展開していくことが求められております。

一方、近年の我が国経済の低迷によりまして、地方財政も厳しさを増しておりますが、このような状況のもとで、地方公共団体が地域住民の要請にこたえ、適切にその負託にこたえていくためには、その経済的基盤である財政が健全なものでなければならないと思います。そのためにも決算等で示される各種財政指標等の分析を通じまして、絶えず財政の現況というものを正確に把握し、財政上の問題点については、その原因というものを究明し、改善に向けて的確に対処することが必要なこととございます。

御案内かと思えますけれども、本市の普通会計における平成11年度末の各種財政指標等の現時点での見込みといたしましては、財政力指数が3カ年平均で0.501、それから、経常収支比率が82.6%、それから公債費比率が17.4%、公債費負担比率が18.3%、起債制限比率が3カ年平均で10.5%、市債残高が約202億円となる見込みでございます。

経常収支比率につきましては、平成10年度と比較いたしますと3.5%ほど低下し、改善が図られると見込んでおりますが、その大きな要因といたしましては、歳入におきまして、中央工業団地への企業立地に伴う固定資産税の増収などで市税が2.8%程度、金額にいたしますと約1億4,000万円増加します。さらに、普通交付税におきまして8.8%、金額にいたしますと約3億五、六千万円と、こう見込んでおられるわけですが、それが増加することによるものでございます。

また、公債に係るところの指標等につきましては、平成10年度と比較いたしますと、公債費比率が0.4%程度上昇いたしますけれども、公債費負担比率及び起債制限比率につきましては、それぞれ0.1%程度低下する見込みとなっております。公債費比率上昇の要因につきましては、減税等によるところの減収額の補てん分や、数次にわたるところの国の経済対策に呼応して実施した公共事業、単独事業の追加に対しまして発行した市債の元利償還額の増加によるものでございます。この経済対策関連で実施した事業につきましては、駅前中心市街地整備事業やら、あるいは市道及び街路整備事業等が主なものでございますけれども、これによりまして事業費の前倒しによるところの事業の促進と早期完成を図ることができ、さらには、市内経済の活性化やら、あるいは市民生活環境の向上に大きく寄与したと思っております。単なる国の景気対策というものとは違って、本市のプロジェクトとして、また現在進めなければならないことをやったと、それを前倒しにしたということが大きく関連しているものと、このように思っております。

それから、公債費負担比率につきましては、18.3%と高い数字になる見込みとなっておりますけれども、これは、今回の3月補正予算に計上しておりますところの財政調整基金繰入金というものを減額したために、算式の分母となりますところの一般財源総額が減少し、さらに、分子に繰り上げ償還額が加わったことによるものでございます。

起債制限比率につきましては、10.5%と年々低下しておりますが、これは、普通交付税の基準財政需要額に算入になる有利な市債の活用にも努め、さらに、平成4年度から10年度までに約26億3,000万円の繰り上げ償還を実施したことによるものでございます。

今後におきましても、景気の低迷等による税収の減額や駅前中心市街地整備事業に多額の市債発行が予定

されていることから、各種財政指標等が上昇すると見込まれるところではございますが、行政改革というものを引き続き積極的に推進しまして、経費の節減を図り、各種施策の優先順位等について厳しい選択をして、財源の計画的、重点的な配分に努め、さらに、繰り上げ償還も継続的に実施して、財政指標等の推移を注視しながら、財政運営を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、連結決算とバランスシートについての御質問がございました。

連結決算につきましては、平成8年の12月定例会でございますが、「今後技術的に十分に検討されていくべきものと認識しており、それらを見守っていく必要がある」と答弁いたしております。また、バランスシートにつきましても、平成10年の6月の定例会におきまして、「全国的な動向というものを踏まえ、推移を見守っていききたい」と答弁したところでございました。

その後におきまして、バランスシートにつきましては、都道府県あるいは市町や特別区におきまして作成する団体が急速にふえてきております。現在の自治体の会計というものは、取引に関する現金の出納を記録する会計処理方式の単式簿記を採用しているために、出納に関する事務処理には適してはおりますが、ストックとしての資産の視点が欠如しているために、資産管理ができず、住民もほとんどわかりづらいという問題点が指摘されております。このため、バランスシートを作成し、負債や資産状況というものを把握することで職員の危機意識やら、あるいはコスト意識が高まり、予算のより効果的な執行やら、あるいは資産の有効活用の促進が期待されるものと思っております。

現在の情報によりますと、自治省におきまして、貸借対照表（バランスシート）及び一般会計と公営企業会計などの収支を全体で把握できる連結決算書の導入を検討すると、こう言っておるようでございます。具体的には、財政学者や自治体の実務担当者によりますところの自治体の総合的な「財政分析調査研究会」というものを発足させ、自治体が行うところの住民サービスの金銭的評価をどう金額であらわすか、所有土地の資産評価に当たって、取得時価、あるいは時価評価のいずれかにするかなどの問題点があるために、それらについて検討を加え、平成13年の3月までには報告をまとめる計画のようでございます。

本市といたしましても、自治省のこうした研究会の情報収集やら、あるいは実施自治体の情報というものを得ながら、バランスシートの作成に向けて現在も勉強を重ねているところでございます。

それから、事務事業の評価についての御質問がございました。

国において政策評価に対する注目が平成9年あたりから急速に高まりまして、行財政改革推進の中で政策の優先順位決定やら、あるいは経費削減の主たる方法の一つといたしまして、この政策評価が論議されてきたようでございます。平成10年3月には、北海道開発庁、それから沖縄開発庁、あるいは国土庁、農林水産省、建設省の6省庁は、公共事業の再評価システムの構築に向けまして、所管する公共事業の再評価実施要領及び新規事業採択時評価要領を策定しております。

山形県におきましても、県の土木部及び農林水産部において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性というものを確保するため、既に実施されている事業の再評価を実施する目的で、平成10年10月に「山形県公共事業再評価実施要綱」を策定しております。御案内かと思えますけれども、この県の公共事業再評価システムは、一つには、事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業とか、あるいは2番目といたしましては、着工後5年ないし10年間継続中の事業とか、あるいは社会的状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業について再評価を実施するものでございまして、その基本的な視点というものは、一つには、事業の進捗状況、二つには、事業をめぐるところの社会経済情勢等の変化、三つ目には、事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、そして四つ目には、コスト縮減や代替案立案の可能性となっております。

さらに、県におきましては、再評価を実施するに当たり、客観性と透明性を確保するため、第三者からの意見を聞き、尊重する仕組みといたしまして、「山形県公共事業再評価監視委員会」というものを設置いたしまして、現在、大学教授など有識者8名から成る委員会において、各事業を審議し、必要があれば知事に

意見書を提出する仕組みになっております。これを見ますと、平成10年度におきましては、土木農林関係140件の事業が対象となり、うち詳細審査対象になったのが17件のようございまして、最終的に休止1件、縮小2件という意見書が提出されております。平成11年度は、23件の事業が対象となりまして、うち3件が詳細審査となりましたが、中止または縮小の意見書は出されなかったという状況にあるようございまして、詳細審査対象となったものは、河川改修や港湾改修、ダム事業や広域農道整備事業など大規模な事業で、着工から10年以上経過し、かつスムーズに事業が進んでいないものようございまして。

本市におきましては、10年を区切りといたしまして振興計画を策定し、その具現化のため毎年3カ年のローリングで実施計画を策定しているところございまして、その過程において事業効果や必要度を十分検討し、事業の選択や見直しを行うとともに、新たな行政課題への対応も行っているところございまして。したがって、事業を採択する場合は十分な事前計画を練り、事業に着手しているものございまして、県の事業評価の要件である事業採択後5年間を経過した時点での未着工事業とか、事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業は、現在のところ見当たらないと、このように思っております。

しかし、今後そのような事業が出てきて、事業の見直し等の検討をする必要が生じた場合は、県の公共事業再評価監視委員会設置要綱では、「監視委員会は、市町村が実施する事業の再評価についても、市町村長から依頼があった場合は審議を行い、市町村長に対して意見を述べる事ができる」とされておりますので、県の再評価システムを活用していくのも一つの方法ではないかなと、このように考えているところございまして。

それから、採用試験の問題についてのお尋ねがございました。一つは住所要件、一つは面接試験官の問題でございます。

地方分権の時代を迎えまして、地方自治体においては、みずからの責任において住民福祉の向上と個性豊かで活力あるまちづくりを進めていくため、住民に身近な行政サービスの担い手として職員の一人ひとりの職務遂行能力が求められております。御案内のように、地方公務員法第17条には、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるもの」と定められております。さらに、受験資格については、この法律第19条におきまして、「競争試験は、人事委員会を置かない地方公共団体においては任命権者の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」としております。そして、受験者に必要な資格として「職務の遂行上必要な最小、かつ適当の限度の客観的、かつ画一的要件を定めるものとする」と、そうされているところございまして。

その採用試験における住所要件でございますが、前回の議会においても答弁申し上げたところございまして、人材確保が難しい看護婦、保育士及び医療技術職などの特殊な職種については住所要件は付しておりませんが、一般行政職と技能労務職については、最近の受験状況を見ましても、退職者の減少による採用者も数名と少なくなっている中で、市内からの受験者だけで多くの応募があり、優秀な人材が確保できるということ、さらに、景気低迷が続く中で、雇用状況も一層厳しくなっており、市民の子弟に就業機会を確保するという事などを考え合わせまして、受験資格を寒河江市の市民に限定して採用試験を実施してきているところございまして。住所要件は、今後の採用予定数や応募者数等の状況などを踏まえながら、さらに、市民の意向も尊重しながら考えていくものではないかと思っております。

それから、試験官のことでございます。

地方公務員法第20条では、「競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする」と。そして、「競争試験は筆記試験により、もしくは口頭諮問、及び身体検査、並びに人物性向、教育程度、経歴、適性、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定により行うもの」と定められております。採用試験は筆記試験による1次試験、1次試験合格者に対する2次試験を実施しております。2次試験では、口頭諮問、いわゆる面接試験と作文試験、性格検査を実施しております。口頭試験、この面接試験では接遇態度、誠実、信頼性、それから協調性、表現力、理解力などによりまして、職務遂行能力等

を有するかの評定を行っておるわけでございますし、作文試験では、課題に対すところの的確な表現力を有するかどうかの評定を行うわけでございます。

面接、作文試験によりまして、市の職員として職務遂行能力を有しているかどうか、ふさわしいかどうかというようなものを判定するには、実際に常に職員に接しまして職員を見ている人間というものが一番適任であると思っておるところでございます。さようなところから、試験委員は助役、収入役、監査委員、教育長、病院長、総看護婦長としておるところでございます。職務遂行能力を判断するには、職務の内容の知識や指導・監督してきた経験などが必要であり、また、面接では、受験者の個人的な内容の話も出てくることなどから、外部の方はふさわしくないのではないかと考えております。最終的には、この1次試験、筆記試験の結果というものと、作文試験、面接試験及び健康診断書等の結果を総合的に評価して合格者を決定しているところでございます。

最後に、首長の多選に対しての市長の政治哲学といえますか、そのお尋ねがございました。

多選が重なると権力の座に安住しましてそれを独占しがちになり、自分をオールマイティーと勘違いすることになりかねないこともあります。それを防ぐために、ふだん広く市民の声を聞き、誠実に声に耳を傾ける態度で事に当たれば、かえって市民の間に安心感と信頼感が定着して、ずっと信頼して任せてもいいという気持ちになるであろうと思います。何を置きましても市民の信頼感が、多選によるところの長期化云々というものを消し去るものでございまして、一方的に一律に制限を加えようとする多選批判には、市民間でも全然関心は低いのではないかなと、このように思います。市民の意思、自主性によって首長は選択されるべきであり、あくまでも市民の意思を尊重すべきものでありまして、あえて制限を置かなくてもいいのではないかなと考えております。

それから、多選となると、市民の中によどみ、市政の中に硬直化を感じさせるものでございましてけれども、やはり長さを感じさせない、それから、新鮮さを失わないということが必要かなと、このように思っております。時間的な長さは長さとしましても、市民に心理的な長さを感じさせないこともあるであろうということでございます。それは、市民とずっと首長と一緒にあって市の将来というものを見つめ、ともに考え、ともに活動して、そしてまた、市民に接するに誠実であり、清新さを保ち続ける人間性に関係することでもあろうかなと、このように思います。

それから、多選を重ね、長期間在任しますと、さまざまな弊害が出てくると言われております。それは、今も申し上げましたように、独善的な傾向を強めたり、惰性に流れ、新鮮な政策やら、あるいは創造的な発想が生まれてこないことが挙げられるわけでございます。しかし、市の長期計画、いわゆる夢とか、あるいは目標というものを市民と一緒に描きながら、一貫した方針で政策実行に当たれば、かえってその継続性がプラスに作用するものとも思われます。この際、複雑・専門化するところの地方行政に対処するに当たりましての、長年の間で蓄えてきた行政能力というもの、あるいはまた初心に返ってのリーダーシップというものを発揮していくことが求められると思っております。

さらに、地方分権の動きというものが進展し、権限、責任というものが相対的にも増大してくる中で、多選を禁止すべきという意見も出てきているようでございますが、一般市町村長と知事の権限というものの中には大きな差があると思っております。市町村長の多選禁止の尺度とは一概にはならないのではなからうかなと、こう思っております。したがって、制限するにいたしましても、地方公共団体間の長におのずから差があってもいいのではないかなというような気持ちでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 18番内藤 明議員。

内藤 明議員 どうもありがとうございます。

それでは、第2問に入りますけれども、一つは、税財源についてお尋ねをしたわけではありますが、外形標準課税については一定の評価をしたいというふうなお考えであったように思います。私は、この大銀行に対する外形標準課税というのは、そういう意味ではよく理解するわけでありまして、一つには、国に持っていかれた日本銀行の税金を取り返すことだったというふうに言われているわけでありまして、そういう点では、私は、先ほど申し上げましたように、よく理解できるような気持ちであります。

ところで、何回も申し上げておりますが、分権一括法が4月から施行されまして、自治事務と法定受託事務に分けられまして、機関委任事務が廃止されたわけでありまして、先ほど申し上げたように、税財源の配分だけは取り残されてしまったわけでありまして、問題はその配分をどのように見直すのかということだろうと私は思います、これは市長も触れられましたけれども、これは、御承知のように、中央の役人や政治家が既得権を温存したためになされなかったわけでありまして、まずはこのことから手をかけなければならないというふうに思っております。

ただ、市長も先ほど御答弁で言われましたけれども、既存の地方税以外の法定外普通税の新設が国の許可制から協議制になって、法定外目的税もつくられるようになったというふうに言われます。そこで、自主財源の確保という点では歓迎すべきことなのかも知れませんが、例えば産業廃棄物の埋め立て税などを検討しているような自治体も出始めているというふうに言われており、そんなことが報道されているわけでありまして、財政難を理由にして、行政がそれをよいことにそうした、先ほど申し上げました産業廃棄物の埋め立て施設などを、例えばみずからの自治体に誘致するようなことになっては困るわけでありまして、それでは、住民はたまったものではないと、こういうふうになるわけでありまして、やはりそうしたことを十分考え合わせて対応すべきだと思います。先ほど言ったように、まず国の税財源の配分の見直し、こうしたことを強く求めて、やはり議会も市長も行動すべきだというふうに考えるわけでありまして、ぜひそうしたことに立ち上がっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、市の財政について伺いをしたわけでありまして、財政事情については私もよく調べましたので、第1問で申し上げたように、それは繰り返すことはしませんけれども、そうした財政事情になった裏、背景にはそのようなものがあるということをやはり改めて御認識をいただきたいと思うわけでありまして、前にお伺いしたときにも、市長は「入るをはかって出るを制す」ということを言われたわけでありまして、それはそのとおりだというふうに思います。投資効果なども徐々にあらわれて税収も上がっているということは大変喜びにたえないところでありますけれども、ただ、何せ出ていく方が非常に大きい。こういうふうなところであると思っておるわけでありまして、特に自主財源が比較的小さい本市のようなところでは、どちらかと言えば、やはり出の方を制するように努めなければならないのではないかなというふうに思っているところであります。

そういう点から、これまでの財政指数について、もう一度振り返ってみて問題はなかったのかということを検証してみる必要があるのではないかなというふうに思っているわけでありまして、特に私が強調して申し上げたいと思っておりますのは、大型プロジェクトや公共事業などの投資的な事業だけで見ても、経費の節減はかなりできたのではないかなというふうに思っております。例えば一昨日、遠藤議員からも指摘をされておりましたけれども、これは私も以前指摘を申し上げました。いつだったか、何回もこんなことを繰り返し御質問申し上げておりますので、会議録を見ないとわからないような状況にありますけれども、いわゆる公共事業の入札制度の改善、条件付一般競争入札と、それから事前公表の組み合わせ、これはやはりしておくべきだったと思いますし、繰り返すことになりませんが、これは遠藤議員からも御指摘のあったとおりであります。

それからもう一つは、これは何回も議論を重ねましたけれども、例えばハートフルセンターの建設についてもい

る議論を重ねました。保健・福祉・医療、文字どおり三位一体の事業を展開するためには、どこがいいんだろうかと。私たちもそういうことで先進地を訪ねて、宮城県の涌谷町であったわけでありすけれども、視察をさせていただきながら、その土地の価格や利用目的などを加味しながら、寒河江市立病院の近くに建設をすべきことを主張したことは、市長、御案内のとおりであります。そのときは、どうも初めに山交の跡地がありきということ、私、今でもそのような感じを持っているわけでありすけれども、結果的に大変高い土地に建設をされているわけでありまして、こういう意味では、もう少し考えておくべきではなかったのかなと、こういうふうに思います。多分、市長は、アンケート調査なんかもやって「いろいろ調査をした上で」というふうに御答弁をされたいところだと思いますが、そのアンケート調査の上にしても、そこに執着するような、行き着くような組み立てではなかったのかなと、私は今でもこういうふうに思っております。

それからもう一つは、活況を呈していると言われる第三セクターである「チェリーランドさがえ」についてでありますけれども、これも何回も議論してまいりました。駐車場などに使用料をいただくべきではないかということ、を申し上げてきた経過があるわけでありすけれども、今でも私はやはり応分の負担を求めていくべきではないかと、こういうふうに主張をしたいわけでありす。

それから、記憶に新しいと思いますが、チェリークア・パークの民活エリアの部分のいわゆるインフラ整備についても議論を重ねた経過がございます。通常の宅地開発などであれば、それはすべて開発業者に負担を求めることになるというふうに思いますけれども、また、買った人がその負担を背負っていくことになるというふうに思いますけれども、そのような意味では、例えば市の開発公社等でやったもの、宅地開発などと比較をすると不公平感がぬぐい去れないと、そういうことからしても、やはり応分の負担を求めていくべきではなかったのかなと、こういうふうに私は今でも見解を持っております。

いろいろ申し上げたいことがいっぱいあるわけでありすけれども、この辺にとどめておきたいと思っておりますけれども、9年度の決算状況について、類似団体と比較しても本市の状況は大変厳しい状況になっているということがわかります。また、よい機会でありますから、ほかの自治体を勝手に引き合いに出して恐縮でありますけれども、この際、財政状況のいいところについても見ておかなければならないのではないかなと思っておりますので。私と所属を同じくする友人が藤沢市におりますので、折に触れてそんな市政運営について話をする機会があります。健全財政を維持しているということをお聞きしておりましたので、平成10年度の決算カードを送っていただきました。この前、間違っといいいますか、庶務課の方に届いたということであるいはごらんになったのかもわかりませんが、藤沢市をよく御存じの方は、「あれは不交付団体だから財政力指数が違う」と、こういうふうに一言で言われるかもしれませぬけれども、いいところはやはりいいように行政運営をやっているということ、を私は申し上げたいのであります。議員の皆さんもあるいはごらんになったかも知れませんが、市議会の旬報でごらんになったかも知れませんが、この藤沢市も平成11年度に、住民参加のまちづくりということで自治大臣表彰を受けられた団体であります。横道にそれて恐縮ですが、本市も自治大臣表彰をもちろん受けたわけでありすけれども、決定的に違うのは、市長にはよくお聞きをいただきたいと思いますが、市民と「共働」……ここは本市も同じですが……による施策の遂行など、情報公開を前提とした新しい市民参加のシステムを構築して、議論の結果、意見や政策立案に役立てようと、こういうふうに行っているんですね。もちろん、私、市長のやられたグラウンドワークも、そういう意味では市民参加の政治でありますから、それを否定するわけではありませぬけれども、こうした政治への参加、政策立案についての市民の参加、これがこれからの分権や自治に問われているのではないかなと、私はこういうふうに思っております。

ですから、前の質問で申し上げましたが、市長は「意思決定前の情報公開はしない」と。条例でもそのようになっておりますので、条例上はそうなんです、しかし、政策立案をする上でこうしたことを公開していかなければ、同じ土俵で、市民が同じ情報を持って当局と政策的な議論を闘わせるなんていうことは、これは不可能だと私は思うんですね。横道にそれて恐縮ですけれども、そういう意味では、改めてそうした御見解についても伺いたいとい

うふうには私に思っておるところであります。

それから、藤沢市では、さっき市長は「検討したい」ということであつたわけでありまして、一般会計についてもバランスシートを作成しているそうでもあります。健全財政を維持するために起債は一定の割合に抑えているということでありました。ちょっと記憶に乏しいんですが、たしか税収の12%か13%、そのような感じにとどめていると聞いた覚えがあります。

それから、開発業者からは、適切など言ったらいいかどうかはわかりませんが、やはり応分の負担を求めたというふうには伺っております。一定面積以上の開発については、学校とか、消防とか公園などの負担金を求めて、市の持ち出しを抑えてきたと、こういうふうには言われておつたのであります。身の丈に合った行政運営ということからすれば、財政力指数の高い藤沢市ですら余り背伸びをしないような、健全財政を維持するために、そうした運営をしてきたということをややはり参考にしなければならないのではないかなと、私はこういうふうには思っているところでもあります。ぜひそうしたことについても御見解をいただきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたように、これまでのそうしたプロジェクトあるいは公共事業などの用地の選定、あるいは開発者の負担のあり方が一層厳しい財政に拍車をかけたのではないかと、私は、そういう意味では思っているわけでありまして、そのことについて市長はどのようにお考えになっているか、改めて御見解をいただきたいと、こういうふうには思っております。

最近、自治省あたりでも起債制限比率をよく使うようになりました。それは、これまで自治省がとってきた行動からすればよく理解できるわけでありまして、しかし、幾ら起債制限比率が小さくても、借金はもうできないような状況になってきているわけでありまして、不可能なんですから、そうしたことは、一つの指標としてとらえておく必要があると思ひますが、余り大義にお考えにならなくてはいいのではないかなというふうには私に思っているところでもあります。

それから、連結決算は、そういう意味では今後の課題だと私も思ひます。ぜひ一目してわかるような制度に改革すべきだというふうには思ひますので、改めて御検討をいただきたいと、こういうふうにはお願いをしておきたいと思ひます。それから、バランスシートもぜひ積極的に導入を図られるよう、御要望だけしておきたいと思ひます。

それから、事務事業の評価についてもお答えをいただきました。

県の状況を詳しく御報告いただきましたけれども、そんなに難しく考えないで、要するに、市長は実施計画の中でローリングを見直すということであつたわけでありまして、そういう意味では、市民向けにも大変重要なことだというふうには思ひます。公開を前提としながら役所内から始めて手がけると、こういうことで、評価の視点も簡素、効率あるいは費用効果だけでなくして環境などの評価もぜひ組み入れながらしていただきたいなど、こういうふうには思ひしているところでありまして、事務的に作業はそんなに大したことはないと思ひます。ぜひ検討をお願いしておきたいというふうには思ひます。

時間がなくなってきましたけれども、答弁する時間もあるというふうには思ひますけれども、それから、長の多選についても見解を伺ひました。

いろいろ申し上げたいことはありますが、その弊害については市長はよく御存じであります。私もそのとおりだというふうには思ひます。それで、市長は御自分の今の立場で、御自分が今までなさつたことを含めてどのように御見解をお持ちになっているのか。先ほどは御自分のそうした歩んできた、やってきた行政と対比してではなくして一般的なことでお答えになつたわけでありまして、そんな点も含めてお伺ひをしたいというふうには思ひます。

それから、採用試験の関係であります。市民の方から私もいろいろ指摘をされます。当を得ているかどうかはわかりませんが、「どうも縁故採用があるんじゃないか」というふうな話をしばしばし耳にします。私は「市長に限ってそんなことはあり得ない」と思ひしておりますけれども、「絶対的にできないというふうなシステムになっているのか」と言われますと、私はどうもその辺がはっきりわからない。というよりも、そういうふうには聞かれますと、「そうになっている」と断言できないで大変困つているところでありまして、そんな声を払拭するというところでぜひ市民の試験官を何人か取り入れていただきたいなど、こういうふうには考えておつたのであります。先ほど「他

人に個人のものがわかる」とかなんか言いましたけれども、こんなものはいっぱいあるでしょう。事これに関する問題だけでなくして、そんなものは守秘義務を課せばいいだけであって、大変奇想天外なことを言っているように思われるかもしれませんが、岡山県の加茂川町というところでそんなことをやっているんですね。できの悪い市長は4年すると市民が変えることができるんだそうですね。そのとおりだと私も思います。それで、交代はできますけれども、「職員は採用されますと交代することなんて不可能だ」と、こういうふうにしてその町長はお考えになって、常に住民と接する機会のある職員だからということで住民の代表を第1次試験の面接官に当て、それから初めて筆記試験をやって、最終的に行政の幹部が採用を決定すると、こんな段取りを踏んでいるそうでもありますけれども、そういう意味では日本も大変広いところで、3,300もの市町村があるわけですから、さまざまな行政をやっているんだなとつくづく思うわけでありまして、そんなことも含めて、あわせて御見解をいただければと、再度御質問をいたしまして2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 二つ目の問題といたしますが、財政指標等についての問題と健全財政についてのお話でございますが、そういう中で、大きなプロジェクトを検証してはどうかと、このような話でございまして、過去にさかのぼってのハートフルセンターの位置的なお話がありました。

大型プロジェクトを執行する際には、これはやはりいろいろ市民の意見も聞きますし、議会にもお諮りしております。また、コンサル等々の計画なども見ながらやっておるわけでございますし、この大きな事業が市の発展につながるかということ十分に、あるいは市民に幸せをもたらすものかどうかということ存分に考え合わせながら計画しておるものでございまして、練りに練ってやってきたと、このように思っております。そして、こういう計画が達成したあかつきには、それが結果的に見ましても「ああ、よかったな」と、このように思われるものでなくてはならないわけでございますし、市民に喜ばれるものでなければならないわけでございまして、そういう観点から十分に練りに練ってやってきておるわけでございます。ハートフルセンターの場所についてのお話もございましたけれども、私はあそこの場所の選択には誤りはなかったのではないかなと、このように思っております。現在におきましても大変な利用客、市民が訪れております。また、ほかの団体からの視察者等も非常に多いのでございまして、これは、三位一体ということと、それから、活用上の場所的な利点ということも非常にあると思っております。中心市街地の問題の中での一つの中核的な施設ということになっておりますし、また、高齢化社会に向けての三位一体といたしますか、そういう考え方から言いましても、あそこの場所は本当によかったと、このように思っております。

また、チェリーランドさがえとか、あるいはクア・パークについてのお話がございますけれども、御案内のように、チェリーランドにいたしましても、建設されてから道の駅に指定されたわけでございますけれども、何年来と連続しまして道の駅で優秀な成績を上げておるということを示しておるわけでございます。やはりそれは地域の活性化と一体となって、結びついてうまく活用されていると、こう思っておりますし、第三セクターでの運営というものも、うまく民間の力を生かし切って、そして、地元と密着して、地元の産業と連結しながらやっておられるんだということと、あるいはまた、地の利をうまく生かしたということであろうかと、このように思っておるわけでございまして、何にしましても第三セクター、あれはやはり公共的な、公益的な施設であるわけでございますから、応分の駐車場云々の話がありましたけれども、そういう考えは持たないところでございます。

それから、クア・パークにいたしましても、民間の力というものを生かしながら、そして国、県や、あるいは道路公団と一体となってあの地にああいうオアシス、あるいは地元の資源を活用する、そしてまた、地元の活性化につなげていくという観点から、高速道路やら、あるいは最上川、あるいはあの景観というものを一体としたものでございます。ですから、それなりに県の御協力、あるいは民間の利用というものを図っておるわけでございますし、また、道路公団は道路公団なりに、それなりの力を入れていただいております。

それから、類似団体との比較ということのお話がありましたし、優秀な団体の視察ということもございました。

これは、常に本市といたしましても留意している点でございまして、勉強はしておるわけでございます。ただ、一概に他の団体と同じ方法をやるわけにはまいらないわけで、それぞれの特徴がありますし、それぞれが迎えておるところのチャンスがあるわけでございまして、寒河江の場合でしたら、112号バイパスができたとか、あるいは今度は山形自動車道の延伸とか、あるいは今度は新幹線が延伸されたということにらみながら、それをいかに寒河江市にうまく生かしていくかということを考えていかなければならないわけでございますから、それぞれの団体の特徴というものはあるわけでございます。でも、財政運営にどういうふうにすぐれた手法をうまく生かしているかということについては、これはやはり十分勉強しなければならないと、こう思っておるわけでございます。

寒河江市の場合、御案内かと思えますけれども、これほどの大きな仕事を「これが終わったならこの次、あるいはこの次」ということでやってきたわけでございますけれども、財政指標を見る限りにおいてはそうは悪い方への

変化にはなっていないのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。これは、入るという面と出という面とのバランスを十分に考えて、そしてまた、中・長期的な視野に立っての事業の選択ということと財政運営に力を配慮したということになるのではないかなと、このように思っております。

それから、政策立案の段階からのお話がありましたけれども、私も何かやる場合には、先ほど申し上げましたように、いろいろ直接的に話を聞く、あるいは間接的な審議会やら、あるいは委員会等々の御意見を聞いておるわけございまして、そういう面から市民の考え方、あるいは専門的な知識を有している方々の御意見は十分に斟酌してやってきておると、こういうふうに申し上げていいと思います。

〔持ち時間終了の合図あり〕

いずれにいたしましても、先ほども1問でも答弁申し上げましたけれども、一つの例ですと、「将来のまちづくりはこの辺に向かっているんだよ。今度はこの辺を区画整理しましてやっていこう」とか、あるいは「この辺に住宅団地を考えておるんだ」ということを十分話をしながら、そして、市民の声なり、あるいは反応というものを十分見ながら、一体となってやっていこうという気持ちは変わらないところでございます。

それから、多選についてのお話がありましたけれども、これは一般的な話ではございませんでして、私自身が考えておりますところの、信じておりますところの私自身の考えを申し上げさせていただいたところでございます。

それから、職員採用について云々の話がありましたけれども、縁故云々ということは全然ございません。あくまでも公平・公正な立場で優秀な職員を採用させていただいておるということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分
再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新宮征一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 今回、私は、緑政会の一員として、通告16番、市庁舎建設に関連して新たな視点に立っての提言等も申し上げながら、市長のお考えを承りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

御承知のとおり、現在の市庁舎は、我が国ではトップクラスと言われ、世界的にも名の知れた、あの有名な黒川紀章氏の設計によって昭和42年に建設されました。当時は、超一流設計士の建物とあって、また、斬新なデザインであったことなどから大きな話題となり、各方面からの視察等も数多くあったと伺っております。あれから33年もの長い年月を経過したことになるわけではありますが、ある時期には床に傾斜ができたとか、天井の一部が崩れ落ちたとか、設計ミスではないのかなどの問題もあり、その原因をも含め、耐久性等についての専門家による調査なども行われたやに伺っております。そうした事情は別としましても、一般的には果たして雪国の建造物としては必ずしも適当な設計とは言えないのではなかったかなどと言われたきた経緯も事実であります。

このようにいろいろな話題を呼びながらも、既に築後三十有余年を過ぎた現在、天井のゆがみや壁の損傷等は著しく、また、各種配管の老朽化が目立ってきております。こうした配管等の傷みはもちろん危険を伴うもので、一部には補修による露出配管等も見られるなど、外観的に悪いばかりか、冷暖房や給湯設備などの機能が著しく劣化し、極めて非効率的な状況になってきていることは御承知のとおりであります。

しかしながら、30年以上もたった現庁舎の大規模改修などは到底考えられるものではなく、当然にして市庁舎建てかえの問題が持ち上がり、平成8年度の実施計画に市庁舎建設基金の積み立てを初めて盛り込んだものと思えます。たしか当初は1億円の積み立てを計画しておりましたが、厳しい財政事情もあって、平成10年度からは積み立て額を半額の5,000万円に引き下げ、このたびの実施計画にも同額を見込んでおられるようではありますが、現時点ではまだ基金積み立てはなされていないのが実情であります。しかし、こうした実態は決して行政の責任というものではなく、今日的財政状況の中ではやむを得ないものと理解をいたしているところであります。言うまでもなく現在、本市においては駅前中心市街地整備事業や、チェリークア・パークの整備事業など百年の大計に立った画期的な大型プロジェクトが進展しているさなかであり、醍醐小学校の建てかえや、さらには今回の寒河江ショッピングセンタービルの取得など急を要する出費等も重なるなど、ますます財政状況が逼迫する中では、庁舎建設基金の積み立て等はどうしても後回しになってしまうのはいたし方のないことであろうと認識をしているところであります。

しかし、このまま無計画に先延ばしすることはできません。現庁舎の老朽化は時を待たず日々進んでいることは事実でありまして、庁舎建設の問題は、目前に迫った最重要課題として位置づけ、何らかの方法を模索しながら、実質的に検討をしなければならない時期に来ているものと思うものであります。これからの庁舎建設となれば、当然にして超近代的なデザインや、よりすぐれた機能や設備が求められるわけで、建物の広さや規模、機能等によっても異なるでありましようが、その費用は少なくとも40億円あるいは50億円とさえ言われているようであります。もちろん、ある程度の起債も認められるであろうとのことでありますが、いずれにしましても、建設資金面での財政計画は極めて重要になってくるものと思えます。

そこで、今回、私が提案申し上げたいのは、通告してあります庁舎建設の手法として、PFI方式の導入について検討してはどうかということであります。

PFIといっても余り聞きなれない用語ですが、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」の略語で、PFI事業とは、いわゆる民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業のことでありまして、行財政改革を円滑に推進しようとの目的で1992年にイギリスで試案、導入され、5年後の1997年に我が国にわたってきたもので、

今後この事業がどのように展開されるのか、各界において今、大きな注目を集めている手法であります。

もう少し説明を加えますと、「公共施設等の整備に関する事業については、官民の適切な役割分担、並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえ、民間事業者が行うことが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする」との基本理念のもと、「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用による公共施設等の整備の促進を図り、効率的かつ効果的に社会資本の整備を図ること」との総理府の基本方針を受け、事業スキームとしては、金融機関と民間事業者である不動産会社、建設設計会社あるいは管理運営会社等によって「プロジェクト事業会社」を組織し、その事業会社が自治体など各公共団体とのコンセンサスを図った上で、公共施設の建設・整備をし、さらにはメンテナンス部門をも含めて、利用者である自治体との契約に基づき、その使用料によって維持されるという仕組みのようであります。

確かに我が国においてはまだなじみは薄いかもしれませんが、昨年7月、議員立法によってPFI推進法が成立いたしました。これを受け、直ちに有識者や大学教授、学識経験者等で構成される「PFI推進委員会」が組織され、各方面からの意見聴取や状況調査に乗り出すなど、積極的な動きが見られておりますし、民間においても、昨年9月、元経済企画庁企画審議官の海野恒男氏を会長とする「日本PFI協会」を設立、事業展開に向けての問題点を探りながら、その調査研究を進めるなど、幅広い活動がなされている現状であります。さらにはまた、経団連や日建連などでもPFI事業に対する専門部会を設けるなど、その対応策に取り組んでいるようで、業界筋では「第1ステージの揺籃期、さらには第2ステージと言われている検討期を経て、既に我が国でも第3ステージの展開期に突入した」との認識を示し、「同事業への確信を得た」と強気の発言も聞かれるようになりました。

しかし、利用する官側にとっては、まだまだ進みもスローペースで、ようやく第1ステージ後半か、あるいは第2ステージ前半のところかなと言わざるを得ないのが実情であります。今回私が調査したところでは、テストケースとはいえ、東京都の「金町浄水場発電施設」などは、PFI事業の導入を正式決定されたようでありますし、神奈川県が横須賀市に建設を予定している福祉系大学の保健福祉学部や、同じく相模原市に建設予定の同大学教育研修機関施設などが実質的なシミュレーションに入っているようでありますし、埼玉県等でも各施設へのPFI導入を積極的に検討しているようであります。

以上のようなことから、このPFI事業そのものは、まだまだ都会型の手法、方式であるかのように思われがちでありますし、私自身も同じような感じを全く持ってはいないとは言えませんが、世はまさに著しい情報化社会でありまして、もし先進地で成功したとの実証が得られたならば、たちまちにして地方都市へも一気に進出してくることが予想されると思います。

そんなことから、前段でも申し述べたように、本市での庁舎建設は目前に迫っているわけありますから、このPFI方式の検討に入ってはどうかと提言申し上げるものであります。専門的なプロジェクトチームを組んでとまではいかないにしても、当面は一定の職員がその分野の研究に専念できるような態勢をとってみてはどうかと考えますが、いかがなものでしょうか。市長の前向きな御答弁を期待して、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市庁舎建設につきまして、今いろいろ話題となっておりますところの、あるいは導入について検討している公共団体もある中でのPFI方式というものの検討はどうかというお尋ねでございます。

本市の庁舎につきましては、御案内のように、昭和41年3月に建設着工しまして、42年5月に竣工、完成し、その後、事務スペースが手狭になったから、49年の3月、それから50年の4月、63年の12月の3回にわたり増築いたしまして、現在に至っておる庁舎でございます。平成元年には、執務環境改善のため冷暖房設備工事を行いました。さらに、平成3年にはコンクリートの風化に伴う補修といたしまして、外壁の改修工事を実施してきたところでございます。建築後33年を経過しておりますが、御承知のとおり、本庁舎は特殊工法による構造のため、昭和59年度以降においては毎年はりの下がり調査、及び床のたわみ調査を実施しているところでございます。また、庁舎の維持管理につきましても、老朽化や損耗により修理箇所も生じておりますが、施設内外の点検には万全を期しておるところでございます。

第4次寒河江市振興計画の基本計画におきまして、「多様化する行政ニーズに対処し、効率的な行財政運営で活力あるまちづくりを進めるため、21世紀のまちづくりという大きな視点に立って、市庁舎の建設を検討する」ということにしているところでございます。また、実施計画においても、御指摘のように、庁舎建設基金の積み立てを計画してきたところでございますが、長期化するところの景気低迷で税収の伸びも余り期待できず、主要プロジェクトの推進と新たな行政課題への対応等により実現には至っていないところの現状でございます。

しかしながら、庁舎建設となれば、一時的に多額の建設資金が必要でございます。当然にして地方債の活用があるわけでございますが、現在、市町村の庁舎建設に対する起債充当率は70%程度でございます。そういう意味から、一般財源確保の上から基金の積み立てに努力しなければならないと、これは考えておるところでございます。

そういう中で、建設に当たっての整備手法といたしましてのPFI方式の検討についてでございます。

PFI、先ほどもお話がございましたように、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」の略語になるわけでございますけれども、道路や水道、ごみ処理施設等の公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金と経営ノウハウを活用し、公共サービスの提供というものを民間主導で行うということで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方でございまして、お話もございましたけれども、1992年にイギリスにおいて、小さな政府や民営化など行政改革への取り組みの中から導入された手法でありまして、21世紀に向けた新しい国づくりを目指す方法として、財政問題の面からも、地方自治体等において活用が見込まれている新しい事業方式でございます。また、お話にもございましたが、我が国では、1997年末ごろから公式に議論がなされ始め、昨年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法が公布され、9月24日に施行されたことについては、御指摘のとおりでございます。

PFI推進の基本的な考え方は、国及び地方とも厳しい財政環境下において、財政改革と行政の効率化が最大の目的とされておりまして、運用上の重要なポイントとしましては、公共性の確保と収益性の確保が両立することであり、その効果としましては、質の高いサービスを安価に供給できること、民間事業者の事業機会の創出が可能となること、及び財政負担の軽減等が挙げられているようでございます。事業の対象となる公共施設等は、廃棄物処理施設、それから観光施設、公営住宅、公園、美術館等幅広いものとなっており、施設の種類や事業の内容によって制限されるものでなく、現在、各中央省庁では、PFI方式導入の可能性を探る観点からさまざまな事業分野で検討されているようでございます。

一方、民間事業者が施設を建設し、これを公的部門に賃貸、または分割譲渡する方式については、PFI事業の対象として排除するものではないが、民間事業者の有するノウハウを生かすことのない単純なリース方式等では、財政資金の効率的使用、及び官民間のリスク分担を満たすことができないものとも考えられているようであります。

し、さらには、P F I 事業は、幅広い分野で検討されるべきものであり、適用しやすい分野から導入を進めていくのが望ましいと、こういうことも言われておるわけでございます。

P F I 導入に当たりますとは、これを主に利用するのは国よりもむしろ地方自治体になると考えられており、その背景としましては、第 1 に地方自治体の財政が現在、非常に逼迫した状況にあること、第 2 に、自治体は地方分権が推進される中、戦略性や独自性の発揮を一段と求められていること、第 3 には、住民に対する行政のアカウンタビリティ（説明責任）がより強く求められる傾向にあることなどが挙げられているところであります。御指摘のように、現在、地方自治体で P F I 事業の取り組みといたしましては、東京都、千葉県、神奈川県などの大都市を中心にいたしまして産業廃棄物処理施設やリサイクル施設、美術館、大学などの建設に導入を検討しているようでございますが、いまだ実施事例も数少ないところでございます。

それで、本市の庁舎建設への P F I 導入につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 13番新宮征一議員。

新宮征一議員 どうもありがとうございました。今、市長の方から1問に対しての答弁をいただいたわけでありすけれども、突然の問題提起でこれ以上突っ込んだところまでは私も今回求めるつもりは毛頭ございません。検討していただくということでありますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいということをまず前提にして2問に入らせていただきます。

先ほど市長の答弁の中でもありましたが、このPFI事業そのものというのは非常に幅が広いわけでありす。空港とかいろいろな施設、さっきも出ておりましたけれども、ヨーロッパなどでは道路とか、あるいは飛行場、港湾などもそういう手法でやられているようでありす。分類しますと、第1類型、第2類、第3類といろいろあるようなんですけれども、我が国において一番使いやすいといいますが、適しているのは第3類の、いわゆる公共サービス購入型、こういうものが今、主流になって、研究の一番の主眼になっている内容のようでありす。

確かに市長もおっしゃられたように、財政難で厳しいと。それは私も指摘しておりますとおりでありすけれども、やはり基金の積み立てというのが非常に重要なポイントになってくるわけですね。ただ、先ほど1問でも申し上げたんですが、今、寒河江では大変な事業をやられているわけでありす。したがって、なかなか庁舎の建設資金というところまでには手が届かないというのはわかりますけれども、この庁舎の老朽化がひどいというのが最近特に見受けられるわけでありす。私も以前、ガスとか、あるいは灯油、いわゆる住宅設備関係の会社におったこともありまして、この庁舎の内容もその当時いろいろ見させてもらった経緯がありますけれども、庁舎北側のプロパンガスの集合設置場所から地下を通してこの建物の中に配管されているわけでありすけれども、当初、三十何年前といたしますと、配管、パイプそのものの材質も非常にお粗末なものであったことは事実のようでありす。そうしたことで腐食などがあって、その上を車を通るということでひびが入ってガス漏れなんかもありました。それを専門家に言って、そのパイプを全くめくらにして新たに配管をしたとか、あるいは給湯装置が1階のボイラー室から配管になっているわけでありすけれども、これも、壁の間とか、あるいは天井、あるいは床下ということで、漏れているのはわかって非常に修理には困難を極めて、むしろ露出配管をしたり、あるいは瞬間湯沸器をつけて対応したりと、こういう状況が頻繁に見られるわけでありす。

最近特に感じたのは暖房の能力、これが非常に低下してきている、劣化してきている。これは多くの方が感じているのではないかなと思いますけれども、月曜日の朝なんか特に感じるんですが、最高にしましても、能力そのものがフルに活用できない。したがって、別の石油ストーブを焚いてその暖房効果を補助的に高めていると、そういう実態があるわけですね。必ずしもそれがどうのこうのということではありませんけれども、これからそういうもの、あるいは一部修理とか維持費にお金をかけても、やはり一時的なもので、最終的には建てかえをしなければならぬ時期にもう既に入っているのではないかなというように考えられるわけでありす。

先ほど市長の言葉の中にもありましたように、質のいいものをいかに低廉な料金で利用できるかというところが一つのポイントでもあり、あるいは特徴でもあるというお話もあったんですけれども、この事業に対しては、民間の業者というのは非常に神経を使いながら今、研究をしておりますけれども、金融機関等でもこの事業の施行に対してサポート体制を今とらんとしております。特に注目したいのは、官民の間で大変な反響を呼んでいるということから、日本政策投資銀行、これが融資枠を拡大しようということでも今、それぞれの部署でその運動といたしますが、働きかけが行われているようでありす。この日本政策投資銀行というのは、私も余り聞きなれない言葉だったんですけれども、これは、実は、もう皆さん何回も耳にしていると思うんですが、以前の北東公庫（北海道東北開発公庫）それと日本開発銀行が合併してできたのが、この日本政策投資銀行なんですね。そういうふうなところが融資枠を広げて、長期で、しかも、低金利でもって対応すべく力を入れている。その辺もこの事業に対する一つのポイント、とらえ方かなと、こんなふうにも思うわけでありす。

「今後、市庁舎建設に向けての具体的な検討をしていきたい」という市長のお考えがおありのようでありすけ

れども、当然、このことも、これからまだまだクリアしなければならない問題がたくさんあると思います。先ほど地方債が70%の充当というような数字が出てきたわけでありましてけれども、当然補助金の問題、あるいは、補助金は起債事業であった場合に果たしてどうか、考えられないかもわかりませんが、交付税との絡みの問題とかいろいろな問題が出てくると思いますけれども、そうした問題を探りながら、あるいはそれを提起しながら一つ一つクリアしていった、最終的な結論を出さなければならないというのが、これが筋であるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、ぜひひとつ前向きにその検討をやっていただきたいなというように思っているところであります。

本市においては、もちろん今回、私は庁舎を対象にして申し上げておりますけれども、今、総理府を初め各省庁でこれらの対応策を検討しているさなかであります。ただ、本市においても病院の整備計画であるとか、あるいは今、進めておりますところの駅前の区画整理事業が終わった段階で、今度はいわゆる上物、どういうふうなものができてくるかは別にしましても、駅前に複合ビルの建設とかそういうものなどがあった場合には、当然そういったものも対象としては考えられるのではないかなと思われるわけでありまして、ただ、病院に関しては、建物、箱というよりも、むしろ内部の機械設備、そっちの方がかなりのウエートを占めるわけで、これが年々改良されてきているということで、厚生省が一番、病院の建設に関しては消極的な態度をとっているようであります。全くそのとおりだと思いますけれども、今後、どういうふうなものに活用するかは別にしましても、何回も申し上げますが、庁舎というものに限らず今後の、いわゆる21世紀、新しい時代に向けての一つの手法であって、実例が出てきて、それを視察なりあるいは研究して「ああ、これだったらいける」ということになれば、もうすぐさまこっちの方、地方の方にも普及してくることが予想されるわけでありまして、何らかの形で研究あるいは検討をしていただけるような態勢を組んでいただきたいということを市長に重ねてお願いを申し上げたいと思います。もし市長のお考えがありましたらお伺いします。私の方からはあえてそれ以上の答弁は求めませんが、もしおありでしたら承って私の質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 御提言ありがとうございました。新聞等の情報によりますと、このPFIは、おっしゃるように、道路や上下水道とか、教育文化施設などを民間事業者が建設して管理運営し、利用者からの料金などで投下資金を回収する手法だと、こういうふうに書いてあります。その利点といたしましては、国、地方公共団体が財政負担というものを抑えながら、社会資本整備が進められるということでございますし、民間側から見れば、ビジネスチャンスが拡大できる。そして、産業活性化や技術革新の呼び水になるということ、そして、国民から見れば、少ない税負担で行政サービスの向上というものが期待できると、こういうことが書かれております。要は、民間でできる事業というのは民間にゆだねるというような発想から、英国からスタートして、1問でも申し上げましたように、小さな政府ということにもつながってきておるようでございます。

ただ、この運用につきまして気をつけなければならないのは、第三セクターの二の舞になるのではないかというような心配も出しておるわけございまして、そういうことから、先ほどもいろいろお話がございましたように、国におきましては、委員会等々が設置されまして、いろいろ調整に当たったり、検討しておるようございまして、従来方式との費用の比較やら、あるいは事業効果とか、あるいは採算性というものを十分検討なされておるようでございます。ですから、本市といたしましても、研究課題とさせていただきます、こういう情報を十分入れながら勉強させてもらいたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時52分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番、18番について、21番那須 稔議員。

〔21番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いをしたいと思います。

通告番号17番、保健行政について、初めに脳の健康についてお聞きをしたいと思います。

一般的に病気は事故などと違って、ある日突然に青天のへきれきのように身に降りかかるというものではなく、確かに腹が痛いとか、胸が苦しいとかといった症状は急にあらわれることはありますが、しかし、その前に何らかのサインをあらわしたり、感じたりするものです。

健康診断や人間ドックの目的は、このサインをキャッチすることであり、自覚症状の軽いうちに対策を講じるといふ段階から、さらに歩を進めて自覚症状の出ないうちに病気の芽を摘み取ってしまうことであると言われております。このような対策をしっかりとっておけば、もし発病した場合でも、初期の段階で、つまり、治療しやすい段階で対処することができるのであります。そして、これらの診断を定期的に行う定期健康診断や人間ドックは、自分の健康状態をチェックするための最適な機会であるということは言うまでもありません。不幸にして病気が隠れていた場合にはそれを早期に発見して対処することができるし、幸い異常がない場合でも、自分の体の状態を知り、日々の生活の中で健康管理をしていくための貴重な情報を得ることができるのであります。

このように、定期健康診断や人間ドックの大切さを述べてきたわけですが、本市においても、市民の生涯にわたる健康保持・増進のために、1日人間ドックを初め各種健康診査と検査に基づく事後指導、健康訪問指導などを実施しており、一定の成果を上げられているのではないかと思います。

三大成人病と言えば、がん、心臓病、脳卒中であります。いずれも早期に発見し、適切な治療さえすれば、大事に至らないで済むと言われております。そのためには定期的な健康診断や、時には人間ドックなどで体の異常を早く見つけることが肝心であります。

三大成人病の一つである脳卒中は、毎年多くの死亡者を出しております。にもかかわらず、この脳に関しては、近年まで人間ドックのような有効な予防検査は行われていなかったのが実情でありました。健康に対する関心が高まる中、人間ドックも多くの市民が受診をしております。ところが、通常のドックは、消化器、循環器、呼吸器などの検査が中心で、これは、がんや心臓病の予防、発見には一定の効果があるものの、人体で最も重要な臓器である脳については、検査の盲点となっていたのです。その大きな理由は、従来、脳の検査は技術的に難しく、検査による副作用や事故の危険も皆無ではなかったため、健康診断から除外されていたようです。このため、脳の血管障害である脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などの脳卒中が発見できなかったのであります。クモ膜下出血で倒れたある婦人の話ですと、6時間にも及ぶ手術の結果、かろうじて一命を取りとめることができたそうです。その婦人は、倒れるまではすこぶる元気で、そんな大事になるとはだれも思わなかったとのこと。がんや心臓病には殊のほか敏感でも、脳卒中には全くの無防備というのが平均的な私たちではないかと思います。このように脳卒中などの早期発見に対してはあきらめを生んでいたようです。

しかし、近年の医療技術の驚くべき進歩で、脳の検査を簡単で安全に、しかも正確に行えるMRI（磁気共鳴撮影装置）が登場してからは状況は一変、脳の異常の早期発見を望む多くの人々に朗報をもたらしております。

本市においても、国民健康保険の病類別費用額の状況を見ると、心臓や脳などの循環器系の疾患で診療を受ける件数が最も多く、19分類のうちで第2位の胃や腸などの消化器系の疾患、第3位の目及び附属器の疾患と比べて大きくリードして第1位を占めております。不幸にして亡くなった人の平成9年度の死亡者数によると、全体の29%ががんなどの悪性新生物でなくなった人、それから、20%が心臓病などの疾患であり、次に、15%が脳卒中などの

脳血管疾患と続いております。

このように、三大成人病と言われる病名で医者にかかったり、そしてまた、年間不幸にして多くの市民の方が亡くなっております。その中でも、脳の疾患で受診したり、亡くなったりする方も多くのパーセントを占めております。市民の間からも脳卒中などの早期発見による早期治療の要望の声が聞かれます。そんな中、前から市民から要望されておりました脳の検査などに使用されるMRI装置が昨年、平成11年の9月に市立病院に導入されました。

以上のことから、市立病院の待望のMRIが導入されたわけでもあり、国民健康保険の保健事業として脳ドックを実施し、脳卒中などの脳血管疾患の早期発見に努めるとともに、脳の健康保持に取り組んでいくことについていかなものか、お伺いをいたします。

次に、健康への取り組みについてお聞きしたいと思います。

「健康とは、人間が自分に与える最高のプレゼントである」という言葉があります。世の中にはこの健康という最高のプレゼントを自分に与える人は案外少ないと言われております。それは、一つには、健康ということが余りわかっていないからではないかと思えます。また、わかっている、どうしたら本当の健康の状態、最適な健康状態に達することができるのか、その方法を知らないからだと思えます。さらに、知ってはいても、それを達成するための計画性がなく、健康を願う心があっても、結果的には健康でないという人が多くおられるのではないかと思えます。一口に健康と言っても大変に難しいものだと思います。自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、しかしながら、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向性を企画し、進めていくべきだと思っております。

幸い本市の場合、国民健康保険の保健事業として「健康と福祉・生活フェア」など、他団体と共催で健康まつりを開催、また、30歳以上を対象に散歩、軽スポーツ等を実施し、100日達成者に対して達成証と記念品を贈呈する「市民100日健康づくり」、また、各種検診の事後指導や訪問指導、健康相談などの保健教室相談事業、それに3地区の健康づくりを共催する健康づくり事業、公共施設に全自動血圧計を設置する全自動血圧計設置事業などに積極的に取り組んでおり、健康保持と健康への意識づけに努められているようであります。

健康事業については、言うまでもなく、年々増加する医療費の抑制といかにつないでいくかということだと思えます。そういう中で、市民が気軽に健康の情報を得ることでどうしたら健康になれるのかという方法を知り、達成するための計画性を持つことも重要な課題だと思えます。

そのような保健事業の一つとして、健康というものをわかりやすく視覚に訴えて、映像として見せることがより効果があるのではないかと思えます。現在、健康ブームと言われ、健康に関する情報がはんらんしている傾向にあり、特に健康をテーマにしたテレビ放送なども数多くの番組としてつくられているようです。しかしながら、それら健康についてのビデオとなると、レンタルビデオ店などでも取り扱っていないし、そしてまた、個人で購入するには価格が高いからなど、一般にはなかなか普及していないのが現状であります。

以上のことからお伺いをいたします。

一つには、国民健康保険の保健事業として、「健康ビデオライブラリー」を設置し、健康ビデオを保有し、貸し出しをしてはいかなものか、お伺いをいたします。

二つには、健康ビデオの貸し出しに際して、容易に借りられるように郵送による貸し出し、返却をしてはいかなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号18番、街の環境美化、放置自転車対策についてお聞きをしたいと思います。

街の環境美化について見た場合、駅周辺、商店街、路上などに放置されている自転車が特に目に入ってきます。現在、このように自転車の利用が増大し、その利用の多様化を促したいろいろな要因が考えられると思えますが、一般的には昭和40年以降の高度経済成長期にあると言われております。その時代は、スモッグなど大気汚染と言われる都市型公害がしきりに起こるなど、また、2度にわたるオイルショックを通してマイカー走行を妨げる要因が多くなるに従って、自転車が省エネの一つの手段として見直されてきました。

また、所得水準が向上する中で、自転車の価格は手ごろな価格に低下し、自転車の入手が容易になっていたとのこと、さらに、住宅地の郊外などへの広がりに対して、公共輸送網の整備が追いつかないこともあって、駅までの自転車利用を必要とする人たちがふえていたこと、その一方、車の増大によって交通渋滞が発生するなどにより、自動車利用から自転車利用へと移り変わって進んでいたものと考えられています。それに市民の生活様式の変化に伴い、余暇が生まれ、スポーツ、レジャーなどが活発になり、行動半径の拡大などによって、自転車の利用についても、その他買い物、通学などとさまざまな使われ方をしてきております。

そのように自転車がふえるに従って、駅周辺を初め至るところに放置自転車が目立つようになりました。本市の場合を見てみると、通勤、通学、買い物を中心に駅周辺、また商店街への自転車の利用が活発に行われております。特に駅前には大きな駐輪場を備えているわけではありますが、駐輪場周辺には多くの放置自転車が見られます。また、商店街、そしてまた生活道路などの路上においても同様であります。このように、本市においても、自転車の利用の増大に伴い、年々放置自転車が多くなる傾向にあります。

この原因を考えてみると、一つには、利便性をより重視する行動であり、二つには、自転車が消費化したことによって使い捨ての時代的風潮が影響し、容易に放置できる条件が利用者側にそろったこと、三つには、初めの少数の放置自転車に対して規制が不徹底であったため、新たな放置を誘発するなどが考えられるのではないかと思います。

このような放置自転車によって、生活環境が邪魔されること、そして大きな意味では、まちの機能の低下などにもつながりかねないこと、また、まちの美観の阻害など多くの害を引き起こしております。とりわけ、場所によっては視覚障害者用のブロックの上にも放置され、目の不自由な方の歩行が極めて危険な状態になっているなど、歩行者の安全な道路利用が阻害されるおそれがあります。さらに、放置することによって消防車、救急車などの緊急活動や災害時避難行動の障害にも発展してしまうのではないかと思います。

現在、放置自転車については、発見した場合、最寄りの交番に電話によって連絡をしているようです。その際に、防犯登録番号がわかる自転車については、連絡をしてくれて引き取りを待たばいいわけですが、防犯登録のない自転車については引き取ってもらえず、連絡した方が保管しているのが現状であります。しかし、それらの自転車については、勝手に手を触れることもできない状態です。また、遺失物として届け出をする場合、交番などに自転車を車に積んで運搬しなければならず、そしてまた、わざわざ面倒な書類に記入して届け出をしなければなりません。拾得したものを届け出なければならない、これは市民の義務だと思います。しかしながら、このようなこともあってか、ほとんど放置されたままであります。加えて、関係機関において積極的に放置自転車の撤去、保管などに取り組んでいないのも、放置自転車を増加させている要因ではないかと思います。

このような放置自転車を一掃するためにも、一つには、自転車利用者を初め市民の理解と協力を得ること、二つには、公益的施設を設置する者、それに、その他の自転車等の駐輪場需要を生じさせる施設者、また、自転車小売業者の協力、三つには、放置自転車の撤去・保管などについて、市として積極的に関係機関に対して先導的役割を発揮して取り組んでいくべきだと思います。今でも放置自転車については、年に1回程度、駅を中心に撤去作業などを行ってきているようですが、いまだに一掃されない現状であります。今後ますます放置自転車は多くなる傾向にもあります。抜本的な対策が必要となんときになってきていると思います。

以上のことから、放置自転車対策のために条例を制定して取り組んではいかなものか、お伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、保健行政の中での脳の健康、脳ドック、それから、健康ビデオライブラリーの設置についてでございます。

脳の健康でございますけれども、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える医療保険としまして市民の健康増進と地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしているところでございます。しかしながら、確実に進展している少子・高齢社会の中で、被保険者については、若年層が減少する一方で、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては増加傾向にあるところでございます。被保険者の高齢化及び医療技術の進歩、高度化など、医療環境の整備と相まって、医療給付費等については、年々増加しております。このような状況の中で、被保険者の健康保持・増進を図っていくための保健事業等の推進というものは極めて重要なことと認識しておるところでございます。御案内のように、国民健康保険の保健事業といたしましては、1泊2日の人間ドックを初め、1日人間ドック受診者への補助、各種検診の事後指導や訪問指導、健康相談事業などを実施いたしておるところでございます。

脳の健康についてでございますが、お話がございましたように、脳は言語や運動機能、そして、いろいろな臓器の働きなどをつかさどる生命の中核機能でございます。人間の体の中でも最も重要な器官の一つであり、その健康保持は極めて大切なことでございます。お話がございましたように、脳の病気として特に恐れられているものは脳卒中でございますが、脳卒中は動脈硬化や高血圧、糖尿病、肥満、高脂血症、それから心臓病などの要因が複雑に絡み合って起こるようでございます。こうした要因は、加齢によることや遺伝的なものもありますけれども、その多くが栄養の偏り、塩分の過剰摂取、それから運動不足、喫煙、ストレスなど、動脈硬化や高血圧などを起こしやすい、長い間の生活習慣の積み重ねによるものが多いと言われております。

本市における脳血管疾患で亡くなられた方は、悪性新生物、心疾患に次いで3番目に多い数となっております。また、寝たきりや痴呆になる最大の原因にもなっているわけでございますので、これまでも脳卒中の予防を生活習慣病対策の主要施策に位置づけてきました。御案内のように、人間ドック等による健康チェック機能の充実や、自立的な健康づくりの支援に努めてまいったところでございます。検査データに基づいて糖尿病予防教室、高脂血症改善教室の開催により、重点的な事後指導や健康教育、健康相談、そして、食生活改善指導などを重点的に実施しているところでございます。

脳ドックを国保の保健事業として取り組むことについてのお尋ねでございますが、脳ドックとは、1日人間ドックで行っている循環器系検査や血液検査などのほかに、磁気共鳴撮影装置、昨年から導入したいわゆるMRIを駆使した血管撮影などを取り入れた検査でございます。脳卒中の原因となる小さな脳梗塞や脳動脈瘤などをより早期に発見し、発症等を未然に防ぐ目的で行われているものでございます。

本市におきましても、より高度な診察及び検査を行うために、昨年度市立病院に、申しあげましたようにMRIを導入いたしたところでございます。MRIは、近隣ではまだ導入台数が少なく、設置病院の診療検査のほか、診療所などから依頼される検査でフル活動の状況でございます。

そのようなことで、県内の脳ドックの実施状況は、設置病院での事業とか、市町村共済組合での事業にとどまりまして、国民健康保険の事業として実施している例はまだないようであります。そんなことから、実施後の指導方法が確立されていないことや、受け入れ態勢等の整備などの課題も考えられますので、今後、十分検討してまいりたいと思っております。

それから、ビデオライブラリーのことでございます。

国保の保健事業については、今申し上げましたように、そのほかにも健康教育のためのチラシや冊子、及び趣旨普及のためのパンフレット発行などさまざまに取り組んでいるところでございます。健康についての認識、また健康づくりに対する意識の啓発というものは、御指摘もありましたけれども、健康保持・増進を図る上で大変重要なことでございまして、国保のみならず市を挙げて取り組んでいるところでございます。今般策定いたしましたところの老人保健福祉計画におきましても、市民の自主的な健康づくりの推進を掲げております。これらの意識啓発を図っていく上でも、情報の提供等については重要な課題としてとらえ、行政での取り組み方策を十分に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

この健康ビデオでございますが、県内で国保事業として国の助成を得てビデオを購入している例が1例あるようでございますが、これは、病院での健康指導や待ち時間に活用するというものでございまして、病院でのビデオは、本市の市立病院でも単独に実施しておりますが、市民向けのビデオライブラリーというのはまだ例がないようでございます。また、本市の図書館には、図書のみならずCDやビデオも備えております。健康づくりや病気の予防対策など、広く市民の皆さんに活用されるよう、健康に関する図書やビデオも備えているところでございます。市民の生活スタイルが多様化している中で、集団での健康教室などにはなかなか参加できない方々も多くいるようでございますので、ビデオレンタル方式の健康教育も一つの手段であると思われるところでございます。

このようなことから、国保事業に限らず、今後、本市の健康づくり事業に取り組む中で、健康に関するビデオ貸し出し事業については前向きに検討いたします。

郵送についてのお尋ねもございましたけれども、問題なしとも言えません。いろいろな課題も発生してくると思われまますので、そこまで考えられるか否かも含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、まちの環境美化の中で放置自転車対策についての御質問がございました。お答えいたします。

環境美化対策につきましては、平成5年に環境美化基本方針を策定いたしまして、以来、基本方針に基づき種々の施策を講じてまいりました。御案内のとおり、現在では、グラウンドワークの手法を取り入れ、地域住民の皆様の方でフラワー・ロードの花の植栽やら、市街地におけるフラワー・ポットの設置、市民総参加による一斉クリーン作戦、河川清掃などを行っていただいております。また、小・中学校の生徒や市民団体等によりますところの自主的な環境美化活動も積極的に行われている実態にございます。

市といたしましても、地域住民や建設業関係団体等の協力を得ながら、不法投棄ごみの回収を毎年実施してきております。ポイ捨てされた空き缶などは、道路景観を阻害するとともに、まちの品位というものを低下させる大きな要因となるものでございます。これを解消し、ごみの落ちていない快適なまちづくりを推進しなければなりません。しかし、空き缶のポイ捨てを初め、ごみの不法投棄もなかなか解消されず、その対策には苦慮している面もあるわけでございます。

御指摘の放置自転車の問題もその一つでございます。御案内のとおり、自転車は大気汚染の心配もなく、通勤・通学や買い物など、近距離の移動に極めて便利で、しかも、価格が安価なことから、子供から高齢者まで気軽に利用できるものでございます。健康志向の高まりから、スポーツ自転車も普及してきておりますし、現在ではほとんどの家庭で数台ぐらいつつ保有しているのではないかと考えます。反面、容易に手に入られることから、自転車を余り大切にしないという風潮も若干生じているものと思われ、そのため、窃盗であるとの意識のないまま無断借用するものも多く、また、盗難に遭っても警察等に届け出しがない場合が少なくないと考えられます。

J R左沢線においては、市内の各駅に駐輪場が設置されており、多くの方々に利用されておりますが、寒河江駅前駐輪場を見ますと、毎年およそ30台が放置されている状況で、市が春と秋に調査いたしまして、遺失物法に基づき手続を経た上で撤去処分をしているところでございます。これらの自転車は、高校生が卒業と同時に置き去りにしたものが多くございまして、所有者がわかる場合は引き取りをお願いしてお

ります。駅周辺にも放置自転車が見受けられますが、これらは、駐輪場の収容可能台数が不足していること
もあろうかと思えます。このことについては、今、進められておりますところの寒河江駅前土地区画整理事
業に伴いまして、新たに駐輪場を整備することになっておりますので、間もなくこれは解消されるものと思
っております。

一方、路上に放置された自転車は、そのほとんどが盗難に遭ったもののようでございます。拾得物として
付近の方から警察に届け出ただければよいのでございますが、保管が面倒なこともあり、市に通報される
ことも多いようでございます。通報があった場合は、ある程度の期間経過後、市がこれを回収し、駅前駐輪
場の場合と同様に法的手続きを行い、処分しております。

自転車の放置や盗難は、基本的にはモラルの問題であり、この解消にはモラルの向上に期待するところが
大きいものでございます。家庭、地域、学校等における社会のルール遵守の指導、及び物を大切にす
る心の育成が最も重要と思っております。

それで、放置自転車防止の条例を制定してはという御質問でございますが、条例制定は、放置された自転
車が美観を損ねていることや、歩行者など交通の障害になっていることを周知し、市民一人ひとりがその解
決に努めなければならないという意識づけには大きな役割を果たすものと思えますが、反面、放置されて
いる自転車のほとんどが長期間使用して不要になったものや、使用に耐えないものが多いということ
を考えれば、放置すれば行政による処分してもらえるということもなり、ひいては自転車の放置というものを助長し、
保管場所の確保や管理の問題など、行政負担が増加するだけの結果にもなりかねず、また、駐輪場が確保さ
れないまま規制を強化いたしましても、駅前などにおいては効果について多くを期待できないのではない
かと考えられます。

県内では、山形市、米沢市、そして、鶴岡市において、この自転車放置防止に関する条例が制定されて
いるようでございますが、これらの市では、駅前商店街を中心に歩行者が通行できないほど歩道に駐車され
たり、数百台の放置が何年も続いたため、その対策として大型駐輪場の設置とともに制定したものと聞
いております。本市におきましては、こういう状態にはなっていないわけでございますが、その他の市と
比較いたしましても、市街地への放置は少ないと思っております。これらのことから、放置防止条例の
制定につきましては、放置自転車増加の傾向など今後の状況を見た上で検討してまいりたいと思
っております。

本市では、駐輪場利用申し込み者一人ひとりに対しまして、二重かぎかけや住所氏名の記入、それ
から防犯登録の徹底を指導するとともに、盗難に遭った場合の警察への届け出呼びかけを行い、また、
放置しないよう啓発してまいりました。寒河江駅周辺については、盗難防止看板を設置するととも
に、放置自転車に警告書を貼付し、適正駐車を促しており、所有者不明の自転車については、
法的手続きの上、撤去処分しております。また、寒河江駅前駐輪場については、シルバー人材
センターにお願いをいたしまして、整理と、それから清掃を行っておるわけでございます。また、
盗難や放置自転車の監視も実施してもらっておるものでございます。

今後とも、大量の自転車の駐車需要を生じさせるJR、学校、それから大型商店や自転車販売店、
警察、地区防犯協会など関係機関、団体の協力をいただきながら、市民意識の向上を図り、
放置自転車の解消を初め清潔で美しいまちづくりに向けてなお一掃の努力をしてまいりたい
と考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 2問目に入るわけでありますけれども、ただいま市長から答弁をいただきました。私の提案に対しまして真摯に受けとめていただきまして御検討いただき、大変にありがとうございました。

それで、第1番目が脳ドックでありますけれども、市長の方では、状況的にはほかの山形県内の自治体ではやっているところがないということと、それからMRIが稼働したばかりで、これからいろいろなふうに市内の民間病院などもそれを使うということで、込み合うということから早急な検討ではないように感じたわけでありますけれども、「今後検討していきたい」という答弁がございました。

私もこのMRI、今回で2回目の質問になるわけでありますけれども、平成7年の12月の一般質問で脳ドックの実施ということをして市長に要望させていただきました。そのときには、市長からは、脳ドックについては、MRIという高価な機械が必要だということから、その機械も寒河江病院の方にはまだ導入になっていなかったわけでありますから、「今のところ考えていない」というような答弁があったわけでありますけれども、その際に、寒河江市立病院の方にMRIの導入について検討課題ということになっておったわけです。市長からは平成9年の振興計画にのせていただきまして、平成12年の導入ということであったわけですが、1年早めて平成11年から導入をされたわけであります。その辺、市長の英断に本当に感謝をするところであります。

それで、この脳ドックでありますけれども、先ほど市長からもあったように、クモ膜下出血とかで脳の動脈瘤で血管にこぶができたという場合の早期発見には非常に有効な手だてであります。そして、これは、先ほども私、第1問で申し上げたんですが、クモ膜下出血などは倒れて初めて、そこで脳の障害がわかると。それまでは一切わからないというような症状を持った病気であります。そして、CTなどで撮ってみてもわからなくて、MRIで撮って初めて血管にこぶができたものがわかると、このように専門の先生なども言っておるわけであります。

それともう一つは、無症候性脳梗塞と言いまして、血管が詰まっておっても、症状があらわれないものもあるんだと。それなどもやはりこのMRIで診察をして初めて、その脳の障害を見つけられるということでもあります。

ですから、先ほど市長からもありましたが、人間ドック等で循環器系の診断などもしておられますし、いろいろな数値なども本人の方に伝えてはおるわけでありますけれども、それだけでは実際に脳の異常というものがわからない、判断できないというものも数多くあるわけであります。そういう意味で、脳ドックの必要性ということがこの辺のところにあるのではないかなと、このように思っているところであります。

先ほどあったように、特に脳の循環器系の疾患などについても、寒河江市の場合を見ますと、毎年第1位を占めております。国保の中の状況を見ますと、循環器系というのは脳だけではなくて、当然、心臓などの病気も含まれるわけでありますけれども、その辺を見ましても、胃とか目とかと比べまして断然多くの件数の受診される方があるというような数字がございます。それで、寒河江市の場合、3年間の循環器系の疾患、どのぐらいの数字になっているのか、この推移をお知らせを願いたいと思います。

それから、当然、脳ドックの場合ですと、MRIで検査をして、その後、脳波をとってそれから診断ということになるわけでありますけれども、脳ドックを実施している病院などを見ますと、脳外科で診断をやっているものと、神経内科で診断をやっているような病院もございます。そういう意味で、脳外科については、前の質問に対して市長は「非常に難しい」という話もあったわけでありますけれども、今のところ、寒河江病院の方には神経内科の先生も毎週1回程度来ているというように聞いておりますから、そういう意味では、その辺のところでの取り組みなども可能なところではないかなと、このように思っているところであります。

そういう意味で、脳ドックについて、市民からもいろいろな要望もございますし、先ほど市長からあった

ように、毎年脳血管障害で亡くなっている方などもあるわけでありますから、ぜひとも脳ドックを早急に御検討して実施の運びをお願いしたいなと。そういうことをお願いししておきたいと思えます。

それから、二つ目でありませけれども、健康への取り組みの中で、国保事業として健康ビデオライブラリーの設置であります。

これは、考えてみますと、健康についてのいろいろな冊子なども国保の事業として各家庭の方に配られておるわけでありませ。そうした場合に、この冊子を隅から隅まで読めばいいわけななですけれども、手にとっても活字というものはなかなかなじみ切れなないということで、そのまま放っておく方などもいるのではないかなと思っているところでありませ。そういう意味では、視覚に訴えるということが非常にいいのかなということで提案をさせてもらったわけでありませけれども、市長の方からは、「今後前向きに検討していく」というお話がございました。これはぜひとも実施をお願いしたいなということでありませ。

これにつきましては、昨年の11月、ちょうど伊藤昭二郎議員と私の二人で「市政研究会」という会派を結成しておりますけれども、この会派で千葉県の富津市の方に行ってまいりました。これは、人口5万3,000人の町で、昭和47年ごろ市制施行しておった町でありますけれども、保健事業に積極的に取り組んでおった町でありませ。この市では、これと同じような健康ビデオライブラリーということで、85巻ほどのビデオをセットしまして、そのビデオを貸し出ししておりました。そして、先ほども郵送による貸し出しということ提案をさせてもらったんですが、やはりどうしてもとりて来てくれとか、あるいは返す場合に持っていくということになりますと、なかなか返す方でも期限が守られなかつたり、あるいは取りて来る場合は時間を守らなないということで、なかなか折り合わなないということで、郵送によって借り、返却というようなシステムをつくっておりました。そして、これは平成10年からスタートしておりまして、市民から非常に喜ばれている事業でもありませ。多くの方が利用しておりました。これは、個人的にも利用しているんですけれども、サークルとか、あるいは何人が集まって、その健康ビデオを見て、自分の健康についてこれからどうしていくかと。あるいはどういうふうなところを知りたいということで、健康についていろいろな勉強会などもしておりましたけれども、そういう意味では、非常に有効な健康ビデオではないかなということで見てまいりましたので、これはぜひとも前向きに御検討をお願いしたいなということでありませ。

先ほど市長は「ちょっと問題がある」ということで、郵送による返却などは明快に話をしなかつたところでありませけれども、できるならば郵送によって返却できるようなシステムをと。当然、ちょっと考えてみた場合に、郵送によっていろいろな支障がないのかなということもありませんけれども、富津市の方では別段によって返却、貸し出しには支障がないということになっておりましたので、ひとつその辺も配慮していただきながら、前向きに御検討をお願いしたいなところでありませ。これは、前向きにどの辺のところまで現在検討されているのか、何か考えがございましたら、ひとつお示しをお願いしたいと思えます。

それから、放置自転車でありませけれども、これは、市内には放置自転車が非常に目につきます。自転車は使い捨ての時代ということも相まって、そのまま乗って置いていくという方などもございまして、それだけで済めばいいんですけれども、やはり美観を損ねるとか、あるいはひいてはいろいろなふう支障を来してくるということから、放置自転車については、一掃すると。行政でやっているところもありますけれども、先ほど山形とか米沢、それから鶴岡とありませけれども、自転車数が非常に多いところでは。多いところこれを条例をつくって取り締まれているわけでありませけれども、しかし、今後この自転車というのはふえてくる傾向にあるのではないかなと。寒河江でも、先ほど年間30台ということで話がございましたけれども、30台というのは、要するに駅周辺に置かれてる自転車が30台であつて、市内至るところを見ますと、放置されている自転車、今、雪が降っていますからそんなに目立ちませけれども、雪が消えますと、至るところに放置された自転車が出てくるのではないかなと、こういうふう思っているところでは。

そういう意味では、市長の方では「これから台数がふえてくる可能性もあるので、その辺のところ検討

したい」という話がございましたけれども、寒河江の駅前もこれから新しくなってきました、大きな駐輪場も出てくるのではないかなと思いますけれども、駐輪場が出てくるに従って自転車がふえてまいります。物が大きくなければ大きくなるほど、山形市などもそうだったんですが、大きな駐輪場をつくって「では、これ以上ふえないのかな」と思っていたところが、それ以上にふえてくるという傾向があります。ですから、そうなるからでは遅いのではないかなと。その前に条例等をつくってきちんと取り締まっておくと。要するに、最初少数の放置自転車があって、それが類が類を呼んでくると。これが放置自転車です。ですから、放置自転車が1台もなければいいんですけれども、その辺、数台あるところにまた数台ということで、これは必ずふえてまいりますので、芽は小さいうちから摘み取っておかなければならないということで、やはり放置自転車に対する条例、今のうちからこれをきちんとつくって対処しておく必要があるのではないかなということでもあります。

そしてまた、先ほど第1問目でも話したわけでありましてけれども、今のところ、警察もそんなに放置に対して、要するに、これは取り締まる側ですから、放置された自転車を保管したり、あるいは撤去するなどということはしていないし、市の方もある程度、年に1回程度ありますから、そのほかの時期が放置されっ放しという状況であります。そして、これを見てもみますと、届け出をした場合に、電話で届け出をしますと、登録番号を聞かれます。あるものは連絡をして警察から本人の方に連絡が入ると。本人がその場所にとりに行けばいいんですけれども、何日もとりに来ないでそのまま放置になっていると。ですから、また放置が放置を生んでくるというような状況下にあります。当然、登録番号があるやつは引き取られますけれども、登録番号がないやつは、「では、そこの施設の方が保管してください」ということで、そのまま保管の状態になってまいります。保管するところありませんから、当然そのまま路上とか、あるいはうちの周辺に置くことしかないということになってしまいます。

それと、当然、では、自転車を拾ったものですから、要するに遺失物ですから、警察に届け出をしようということで、警察に持っていく場合に、この自転車に乗ったのでは、これは盗難になりますからできませんので、やはり何かの車につけて最寄りの交番なりに持っていくわけです。そうしますと、車のある方、あるいはそれを運ぶような時間のある方などは、これは貴重な方ですけれども、遺失物として警察に届け出になって、6カ月間、引き取り手がなければ自分の手に戻ってくるわけでありましてけれども、車と時間がない方だと、またそのまま、その自転車はそこのところに放置になってしまいます。ですから、当然、市民として届け出をする義務がありますから、届け出しなければならないということはだれでも思っているんですけども、その手間暇をかけてまで届け出しようかなという方が非常に少ないのが現状であります。そうしますと、商店街なり、あるいは周囲の自転車が放置されたところに対しては、自転車はそのまま、放置された状態のままであるというのが現状であります。そういうものを見過ごしておきますと、また自転車の放置が放置を生んでくるというような状況下にございますので、その辺も、放置自転車の台数にかかわらず、やはり今のうちからきちんと条例を制定すべきではないかなと思いますけれども、市長からは「ある程度放置の台数などを見ながら制定していく」という話がございましたけれども、ひとつ再度御意見などをお伺いしたいなと思っております。

私からは以上で、2問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 脳ドックでございます。これをやるとするならば、やはり市立病院ではないかなと。MRIを持っているところの市立病院ではないかなと、このように思いますが、先ほども申し上げましたが、現在のMRIの利用状況を見ますと全く、病院の稼働、それから民間の診療所からの依頼で先々まで日程が詰まっているような状況で、非常に利用回数が多いということがまずございます。それから、議員もおっしゃられましたように、診療体制の問題でございます。どこで担当させ、医師の確保というようなこと、これもございます。

それからもう一つには、やるとすれば、今言ったように市立病院になるわけでございますけれども、今、人間ドックというのは県成人病検査センターで医師会がやっておるわけでございますので、医師会との調整ということも出てこようかなと、このように思っております。ですから、それこれを考え合わせながら検討してまいろうかなと、このように思っております。

それから、循環器系の疾患数につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、ビデオでございますけれども、現在におきましてビデオは市立病院にもございます。それから、市の図書館にもございます。ハートフルセンターにもございます。また、県の保健所も持っていらっしゃる。でも、これらは大分古くなったのもございますので、いざ今の健康相談にふさわしいようなビデオということになりますと、どの程度まで整理しなければならないか、あるいは改めなければならないかということもあるわけでございますけれども、集中管理するような体制づくりをとって、そして貸し出しと、こういうことを考えようかなと思っております。そういう意味で、先ほど1問におきまして「前向きに検討しましょう」と、こういうことを申し上げたところでございます。

ただ、郵送となりますと、その辺の問題、いわゆる郵送料はどうかということもございますので、この辺もどうしたらいいかということも含めてまず検討させていただきたい。とりあえずはスタートさせるかと。そして、郵送の問題はその後考えるかとか、いろいろ順序立ててもあろうかと思いますが、少なくとも集中管理体制というものをとって、それをハートフルセンターなどに置いてやっていこうと、今こういう気持ちでおるところでございます。

それから、放置自転車の問題でございますが、本当に議員がおっしゃられることはわかるわけでございます。少ない台数の中で目をつぶっておくと、放置自転車が放置をさらに生むということになって、さらにふえればますます対策が大変になってくるのではないかという御指摘もわからないことはないわけでございますけれども、議員もおっしゃられますように、保管場所の問題等々も出てきますし、捨得物ということになりますと、また警察をかけなければならないということもございますし、いろいろ手続が煩雑になってきますと、だれも手をつけたくないということもあるわけでございますので、それを全部行政の中で始末するかということもあるわけでございますけれども、いろいろ今言ったような問題があるこの放置自転車対策だろうと思っております。

そんなことで、当面は、1問でも申し上げましたとおり、まずPRといいますが、あるいは指導といいますが、そういうことを徹底して、これまで以上に徹底してまいるということをやっていくことではないかなと、こう思っております。そういう地道な道をとっていくことで、ただ条例をつくって罰則というわけにはいきませんかしょうけれども、「つくったからどうだ」ということだけではなくて、結局は指導とか啓蒙、あるいはボランティアとか、あるいは行政とか、あるいは委託業者ということに結局返ってくるわけではございませんけれども、その辺のところを十分に徹底しながらやってみようかなと、このように思っているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 国民健康保険における循環器系の疾患の受診件数について申し上げます。

3年間ということでございますので、平成7年度につきましては3,512件、平成8年は3,607件、平成9年は3,711件でございます。

なお、これは統計上のことで、各年次とも5月診療分ということでございますので、御了承をいただきたいと思えます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 放置自転車でありますけれども、先ほど市長が言われたように、やはり放置をしないという教育も非常に大事なところではないかなと思っております。それと、条例には、市長も第1問の答弁で言うておりましたけれども、精神的な部分も非常にあるのではないかなと思っております。山形県では、酒田と南陽で、これは自転車ではなくて自動車の駐車に対して条例をつくっております。ここまでなぜ必要なのかなということを感じておったんですけれども、今ではほとんど違法駐車がなくなったと。違法駐車取り締まり条例ですけれども、なぜ道路交通法でやらないで条例までつくってということを感じておったんですが、その中身はやはり精神条例、要するに、これは道交法できちんと取り締まりはできるんだけれども、条例をつくったというのは精神条例なんだと。みんなが車をとめない。みんなが自転車をとめないというような条例には精神的な部分が強いんだということから、酒田と、それから南陽で平成5年からスタートしております、非常に効果が出ておるといような話を聞いているところであります。

そういう意味では、寒河江市の方でも、今回「放置自転車条例」、これを取り上げさせてもらいましたけれども、精神的な部分も非常に大きな意味合いがこの条例にはあると思しますので、その辺も含めながら今後、条例制定に向けてひとつ御検討方お願いしたいなということでもあります。

それから、脳ドックでありますけれども、いろいろな病院の体制とか、あるいは脳ドックの機械であるMRIが込み合っているということもありましたけれども、ほかの自治体ではやっていないという話が市長からありましたけれども、私は、脳ドックを他の自治体に先駆けてでもいいですからやっていただいて、脳ドックの必要性の情報の発進地ということなどもしていただきたいなと、このように思っているところです。特に脳ドックは市民からも要望がありますし、年々脳血管障害で亡くなる方なども非常に多いわけありますから、先ほど課長からありました循環器系の受診件数なども、心臓と脳を含めてでありますけれども、年々増加をしているところです。先ほど5月分とありましたが全体、年間を通しますと相当な数が受診しているのではないかなと思しますので、そういう意味では、年々循環器系で病院にかかる方なども多いわけありますので、その辺も含めながらひとつ脳ドック、できるだけ早く実施をしていただくように要望するところであります。

それからビデオライブラリー、これは前向きに検討とありましたので、その辺もひとつ郵送による返却なども含めながら御検討方お願いしたいと要望して、これで私の一般質問を終わります。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第2、議第59号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第59号平成11年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、大雪の影響による除雪委託料として3,000万円を追加計上するものであります。

この所要額に対する財源については、地方交付税の追加をもって対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は152億4,826万2,000円となるものであります。

以上、補正予算の対応について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第59号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議案第59号

平成12年3月第1回定例会

散 会 午後2時08分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年3月22日(水曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第5号

第1回定例会

平成12年3月22日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第	1	議第	4号	平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
"	2	議第	5号	平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第5号)
"	3	議第	6号	平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
"	4	議第	7号	平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
"	5	議第	8号	平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
"	6	議第	9号	平成11年度寒河江市病院事業会計補正予算(第3号)
"	7	議第	10号	平成12年度寒河江市一般会計予算
"	8	議第	11号	平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
"	9	議第	12号	平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
"	10	議第	13号	平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
"	11	議第	14号	平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
"	12	議第	15号	平成12年度寒河江市老人保健特別会計予算
"	13	議第	16号	平成12年度寒河江市介護保険特別会計予算
"	14	議第	17号	平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
"	15	議第	18号	平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
"	16	議第	19号	平成12年度寒河江市立病院事業会計予算
"	17	議第	20号	平成12年度寒河江市水道事業会計予算
"	18	議第	21号	寒河江市印鑑条例の一部改正について
"	19	議第	22号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
"	20	議第	23号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
"	21	議第	24号	寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について
"	22	議第	25号	寒河江市特別会計条例の一部改正について
"	23	議第	26号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
"	24	議第	27号	寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
"	25	議第	28号	寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について
"	26	議第	29号	寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について
"	27	議第	30号	寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について
"	28	議第	31号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
"	29	議第	32号	寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
"	30	議第	33号	寒河江市介護保険条例の制定について
"	31	議第	34号	寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について

- " 3 2 議第 3 5 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議第 3 6 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- " 3 4 議第 3 7 号 寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
- " 3 5 議第 3 8 号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- " 3 6 議第 3 9 号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- " 3 7 議第 4 0 号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 3 8 議第 4 1 号 寒河江市手数料条例の全部改正について
- " 3 9 議第 4 2 号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- " 4 0 議第 4 3 号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- " 4 1 議第 4 4 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- " 4 2 議第 4 5 号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
- " 4 3 議第 4 6 号 寒河江市防災会議条例の一部改正について
- " 4 4 議第 4 7 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- " 4 5 議第 4 8 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- " 4 6 議第 4 9 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- " 4 7 議第 5 0 号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
- " 4 8 議第 5 1 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 4 9 議第 5 2 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について
- " 5 0 議第 5 3 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
- " 5 1 議第 5 4 号 寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更について
- " 5 2 議第 5 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- " 5 3 議第 5 6 号 土地の取得について
- " 5 4 議第 5 7 号 市道路線の廃止について
- " 5 5 議第 5 8 号 市道路線の認定について
- " 5 6 議第 5 9 号 平成 1 1 年度寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）
- " 5 7 請願第 1 号 年金制度改善に関する請願
- " 5 8 請願第 2 号 「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意見書提出に関する請願
- " 5 9 請願第 3 号 雇用安定創出を求める請願
- " 6 0 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告

(5) 予算特別委員長報告

日程第 6 1 質疑、討論、採決

” 6 2 議案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

” 6 3 議案第 2 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

” 6 4 議案第 3 号 雇用安定創出を求める意見書の提出について

” 6 5 議案説明

” 6 6 委員会付託

” 6 7 質疑、討論、採決

” 6 8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求
について

閉 会

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月28日及び3月6日及び21日に開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 1、議第 4 号から日程第 59、請願第 3 号までの 59 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 60、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12 番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 おはようございます。

総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 10 日午前 9 時 30 分から議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第 22 号、議第 23 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 30 号、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号、議第 55 号及び議第 56 号の 10 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 22 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「医長及び室長とあるが、室長は現在いるのか」との問いがあり、市当局より「室長は医師が兼務しています」との答弁がありました。

議第 23 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市特別会計条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「別表に土地の適正な価格とあるが、土地の適正な価格は決まっているのか」との問いがあり、当局より「毎年の地価公示価格によるものです」との答弁がありました。

議第 26 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 30 号寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 39 号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「地方分権一括法の制定による地方自治法の改正により、県知事の権限に属する事務の一部を市が処理するようになったのだが、市に移った項目はどのぐらいあるのか」との問いがあり、当局より「37 項目あるが、寒河江市に該当するのは 22 項目です」との答弁がありました。

議第 39 号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 40 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました

が、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 41 号寒河江市手数料条例の全部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より第 2 条第 2 項及び第 3 項の解釈についての問いがあり、当局より説明を受けてから、休憩を挟んで例を出しながら意見交換をし、内容を理解し合いました。

議第 41 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 55 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号土地の取得についてを議題としました。

土地開発公社理事の委員の退席を求めてから当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11 番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席し、当局より教育長ほか関係課長出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第24号、議第35号、議第42号、議第43号、請願第3号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第24号寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より寒河江市語学指導等に従事する外国人の資格要件についての問いがあり、当局より「資格要件については、財団法人自治体国際化協会で募集し、日本について関心、意欲を持ち、心身ともに健康で、原則として35歳未満で、大学の学士号を持ち、英語の堪能な方であるとか細かい条件があるようです」との答弁がありました。

委員より任期についての問いがあり、当局より「契約は1年間で、通算で契約の更新は2回までとなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「和室の使用はほとんどないようなので、使用料を取った場合、利用者がもっと少なくなるのではないか」との問いがあり、当局より「今までの利用形態は、1人幾らかということで、人数によって使用料を決定してまいりましたが、改正では、人数ではなく専有する時間によって使用料が決まることとなりますので、総体的には安く利用できるようになります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正についてと、議第43号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを、関連がありますので一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、それぞれ採決に入りました。

議第42号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号雇用安定創出を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書の朗読の後、質疑、意見等に

入りました。

質疑、意見等を申し上げます。

委員より「有効求人倍率が非常に低いと言われて久しいが、管内ではどのような状態になっているのか。また、管内高校の就職の確定状況の現状について」の問いがあり、当局より「ハローワーク寒河江管内の有効求人倍率は、1月末現在で0.55で、11年度は0.5程度で推移しております。高校生の求職者数は、12年3月卒業予定者242名がおり、2月末現在で、内定者が238名、未定者が4名、専修学校では、求職者4名、内定者4名で全員決まっているようです。中学校については、本年の求職者はありませんでした」との答弁がありました。

委員より「願意妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16 番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 14 日午前 11 時 28 分から、市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 21 号、議第 27 号、議第 28 号、議第 29 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 33 号、議第 34 号、議第 36 号、議第 37 号、議第 38 号、議第 46 号、議第 51 号、議第 52 号、議第 53 号、請願第 1 号、請願第 2 号の 20 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに議第 7 号平成 11 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 8 号平成 11 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 号平成 11 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 21 号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 27 号寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金は今現在幾らあるのか」との問いがあり、当局より「平成 11 年度の見込みで 1 億 7,764 万 8,000 円です」との答弁がありました。

議第 27 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 28 号寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 29 号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より介護保険導入に伴う税の限度額と条例に対する考え方についての問いがあり、当局より「現在の限度額は53万円となっておりますが、法改正により、4月から国民健康保険税については53万円、介護保険については7万円に限度額が個別に定められる予定です」との答弁がありました。

委員より「4月からの改正となる条例等の改正はどうか」との問いがあり、当局より「条例については、専決処分に対応させていただきたいと考えております」との答弁がありました。

議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市介護保険条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険の認定漏れになっている方だけでなく、新たに認定漏れになる方に対しても市単独のサービスが低下することがないようにしてほしいと思うが、どうか」との問いがあり、当局より「介護保険の認定漏れの方や、日常生活において支援や指導を必要とする高齢者等を対象にしてホームヘルプサービスを提供していく考えです」との答弁がありました。

委員より「市直営のホームヘルパーは今後配置しないのか」との問いがあり、当局より「指定事業者の方をお願いしていきたいと考えておりますので、市直営のホームヘルパーを配置していく考えは今のところありません」との答弁がありました。

議第34号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「計画では、訪問看護や訪問リハビリを実施していくということになっているようだが、どういう内容か」との問いがあり、当局より「現在市立病院での訪問看護は、当病院を退院された方でどうしても自宅で看護しなければならないという方が対象です。訪問リハビリについても同様であります。人数的には三、四名であります」との答弁がありました。

また、委員より、「指定事業者の許可を受けて実施していくということになっているが、今後はどうか」との問いがあり、当局より「介護点数も定められましたので、認定を受けた指定事業者として訪問看護、訪問リハビリを実施してまいりたい」との答弁がありました。

議第36号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市防災会議条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議第 51 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 53 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「組合の財産はどのような状況にあるのか」との問いがあり、当局より「共立伝染病院は、河北病院内の西側に併設されていたもので、面積は建物 598.1 平米、土地 3,708 平米であります。起債の償還については、土地の分は河北町で負担し、建物については、河北町以外の構成市町で分担して負担しております。このたび建物の繰り上げ償還のために補正予算をお願いしており、構成市町合わせますと 1,370 万 8,000 円となっております」との答弁がありました。

また、委員より「実質的に河北町から河北病院に移管するという話にはなっていないのか」との問いがあり、当局より「組合のすべての財産を河北町に引き継ぐこととなりますが、実際は県の方に 5 年間貸して、その賃貸料を償還財源に充てるため、5 年間は河北町で管理して、その後は県の方に無償で譲渡するという考え方になっております」との答弁がありました。

議第 53 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号年金制度改善に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

委員より「四つの請願事項の内容は理想とするところではあるが、無理があるように思う。もう少し研究してみる余地があると思うので、継続して審査していきたい」。

また、委員より「以前より制度を改善してほしいということを審議してきた経過など、そうした過去の積み上げをもとにこの請願が出てきていると思う。少しずつ理想に向かっていくために地方議会から動いていくということもあるし、財政的なことはあっても理想に近づけていくことは必要であると思うので、ぜひ採択してほしい」。

また、委員より「国庫負担で実現していくということはありがたいことではあるが、財源が必要だ。高齢化の中で国においても年金制度については大変苦労している時期だと思うので、もう少し推移を見てからという気がする」などの意見がありました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 1 号については、「今後さらに慎重に検討すべきである」との多数の意見により継続審査に付すべきものと決しました。

次に、請願第 2 号「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 2 号については、「今後さらに慎重に検討すべきである」との多数の意見により継続審査に付すべきものと決しました。

以上をもって、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19 番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 13 日午前 9 時 30 分から、第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 5 号、議第 6 号、議第 44 号、議第 45 号、議第 47 号、議第 48 号、議第 49 号、議第 50 号、議第 54 号、議第 57 号及び議第 58 号の 11 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 5 号平成 11 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 5 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 6 号寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 6 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 45 号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 47 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 48 号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 48 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 49 号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 49 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 50 号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 50 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 54 号寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 54 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 57 号市道路線の廃止について、及び議第 58 号市道路線の認定については、関連がありますので一括して議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略してそれぞれ採決の結果、議第 57 号及び議第 58 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9 番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3 月 2 日午後 4 時 47 分から、本議場において開会いたしました。委員 23 名中 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと審査に入りました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）議第 10 号平成 12 年度寒河江市一般会計予算、議第 11 号平成 12 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第 12 号平成 12 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第 13 号平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第 14 号平成 12 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第 15 号平成 12 年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第 16 号平成 12 年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第 17 号平成 12 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第 18 号平成 12 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第 19 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計予算、議第 20 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第 4 号については、一つ、各基金の平成 11 年度末見込み額について。一つ、地域総合整備貸付資金の今後の見通しについて。一つ、寒河江サービスエリアの経営形態と入り込み状況について。

議第 10 号については、一つ、緊急雇用対策補助金の使途について。一つ、安東市仮面劇団講演の日程、訪問人員等について。一つ、高齢者ふれあいサロンの実施箇所数と運営について。福祉タクシー事業の予算増額と該当要件等について。一つ、子育て相談の取り組みについて。一つ、し尿収集運搬業務の民間移行について。一つ、PAO2 丁目ビルの所有者の経営状況や不動産鑑定結果等について。一つ、西寒河江のメリヤス業の経営状況と支援について。一つ、外国語指導助手の活用について。一つ、学習生活指導補助員の活用について。一つ、学校給食調理業務委託料について。一つ、職員定数と出向職員等の内訳について。一つ、国、県道の通学路の除雪について。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、議第 11 号から議第 20 号までについては、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3 月 9 日午後 2 時 20 分から、本議場において本特別委員会を再開しました。委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、審査に入りました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 59 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

議第 59 号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

一つ、今年度の除雪の一斉出動回数と 1 回当たりの経費について。一つ、今年度の除雪費の見通しについて。一つ、畑街道の除雪の時期について。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3 月 21 日午前 9 時 30 分から、本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 4 号から議第 59 号までの 13 案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 4 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 10 号については、チェリークア・パーク民活エリアの開発についての質疑があり、分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 11 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 12 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 13 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 14 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 15 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 16 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 17 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 18 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 19 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 20 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 59 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 61、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

議第 5 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 5 号は原案のとおり可決されました。

議第 6 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 6 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 6 号は原案のとおり可決されました。

議第 7 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。22番遠藤聖作議員。

〔遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と、現在の市政のありように少なからず心を痛めている市民の声を代表して、平成12年度一般会計予算案に反対する立場で討論に参加をいたします。

地方自治体の役割は、ことし4月から施行される新しい地方自治法を引き合いに出すまでもなく、住民福祉の増進を図ることを基本として地域住民に身近な行政を担うことにあります。御承知のように今、国、地方とも未曾有の財政危機に直面しています。政府見通しによれば、2000年度末の長期債務残高は、国が485兆円、地方が187兆円で、重複分を除いても国、地方を合わせた債務残高は645兆円にもなります。政府の2000年度の一般会計予算額が84兆9,800億円ですから、実に国家予算の7.6倍、国民1人当たりの負担が510万円という途方もない借金依存の財政状況となっています。このような返済の当たらない異常な長期債務は、先進資本主義国の中ではほかに例を見ないもので、事実上財政破綻状態にあると言わなければなりません。

ところで、寒河江市も、この10年近く、補助金のつくものはむろんのこと、単独事業も全面受け入れを表明し、どんどん市債を起こし、投資的事業を拡大してまいりました。その結果、本市の財政状況も危機的状況にあると言わなければなりません。高利の起債の繰り上げ償還などの努力を行ってきたものの、公債費残高は、190億円を突破し、県内類似都市の中では、東根市に次いで上から2番目であります。また、緊急支出に備える基金を毎年、当初予算から取り崩すなどの苦しい財政運営を続けてきた結果、保有高に至っては13市中最低額で、ほとんど底をついた状態にあります。

佐藤市長は、こうした指摘に対して「後年度に交付税で返ってくる有利な起債を多く活用しているので、心配はない」とよく言いますが、財政破綻状態の政府の約束に無比判に追隨していくやり方は改めるべきであります。

寒河江市では、この間、チェリーランドやチェリークア・パークなどの大規模プロジェクト事業を積極的に推進する一方で、「行政改革」を錦の御旗にして、小学校の給食調理業務の民間委託、国庫に納付義務のない市の各種使用料・手数料への消費税分の上乗せ、各種補助金の一律カット、白岩出張所の廃止などを強行して、住民に負担を転嫁する施策を行ってまいりました。スポーツ少年団の上級大会への参加補助金なども、冠大会は該当させないなどと、関係者に諮ることもせず、一片の告示で決めてしまうなど、その手法にも大きな問題があります。

今年度予算でも、敬老祝い金の廃止など、お年寄りのささやかな楽しみまで奪おうとしています。

また、村山広域水道が供給する水道料金を値下げし、年間約1億円の節約になったにもかかわらず、寒河江市の水道料金は、4次拡張計画があることを理由に据え置くとしています。これでは、4次計画の事業計画も財政計画もない今の段階で、既に村山広域水道からの還元分をその財源に充てることを勝手に決めたこととなります。少なくともこの村山広域水道の利用料の値下げの問題は、以前の議会でも私どもが取り上げた経緯もあり、料金の引き下げの話があった段階で、その浮いた財源の使い道については、議会と協議するべきだと考えます。

下水道料金も新年度から引き上げられます。これらの問題は、市民の営業と生活に大きな影響をもたらすだけに、一般会計からの繰り入れの増額なども視野に入れて、公共料金のあり方を検討すべきだと考えます。

また、「行革」や「節約」を言うなら、今議会の一般質問でも私どもが取り上げましたように、公費の浪費を防ぐ最も可能性のある入札制度の改善になぜ大胆なメスを入れないのか。その片手落ちの進め方には疑問も指摘されなければなりません。

ことし4月から開始される介護保険制度では保険料は生涯にわたって徴収され、利用料を払わなければ制度も活用できないなど、文字どおり金の切れ目が人生の切れ目となるような時代に突入しつつあります。かねてから私たちが主張してきたように、介護激励金や貸しベッドの存続、紙おむつ支給の所得制限の撤廃など介護保険制度から外れる高齢者への市独自の福祉施策は一定の充実が見られますが、「せめて市独自に保険料や利用料の減免制度を創設して、利用者の負担を軽減すべきだ」という意見に佐藤市長は、厚生省の消極的な姿勢を踏まえて「その気はない」と一蹴しました。今、全国で問題になっている痴呆老人の認定に欠陥があることについても、「問題はない」と事態の深刻さを理解していません。

このことについては、全国の多くの自治体で厚生省と粘り強く交渉しながら、独自の保険料・利用料の減免

条項を挿入したり、痴呆老人の認定には独自の基準で臨むなど、住民の立場に立った姿勢を貫こうとしています。これらは、介護保険の導入で大幅に削減される一般会計の老人福祉費を回すだけで解決できる問題であります。佐藤市政の特徴を端的に言えば、政府の施策には積極的に迎合していくが、市民の福祉の向上や生活と営業を守るためには、政府の悪政に抵抗しても必要な独自の施策を展開していくという勇気は持ち合わせていないのではないかと指摘せざるを得ません。

以上の立場から、私たち日本共産党市議団は、平成 12 年度一般会計予算案を初め関連する幾つかの予算案に反対の態度を表明するものであります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。9 番伊藤忠男議員。

〔伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 私は、緑政会を代表して賛成討論を行います。

2000 年という節目の年、21 世紀の寒河江市をどのような方向に進めるか、大切な年であります。また、第 4 次振興計画の中間年にも当たっております。日本経済の長い不況のもと、地方自治体の財政状況は厳しい状況ではありますが、佐藤市長の高い行政手腕により、自主財源比率は年々向上し、自主財源比率 0.505 まで向上しておりますことは投資効果のあらわれであり、行政手腕を高く評価しているところであります。

一方、地方自治体にとっては、大きな変革のときであります。介護保険の 4 月よりのスタート、地方分権一括法の 4 月よりの施行など、地方を取り巻く環境は厳しい状況であります。そんな中で、財政健全化を図る行財政改革、限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努め、地域経済の再生、介護保険の実施、少子・高齢化への対応、自主的・主体的な地域づくりや環境の保全など、厳しい財政状況の中で市民の求めるニーズ、緊急に対応すべきものなど、将来を見据えた並々ならぬ配慮に配慮した平成 12 年度一般会計予算と判断し、全面的に賛成するものであります。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

この際申し上げます。

議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）の表決結果を申し上げますませんでしたので、改めて結果を申し上げます。

議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

以上です。次に移らせていただきます。

議第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議第 12 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

議第 13 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 13 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議第 14 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 14 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議第 15 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議第 16 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

議第 17 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 17 号は原案のとおり可決されました。

議第 18 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

議第 19 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 19 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

議第 20 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

議第 21 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

議第 22 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

議第 23 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

議第 24 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

議第 25 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。

議第 26 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 26 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

議第 27 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 27 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 27 号は原案のとおり可決されました。

議第 28 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

議第 29 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 29 号は原案のとおり可決されました。

議第 30 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

議第 31 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 31 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

議第 32 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 32 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

議第 33 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 33 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

議第 34 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 34 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

議第 35 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 35 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

議第 36 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 36 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 36 号は原案のとおり可決されました。

議第 37 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 37 号は原案のとおり可決されました。

議第 38 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 38 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

議第 39 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 39 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 39 号は原案のとおり可決されました。

議第 40 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 40 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 40 号は原案のとおり可決されました。

議第 41 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 41 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 41 号は原案のとおり可決されました。

議第 42 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

議第 49 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

議第 50 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

議第 52 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について委員長報告に対する質疑はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議第 54 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 54 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

議第 55 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 55 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 00 分
再 開 午前 11 時 01 分

〔議長交代〕

佐藤 清副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、次の諸君の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員、1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤頼男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、以上の方は退席願います。

〔1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤頼男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番 那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員退席〕

議第 56 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 56 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員、1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤頼男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、以上の方の復席を求めます。

〔1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤頼男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番 那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員復席〕

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 04 分
再 開 午前 11 時 05 分

〔議長交代〕

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第 57 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 57 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 57 号は原案のとおり可決されました。

議第 58 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 58 号は原案のとおり可決されました。

議第 59 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は継続審査に付することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は継続審査に付することに決しました。

請願第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 62、議案第 1 号から日程第 64、議案 3 号まで、3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 65、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 3 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 66、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 3 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 67、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 3 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第 68、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しておりますとおり、委員長による申し出があります。
お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

この際、お諮りいたします。

5 番荒木春吉議員から 3 月 7 日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第 64 条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、荒木春吉議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

平成 12 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 11 時 14 分

佐竹敬一議長 これで平成 12 年第 1 回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

寒河江市議会副議長 佐 藤 清

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 内 藤 明